

2014 年度 自己点検・評価報告書



明治学院大学

【目次】

序章

基準 1. 理念・目的	1
1. 現状の説明	1
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	1
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に 周知され、社会に公表されているか。	1 1
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行って いるか。	1 4
2. 点検・評価	1 7
3. 将来に向けた発展方策	1 8
4. 根拠資料	1 9
基準 2. 教育研究組織	2 1
1. 現状の説明	2 1
(1) 大学の学部・学科、研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研 究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	2 1
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	2 5
2. 点検・評価	2 6
3. 将来に向けた発展方策	2 6
4. 根拠資料	2 7
基準 3. 教員・教員組織	2 8
1. 現状の説明	2 8
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	2 8
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	3 5
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	4 3
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	4 7
2. 点検・評価	5 1
3. 将来に向けた発展方策	5 3
4. 根拠資料	5 5

目次

基準4. 教育内容・方法・成果	5 8
i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	5 8
1. 現状の説明	5 8
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	5 8
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	6 9
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員 (教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。	8 4
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について 定期的に検証を行っているか。	8 8
2. 点検・評価	9 1
3. 将来に向けた発展方策	9 2
4. 根拠資料	9 3
ii) 教育課程・教育内容	9 6
1. 現状の説明	9 6
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程 を体系的に編成しているか。	9 6
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供し ているか。	1 0 6
2. 点検・評価	1 1 7
3. 将来に向けた発展方策	1 1 9
4. 根拠資料	1 2 2
iii) 教育方法	1 2 4
1. 現状の説明	1 2 4
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	1 2 4
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	1 3 4
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	1 3 8
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・ 方法の改善に結びつけているか。	1 4 3
2. 点検・評価	1 4 8
3. 将来に向けた発展方策	1 5 2
4. 根拠資料	1 5 5
iv) 成果	1 5 8
1. 現状の説明	1 5 8
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	1 5 8
(2) 学位授与(卒業・修了判定)は適切に行われているか。	1 6 4
2. 点検・評価	1 6 8
3. 将来に向けた発展方策	1 6 9
4. 根拠資料	1 7 1

目次

基準 5. 学生の受け入れ	1 7 3
1. 現状の説明	1 7 3
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	1 7 3
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜 を行っているか。	1 8 3
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員 に基づき適正に管理しているか。	1 9 1
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適 切に実施されるかについて、定期的に検証を行っているか。	1 9 6
2. 点検・評価	1 9 9
3. 将来に向けた発展方策	2 0 2
4. 根拠資料	2 0 3
基準 6. 学生支援	2 0 6
1. 現状の説明	2 0 6
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援 に関する方針を明確に定めているか。	2 0 6
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	2 0 7
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	2 1 2
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	2 1 5
2. 点検・評価	2 1 9
3. 将来に向けた発展方策	2 2 0
4. 根拠資料	2 2 1
基準 7. 教育研究等環境	2 2 4
1. 現状の説明	2 2 4
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	2 2 4
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	2 2 5
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	2 2 8
(4) 教育研究を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	2 3 1
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	2 3 2
2. 点検・評価	2 3 3
3. 将来に向けた発展方策	2 3 4
4. 根拠資料	2 3 4
基準 8. 社会連携・社会貢献	2 3 6
1. 現状の説明	2 3 6
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	2 3 6
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	2 3 7
2. 点検・評価	2 4 2

目次

3. 将来に向けた発展方策	2 4 3
4. 根拠資料	2 4 3
基準9. 管理運営・財務	2 4 5
i) 管理運営	2 4 5
1. 現状の説明	2 4 5
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。 ..	2 4 5
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	2 4 9
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	2 5 1
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	2 5 2
2. 点検・評価	2 5 3
3. 将来に向けた発展方策	2 5 3
4. 根拠資料	2 5 4
ii) 財務	2 5 6
1. 現状の説明	2 5 6
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立して いるか。	2 5 6
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。	2 5 9
2. 点検・評価	2 6 0
3. 将来に向けた発展方策	2 6 1
4. 根拠資料	2 6 1
基準10. 内部質保証	2 6 2
1. 現状の説明	2 6 2
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会 に対する説明責任を果たしているか。	2 6 2
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	2 6 3
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	2 6 5
2. 点検・評価	2 6 6
3. 将来に向けた発展方策	2 6 7
4. 根拠資料	2 6 7

終章

序章

序章

1) 大学評価を受ける意義、趣旨・目的

明治学院大学は、自己点検・評価の目的について「明治学院大学学則」「明治学院大学大学院学則」「明治学院大学自己点検・評価規程」で以下のように定めている。

「明治学院大学学則」（抜粋）

第1条の2 本学は、前条の目的を達成し、教育研究水準の向上を図り、その社会的責務を果たすために、必要な自己点検・評価を行う。

2 前項の目的を達成するために、点検・評価の方法、実施体制、項目等は、別にこれを定める。

「明治学院大学大学院学則」（抜粋）

第1条の2 本大学院は、前条の教育水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自己点検および評価を実施するものとする。

2 自己点検および評価の実施体制並びに方法については、別にこれを定める。

「明治学院大学自己点検・評価規程」（抜粋）

第1条 この規程は、明治学院大学学則第1条の2第2項および明治学院大学大学院学則第1条の2第2項の規定に基づき、明治学院大学の建学精神を実践し、教育研究水準の向上を図り、社会的責務を果たすために、教育研究および管理運営等に関する自らの点検及び評価（以下「自己点検・評価」）の実施について、これを定める。

第2条 前条の目的を達成するために、自己点検・評価運営委員会を置く。

以上のように、評価を受けることは学部・大学院の教育研究の改善向上につながる。さらに自己点検・評価は大学・大学院の運営改革についても重要なことである。

今回大学評価を申請するにあたり、以下のような目的を設定した。

第1の目的は、全学的に自己点検作業を行なうにあたり、今一度、大学構成員が本学の理念、目的、教育目標等を再確認し、日常の大学業務や研究活動で、建学の精神や教育理念をどのように実現するか、そのための目標や目的のあり方について議論を深める。

第2の目的は、大学、各組織がそれぞれの現状を客観的な視点から明らかにし、その長所、課題や問題点を把握することである。これまで本学は、暗黙知や経験則、既存のスタイルに依存し、主観的な視点による判断に負うところが多かった。しかし、客観的な認識のもとに、強みの強化、課題の改善に向けた方針、目標、計画を立案することで、実効性のある組織の発展を実効的に推進することを目指している。

第3の目的は、大学、各組織が中長期的な視点で方針や目標を立て、その実現に向けた具体的な改革策を立案し、目標達成のための進行計画をたてることを習慣づける足掛かりとすることである。本学は大学全体としての中長期的な方針がなく、目標や目的の認識の

序章

共有が希薄であった。そのため、組織ごとには見るべき改革・改善は達成できているものの、大学全体の方針を前提としているとは言えなかった。本学の学部自治の伝統によることも多いが、今回の自己点検作業では、学部の自治を尊重しつつも、大学方針との連携を図ることが目指された。

2) 実施体制

本学は学校教育法第 109 条第 2 項に基づく認証評価を、2002 年の「大学評価」(相互評価)、そして 2009 年度の「大学評価」(大学機関別認証評価) 受審から 6 年を経て、今回 2015 年度に 3 回目の「大学評価」を受審しようとしている。

自己点検・評価運営委員会の下、日ごろの自己点検作業や教育・研究等の質保証に加えて、中長期的な改革を確実なものとする不断の努力を続けることによって、大学の社会的責任を果たしうるものと考えている。そして、この努力は一部の大学構成員ではなく全構成員によってなされるべきものである。

3) 前回の大学評価について

本学は、前回(2009 年度受審)の大学評価で「大学基準に適合している」との認定を受けたものの、改善努力を要するものとして 11 項目の助言が与えられた。それ以降、毎年の自己点検評価の際に、これら 11 項目については、別途改善進捗の確認を行ない改善に努めてきた。2013 年 7 月、大学基準協会の定めに従い「助言」事項に対する改善報告書を提出した。同協会からは、改善経過についての再度の報告は求められなかったものの、「取り組みの成果が十分に表れていない事項については、引き続き一層の努力が望まれる」との助言がなされたため、これらの項目については、今回の大学評価でもその後の進捗状況について触れているところである。

4) 募集停止をした法科大学院について

本学の法科大学院は、2013 年度に学生募集を停止した。本来、2012 年度秋学期に日弁連法務研究財団の認証評価を受けることを前提に準備を進めてきたが、現在の認証評価機関の認証評価基準には、学生の募集を停止した法科大学院にそのままのかたちでは適用できない項目がある。また、受審するには、その準備に向けて大きな人的・経済的負担がある。これらの点を考慮して、持てる資源を在學生と修了生の教育に振り向けるため受審を断念し、自己点検・評価報告書は作成するが受審はしないという選択をすることとした。そのため、本評価報告書には法科大学院に関する記述が含まれるが、記述内容については、法科大学院自己点検評価報告書の記載を参照いただく部分が多いことを付記したい。2012 年秋に作成した本法科大学院自己点検評価報告書は、受審に向けた準備の段階で作成された草稿をもとに、募集停止までの経過を取り込み、募集停止後の課題を提示し本法科大学院の翌年度以降の自己点検・評価の基準を設定した。本法科大学院自己点検評価報告書の自己点検・評価の基準は、草案作成のもととなった評価基準である日弁連法務研究財団の法科大学院認証評価基準をベースとし、これに上記の課題を意識して、適宜、省略追加改訂をしたものである。

基準 1. 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

1) 大学全体

明治学院大学の淵源は、米国長老教会の宣教医師ヘボンと妻のクララによって、1863(文久 3) 年に横浜居留地の住宅に付設した施療所で始めた英学塾「ヘボン塾」にある。ヘボン夫妻の無償の医療奉仕、辞書の編集・出版と聖書翻訳、そして教育活動という 3 つの活動から、本学の建学の精神「キリスト教による人格教育」の根幹を成す教えが見出される。

建学の精神は、学則第 1 条(資料 1-1)において「基督教による人格教育を基礎として、広く教養を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的応用能力を発揮させること」と定め、大学院学則第 1 条(資料 1-2)においても同様に謳われている。また本学はキリスト教教育を建学の精神とする大学であり、「Do for Others (他者への貢献)」を教育理念としている。この言葉は、「新約聖書」マタイによる福音書 7 章 12 節「だから、人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」(Good News Bible: Matthew 7:12. Do for others what you want them to do for you) より引用されているものである。

さらに本学では、2008 年度に、この教育理念に照らして、新たに教育目標として以下の 5 つの目標を掲げている(資料 1-3)。

(1) 他者を理解できる人間の育成。

本学の教養、人文科学教育においては、自己の健康管理、人間の相互理解に不可欠な言語、芸術表現活動、心のありようが追究され、他者に対する洞察力が養われる。そのような洞察力によって、文化や宗教、民族や価値観の多様性を理解する豊かな人間を育むことです。

(2) 分析力と構想力を備えた人間の育成。

本学の社会科学教育において、経済法則、経営組織、社会関係、法律制度、政治運動の分析が追究され、論理的、実証的能力をもち、未来社会に対する構想力をもつ鋭利な人間を育むことです。

(3) コミュニケーション能力に富む人間の育成。

文章表現、メディア、情報処理、諸外国語によって、人間に対する洞察力や、社会に対する分析力を、年齢や社会的背景、文化や宗教、言語や国籍の異なる人間に上手に伝達できる人間を育むことです。

(4) キャリアをデザインできる人間の育成

ヘボン夫妻からミッションを持つことの大切さを継承し、正課であれ、課外であれ、自分にとってのミッションを模索し、キャリア・デザインに取り組むことのできる人間を育むことです。

(5) 共生社会の担い手となる人間の育成

ヘボン夫妻の「他者への貢献」が、立場や境遇、国籍や民族の相違を超えて、「弱者」「途上国」「少年少女」に対する暖かい眼差しをもった双方向の貢献であった点に鑑みて、隣人へのボランティアや福祉、外国との平和構築、自然環境との共存を図ることの出来る人間、

基準 1. 理念・目的

換言するならば、人間、社会、自然と「ともに生きる」(Mitleben) ことの出来る人間を育むことです。

2) 文学部

文学部では、以下のように、人材養成目的を学則に定めている。

文学部 各学科の人材養成目的

◆学部全体

文学部の教育目的は、さまざまな表現分野にわたる基礎的ないし専門的な知識と応用力、多種の言語と文学・芸術・文化についての理解力、口頭および文章による言語表現力の涵養を通じて、人間とは何か、人間はいかにあるべきかを問い、世界の多様性と変化に対応しつつ、社会に貢献できるような能力と個性を育てることにある。各学科・課程は画一性におちいることなく、それぞれの目標と方針をもってそうした人材の養成にあたるが、いずれも柔軟な思考と発想を重んじ、個人同士の人間関係を築けるように導く。こうしてヘボンのキリスト教精神と人間主義、多種の言語や文化への関心を受けつぎ、さらに視野をひろげてゆく姿勢をも共有させる。

◆英文学科

英文学科の教育目標は一つには、英語による文学・諸芸術の経験を通じて、人間性への洞察と英語圏諸文化への理解を深めることである。また、英語という言語を様々な側面から科学的に研究することにより、人間の相互交流に不可欠なことばの本質・機能について理解を深めることも、重要な目標である。さらに、それらの理解と連動して、実践的な英語コミュニケーション能力をみがくことを目指す。現代の国際語といえる英語を身につけ、言語一般に関する科学的知見を獲得し、英語圏の文学・文化に広く触れる努力をするが、それは、人々と触れ合い、ともに生きること、自己と他者への深い理解と洞察を学ぶことの一環である。

◆フランス文学科

フランス文学科は、フランスの言語および文学・芸術・歴史・思想の研究を通じて、斬新な視点をもった、創造性あふれる人材を育成しようとする。刺激的な発想や感覚や知識の宝庫であるフランス文化のさまざまな側面に触れさせながら、感性と思考の力を養い、自らの着想を他の人々に確かに伝える表現力を鍛えてゆく。同時に、フランスを基点にしてヨーロッパの全域へ、またアフリカ・南北アメリカなどの多様なフランス語圏へと視野をひろげながら、真に豊かな文明のありようを追求する。こうして、ともすれば画一化されがちな日本社会に向けて、ユニークな発想を求めて提言できる、貴重な人材を送り出してゆきたい。

◆芸術学科

芸術学科は音楽学系列、美術史学系列、映像芸術学系列、芸術メディア系列、総合芸術学系列という五つの系列で構成されているが、その教育目標は、第一に、学生それぞれの芸術に対する興味の芽生えを大切に育てることである。そして、芸術に関する理論、歴史、それにまつわるコミュニケーションのあり方などを幅広く、かつ深く学べる知的環境を整え、学生が考える力・見る力・聴く力・味わう力を身につけるように指導する。そのため

基準 1. 理念・目的

に、入門から専門的知識を段階的に学ぶことを縦軸とし、あわせて領域横断的な学際的学習を横軸として、その両軸からの学習を可能にするような創意と工夫に満ちたカリキュラムを用意する。そのなかで、各自の系列に関する専門的な知識のみならず、幅広く知的好奇心を刺激する多彩な講義科目を提供することも芸術学科の重要な教育目標である。

3) 経済学部

経済学部では、以下のように、人材養成目的を学則に定めている。

経済学部 各学科の人材養成目的

◆学部全体

経済学は人・金・物の動きを対象とする非常に広い学問であり、個人あるいは集団の生活と直結した実学である。

経済学部では、いずれの学科でも第一にその分野の基礎力を身につけることを目標とし、同時に、的確な情報収集能力や他人とのコミュニケーション能力の獲得にも力を入れ、健全な倫理観を持ちながら経済学の知識によって社会で活躍できる人材の育成を目指す。

また、経済学の多様性や新しい変化に弾力的に取り組めるよう、身につけた基礎的な力を実際の現場で応用する実践的な科目を多く配置し、これらを習得し、バランス感覚を身につけた『良識のある経済人』の育成を目指す。

◆経済学科

経済のグローバル化、IT 技術の進歩等を背景に、現代の経済は非常に複雑なものとなっている。経済学科では、複雑化した経済の基本的なメカニズムの理解に必要な、学問としての経済学の基礎を身につけることを第一の教育目標とする。また、その基礎学力の現実の経済問題への応用を通して、経済学的センスと現実の問題に的確に対処できる応用能力を涵養することを第二の教育目標とする。

これらの目標を達成するため、さまざまな経済現象を自分なりに理解する主体的な学習が不可欠である。経済学科は、そのような学習姿勢を育て、自立した経済人を世に送り出すことに主眼をおいたカリキュラムを提供する。

◆経営学科

経営学科の教育目標は、経営学、商学、会計学の各分野に対して深い理解力と思考力を持ち、同時に各分野を横断的にとらえる能力を備えた人材の育成にある。この目標を達成するため、経営学分野では、経営理論に重点をおく科目、情報分析能力を養う科目、事例分析を中心とした科目の三領域にわたって、企業活動の分析・理解に必要不可欠な知識を獲得できる体系的カリキュラムを提供する。商学分野では、理論的かつ体系的な講義科目、および実証的かつ実践的な演習科目を通して、企業が産み出す商品やサービスに関わるマーケティング活動に必要な知識を提供する。会計学分野では、企業活動を貨幣の動きで記録、計算、報告する情報システムを、理論的および技術的側面から体系的に学ぶことのできるカリキュラムを提供する。

◆国際経営学科

世界経済のボーダレス化が進むなか、企業や組織ではこれまで以上に国際的に活躍できる人材が求められている。国際経営学科では、新しい時代の要請に応じて、企業の諸問題

基準 1. 理念・目的

をグローバルな市場環境のもとで正しく理解できる基礎学力を養うとともに、それをビジネスに活かす国際的なコミュニケーション能力を高めることを教育目標とする。

この目標を達成するため、国際経営学科では、企業の分析に不可欠なコアの学力を養う基礎的なカリキュラムにくわえて、さらに国際的な市場や市場制度と、それに対する企業の適応行動を学べるようなカリキュラムを提供する。海外の言語や国際的なビジネスの実態にも通じたグローバル・マネジャーを育成する。

4) 社会学部

社会学部では、以下のように、人材養成目的を学則に定めている。

社会学部 各学科の人材養成目的

◆学部全体

社会学部は、大学の教育理念を受け、設立以来「社会改良の礎石となるべき人材の育成」を追求してきた。現代社会には、「他者」を広く認識し、「他者」が生きる現実から学ぶことで醸成される柔軟かつ多様な視点、問題を深く捉える思考力、そして、社会に新しい可能性を生み出す構想力あるいは実践力をもつ人材が求められる。したがって、社会学部は、「他者」と「自己」への深い洞察力と寛容の学びを通して、人格と個性を尊重し支え合う社会の形成に貢献し、意欲的に実践する人材を育成する。そのために、多様な葛藤を理解し、課題として追究し、それを表現する力を培い、あわせて、優れた人権感覚と豊かな感性をはぐくむことを教育目標とする。

◆社会学科

社会学は、さまざまな水準で他者を認知し理解することを目指す学問である。多様な仕方で存在する他者への関心をもち、理解し、ひいてはそこにあるさまざまな葛藤を発見・探求することが、社会的寛容性を高めることにつながる。

社会学科では、現代社会に伏在する多様な問題を発見・追究し、より望ましい社会のヴィジョンを構想し、かつそれに向けて意欲的に実践できる人材の育成を教育目標とする。いいかえれば、私たちが目指す教育とは、学生が社会に対する好奇心をもち他者に気づくことから、そこにある社会の多様な葛藤を理解し、課題として追究し、それを自分なりに表現する力を身につけることである。

◆社会福祉学科

人間の尊厳と基本的人権を尊重・擁護し、①人としての必要な社会生活上の基本的ニーズを科学的に充足する諸方策について、理論的・実証的に研究を進める能力を養い、②当面する福祉問題、生活課題を解明する方途を習得させ、③これらの問題・課題に対応する具体的施策、実践のための理論・方法を教授する。

ソーシャルワークコースは、ソーシャルワーカーを養成するために、福祉支援に必要な能力を高め、支援者としてふさわしい人権意識と知識・方法の習得を目指す。

福祉開発コースは、福祉社会の創造に貢献する人材育成を目指し、広い社会的視野に立って人間理解を深め、福祉問題の原因・結果と必要な施策・活動を科学的に分析・考察できる能力を養う。

基準 1. 理念・目的

5) 法学部

法学部では、以下のように、人材養成目的を学則に定めている。

法学部 各学科の人材養成目的

◆学部全体

法学部は、建学の精神であるキリスト教主義教育の伝統にのっとり、他者とりわけ弱者を尊重する自由で平等な社会を主体的に作り上げていくことができる、専門的知識を備えた能動的な市民を育成することを教育理念とする。

この教育理念のもと、法学や政治学が社会の平和と人々の幸福を目指すものであるという本来の出発点に常に立ちかえり、さらには現代社会において新たに発生する諸問題に対処すべく、人間の尊重、弱者救済の視点から、学部における教育・研究を行うものとする。

◆法律学科

法律学科は、明治学院大学の建学精神にのっとり、法律学の基本的素養を備えた道義心と責任感のある能動的な市民社会の担い手を育成することを教育理念とし、その理念のもと、人格を陶冶し、法律という専門的知識を駆使し、社会と積極的にかかわり、あらゆる機会を通じて社会貢献を目指す真の法律家（職業や地位にかかわらず社会的責任を果たしうる法的知識をもった健全な市民）を養成することを教育目標とする。

◆消費情報環境法学科

法の根底にある正義・公平の理念を実現するためには、身の回りの人々、環境への配慮、弱者への視線が不可欠であり、"Do for Others"を教育理念とする本学で法律を学ぶ目的は、身につけた法律知識と情報技術を駆使して、法的紛争に直面している人々を助け、私たちの生存に不可欠な自然環境を守り、社会的弱者の境遇を改善するために奉仕することにある。消費情報環境法学科では、現代社会が直面する先端分野の法律問題を、法の理念を踏まえ、適切な解決策を導き出す実践の場としてとりあげ、現代社会で起きる様々な問題に対し、情報技術を使いこなし適切に対処できる応用力を備えた人材の育成を教育目標とする。

◆政治学科

政治学科は、身近な近隣社会から国際社会にいたるまで、およそ人間社会で発生する問題を解決するため、社会のメンバーが共同の意思決定に参加し実地に問題解決にあたる営為が政治であるという認識を前提として、総合的な学問である政治学の専門知識を教授し、総合的な判断力と批判力をもつ「教養ある政治的市民」の育成を教育理念として掲げ、この教育理念を理解し実践する知性と能力を持ち、意欲に満ち、また、正論を述べる勇氣と他者への想像力を備え、品位ある市民社会の一員として積極的に社会とのかかわりを志向する人材の養成を教育目標とする。

6) 国際学部

国際学部では、以下のように、人材養成目的を学則に定めている。

国際学部 各学科の人材養成目的

◆学部全体

国際学部の教育目標は、現代のグローバル社会の諸相を理解し、世界の平和と福祉に貢

基準 1. 理念・目的

献する人材の育成である。

グローバル社会の諸相を理解するためには、私たちが生活している日本社会を十分に理解したうえで、グローバル社会の諸問題を、政治・経済・文化の各分野から総合的に検討するという研究方法が不可欠であり、この総合的で学際的な研究方法こそ、本学部の顕著な特徴である。

世界の平和と福祉に貢献する人材の育成のためには、現実には生じている複合的な問題を整理し、その解決策を探るだけでなく、世界の他の国の人々と直接コミュニケーションし、共同で作業を行うという経験が必要である。本学部では全学生が在学中にこれらの国際的な経験を積むことができるように配慮する。

◆国際学科

国際学科は、グローバル社会の諸問題に対する、政治・経済・文化の各分野からの総合的な理解能力を涵養するとともに、多様な国際的実地経験を通して社会的知性をはぐくみ、文化の多様性に対する認識と異文化間コミュニケーション能力を持つ人材を養成することを目標とする。

◆国際キャリア学科

国際キャリア学科は、グローバル社会の諸問題に対する、政治・経済・文化の各分野からの総合的な理解能力を涵養するとともに、多言語でのコミュニケーション能力を身につけ、多様な環境の下に生きる人々と協力し、リーダーシップを発揮できる能力を持つ人材を養成することを目標とする。

7) 心理学部

心理学部では、以下のように、人材養成目的を学則に定めている。

心理学部 各学科の人材養成目的

◆学部全体

心理学部は"Do for Others"の精神のもと、「ここを探り、人を支える」を教育理念として、現代社会で多くの人々が遭遇するさまざまな問題に対して支援することができる「心理支援力のある人材の育成」を教育の目標とする。心理学の基礎を習得し、科学的方法論ならびに関連諸科学の学修と実践を通じて、行動を分析し理解する能力を修得し、その上で、各自の専門分野に応じ、生涯発達の諸段階において他者を理解し支援する力を身につけることを目指す。

◆心理学科

心理学部の「ここを探り、人を支える」というテーマのもと、心理学科の教育目標として、心理学の方法論ならびに各自の関心のある領域に関する専門的な知識や技能を獲得する。その上で、自己理解をふまえ、他者との関わりを通じて豊かな人間性と幅広い視野を養い、現代社会の様々な課題に取り組む積極的な姿勢を身につけることをねらいとする。

◆教育発達学科

心理学部の「ここを探り、人を支える」というテーマのもと、教育発達学科では「教育発達学の視点からの教育実践力、及び発達支援力のある人材の養成」を教育目標に掲げている。「教育発達学」は、発達や障害に関するメカニズムの理解を基礎とした上で、系統

基準 1. 理念・目的

的な教育システムのあり方について分析的・科学的に探求する教育学、心理学、障害科学を融合した学問である。そこで本学科では、人間の生活全体を視野に入れ、教育発達学を基礎として、多様な現場での体験活動を通して、生涯発達における学校との接点を実践的に学び、現代の子どもをめぐる心理的課題に適切に対処できる教育の原理と方法を学修し、学校教育や生涯学習の場における高い教育実践力、及び発達支援力を身につけることを目指している。

8) 教養教育センター

教養教育センターでは、以下のように、人材養成目的を学則に定めている。

教養教育センターの人材養成目的

明治学院共通科目による教養教育は、世界に生起する諸問題について、他者との共生をめざし柔軟かつ誠実に対処することのできる人材の育成を目標とする。そしてその実現のために、外国語教育と諸領域科目の教育が連携し、確かな思考力と表現力を養成するための総合的な教育を推進する。外国語教育においては、コミュニケーション能力の向上と言語を育んできた自他の文化への理解の促進を助成するとともに、学生の自律的学習姿勢の涵養に必要な環境を整える。また、諸領域科目の教育においては、専門的知見の教授を通して、学生が問題を的確に理解するための読解力や分析力、問題解決のための多面的な思考力を身につけることができるよう指導する。

9) 文学研究科

文学研究科では、以下のように、人材養成目的を大学院学則に定めている。

文学研究科 各専攻の人材養成目的

◆研究科全体

文学研究科では、さまざまな表現行為の研究を通して、人間のあり方、あるべき姿を総合的にとらえることを目指している。その領域は狭義の文学に限られず、文化、芸術、思想など、人類がその長い歴史を通して自らのありようを問い続けてきた多くの分野に及ぶ。

博士前期課程では、広い視野と深い学識に基づいた研究能力と専門的職業人としての能力を養うことを、博士後期課程では、専攻分野における自立した研究者としての能力、高度に専門的な業務に従事し得る能力を養うことを目的とする。そうした能力が狭い専門性にとどまることなく、幅広い関心と学識に支えられた超領域的で総合的な力として発揮できる人材を養成することを目的とする。

◆英文学専攻

博士前期課程：英米文学・文化、英語学、英語教育学についての高度な専門的学識を受け、後期課程に進学し研究職を目指すために必要な研究能力をもつ人材、英米文学・文化、英語学、英語教育学の専門的知識を基盤に英語教育の実践の場で活躍できる人材、英米文学・文化、英語学についての専門的知識を必要とする職業に就くことのできる人材の養成。

博士後期課程：研究者として自立し得る人材又は、高度な専門的学識を基盤に、専門的知識を受け次の世代の研究者を養成し得る人材の養成。

基準 1. 理念・目的

◆フランス文学専攻

博士前期課程：フランス語圏やヨーロッパの文学・批評（テキスト性コース）と芸術・思想（モデルニテコース）に関する高度な教養と見識を身につけ、広く文化的な領域で活躍できる人材の養成。

博士後期課程：複合的な世界観に立った個々の文化研究を深め、日本語とフランス語での自己表現能力を身につけ、研究者として自立できる人材の養成。

◆芸術学専攻

博士前期課程：芸術と真摯に向き合い、様々な文化的・社会的・歴史的コンテキストのなかで芸術をとらえる知的能力と感性を有し、それを言語化して伝えることのできる人材の養成。

博士後期課程：専門的な研究領域における研鑽に加え、専門知識と芸術的感性のバランスを有し、国内外の学界および芸術に関わる様々な分野で活躍できる人材の養成。

10) 経済学研究科

経済学研究科では、以下のように、人材養成目的を大学院学則に定めている。

経済学研究科 各専攻の人材養成目的

◆研究科全体

経済学研究科は、キリスト教による人格教育と学問の自由を基礎として、“Do for Others”の精神に基づいて国内外で貢献できる有為の学者、及び国際化・情報化時代に対応できる高度専門的職業人の養成を教育理念として展開している。この理念を基に、本研究科は、深奥なる学術の理論及び応用の研究を教授し、更に進んで研究能力を養い、また高度で専門的な職業能力を有する深い学識及び卓越した能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを教育研究の目的・人材養成の目的とする。

本研究科は、以下の三つの役割を担いながら、博士前期課程と博士後期課程を有する最高学位授与機関としての社会的役割に貢献していくことを目指す。

- ① 創造的・先駆的な学術研究の推進と国際貢献
- ② 全人格的教育を基に創造的豊かな研究者の育成
- ③ 高度な専門知識・能力を持つ職業人の育成。

◆経済学専攻

博士前期課程：景気や財政・金融をはじめ多種多様な問題の実態の解明と対応策を考察することのできる力と、理論、制度、歴史の実証的な研究能力を持つ人材の養成。

博士後期課程：将来独立した研究活動を行うのに必要な研究能力の養成を目的とした、「専門性」を備え、「洞察力」と「解決能力」に優れた研究教育者の養成又は、高度な専門性を持つ職業人の養成。

◆経営学専攻

博士前期課程：高度に理論的な分析と現象面での問題解決能力を有する学界最前線を担う研究者養成又は、ビジネス界のリーダー養成。

博士後期課程：学界最前線を担う研究者の養成を主眼とした、理論的基礎力の十分な理解の促進、将来の研究者としての資質の養成又は、将来の教育者としての人材の養成。

基準 1. 理念・目的

1 1) 社会学研究科

社会学研究科では、以下のように、人材養成目的を大学院学則に定めている。

社会学研究科 各専攻の人材養成目的

◆研究科全体

社会は人間と環境との関係性により形成されており、また人間は常に自分と他者との関係性を意識している。これらの関係性はいつも安定しているのではない。

社会学研究科では、これらの関係性の不安定化により直面する様々な社会の問題に対し、何故、そのような問題が生じたのか、その解決にはどのような方法があるのかを、社会科学の研究と教育を通して学び理解し、現実の社会に対応できる能力を習得した上で研究を深められる人材の育成を目指す。

博士前期課程では基本的な理論や研究方法を身につけることを教育の主眼とし、博士後期課程ではそれらの理論や研究方法を駆使して、将来の教育研究に携われる人材を育成する。

◆社会学専攻

博士前期課程：社会学の理論的・方法的・経験的業績を体系的な学習とともに、個別分野における具体的な調査法および分析技術の習得と、各個別分野を超えた広がりのある、社会および人間への批判的な洞察力を獲得し、複雑化した現代社会のかかえる多様な問題に高度に専門的な知識・技能をもって立ち向かう人材の養成。

博士後期課程：個別分野における具体的な調査法および分析技術の彫琢・開発と、各個別分野を超えた広がりのある、社会および人間への批判的な洞察の展開・発表の資質を獲得し、社会学における教育研究者としての能力を持った人材の養成。

◆社会福祉学専攻

博士前期課程：多様な社会問題をかかえる現実社会に対応するため、社会福祉学の体系的な学修を通して研究課題を設定し、社会福祉学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得すると共に、ソーシャルワークの視点から人間全般に対する深い教養と総合的な捉え方のできる人材の養成。

博士後期課程：現代社会、国際社会において複合的に発生する多様な形態からなる社会問題に対して、研究課題を設定し、社会福祉学に関する各専門領域の学問研究を深耕しながら社会に貢献できる自立した研究能力の養成。

1 2) 法学研究科

法学研究科では、以下のように、人材養成目的を大学院学則に定めている。

法学研究科 各専攻の人材養成目的

◆研究科全体

法学研究科は、本学の建学の精神である「キリスト教による人格教育」と、本学の創始者ヘボン博士の終生にわたる教育に対する”Do for Others”という基本理念に基づき、他者の立場にたって考え、行動することに重きをおき、法学・政治学の専攻分野において、研究者または専門職業人として、高度な研究能力を備え、理論・応用両面での高度な学問の開発に貢献できる人材の養成を、教育目標とする。

基準 1. 理念・目的

◆法律学専攻

博士後期課程：法学・政治学の専攻分野に関する高度な研究能力と応用能力を備え、理論・応用両面での高度な学問分野の開発に貢献できる研究者又は、専門職業人の養成。

1 3) 国際学研究科

国際学研究科では、以下のように、人材養成目的を大学院学則に定めている。

国際学研究科 各専攻の人材養成目的

◆研究科全体

国際学研究科は、複眼的かつ国際的視野を持ったプロフェッショナルを育成することを目標とする。21 世紀において真の国際化に貢献しうる人材の育成を目指し、国際機関・海外 NPO・NGO 等、さらにはグラスルーツ・ディベロップメント（草の根的開発）を担える人材の育成、また、高い専門性を備えた、国連機関などで活躍できる高度な専門的職業人、教育者・研究者の育成を目的とする。

◆国際学専攻

博士前期課程：平和研究、日本・アジア研究、グローバル社会研究を柱とした教育の展開による、国際的視野を持った高度なプロフェッショナルの養成。

博士後期課程：平和研究、日本・アジア研究、グローバル社会研究を基礎にさらに高い専門性を備えた、国際機関などで活躍できる高度な専門職業人又は教育者・研究者の養成。

1 4) 心理学研究科

心理学研究科では、以下のように、人材養成目的を大学院学則に定めている。

心理学研究科 各専攻の人材養成目的

◆研究科全体

心理学研究科の教育研究の目的は、「ここを探り、人を支える」という教育理念の下、心理学を基礎として社会のさまざまな場面で活躍できる高度な能力を持つ人材を育成することである。博士前期課程では、幅広い心理学的素養と学識を基盤にしながら、社会の様々な支援の場で活躍できる実践力のある高度専門職業人の養成、博士後期課程では、個人への支援及び地域社会への支援を実行できる実践家・高度専門職業人の養成、心理学の基礎的研究、実践的研究、および基礎的研究と実践的研究を統合する力を持つ大学等の教員・研究者の養成を目的とする。

◆心理学専攻

博士前期課程：幅広い心理学的素養を基盤にし、支援の場で活躍できる実践力のある人材の養成又は、後期課程に進み研究職を目指すために必要な研究能力を持つ人材の養成。

博士後期課程：個人への支援及び地域社会への支援を実行できる実践家の指導者の養成および、基礎的研究、実践的研究、さらに両者を総合する力を持つ研究者の養成。

1 5) 法務職研究科

法務職研究科では、以下のように、人材養成目的を大学院学則に定めている。

法務職研究科 各専攻の人材養成目的

基準 1. 理念・目的

法務職研究科は、法曹に必要とされる理論上、実務上の知識・技能についての応用的、実践的な専門教育を通じて、高度専門職たる法曹の社会的使命および職業倫理に通暁し、かつ、深い学識および卓越した能力を有する人材の養成を目指す。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

建学の精神は大学ウェブサイトで明記され、大学の教育理念・目的は「明治学院大学大学案内」「明治学院大学大学院案内」に掲載するほか、大学ウェブサイトで詳細に解説し、社会に公表している。各学部・研究科の人材養成上の目的・教育目標は、大学ウェブサイト、「明治学院大学大学院案内」「履修要項」等に明確に記述し、広く周知を図っている。

建学の精神と教育理念は日々の礼拝や入学式・卒業式等で全ての学生・教職員が必ず触れることになっている。このほか、課外活動として重視しているボランティア活動、必修科目の「キリスト教の基礎」（授業の一環で礼拝への出席を求められる場合が多い）、選択科目の「ボランティア学」「明治学院研究」の講義、また教職員については年 1 回夏季開催の「キリスト教学校教育セミナー」で、理念・目的を確認する機会を設けている。

全学共通科目である明治学院共通科目を通じての教養教育は、教養教育センターが中心的に運営しており、その目標は、本学ウェブサイトの教養教育センターのページ（資料 1-4）と教養教育センターオリジナルウェブサイトの明治学院共通科目のページ（資料 1-5）で、大学構成員（教職員と学生）に周知され、広く社会一般に公表されている。加えて、「明治学院大学大学案内」（資料 1-6 pp.91～92）と教養教育センターが作成した「明治学院共通科目ガイドブック」（資料 1-7）でも、明治学院共通科目による人材養成の目標が明記され、大学構成員だけでなく受験生と社会一般にも周知が図られている。

2) 文学部

学部と各学科の理念・目的は、学則と「履修要項（文学部）」に掲載し、学生・教職員へ周知を行なうとともに、大学ウェブサイトでの詳細な説明により、学生・教職員だけでなく社会一般へも広く公表している。特に新入生には入学時のオリエンテーションを通じて周知に努めている。また学部・各学科の理念・目的は年に一度各学科で検討の対象となるので、その過程で教員には再確認と改善に向けた議論の機会が与えられる。また、「大学案内」や、各学科オリジナルのウェブサイトでも概要が記載され、学内・学外問わず、文学部の教育理念周知の一助となっている。

3) 経済学部

教授会の冒頭で開会祈祷が行なわれ、建学の精神が教員間で確認されている。

学生については、学部・学科の教育理念を学則、「履修要項（経済学部）」、大学ウェブサイトを通じて周知に努めている。また、大学の建学の精神・教育理念は、明治学院共通科目である「キリスト教の基礎」のほか、経済学科開講の「キリスト教と経済」「社会参加実習」（ボランティア実習を柱とする正課）など、教育課程の中に組み込まれる形で学生に意

基準 1. 理念・目的

識させるようにしている。

一般社会へは、大学ウェブサイト、学部オリジナルウェブサイト、「大学案内」や、公開講座を通じて学部学科の教育研究内容を周知している（2013 年度は、CSR 講座と公開講座「企業と人権」を実施（資料 1-8））。高校生に対しては、オープンキャンパスでの学科説明会あるいは、高校の要望に応じて個別に実施する模擬授業で、学部学科の教育理念及び内容を周知している。

4) 社会学部

学部の理念・目的は「履修要項（社会学部）」（資料 1-9 p.53）に明記すると同時に、大学ウェブサイト上で学部・学科の人材養成上の目的・教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を広く社会に公表している。また、随時改訂作業を行なっている学部オリジナルウェブサイトと学部パンフレットでは、学部・学科の教育目標をわかりやすい表現で提示して、学生や受験生に向けて理念の周知を図っている（資料 1-10）。学部オリジナルウェブサイトに掲載している学部長メッセージ「明学・社会学部スピリット」の内容も、学部の人材養成の目的を具体的に示す内容となっている（資料 1-11）。

5) 法学部

法学部では大学ウェブサイト、学部オリジナルウェブサイト、大学案内などによって、基本理念・目的を大学構成員と社会に向けて発信している。特にシラバスは有効な方法であると考え。本学では、シラバスは大学ウェブサイトで一般に公開されている。法学部ではシラバス作成の際に、基本理念・目的にふさわしいキーワードを用意し、そのキーワードを使用したシラバスの公表を行なう予定である。学部共通のキーワードと各学科個別のキーワードを設定することとし、2014 年現在、最終案を法学部執行部で作成中である。このようなキーワードを学部構成員が共有することで、教育についての一貫性を確保するものとする。

6) 国際学部

学部教授会構成員については、公表されている本学と学部の教育理念に適合した教育がなされているかを月 1 回開催の教授会と各学科会・研究会委員会で確認・審議している。在学生や社会については、学部のウェブサイト（資料 1-12、1-13）や冊子の発行を通じ、年間を通して如上の目的と理念の公開、また具体的なイベントや成果を公表している。

7) 心理学部

心理学部の理念・目的は学則第 5 条に明記されており、大学案内、大学ウェブサイト、心理学部のオリジナルウェブサイト、受験生向けに作成配布している心理学部パンフレット（資料 1-14）でも「ここを探り、人を支える」という理念を紹介している。

オープンキャンパスでは、学科ガイダンスの際にそれらを説明している。

新入生に対しては学部ガイダンスや新入生オリエンテーションで理念や教育目標について説明し、理解させるよう努めている。

基準 1. 理念・目的

8) 教養教育センター

教養教育センターの教育目標は明治学院共通科目を通しての教養教育であり、世界に生起する諸問題について他者との共生をめざし、柔軟で誠実に対処できる人材の育成を目標としている（資料 1-1 p.7）。

この教養教育センターの人材養成上の目的・教育目標は、本学ウェブサイトの教養教育センターのページ（資料 1-3）と教養教育センターオリジナルウェブサイト（資料 1-4）や「明治学院共通科目ガイドブック」（資料 1-6）によって、大学構成員（教職員と学生）に周知され、広く社会一般に向けても公開されている。また学生と社会（受験生を含む）に対しては、「明治学院大学大学案内」（資料 1-5 pp.89～92）に、教養教育センターが中心的に運営している明治学院共通科目（全学共通科目）による人材育成の教育目標を明記し周知を図っている。さらに教養教育センター主催の講演会やシンポジウム、新入生への明治学院共通科目ガイダンスの機会を使って周知・公表がなされている。

9) 文学研究科

文学研究科の人材養成上の理念・目的は、大学院要覧（資料 1-15）に明記されており、学内外関係者へ広く周知されている。

各専攻では、専攻ごとの大学院説明会、入学時履修指導などの機会に学生への周知が図られている。また、専攻会議などの機会に理念・目的についての検討をし、教員のあいだで理念・目的が浸透することを目指している（資料 1-16）。社会への公表については、本研究科のウェブサイトで理念・目的を発信している（資料 1-17）。

10) 経済学研究科

大学ウェブサイト、研究科オリジナルウェブサイト、大学院案内で広く公開している。

11) 社会学研究科

社会学研究科の掲げる理念・目的は、大学院学則、大学院案内や大学院ウェブサイトに掲載している。さらに、オープンキャンパス時の進学説明会や外部機関の発行する大学院案内など掲載機会があれば具体的に提示している。

12) 法学研究科

本研究科では、2010 年度から研究科独自のウェブサイト（資料 1-18）を作成し、研究科の理念・目的を公開している。このウェブサイトには、博士論文作成・指導のスケジュール管理、博士号授与の記録、学位取得者の動向、学位論文提出内規、審査手続の内規等も公開しており、大学院生はいつでもこれを閲覧することができるようになっており、本研究科の教育理念・目的の周知徹底が図られている。また、大学院ウェブサイトや毎年度発行される大学院要覧や大学院案内でも、人材養成上の目的・教育目標等が明示され、教職員や学生への周知が図られている。これらに掲載する内容を充実させるため、今後も学生の意見を取り入れるなどして更新を続けていく。

基準 1. 理念・目的

1 3) 国際学研究科

国際学研究科の理念・目的は、大学院学則第 6 条に記され、それは大学院要覧に明記されると共に、大学院パンフレット、大学院入学試験要項、大学ウェブサイトを経由して、大学構成員（教職員と学生）に周知され、社会にも公表されている。また例年、在学生オリエンテーションで研究科の案内を行ない、その理念・目的の周知を図っている。

1 4) 心理学研究科

心理学研究科の理念や目的は、大学院案内、心理学研究科パンフレット、大学院ウェブサイト、心理学研究科オリジナルウェブサイトに掲載している。学内・学外者が参加する進学説明会を春学期 2 回（1 回は大学院事務室の主催）、秋学期 1 回開催している（資料 1-19、1-20）。教員による研究科・専攻や各コースの特色、修了者の進路、論文題目等についての説明を行ない、大学院学生による授業や学生生活についての時間を設け参加者が身近に感じられる説明会となるように心掛けている。

1 5) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）の理念・目的・概要（研究科長からのメッセージ、教育の目標・方針、特徴）は、法科大学院ウェブサイト等を通して、教職員に周知し、社会に公表している。2013 年 3 月にウェブサイトで公表された文書として、「明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書」（資料 1-21）がある。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

本学は創設者である J.C.ヘボン夫妻が幕末から明治草創期に果たした活動・貢献を礎として、その精神哲学そのままに「Do for Others（他者への貢献）」を教育理念に掲げ、「キリスト教による人格教育」を建学の精神として継承してきた。これらは、近年のボランティア活動と国際教育の拡充、時代のニーズに対応した学科新設（心理学部教育発達学科、国際学部国際キャリア学科）、学科コース制の実施等の教学改革、そして学長主導による 3 つのゴガク（語学、互学、吾学）教育構想の具体化に受け継がれ、その理念・目的の下、精力的に改革を実行してきた。

なお、建学の精神に基づき学則に定めている人材養成目的は、学長をはじめとする大学執行部で毎年度検証している。

これらの建学の精神、大学の教育理念と教育目標、人材養成目的やそれに関連する事項については、教育・研究に関わる各学部・研究科の教授会が審議・具体化している。そして学長の最終判断により、それぞれの理念・目的・教育目標あるいは到達目標を正式なものとして掲げている。また、その適切性については、自己点検評価活動の一環として設けている外部評価委員会で、適宜、客観的に検証している。外部評価委員会については基準 10 で詳しく述べる。

全学共通の教養教育については、全学部・全学科と教養教育センターから選任された専任教員から構成される全学共通科目教育機構会議（資料 1-22）を設置して、その理念・目的の適切性を定期的に確認・検証している。ただし実際は、明治学院共通科目を通じての

基準 1. 理念・目的

全学共通教養教育を中心的に運営している教養教育センターの教授会と FD カリキュラム・教学改革・認証評価委員会で、定期的に議論・検証がなされ、次いで、全学共通科目教育機構会議で、各学部学科の見地から重層的に議論・検証されている。

2) 文学部

学部学科の人材養成上の目的・教育目標の適切性については、次年度の公表に向けて、毎年一度（2014 年度は 7 月～9 月）に各学科で検討される（資料 1-23）。また学則変更やカリキュラム変更等が発生した際は、現行の理念・目的の適切性を検証している。学生に理念・目的がどの程度浸透しているかに関しては、在学生や卒業生へのアンケート調査を通じて把握できる体制をとっている。

3) 経済学部

これらを検討するための常設の委員会などは設置していない。各学科で、時間割編成時やカリキュラムの変更を行なうため随時設置される委員会等で検討する。

4) 社会学部

これまで定期的に理念や目的の適切性を検証する体制を取ってきていなかった。両学科の研修会などでも具体的な懸案事項が多く、それへの対応に追われているのが現状である。そこで、今年度 10 月には学部定例教授会と両学科会で、理念・目的の適切性を検証する時間を取り、細部について修正した。同時に、この時期に教授会・学科会で、会議メンバー全員に現行の文章を配布した上で検証することを恒例の議題として組み込むことにした。

5) 法学部

法学部では各学期末に基本理念の浸透度合いを検証するために、2013 年と 2014 年に法学部生の意識調査を行なった（資料 1-24、1-25）。その結果、大学の建学の精神と教育理念を知っている学生は両年度ともに 30%と予想外に低く、さらに法学部の教育理念・教育目標を知っていると回答した学生は、2013 年は 4%、2014 年は 3%に下落した。法学部の大きな教育理念をあらためて浸透させるよう、授業の中でも積極的に知らしめていく。

6) 国際学部

学科会議や学部教務委員会でのカリキュラムやその運用、改正に関する検証と連動して、教育理念・目的の適切性について、定例教授会や必要に応じて臨時教授会を開催して検討している。

7) 心理学部

学部の理念・目的については、ほぼ年 1 回程度教授会で、学科のカリキュラムなどの検討の際に、検討している。2014 年度は現時点で未検討であるが、2013 年度は 7 月臨時教授会で検討された。2 学科体制となり、理念の変更の必要性が話題となったが、議論の結果学部の教育理念はこれまで通りとし、変更しないこととなった。

基準 1. 理念・目的

8) 教養教育センター

本学の教養教育の今後のあり方と、教養教育センターの人材養成上の目的・教育目標の適切性を、教授会で検証・修正している。またそこでの議論や、確認・検証内容を事前に検討するために、教養教育センター独自の常設委員会として「FD カリキュラム・教学改革・認証評価委員会」（2013 年度以前は「FD カリキュラム委員会」）（資料 1-26）を設置し定期的に検証している。検討する内容によっては、「FD カリキュラム・教学改革・認証評価委員会」にメンバーを追加し、「拡大 FD カリキュラム・教学改革・認証評価委員会」として議論・検証する場合もある。このほかにも、教養教育センター長、諸領域教育主任、外国語教育主任からなる教養教育センター執行部で定期的に議論する場を設けている。

教授会での人材養成上の目的・教育目標に関する議論は、全学部と教養教育センターの専任教員で構成される全学共通科目教育機構会議（資料 1-22）で他学部他学科から確認・検証を受け、その妥当性・適切性を議論する体制を採っている。全学共通科目教育機構会議での確認・検証は、この会議を通じて教養教育センターの意向について全学的な共有をはかるという意義もある。

9) 文学研究科

研究科の理念・目的の適切性の検証については、各専攻の定例専攻会議で定期的に議題として取り上げ、専任教員による討議を通して検証を行ない、大学院案内や大学院要覧、大学院ウェブサイトの文学研究科のページ、文学研究科各専攻オリジナルウェブサイトの更新の際の反映を図っている（資料 1-15、1-17、1-27）。

10) 経済学研究科

研究科委員会及び専攻会議で必要に応じて議論している。

11) 社会学研究科

定期的に開催される社会学研究科委員会と各専攻会議、さらに、それらの補助として開催される教員研修会で適宜検証している。とくに、大学院案内などを作成する際には、教員間で協議して、理念・目的の見直しを行なうとともに、より伝わりやすい表現になるように心がけている。

12) 法学研究科

本研究科の教育理念・目的については、研究科設置以来の理念・目的を堅持してきたところであり、FD 活動や大学院入試での合否判定や学位授与の際に絶えず検証している。ただ、法務職研究科（法科大学院）の設立に伴い、2006 年度をもって修士課程が廃止され、本研究科は現在博士後期課程のみとなっている。また法務職研究科は、2013 年度から新入生募集を停止するに至っており、さらに修士課程としての「法と経営学研究科」の 2015 年設置が認可された。本研究科を取り巻く環境は大きく変化しており、本研究科の教育理念・目的を抜本的に見直す時期に来ている。

そこで、今後新研究科との連携のあり方の検討、従前の教育理念・目的の見直しの作業を通して、本研究科の教育理念・目的の再構築を図る予定である。

基準 1. 理念・目的

1 3) 国際学研究科

国際学研究科では、大学院要覧、大学院パンフレット、大学院入学試験要項の毎年の更新の際に、研究科委員会の構成員が研究科の理念・目的を確認する機会があり、実質的に研究科委員会自体が検証の主体となる条件はある。

1 4) 心理学研究科

理念・目的の適切性について、博士前期課程に関しては、教育・発達学コースと臨床心理学コースの 2 コース制から、2014 年度以降の 3 コース制（心理学コース、教育発達心理学コース、臨床心理学コース）への移行にあたり、2013 年度の心理学研究科博士前期課程会議と心理学研究科委員会で、研究科の理念や目的について検討した（資料 1-20、1-28）。2014 年度には、心理師国家資格化の動き等に伴い、必要に応じて心理学研究科心理学専攻の理念・目的等を検討する。博士後期課程に関しては、課程博士の増加を図るための入学生の確保や論文博士審査に関する内規を制定し、理念・目標の達成を目指している（資料 1-29）。理念目的の適切性をはかる指標として、毎年、臨床心理士資格取得者を 15 名前後輩出しており、また、これまでに博士号授与者を授与されたものは 5 名に上っている。このことから、本研究科の理念目的は適切であるといえる。

1 5) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）では、募集停止公表後、「明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書」をまとめる際の議論を通じて、本法科大学院の教育理念・目的を再確認している。同報告書は、新規学生の募集停止に至った過程を記録し、あわせて本法科大学院の募集停止のもつ意義を総括している。

2. 点検・評価

●基準 1 の充足状況

建学の精神、理念、目標のいずれも教育・研究・社会貢献の支柱として掲げられ、学部・研究科が大学の理念・目的の実現に向けて、150 年を超えて受け継がれてきた歴史とともに学内外へ広く周知されるように広報活動を実施している。また、大学・学部・研究科等の使命・目的が適切に学生・卒業生へ浸透しているかについて、データ収集・分析・検証が定期的に実施される組織・制度が整備されていることから、この基準を充足している。

1) 効果が上がっている事項

【大学全体】

教育理念をビジュアル化、デザイン化したロゴマークとイエローのスクールカラーを 2005 年に導入した。これは、学生証、学生手帳、各種印刷物など、学内のあらゆる場面で日々「Do for Others（他者への貢献）」というメッセージに触れることで、学内で理念を共有化することを意図したものである。学生アンケート（在学生、卒業生対象。2014 年 3～4 月実施）の結果によると教育理念「Do for Others（他者への貢献）」は 70%以上の認知度であり、浸透は進んでいると考えている。学内だけでなく、同時に社会に対しても「Do

基準 1. 理念・目的

for Others」というメッセージをロゴとスクールカラーに託して発信し続け、2013 年度の創立 150 周年記念の多彩な取り組み等(資料 1-30)により、一定の浸透はしたと思われる。

2) 改善すべき事項

【文学部】

文学部の教育理念・目的に関する学生の関心は決して高いとはいえない。

【経済学部】

大学の教育理念を、経済学部の教育に生かしこれを教員・学生・社会に広めるという視点が不足している。

【国際学部】

建学の精神や学位授与方針が、教職員や在校生に真に内面化されて共有化されているかについては疑問がないとはいえない。これらを命あるものにするには日常的な見直しと確認が、構成員において相互的に行なわれる必要がある。

【心理学部】

周知・公表はこれまでも十分行なわれてきている。しかし首都圏以外の地域では、周知が十分でないように見受けられる。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

【大学全体】

次のステップとしては、2015 年度から 10 年間の大学の中長期計画である「MG DECADE VISION」の一環として、本学の教育理念や目的を、2020 年を目指し、より具体的に学内外に向けて広報していくプロジェクト「MG+2020」を検討しており、大学ウェブサイトなどで発信していく予定である。

2) 改善すべき事項

【文学部】

日々の教育実践により、文学部の理念・目的は具体的に生きた形で学生に伝わっていると思われるが、個別的な実践を統合する理念を、学科オリエンテーション等の機会に明示し(履修要項に記載)、その認知度を上げていきたい。

【経済学部】

教職員、学生への理念の浸透のため、本学を卒業した実業家有志で組織された「ヘボン経済人会」、明治学院歴史資料館と連携し、本学卒業生の経済・社会での貢献、建学の精神との関連を調査・研究するプロジェクトを検討する。

基準 1. 理念・目的

【国際学部】

学部としては FD 活動の柱のひとつとして、建学の理念とカリキュラムの整合性、またこれに応じた学位授与のマッチングを定期的にチェックすることを考える。当面は、ディプロマ・ポリシーとシラバス記載のガイドラインに従い、各専門科目のシラバスの精緻化を目指す。

【心理学部】

首都圏以外の各地域での One Day Campus（詳細は基準 5 を参照）や、地方会場入試の実施などを通じて、首都圏以外の地域に周知を徹底させていく必要がある。

4. 根拠資料

- 1-1 明治学院大学学則
<https://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/regulation/undergraduate.pdf>
- 1-2 明治学院大学大学院学則
<https://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/regulation/graduate.pdf>
- 1-3 明治学院大学の 5 つの教育目標
http://www.meijigakuin.ac.jp/about/history/doforothers/five_educational_principles.html
- 1-4 明治学院大学ウェブサイト「教養教育センター」（ポリシー）
http://www.meijigakuin.ac.jp/faculty/liberal_arts/#policies
- 1-5 教養教育センターオリジナルウェブサイト「明治学院共通科目」
<http://mgu-cfla.cc-town.net/curriculum/>
- 1-6 明治学院大学大学案内 2015
- 1-7 明治学院共通科目ガイドブック 2014
<http://mgu-cfla.cc-town.net/uploads/curriculum2014/>
- 1-8 公開講座チラシ
- 1-9 2014 年度履修要項（社会学部）
- 1-10 2014 年度社会学部パンフレット「社会学部社会学科・社会福祉学科」
- 1-11 明治学院大学社会学部オリジナルウェブサイト「学部長メッセージ」
<http://soc.meijigakuin.ac.jp/?cat=3>
- 1-12 明治学院大学ウェブサイト「国際学部」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/faculty/international>
- 1-13 明治学院大学国際学部オリジナルウェブサイト
<http://fis.meijigakuin.ac.jp>
- 1-14 明治学院大学心理学部パンフレット 2015
- 1-15 2014 年度明治学院大学大学院要覧
- 1-16 大学院英文学専攻 12 月定例会議資料
- 1-17 明治学院大学大学院ウェブサイト「文学研究科」
http://www.meijigakuin.ac.jp/academics/graduate/arts_and_letters.html

基準 1. 理念・目的

- 1-18 明治学院大学大学院法学研究科オリジナルウェブサイト
<http://lawschool.jp/gsl/>
- 1-19 2014 年度第 1 回心理学研究科博士前期課程会議議事録（抜粋）
- 1-20 2013 年度第 12 回心理学研究科拡大博士前期課程会議議事録（抜粋）
- 1-21 明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書
- 1-22 明治学院大学全学共通科目教育機構規程
- 1-23 学部長会資料「学部学科の人材養成上の目的・教育目標及び学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の内容確認について」
- 1-24 法学部生意識調査（2013）
- 1-25 法学部生意識調査（2014）
- 1-26 2014 年度教養教育センター役職者・各種委員・センター内委員
- 1-27 明治学院大学大学院 2015（大学院案内）
- 1-28 2013 年度第 8 回心理学研究科委員会議事録（抜粋）
- 1-29 心理学研究科学位申請論文（論文博士）審査に関する内規
- 1-30 明治学院 150 周年記念ウェブサイト（記念イベント）
<http://mg150.jp/event>
- 1-31 明治学院大学文学部フランス文学科パンフレット
- 1-32 明治学院大学経済学部パンフレット
- 1-33 法学部デジタルパンフレット「法学部レシピ 2015」
<http://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/8837702572/index.shtml>
- 1-34 法学部消費情報環境法学科チラシ
- 1-35 明治学院大学国際学部国際キャリア学科パンフレット
- 1-36 明治学院大学心理学部教育発達学科チラシ「今必要とされる『子どもの支援』」
- 1-37 明治学院大学大学院心理学研究科心理学専攻（博士前期課程・後期課程）2014
パンフレット
- 1-38 明治学院大学大学院 2014（大学院案内）

基準 2. 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科、研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

《教育研究組織の編制原理》

本学は建学の精神と大学の教育目標に基づき、各学部・学科、大学院、法科大学院の教育理念を実現するために、教育研究組織を設置・編制し管理運営する。教育については学部・研究科の組織と管理運営を学部教授会と大学院委員会に委ね、研究については各付属研究所等の研究組織に委ねる。

学生の人格教育と大学生活の充実に向け、共通教育機関（宗教部、ボランティアセンター、情報センター、国際センター）を学部横断的組織として設置する。

上記が本学における教育研究組織の編制原理である。また、これらの教育・研究をサポートするために、教職員数の確保、施設・設備の配置を行ない、大学全体として点検・改善を定期的に行なうことを目標とする。

《理念・目的との適合性》

本学は創設者ヘボン博士の生涯を貫く理想そのままに、「Do for Others（他者への貢献）」を教育理念として掲げ、キリスト教による人格教育を建学の精神として受け継いできた。この教育理念は学生に、自分は将来何をもってして「他者への貢献」をしたいのか。そのためには、何をどう学んだらいいのか、という問いを投げかけ、「Do for Others」の目的語＝「What」を持つことの大切さを強調している。基準 1(1)で述べたとおり、本学はこの教育理念に照らした「5つの教育目標」（資料 2-1）を掲げている。

本学のすべての教育研究組織は教育理念「Do for Others（他者への貢献）」を実現するために、5つの教育目標を具現化する形で、それぞれの専門性をいかした教育研究活動を展開できる組織と体制づくりに取り組んでいる。

特に、共通教育機関である宗教部、ボランティアセンター、国際センターや、附置研究所である国際平和研究所、キリスト教研究所は、本学の教育理念や建学の精神が具現化された組織といえる。

《学術の進展や社会の要請との適合性》

本学は 1949 年に新制大学として認可され、文経学部第一部（英文学科・社会学科・経済学科）と文経学部第二部（同）を開設している。この学部内編成は、建学の精神である「キリスト教による人格教育」を目指すとともに、創設者 J.C.ヘボンによる英語教育の伝統を継承し、戦前からのセツルメント活動などを通じた社会学科、高等商業部を受け継ぐものであった。その後の学部、学科の拡充は「大学基礎データ（表 1）」の通りであるが、これらの学部・学科創設、改組は時代の教育、研究ニーズに対応するとともに、5つの教育目標に結実する組織的展開であった。

近年の教育組織の改編として、2010 年度は心理学部教育発達学科の設置、2011 年度は国際学部国際キャリア学科の設置、2013 年度は法務職研究科の募集停止、2014 年度は国際センターの設立、2015 年度は「法と経営学研究科」と「法と経営学研究所」の設置決定

基準 2. 教育研究組織

が挙げられ、各学部・各研究所・各センターが学術の進展や社会的需要を見極めて改組してきている。2014 年度現在、本学の教育研究上の組織は以下の通りである。

【学部】 文学部（英文学科、フランス文学科、芸術学科）、経済学部（経済学科、経営学科、国際経営学科）、社会学部（社会学科、社会福祉学科）、法学部（法律学科、消費情報環境法学科、政治学科）、国際学部（国際学科、国際キャリア学科）、心理学部（心理学科、教育発達学科）、教養教育センター

【研究科】 文学研究科（英文学専攻、フランス文学専攻、芸術学専攻）、経済学研究科（経済学専攻、経営学専攻）、社会学研究科（社会学専攻、社会福祉学専攻）、法学研究科（法律学専攻）、国際学研究科（国際学専攻）、心理学研究科（心理学専攻）、法務職研究科＜法科大学院＞ *法学研究科は博士後期課程 3 年、法務職研究科は専門職学位課程 3 年＜未修＞／2 年＜既修＞、その他の研究科は博士課程前期 2 年／後期 3 年

【研究機関】 キリスト教研究所、国際平和研究所、言語文化研究所、産業経済研究所、社会学部附属研究所、法律科学研究所、国際学部附属研究所、心理学部附属研究所、教養教育センター附属研究所、法科大学院附属研究所

【共通教育機関】 ボランティアセンター、宗教部、情報センター、国際センター

【その他】 歴史資料館

＜研究組織の編制＞

■明治学院大学 キリスト教研究所（大学附置） （資料 2-2）

（白金校舎 1965 年設置、1966 年 4 月発足）

目 的：広くキリスト教を学問的に研究し、学内におけるキリスト教精神の振興に寄与することをもって目的とする。

規 程：明治学院大学キリスト教研究所規程、同施行細則

構 成：所長、主任、所員 13 名、名誉所員 18 名、客員研究員 2 名、協力研究員 38 名、事務職員 1 名

定期刊行物：「あんげろす」（ニュースレター）「オケイジョナル・ペーパー」「紀要」

研 究 活 動：研究所プロジェクト（9 テーマ）

■明治学院大学 国際平和研究所（大学附置） （資料 2-3、2-4）

（白金校舎・横浜校舎 1986 年 4 月、国際学部附属として設置、1988 年 4 月改組）

目 的：世界の平和の諸条件を学問的に解明し、学内外における平和研究及び平和教育の振興に寄与することを以てその目的とする。

規 程：明治学院大学国際平和研究所規程

構 成：所長、主任、所員 20 名、研究員 26 名、客員所員 21 名

定期刊行物：紀要「PRIME」

研 究 活 動：プロジェクト研究、個人研究

■言語文化研究所（文学部所属） （資料 2-5）

（白金校舎 1963 年 4 月設置、1965 年 4 月開設）

目 的：研究所は世界の言語とその背景となる民族文化の研究を目的とする。

規 程：明治学院大学言語文化研究所規程

構 成：所長、主事、委員 9 名、研究員 7 名、事務職員 1 名

定期刊行物：紀要「言語文化」

基準 2. 教育研究組織

研究活動：シンポジウム、読書会、公開講座、講演会、演奏会など。また研究目的に合わせて図書資料などの収集所蔵。

■産業経済研究所（経済学部所属）（資料 2-6）

（白金校舎 1965 年 4 月設置、1966 年 10 月発足）

目的：世界・日本の産業経済に関する調査研究、公私の委嘱による産業経済の調査研究、資料の蒐集、整備、調査研究の発表等の研究活動を行なう

規程：明治学院大学産業経済研究所規程、同施行細則

構成：所長、主任 2 名、所員 48 名、助手 1 名、教学補佐 1 名、事務職員 2 名、インターンシップコーディネータ 2 名

定期刊行物：「産業経済研究所年報」「経済研究」（発行は経済学部）

研究活動：プロジェクト研究、共同研究、個人研究

教育活動：課外簿記講座、FP 受験対策講座、公開講座、学生のインターンシップのコーディネート

■社会学部附属研究所（社会学部所属）（資料 2-7、2-8）

（白金校舎 明治学院大学児童相談所（1956 年開設）を源流とし、家庭福祉研究所（1962 年開設）から 1970 年に社会学部附属に改組、1972 年名称変更）

目的：広く社会の諸問題に関する基礎的と実践的研究・教育活動を行い、社会学と社会福祉学の研究と教育の向上に貢献する。

規程：明治学院大学社会学部附属研究所規程

構成：所長、調査・研究部門主任、相談・研究部門主任、所員 7 名、副手 1 名、教学補佐 1 名、研究調査員 1 名、相談員 1 名、研究員 10 名

定期刊行物：「研究所年報」「研究所だより」

研究活動：特別推進プロジェクト、個人・共同研究（一般プロジェクト）

講座・研修活動：市民講座、活動スキルアップ講座、社会福祉実践家対象の研修会等

相談活動：市民を対象とした地域活動相談

■法律科学研究所（法学部所属）（資料 2-9）

（白金校舎 1968 年 4 月発足、1968 年 10 月開設）

目的：法及び政治現象に関する理論的・実践的研究を行い、科学としての法学及び政治学の発達と、わが国現代文化の進展に寄与すること

規程：明治学院大学法律科学研究所規則

構成：所長、主任、所員 43 名、助手 2 名、事務職員 2 名

定期刊行物：「明治学院大学法律科学研究所年報」

研究活動：共同研究、外国人招聘スタッフセミナー、定例研究会

■国際学部附属研究所（国際学部所属）（資料 2-10）

（横浜校舎 1989 年 11 月 15 日設置）

目的：国際学部附属研究所は国際学に関する学際的な共同研究ならびに個人研究を誘発し、これらを実施、推進するために創立された。

規程：明治学院大学国際学部附属研究所規程

構成：所長、主任、所員 35 名、研究員 2 名

定期刊行物：「研究所年報」「国際学研究」（発行は国際学部）

基準 2. 教育研究組織

研究活動：共同研究、公開セミナー、公開講座

■心理学部附属研究所（心理学部所属）（資料 2-11、2-12）

（高輪校舎（2009 年 4 月に移転） 2001 年 10 月心理臨床センターとして設置、2004 年 4 月心理学部設置とともに改組）

目的：心理学と教育発達学の学術的研究、高度専門家の養成、地域社会における諸問題の解決への貢献を目的とする。

規程：明治学院大学心理学部附属研究所規程

構成：所長、主任 2 名、所員 28 名、助手 1 名、心理臨床センターカウンセラー 2 名、アシスタントカウンセラー 4 名、教学補佐 1 名、研究員 1 名

定期刊行物：「心理学部附属研究所年報」「心理学部附属研究所通信」

研究活動：特別研究プロジェクト、萌芽研究プロジェクト、研究助成プロジェクト

■教養教育センター附属研究所（教養教育センター所属）（資料 2-13）

（横浜校舎 2002 年 4 月設置。一般教育部附属研究所（1976 年 11 月開設）から改組）

目的：学術研究の進展を図り、本学の教養教育の向上に資することを目的とする

規程：教養教育センター附属研究所規程、同施行細則

構成：所長、主任 2 名、所員 32 名、研究員 3 名

定期刊行物：「教養教育センター附属研究所年報 SYNTHESIS」

研究活動：プロジェクト研究、研究報告会

教育活動：学内語学試験、各種外国語検定講座、公開講座

■法科大学院附属研究所（法務職研究科所属）

（高輪校舎（2009 年 4 月に移転） 2004 年 4 月白金校舎に設置）

目的：法に関する理論的・実践的総合研究、優れた法曹を養成する教育システムの開発・研究を通して、法曹養成制度の発展に寄与すること

規程：法科大学院附属研究所規程

構成：所長、研究所主任、所員 11 名

研究活動：共同研究、個人研究

＜共通教育機関の編制＞

■情報センター（大学）（資料 2-14）

（白金校舎・横浜校舎 1993 年 4 月設置。視聴覚教育センター（1974 年 4 月設置）、情報処理教育・研究センター（1975 年 6 月設置）、横浜教育工学センター（1984 年 7 月設置、1985 年開設）を統合）

目的：全学 ICT 環境の計画・実施と安定稼働および利用促進を図ることで教育研究成果の向上に資することを目的としている

規程：明治学院大学情報センター規程

構成：センター長、補佐、事務職員 4 名、スタッフ（業務委託者）20 名

教育活動：Office 講習会、授業管理システム（LMS）説明会、ネチケット啓蒙

■国際センター（大学）（資料 2-15）

（白金・横浜校舎 2014 年 9 月設置。国際交流センター（1982 年 10 月設置）を改組）

目的：留学を中心に海外活動の情報を提供し、学生の意識を高め、異文化との交流体験を通してグローバルな人間教育を行なう。

基準 2. 教育研究組織

規 程：明治学院大学国際センター規程

構 成：センター長、事務職員 11 名

教 育 活 動：課外語学講座（TOEFL 対策講座・IELTS 対策講座）

相 談 活 動：在学生を対象とした留学相談

■宗教部（大学）（資料 2-16）

（白金校舎・横浜校舎 宗教部委員会規程に基づく設置 1984 年 4 月）

※なお、刊行物（週報）によって 1966 年頃には活動していたことが確認できる。

目 的：明治学院大学におけるキリスト教諸活動の執行。

規 程：明治学院大学宗教部委員会規程

構 成：宗教部長、部長補佐、事務職員 2 名、常勤職員 2 名、特別嘱託 1 名

定期刊行物：「週報」「キリスト教活動ハンドブック」

教 育 活 動：大学礼拝（チャペルアワー）、クリスマス諸行事、国内スタディツアー、海外スタディツアー、キリスト教週間、オルガン講座、アクティビティ（聖書を読む会、べんとーCafé）など

■ボランティアセンター（大学）（資料 2-17、2-18、2-19）

（横浜校舎 1998 年 10 月開設、白金校舎 2001 年 4 月開設、準備委員会 1997 年設置。）

目 的：本学教育理念「他者への貢献」の精神に則り、ボランティア活動を通じた人間教育、および学びを深められる支援を行なっている。

規 程：明治学院大学ボランティアセンター規程

構 成：センター長、センター長補佐、ボランティアコーディネータ 2 名、事務職員（ボランティア支援課）6 名

定期刊行物：「ボランティアセンター報告書」「ボランティアセンターリーフレット」

教 育 活 動：地域活動（キャンパス周辺、東日本大震災被災地）、体験活動（企業・団体で一日ボランティア体験、国際機関での体験）、団体協力（日本赤十字社、ガクボ）、育成支援（内外への助成制度）

■明治学院 歴史資料館（法人）（資料 2-20、2-21、2-22）

（白金校舎 1996 年 7 月設置、1998 年 4 月開館）

目 的：学院と学院の設置する諸学校の歴史に関する資料収集・管理をし、研究・教育の用に供することを目的とする。

規 程：明治学院歴史資料館規程、同施行細則

構 成：館長（大学専任教員）、事務職員 2 名、研究員 3 名、研究調査員 3 名

定期刊行物：「明治学院歴史資料館資料集」「明治学院歴史資料館ニュースレター」

研 究 活 動：明治学院宣教師史、キリスト教教育史、「和英語林集成」研究、明治学院音楽史研究

教 育 活 動：学院史関連等展示パネル制作、歴史資料館講演会

（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では新たな学部・学科・研究科・専攻を設置する場合、執行部会議で中長期的視野に立った設置構想を策定し、これを基に教学改革推進本部を設置（資料 2-23）し検討している。教学改革推進本部は学長を推進本部長とし、副学長 1 名、各学部長、教養教育セン

基準 2. 教育研究組織

ター長、法務職研究科長、大学事務局長、学長の委嘱する専任教員若干名を本部員とする。

新たに設置しようとする学部・学科、研究科・専攻の設置の趣旨、人材養成の目的、教育・研究上の目的、教育課程の概要、教員構成、大学の教育理念・教育目標との適合性を検証し、学生確保の見通しと卒業生・修了生の就職の見通し、財務計画を含めて包括的に確認している。教学改革推進本部で承認後、各学部教授会、連合教授会、大学協議会で順次審議・承認の過程を経て、正式承認となる。

学部・学科、研究科・専攻の設置後は、各学部教授会、学科会議、大学院委員会、研究科委員会、専攻会議等で、当該学部・研究科の教育・研究活動が本学の教育理念、学部・研究科の教育・研究目的と乖離していないか点検・評価している。点検・評価後の具体的対応の結果として、カリキュラム変更、収容定員の見直しや学部研究科の改組という形で教育理念との整合性を図っている。

収容定員の見直しや学部研究科の改組の場合、執行部会議、教学改革推進本部、教授会、研究科委員会、大学院委員会、大学評議会での審議・承認となる。

カリキュラム変更は、学部教授会、研究科委員会、大学院委員会、大学評議会で審議・承認の動きとなる。

2. 点検・評価

●基準 2 の充足状況

教育研究に係る基本的な組織構成として、各学部・学科、各研究科・専攻、および研究所・センター等の組織横断的な共通教育機関が、大学の目的に照らして適切な構成となっている。また各教育課程の教育研究の目的を達成する上でも有効に機能しており、この基準を充足している。

1) 効果が上がっている事項

特になし。

2) 改善すべき事項

教養教育センターは、本学の教養教育を担う機関であり、学生の教育については重要な役割を担っているが、教養教育を担う一部教員は各学部に分属しており、教員の所属が統一されていないことから、当該組織の役割、意義が不明瞭な現状にある。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

特になし。

2) 改善すべき事項

教養教育や教員組織の在り方を含めて、学内の主要な会議体である執行部会議や教学改革推進本部会議等で検討をする。

基準 2. 教育研究組織

4. 根拠資料

- 2-1 明治学院大学の 5 つの教育目標 (既出 資料 1-3)
- 2-2 明治学院大学キリスト教研究所オリジナルウェブサイト
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~kiriken/>
- 2-3 明治学院大学国際平和研究所オリジナルウェブサイト
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~prime/>
- 2-4 明治学院大学国際平和研究所リーフレット
- 2-5 明治学院大学言語文化研究所オリジナルウェブサイト
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~gengo/>
- 2-6 明治学院大学経済学部オリジナルウェブサイト「産業経済研究所」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/econ/academics/research/>
- 2-7 明治学院大学社会学部付属研究所オリジナルウェブサイト
<http://soc.meijigakuin.ac.jp/fuzoku/>
- 2-8 明治学院大学社会学部付属研究所・相談・研究部門リーフレット
- 2-9 明治学院大学法律科学研究所オリジナルウェブサイト
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~lri/>
- 2-10 明治学院大学国際学部付属研究所オリジナルウェブサイト
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~iism/>
- 2-11 明治学院大学心理学部付属研究所オリジナルウェブサイト
<http://psy.meijigakuin.ac.jp/lab/>
- 2-12 明治学院大学心理臨床センターリーフレット
- 2-13 明治学院大学教養教育センター付属研究所オリジナルウェブサイト
<http://mgu-cfla.cc-town.net/ila/>
- 2-14 明治学院大学ウェブサイト「情報センター」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/joho/>
- 2-15 明治学院大学ウェブサイト「国際センター」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/about/international/ic/>
- 2-16 明治学院大学ウェブサイト「本学のキリスト教活動」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/office/creed/>
- 2-17 明治学院大学ボランティアセンターオリジナルウェブサイト
<http://www.meijigakuin.ac.jp/volunteer/>
- 2-18 明治学院大学ボランティアセンターリーフレット
- 2-19 VCVC2014 (ボランティアサークル)
- 2-20 明治学院歴史資料館オリジナルウェブサイト
<http://shiryokan.meijigakuin.jp/>
- 2-21 明治学院歴史資料館リーフレット
- 2-22 明治学院歴史資料館パンフレット
- 2-23 明治学院大学教学改革推進本部規程

基準 3. 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

1) 大学全体

教員組織は大学の中核に位置しているが、教育と研究の両面で熱意のある優秀な教員を広く内外に求め、社会の変化に対応できる特色のあるカリキュラム編成とそれに見合った適切な教員配置を行なうことは、大学としての責務である。教員組織に関しては、中長期的な視野で持続的に整備・点検していく必要があることは論を待たない。そのため本学は、求める教員像および教員組織の編制方針を下記の通り定めている。

本学の建学の精神と教育理念を理解し、建学以来築き上げてきた研究・教育資産に配慮しながら各専門分野での研究と教育のさらなる向上を目指す教員を採用する。また、各学部・大学院でのさらなる研究の向上と一層の教育の充実を図り、社会の要請に応えるため、教学組織の見直しと既存学部・研究科の改組・新設も視野に入れ、教員構成での性別・年齢・経歴などの多様化を推進する。

また、本学の各教員に求める能力、資質等は、「明治学院大学教員選考基準」（資料 3-1）と「明治学院大学研究倫理規準」（資料 3-2）においても明示されており、教員の募集・採用・昇格はこれらに基づき適切に行われている。

本学の場合、大学院各研究科に専属の専任教員は配置しておらず、各学部・教養教育センターと法科大学院所属の教員が大学院各研究科の教育を担当している。そのため、各研究科（法務職研究科を除く）の求める教員像および教員組織編制の方針は、学部のそれに準じている。ただし、各学部所属の教員のうち、大学院教育を担当する教員については、「明治学院大学大学院教員資格規程」（資料 3-3）で大学院教育を担うに足る能力・資質に関して、明確に定めている。

専任教員は「専門科目」を担当する教員と「明治学院共通科目（＝一般教養科目）」を担当する教員とに分かれる。かつて大学設置基準の大綱化により、旧来の一般教育部を廃止し、一般教育科目（現在の明治学院共通科目）を担当していた多くの教員は、各学部に分属することになった。しかし各学部の専門教育に適合する専任教員の中で、学部に分属することを希望しなかった教員は、2002 年に創設された教養教育センターに配置されて今日に至っている。全学共通科目（現在の明治学院共通科目）を担当する教員は教養教育センターに所属している 28 名とともに、各学部に分属している 15 名の計 43 名となっている。現在、明治学院共通科目は「全学共通科目教育機構」（機構長（学長が兼務）、外国語教育部会長、諸領域教育部会長、学科主任等から構成）でカリキュラムが編成され、各学部・学科の協力の下で授業が行なわれている。また、文学部には教職課程の科目を担当する 5 名の教員が所属している。

全学共通科目教育機構が求める教員像は、大学の理念と全学共通科目教育機構の教育目

基準 3. 教員・教員組織

標に賛同し、外国語・諸領の専門領域の教育と研究にバランスよく注力できることが共通認識として挙げられるが、明文化はされていない。明治学院共通科目を担当する専任教員の大半は、教養教育センターに所属するため、教員編制については、そちらで述べる。

全学共通科目教育機構では定期的に、機構長、外国語教育部会長、諸領域部会長が会合を持ち、連携して情報交換や問題解決に向け議論し、責任をもって統括している。加えて意思決定機関である全学共通科目教育機構会議を定期的開催し議論している。

各教育部門でも定期的に会議を開催し、当該科目の教育・研究内容、運営について議論している。また専任教員と兼任講師との情報交換や議論の場として研修会等を開き、組織的な連携体制ができている。

教職課程では、教職課程認定基準に記されている「入学定員数の合計数に応じた専任教員数」及び「科目区分における専門分野に応じた専任教員配置」に基づき、全学教育としての教職課程科目を担当する教員を適切に編制している。本学教職課程では、「①多様な子どもたちへ目配りできる教員。②子どもたちの生活にかかわる様々な背景について多様な側面から深く洞察できる教員。③そうしたことを踏まえ、学習指導、生徒指導、学級経営がしっかりできる教員を養成すること」を教育目標としており、これを実現できる能力・資質等を備えた専任教員を配置している。

教員養成に係わる具体的な業務、指導、研究等に関しては、文学部教職課程主任が招集する教職課程会議で議論されている（資料 3-4）。毎月 1 回行なわれ、文学部教職課程所属の全教員が出席し、話し合いがなされている。また、教員養成に係わり全学的な調整が必要な事項に関しては、教務部長が招集する教職課程委員会で議論されている（資料 3-5）。年間 5 回程度行なわれ、各学科、教養教育センター、文学部教職課程の各主任、教務部次長・大学院事務室室長、学務教職課長の職員等が出席し、報告事項や審議事項について話し合いがなされている。

各学部教授会は、その学部の教員の任免・昇格などの人事を担っている。本学の場合、改革派・長老派のプロテスタンティズムの伝統を踏まえた「キリスト教による人格教育」という建学の精神もあって、各学部教授会は、他大学の教授会に比して、かなりの自主性と独立性を保持しているように思われる。教授会での自由な討議を経て集約された各学部の意思を、学長をはじめとする大学執行部は大いに尊重するという伝統が培われてきた。したがって、各学部・研究科が教員に求める能力や資質、教員組織内の連携体制または教育研究に係る責任の所在についてはそれぞれであり、以下に述べていく。

2) 文学部

文学部が求める教員像および教員の編制方針は明文化されてはいないものの大学の方針に基づいている。求める教員像の根幹にあるのは、何よりも優れた研究業績であり、また教育に関する強い意欲と知見である。研究に関しては、研究者情報データベース（資料 3-6）が公開されておりそこで随時チェックする事ができる。また教育に関しては、学科主任を中心に構成される「FD 教員評価検討委員会」が点検している（資料 3-7）。

教員組織の編制方針は、各学科ともに、必要とする学問分野が過不足なく充当されるよ

基準 3. 教員・教員組織

うに、また学部学科の教育理念・目標の実現を図るべく、専任教員・非常勤教員ともに、最適な人材を採用するように努めている。その人事の適切性は、基準 3 (3) で述べるように、文学部人事教授会における厳正な審査によって長年担保されてきている。

3) 経済学部

経済学部が求める教員像および教員の編制方針は明文化されてはいないものの大学の方針に基づいている。求める教員像の根幹にあるのは、優れた研究業績と、教育に関する強い意欲・熱意と知見であり、また教員の編制方針に関しても、各学科が必要とする学問分野が過不足なく充当されるように、また学部学科の教育理念・目標の実現を図るべく、専任教員・非常勤教員共に最適な人材による教員編制に努めている。

各学科で随時招集される学科の教務委員会で、教員に求める能力・資質を検討している。新任人事を行なう際は、応募要領に専門分野・担当可能科目を明記し、完全公募の全てのケースで採用面接時に業績のプレゼンテーションと模擬授業を課して研究教育の資質を確認している。昇任人事の際は研究・教育において担当科目との整合性を確認している。2013 年度人事案件では上記手順は全て実施、2014 年度も全て実施あるいは実施予定である。

教員の構成の是正は、主として新任人事を通じて行なわざるを得ない。現所属教員の担当科目は学科ごとの検討に任されている。学部教員の年齢構成は「専任教員年齢構成」（資料 3-8）の通りであり、各人事案件においてこの適切さには考慮が払われる。

国際経営学科では、複数の教員で行なう仕事について、責任者を明確にするなど、教員の役割分担を明確化した（資料 3-9）。経済学科と経営学科でも、明確化に向けて現在調整している。

各学科の教育については、各学科主任と学科の教務委員で構成する教務委員会が責任を負う。学部の運営については、広報委員会、図書委員会・コンピュータ管理運営委員会・「経済研究」（経済学部刊行物）編集委員会を設け、それぞれ責任者を明確にし、月例の教授会にて適宜活動報告を行なっている。これらの学部内委員会について役割等を明確化する規程等の整備を検討する。

4) 社会学部

社会学部が求める教員像および教員の編制方針は、明文化されてはいないものの大学の方針に基づいている。求める教員像の根幹にあるのは、優れた研究業績と、教育に関する強い意欲・熱意と知見であり、また教員の編制方針に関しても、各学科が必要とする学問分野が過不足なく充当されるように、また学部学科の教育理念・目標の実現を図るべく、専任教員・非常勤教員共に最適な人材による教員編制に努めている。

社会学部における教員採用は、教員の能力・資質を明確に定めた「明治学院大学教員選考基準」に準拠しながら厳格に実施されている。この数年間、社会学部両学科では、コースの編成、教育課程の改訂を順次実施してきたが、その過程で学科会と教授会では、どのような科目を開講すべきか、それを担当するに相応しい教員像はどのようなものかを具体的に繰り返し議論してきた。その結果、社会の要請に対応した科目と担当教員の配置が実現できている。とりわけ比較的明瞭に志向性の異なる 2 コース（ソーシャルワークと福祉開発）によって構成されている社会福祉学科では、コースの基本的な教育内容に関わる高

基準 3. 教員・教員組織

度な見識を有する教員の配置が重要であるという明確な合意ができている。

社会学部の両学科の教育課程には重なりもあり、社会学部では「隣接科目」、社会福祉学科では「第 8 群（自由科目）」という科目カテゴリーを設定して学部内の他学科科目を履修可能としているため、教育上の連携がある（資料 3-10 pp.43-52、pp.57-76）。また、例えば社会学部附属研究所における研究部門の担当委員として両学科教員が協働する場面、研究プロジェクト（特別推進プロジェクトと一般プロジェクト）で両学科教員が教育・研究上の連携を行なう体制が用意されている。いずれの場面でも、附属研究所の各部門の主任やプロジェクトの研究代表者などを明示・公表しており、最終的な責任の所在は明確な体制になっている（資料 3-11）。

5) 法学部

法学部が求める教員像および教員の編制方針は、明文化されてはいないものの大学の方針に基づいている。求める教員像の根幹にあるのは、優れた研究業績と、教育に関する強い意欲・熱意と知見であり、また教員の編制方針に関しても、各学科が必要とする学問分野が過不足なく充当されるように、また学部学科の教育理念・目標の実現を図るべく、専任教員・非常勤教員共に最適な人材による教員編制に努めている。

法学部では、教員に求める能力・資質の明確化については、具体的に定めてはないが、各教員の研究内容及び実績の公表をすることで、これを外部に明らかにするものとしている。

「民事法」、「刑事法」、「法学基礎演習」については複数教員がおり、その教育体制の一貫性、明確化という観点から、それぞれの分野に責任者を設置している。特に「民事法入門」では、2014 年度春学期から共通テキストを使用し、定期試験で統一試験を行なうなど（資料 3-12）、その体制の維持強化が実際に図られている。教員編成上の課題として、「民事法入門」・「刑事法入門」の一部クラスを非常勤に依頼しているため、今後は専任の比率を高める必要がある。

消費情報環境法学科では、情報処理関係科目の授業運営について責任者を置き、教育体制の一貫性の確保に努めている。

政治学科では、複数の共同研究を学部附属研究所である法律科学研究所で立ち上げ、全員がそのどれかに加わるような体制を作り、専門研究上の共通理解・共有財産を拡充しつつ、学科全体で体系的な専門教育を提供できるように努めている。

6) 国際学部

国際学部が求める教員像および教員の編制方針は、明文化されてはいないものの大学の方針に基づいている。求める教員像の根幹にあるのは、優れた研究業績と、教育に関する強い意欲・熱意と知見であり、また教員の編制方針に関しても、各学科が必要とする学問分野が過不足なく充当されるように、また学部学科の教育理念・目標の実現を図るべく、専任教員・非常勤教員共に最適な人材による教員編制に努めている。

国際学科では、学際性と多様性を求めるべき教育組織としてその編制を行なっている。27 名の教員中 3 名は明治学院共通科目を主として担当しているが、ゼミや学部専門科目も担当し、教育理念の共有については明確である。

国際キャリア学科では、現代のグローバル化・多様化した社会で生じている現象・問題

基準 3. 教員・教員組織

を的確に学際的視点から理解させることのできる教員で編成している。特定科目担当者は 2 名、インターンシップ科目担当と学術英語科目担当である。この 2 名については、役割分担は明確である。また複数教員（3 名）による共同担当科目が 2 科目あるが、科目担当責任者を明示して、科目の運営が円滑に進展するよう配慮している。

7) 心理学部

心理学部が求める教員像および教員の編制方針は、明文化されていないものの大学の方針に基づいている。求める教員像の根幹にあるのは、優れた教育・研究業績と、教育に関する強い意欲・熱意と知見であり、また教員の編制方針に関しても、各学科が必要とする学問分野が過不足なく充当されるようにしている。更に学部学科の教育理念・目標の実現を図るべく、専任教員・非常勤教員共に最適な人材による教員編制に努めている。

教員の新規採用の際は、両学科ともその担当科目に関連した能力や資質を検討し、応募資格を定め公募しており、その都度の教員像は明確である。またその際に、既存教員の担当分野や年齢構成を考慮し、教員組織としてバランスが取れるよう配慮している。

心理学科では、入試、系列校対応、修学支援、FD、学科将来構想などに関するワーキンググループ（以下 WG）や、インタラクティブ・スタディ・ルーム、基礎演習、英語講読などに関する担当について、教員の能力や負担の公平性に配慮して分担を決め、それぞれに責任者を置いてグループをまとめている。

教育発達学科では、学科内に将来構想、教職、キャリア支援、修学支援、カリキュラム、広報、入試の 7 つの WG と FD 部会を設置し、組織的に学科の教育研究に必要な事項を分担し、責任の所在を明確にしている。各 WG、部会は各責任者のもとで会合を持ち、それぞれの所管事項を遂行し必要に応じて学科会議で所管事項に関する審議事項の提案、報告を行なっている。WG の所管事項以外の事項についても同様に担当者を定めている。必要な教員構成に関して、2013 年度より、教員の増員による教育の充実について学科会議で検討し、2015 年度から学科収容定員増、コース制導入、新規専任教員 2 名増を決めた。

8) 教養教育センター

教養教育センターが求める教員像および教員の編制方針は、明文化されていないものの大学の方針に基づいている。求める教員像の根幹にあるのは、キリスト教主義教育に理解があり、優れた研究業績と、教育・研究に関する強い意欲・熱意と知見である。また教員の編制方針に関しては、全学共通の教養教育において必要とする学問分野が過不足なく充当されるように、また教養教育センターの教育理念・目標の実現を図るべく、専任教員・非常勤教員共に最適な人材による教員編制に努めている。

教員に求める能力・資質等の基準は、「明治学院大学教員選考基準」（資料 3-1）に定められている。採用・昇任人事については、教養教育センター教授会承認のもと、「選考委員会」「業績審査委員会」を設置し、適切に教員人事を進めている。

一方、教員組織の編制方針に関しては、年齢・性・国籍・職位などの観点から、バランスのとれた構成となるよう、チェックと一定の配慮がなされている（資料 3-13、3-14）。各外国語に 1～2 名の専任教員を配置すること、総合的英語コミュニケーション能力を育成するためにネイティブの教員を積極的に採用すること、幅広い教養教育のために教員の

基準 3. 教員・教員組織

研究分野が偏らないこと、担当科目以外の専門をもち学際的・総合的教育が可能な教員の任用等も考慮している。

1 学年 3,000 人前後の学生を対象として提供される共通科目は、28 名の専任教員と 15 名の他学部所属の共通科目担当教員だけでは担うことができず、389 名の兼任講師の協力で提供されている。兼任講師数は専任教員数の約 9 倍であるが、殆どの科目に専任教員が配置され各部門を統括できており、概ね適正な教員構成がなされている。

教養教育センターでは、毎週定期的にセンター長と外国語・諸領域教育の両主任が会合を持ち、連携して情報交換や問題解決にあたっている。また教養教育センターの運営に関しては、委員会等の役割分担表を作成し、その委員会の責任者と委員を示し、責任の所在を明確にしている。

各教育部門でも定期的な会議を持ち、当該科目の教育およびその運営を統括している。また専任教員と兼任教員との連絡もメールによる連絡や情報交換だけでなく、研修会などを開催し議論を行ない、組織的な連携体制ができています。

9) 文学研究科

文学研究科担当の教員は、文学部専任教員が兼任している。

英文学専攻では、専門分野構成に適合した教員編制を維持していくことを方針とし、英文学・米文学・言語学の 3 専修分野について、それぞれ 5 つの専門科目を設置し、専任教員を偏りなく配置する編制を維持することをめざしている（資料 3-15）。

特にフランス文学科で新任教員を採用する際、大学院での研究の国際的展開を考慮して、フランス語圏で博士号を取得した若手教員を優先的に採用するという方針をとっている。

芸術学専攻では、深い専門性と幅広い教養の両面を踏まえて教育研究を行ない、国際的な実績を持つ人材による教員編成の維持する方針を取っている。現在、専門誌への論文掲載、海外・国際学会での研究発表、国際シンポジウムの企画・発表、海外での講演・客員授業、国際学会の役員など、全員が国際的な実績を持っている。

10) 経済学研究科

経済学研究科の教員組織は、経済学部教員組織を基礎とし、研究科独自の採用や昇任人事は行なっていない。構成員は経済学部の教授のみから構成されて、構成員のほぼ全員が国内外の大学での博士号取得者である。また、研究科の構成員ではない准教授であっても、大学院を十分担当可能と認められる場合は、研究科の講義のみ担当可能としている。教授昇格（昇任）は、「経済学部教員人事規程」（資料 3-16）に基づき行なわれている。教授昇格（昇任）は、十分な研究・教育歴を評価して決められており、大学院教育の質は十分に担保されている。

教員組織の編制は、学部と共同して職位や年齢構成のバランスを保つようにしている。

11) 社会学研究科

社会学研究科では、明治学院大学教員選考基準（資料 3-1）、明治学院大学大学院教員資格規程（資料 3-3）の定めに沿った教員の能力・資質を求めている。社会学研究科は、社会学部教員で構成されている。任用は社会学部で行なわれるが、大学院教授資格にふさわ

基準 3. 教員・教員組織

しい身分やキャリアを持っているか、研究科の編制方針に沿った任用になるよう配慮している。各専攻会議・研究科委員会では明治学院大学社会学部教員人事規定（資料 3-17）に基づき、研究者としての能力のみではなく教育者としての側面も重視している。

教員組織は、各専攻の教育課程を構成する上で重要な領域をカバーするように編制している。本研究科の人材養成目的・学位授与方針・教育課程の編成および実施方針の実現に寄与しうる専門的力量をもち、適切な研究指導のできる人材を求めている。そのため、専門分野の研究業績・教育的活動・社会的活動を総合的に判断している。

各専攻主任はその専攻全体について責任を持ち、研究科委員長は社会学研究科全体に責任を持っている。研究科としての決定は、研究科委員会で行なっている。構成メンバーは大学ウェブサイト、大学院案内に提示している。

1 2) 法学研究科

本研究科の教員像と教員組織は、基本的に全学の方針である明治学院大学大学院学則第 18 条、第 19 条（資料 3-18）に沿って定められている。

なお、新研究科「法と経営学研究科」の設置が認可されたことを受けて、教員像および教員組織の編制方針を再検討し、より明確な教員像と教員組織の編制方針を明確化する予定である。

1 3) 国際学研究科

国際学研究科の科目担当、研究指導は原則として国際学部所属教員で構成されている。任用は国際学部で行なっている。教員選考基準で、研究能力と教育経験とを教員に求めているが、国際学研究科として求める教員像については、大学院指導に相応しいそれを備えた者であるが、明示的な文書はつくられていない。

1 4) 心理学研究科

心理学研究科は心理学部を基礎として設置されている研究科であり、教員の任用は心理学部教授会と連動し、大学院学則と「心理学研究科博士課程担当教員資格審査に関する申し合わせ」（資料 3-19）に基づき審査をしている。本申し合わせでは、博士前期課程研究指導担当者となる教員、博士後期課程研究指導担当者となる教員、講義担当者となるに関する基準に基づき、大学院指導教員任用資格を資格審査委員会で審査している。資格審査委員会での承認後、心理学研究科委員会の承認を経て、大学院での研究指導担当者・講義担当者となる。

教員の能力・資質等に関しては学部・学科と合議し、研究指導能力はもとより、実践的心理支援力を持つ心理専門職養成や教育支援指導者養成に必要な実績をもつ人材を大学院担当者としている。

教員の構成は、2014 年度心理学コース担当教員 7 名、教育発達心理学コース担当教員 13 名、臨床心理学コース担当教員 9 名であり、教員の任用形態としては任期の定めのない教員と任期の定めのある教員とがあるが、適切な教員構成とするように努めている。

基準 3. 教員・教員組織

15) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）が求める教員像および教員の編成方針は、明文化されていないものの大学の方針に基づいている。求める教員像の根幹にあるのは、優れた研究業績と、教育に関する強い意欲・熱意と知見であり、また教員の編制方針に関しても、必要とする学問分野が過不足なく充当されるように、また当研究科の教育理念・目標の実現を図るべく、専任教員・非常勤教員共に最適な人材による教員編制に努めている。

法務職研究科（法科大学院）の教員は法科大学院認証評価基準に合致する教員であることを条件として、法科大学院の科目編成に見合った教員を採用、配置している。特に法律基本 7 科目の教員が必ずいること、実務家教員割合が基準を満たすことの 2 点を重視している。募集停止後も 2016 年度まではこの 2 点を満たすよう、定年延長等の措置を含め対応することを決定し、実施してきている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

1) 大学全体

【学部共通】

《編制方針に沿った教員組織の整備》

本学では、教育目標として「他者を理解できる人間の育成、分析力と構想力を備えた人間の育成、コミュニケーション能力に富む人間の育成、キャリアをデザインできる人間の育成、共生社会の担い手となる人間の育成」を掲げており、その目標に基づく教養教育及び専門教育の教育課程を担う教員組織の編制をしている。

各学部・学科では、大学基礎データ「教員組織」のとおり大学設置基準に定められた教員数を確保しており、本学の専任教員数は全体で 261 名である。専任教員 1 人当たりの在籍学生数は 2008 年度の自己点検・評価報告書記載の 47.6 名から、46.7 名と改善している。また、教員組織の編制において、特定の範囲の年齢に著しく偏りがあるという指摘を同じく 2008 年度に受けたが、年齢バランスの改善策は退職教員の補充において若手を採用するのが基本となるため、短期間では効果が現れにくい。また、各教員の年齢が年ごとに上がっていくので、ある年代の構成比率が改善しても、別の年代の比率が高くなるという現象が生じることがある。

以下に、該当学部の年齢構成（30%超の年代）の推移（2008→2013 年度）を示す。

文学部	： 41～50 歳	33.3%→27.5%	51～60 歳	40.5%→47.5%
経済学部	： 41～50 歳	31.8%→27.7%	51～60 歳	34.1%→31.9%
社会学部	： 41～50 歳	44.7%→22.2%	51～60 歳	31.6%→38.9%
国際学部	： 51～60 歳	41.7%→38.9%		
心理学部	： 51～60 歳	52.9%→24.1%		

教員採用時は専門分野における研究業績などに加え、できるだけ年齢を勘案して採用しており、時間はかかるが改善に向けて動き出している。

ほとんどの専任教員は「任期のない教員」であるが、現在 15 名の任期付き教員が所属する（資料 3-20）。教員の適切な流動性を確保する必要から、本学でも今後、任期付き教員の採用が増える見込みである。

また、教育の質保証や教員組織の多様性の担保のために女性、外国人、実務家などにつ

基準 3. 教員・教員組織

いて、各学部教育・研究上の特性に配慮しながら、編制上考慮している。本学では、女性、外国人、実務家などについて一定の採用目標を設ける予定はないが、文部科学省が公開している全国平均値の推移には留意している。本学の実情は下記の通りである。

専任教員 261 名（2014 年 5 月 1 日現在）

女性率：本学 31.0%（81 名/261 名）　　< 全国平均 22.5% >

外国人率：本学 8.0%（21 名/261 名）　　< 全国平均 4.0% >

実務家率：本学 3.0%（8 名/261 名）　　< 全国平均の平均値の公表はなし >
（全国平均値は平成 26 年度学校基本調査のデータから算出）

全国平均が不明な実務家教員比率について補足すると、外部（民間など）からの実務家の登用は学部によって状況が異なる。専門分野によっては比較的学問領域の中で完結しており、実務家の登用はなじまない学部もあるが、経済、法学部など実務経験者の知識や経験を活かす学部では今後、教育内容や教育方法の多様化に応じて、客員教授などの仕組みを活用して外部から登用することや、実務経験のある兼任教員の任用などを検討する。

女性や外国人は全国平均より上回っているが、国際化を重要施策としている本学としては特に外国人数員について、今後も数値の維持・改善を各学部、教養教育センターに留意するよう呼びかけていきたい。

《授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備》

専任教員の任用にあたっては、「授業科目（分野）」について各学部等が公募等を行ない、当該学部等で面接・模擬授業等を実施した上で、任用候補者の履歴書や業績等の書類審査時に、授業科目との適合性を厳正に審査している。各学部等の審査を経たのち、あらためて大学評議会で任用候補者の履歴書や業績等の書類を基に審査を行ない、理事会で承認を得ている。客員教員及び兼任教員についても、大学評議会の承認を得ている。

授業科目と担当教員の適合性については、大学全体の制度として設けているわけではなく、多くの学部学科では分野ごとに責任教員を置き、各分野における授業科目と担当教員の適合性を監視する体制がとれている。また、授業科目の決定後、必修科目等の主要科目について学科主任等によるシラバスの代表原稿の執筆や、使用する教科書等の統一等を行ない、担当教員によって授業内容にばらつきが出ないように工夫している。主要科目以外についても各学科主任がシラバスの執筆内容を確認している。また、教養教育の語学科目については、前年度中に担当教員によって語学単位に会議を設定して、授業内容の均一化と質保証に努めている。

《中期的な教員採用計画の策定》

本学では教育・教員組織に関する中期的な方針として、「本学の建学の精神と教育理念を理解し、建学以来築き上げてきた研究・教育資産に配慮しながら各専門分野での研究と教育のさらなる向上を目指す教員を採用する。また、各学部・大学院でのさらなる研究の向上と一層の教育の充実を図り、社会の要請に呼応するため、教学組織の見直しと既存学部・研究科の改組・新設も視野に入れ、教員構成での性別・年齢・経歴などの多様化を推進する」（資料 3-21）としている。

「明治学院大学教員選考基準」に基づき教員の募集・任免・昇格は行なわれているが、大学執行部では新学部設置の方向性を継続検討しているため、2013 年度は原則として新規

基準 3. 教員・教員組織

の募集を一旦凍結した。勿論、必修科目や資格関連科目の教員補充は都度検討して支障がないようにしたが、例年と比較すると採用数は少なかった。

2014 年度の春学期に上記の凍結措置を解除したため、今後は順次、退職教員の補充をしていくことになる。また、特定の学科で学生定員の増減の希望が出ているため、特に定員減を目指している学科は退職教員の補充のための採用を控える場合もある。更に、各学部学科のカリキュラムでグローバル化に対応した英語科目の設置や専門科目での英語による講義が将来的に増える見込みもあり、外国人の専任教員や外国で学位を取得した日本人教員を増やす方向で検討している。

全学共通教育である明治学院共通科目教育の維持・発展をめざし、その円滑な実施を担う全学共通科目教育機構では、同科目を中心に担当する教養教育センターの教員組織の編成方針に基づき、多彩なカリキュラムに適合した教員編成となっている。中長期的な教員編成や教員の採用計画については、教養教育の目的、時代のニーズ、教育・研究の活性化、教員組織の運営を鑑みて、教養教育センター教授会と連携しながら、外国語教育運営委員会および諸領域運営委員会で議論し、最終的に全学共通科目教育機構会議で策定している（資料 3-22、3-23）。

明治学院共通科目の専任教員担当科目数/兼任教員担当科目数は必修科目で春学期 10.6%、秋学期 10.5%、選択必修科目で春学期 8.6%、秋学期 7.3%、全開設授業科目で春学期 16.9%、秋学期 16.1%であり（資料 3-24）、専門教育科目の比率と比べるとかなり低い値であった。しかし、この傾向は 1 学年 3,000 人前後の学生を対象に科目と提供している教養教育では、止むを得まい。

本学教職課程科目を担当する教員構成としては、教職課程を専門に担当する文学部教職課程所属教員と、教職課程科目を担当する各学部所属の教員で構成されている。全学で教職課程の科目を担当する専任教員数は 149 人、そのうち文学部教職課程所属の専任教員は 5 名である。年齢構成としては、全学では、66 歳以上が 11 名、61 歳～65 歳が 27 名、56 歳～60 歳が 23 名、51 歳～55 歳が 28 名、46 歳～50 歳が 25 名、41 歳～45 歳が 18 名、36 歳～40 歳が 13 名、31 歳～35 歳が 4 名となっている。文学部教職課程所属の専任教員は、61 歳～65 歳が 1 名、56 歳～60 歳が 2 名、46 歳～50 歳が 1 名、41 歳～45 歳が 1 名となっている（資料 3-8）。また、教職課程科目の専兼比率は、春学期 48.8%、秋学期 50.0%となっている（資料 3-24）。

教職課程では、教職課程の教育目標（資料 3-25）に基づく教員養成の実現のため、教育心理、教育哲学、教育史、教科教育学等の多様な分野を専門とする教員を、専門分野が重複しないよう考慮して配置している。特に、学習指導力の養成のために、履修者が最も多い社会科、地理歴史科、公民科に関しては専門の教員を 1 名配置している。また、学級経営力の養成のため、学校現場で教鞭をとった実務経験のある教員を 1 名配置している。

【大学院共通】

大学院各研究科の教員組織は、各学部の教員組織を基礎としており、独自の採用昇は行っていない。しかし、「明治学院大学大学院教員資格規程」（資料 3-3）に基づき、学部教員のうち、研究業績、教歴、科目適格性等について審査の上、各研究科の授業担当に相応しい教員を決定し、大学院委員会の承認を受けている。

基準 3. 教員・教員組織

各研究科・専攻の専任教員数は大学院設置基準を満たしている。また、研究科ごとに大学院担当者資格（資料 3-26）を設けている。

2) 文学部

文学部各学科の教員組織は、学科の教育目標の実現にむけて、限られた人的資源ではあるものの、以下のように有効に編制されている。

【英文学科】 専任教員数は 16 名、そのうち教授が 12 名、准教授が 4 名である。男女比も 12 名：4 名となっている。Ph.D.取得者は 8 名であり、新任教員の公募時は、原則として Ph.D.保持者をその条件のひとつにあげている（資料 3-27、3-28）。外国籍の教員は 3 コースの各コースに 1 名ずつ、合計 3 名の英語を母語とする教員をおいている。

また 2000 年度にイギリス文学、アメリカ文学、英語学の 3 コース制を導入し、各コースの専任教員数は 4 名、5 名、7 名となっている。1～2 年次の基礎英語科目の一層の充実をはかるため、2013 年度にカリキュラム・コーディネイター（准教授 1 名）を採用した。

【フランス文学科】 10 名の専任教員（教授 7 名、准教授 3 名）が所属している。このうちフランス語を母語とする教員は 2 名。専門性から見ると、5 名（文学）、各 1 名（翻訳論、言語学、教育法、哲学、歴史）と、学生の関心の多様化を支えるに足る教員構成となっている（資料 3-29）。

【芸術学科】 2013 年度現在、専任教員数は 13 名、うち教授 11 名、准教授 2 名という構成である（資料 3-30）。ここには外国籍の教員 1 名、研究教育のみならず芸術実践での豊富な実績をもつ教員 2 名、メディア現場での実務経験をもつ教員 2 名が含まれている。博士号取得者は 7 名である（資料 3-6、3-31）。これら専任教員は各自の専門分野に即して、各系列共通担当として 1 名、総合芸術学系列を除く 4 系列（系列については基準 4-2（1）にて後述）に各 3 名を配置する体制をとっている（資料 3-32、3-33）。

以上により、設置基準上必要な専任教員数 24 名を上回っている。なお、2014 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成および男女比率、専任教員一人当たりの学生数、開設科目の専任比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成：31 歳～40 歳／3 名（7.0%）、41 歳～50 歳／12 名（27.9%）、51 歳～60 歳／20 名（46.5%）、61 歳以上／8 名（18.6%）
- ・男女比率：男 72.1%、女 27.9%
- ・専任教員一人当たりの学生数：43.3 名
- ・開設科目の専任比率：全開設授業科目のうち 37.2%

3) 経済学部

経済学科では、2014 年度からのカリキュラム変更に向け、2011 年度に発足したカリキュラム検討委員会で所属教員の専門等を再検討し、担当科目を再編した（資料 3-34）。同時に、検討開始時点で空席であった 4 つの人事枠について、前任者の科目踏襲を見直し、新カリキュラムの科目適合性と年齢を考慮して、2013 年度に 2 人の新任者を採用した。今後もこの方針を継続する。授業科目と担当教員の適合性は、毎年の時間割編成時、各学科会議で確認している。

2015 年度に法学部との共同で新設する大学院研究科「法と経営学研究科」が設置認可さ

基準 3. 教員・教員組織

れたことから、今後、補強人事が開始される予定である。これを前提に経営学科・国際経営学科で人事構想を検討中である。

本学部の教員構成については、専任教員 48 名（教授 34 名、准教授 11 名、講師 2 名、助教 1 名）を配置し、設置基準上必要な専任教員数 36 名を上回っている。なお、2014 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成および男女比率、専任教員一人当たりの学生数、開設科目の専任比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成：31 歳～40 歳／7 名（14.6%）、41 歳～50 歳／11 名（22.9%）、51 歳～60 歳／16 名（33.3%）、61 歳以上／14 名（29.2%）
- ・男女比率：男 83.3%、女 16.7%
- ・専任教員一人当たりの学生数：52.3 名
- ・開設科目の専任比率：全開設授業科目のうち 71.9%

4) 社会学部

大学および社会学部の理念・目的に基づき作成された、カリキュラム上必要とされる専門科目の担当者として相応しい専門領域・研究業績、教育実績などを備えている人材の採用基準については、専任教員任用を開始する際に学科会と教授会で慎重に検討している。また、その結果をその都度募集要項に明示している（資料 3-35）。

必修科目の専任教員担当比率は、社会福祉学科では 100%である。1 年次の「アカデミック・リテラシー」、2 年次の「コース演習」といった少人数の必修科目を増やした社会学科でも 41.7%である（資料 3-24）。

社会学部の 2014 年 5 月 1 日現在の教員構成は、51～55 歳と 61～65 歳がそれぞれ 26.5%で、51～70 歳の層が 64.7%を占めている。この年齢構成上の偏りは、現在進行中の新任人事（社会学科 2 件、社会福祉学科 1 件）によって是正を図りつつある。

以上により、設置基準上必要な専任教員数 26 名を上回っている。なお、2014 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成および男女比率、専任教員一人当たりの学生数、開設科目の専任比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成：30 歳以下／1 名（2.9%）、31 歳～40 歳／4 名（11.8%）、41 歳～50 歳／7 名（20.5%）、51 歳～60 歳／11 名（32.4%）、61 歳以上／11 名（32.4%）
- ・男女比率：男 58.8%、女 41.2%
- ・専任教員一人当たりの学生数：55.6 名
- ・開設科目の専任比率：全開設授業科目のうち 60.6%

5) 法学部

法学部では 2013 年度、「環境法」と「刑事法」の教員が補充されていない。しかし、2015 年度から法律学科の定員を 30 名削減することをすでに文科省に届け出ていることから、2014 年度、上記 2 名の補充を行わないこととした。現在、「基礎法」と「労働法」に欠員があるが、後任補充手続きは順調に行なわれている。また、2014 年度末に定年退職を迎える教員の補充に向けた準備を行なっている。

法学部では、いわゆる ST 比の改善に向けて、本学法科大学院の募集停止にともなう人事異動など具体的な施策を順調に進めている。

基準 3. 教員・教員組織

教員構成については、専任教員 43 名（うち教授 32 名、准教授 10 名、講師 1 名）を配置し、設置基準上必要な専任教員数 35 名を上回っている。なお、2014 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成および男女比率、専任教員一人当たりの学生数、開設科目の専任比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成：31 歳～40 歳／3 名（7.0%）、41 歳～50 歳／16 名（37.3%）、51 歳～60 歳／17 名（39.5%）、61 歳以上／7 名（16.3%）
- ・男女比率：男 76.7%、女 23.3%
- ・専任教員一人当たりの学生数：54.5 名
- ・開設科目の専任比率：全開設授業科目のうち 67.6%

6) 国際学部

国際学科では 27 名の構成員中、外国籍者は 3 名である。また学部全体の女性教員比率は、28.6%である。60 歳未満の比率は 52%である。学際性と多様性を求めるべき教育組織として、さらに多様化を進める必要があろう。学部全体としては過去 3 年の新任人事は 6 名であったが、内、女性ないし外国籍者は 4 名であり、改善の方向に向かっている。

国際キャリア学科では、現代のグローバル化・多様化した社会で生じている現象・問題を、的確に学際的観点から理解させることのできる教員の確保を目的としており、そのために、①外国籍教員比率（50%）、②60 歳未満の比率（60%）、③各分野担当者比率（25%）を指標として採用している。現状は①は 56%、②は 67%、③は最低値が 45%であり、現段階では各指標の目標数値を上回っているといえる。

本学部の教員構成については、専任教員 35 名（うち教授 23 名、准教授 7 名、講師 4 名、助教 1 名）を配置し、設置基準上必要な専任教員数 20 名を上回っている。なお、2014 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成および男女比率、専任教員一人当たりの学生数、開設科目の専任比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成：31 歳～40 歳／3 名（8.6%）、41 歳～50 歳／7 名（20.0%）、51 歳～60 歳／15 名（42.9%）、61 歳以上／10 名（28.6%）
- ・男女比率：男 71.4%、女 28.6%
- ・専任教員一人当たりの学生数：34.8 名
- ・開設科目の専任比率：全開設授業科目のうち 59.7%

7) 心理学部

心理学科では、15 名の専任教員は基礎系 7 名、臨床系 8 名から構成されており、幅広く心理学を学べるバランスが取れた教員構成となっている。学生には将来の進路に応じた 4 つの履修モデルを提示しており、各モデルに即した履修科目を提示している。また、2014 年度末に退職する専任教員 1 名の教員補充について、学科の将来構想と共に 2013 年度の学科会議で 5 回にわたり検討した。さらに、心理学科から教育発達学科に移籍していた臨床系教員（障害児・者領域）が復帰し、2015 年度より基礎系 6 名、臨床系 8 名の構成になる予定である。心理学科は募集定員 160 名に対し 15 名の専任教員によって構成されているが（ST 比 10.7）、定員を削減することで ST 比を下げることを学科会議で検討した。

教育発達学科では、心理学、教育学（初等教育）、障害科学の 3 つの分野を中心に教員

基準 3. 教員・教員組織

を配置するとともに、認定されている教職課程に対応した適切な教員組織を維持している。2013 年度に実施した教員採用人事の際には、専門分野、教職課程認定との適合性、教職経験、担当授業科目の指導力等を確認した。2014 年度も同様の手続きにより、教員公募を行っている。中長期的な教員配置を念頭において、学科将来構想を学科会議で検討したが、中長期的教員採用計画の策定には至っていない。

本学部の教員構成については、専任教員 30 名（うち教授 17 名、准教授 10 名、講師 2 名、助教 1 名）を配置し、設置基準上必要な専任教員数 14 名を上回っている。なお、2014 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成および男女比率、専任教員一人当たりの学生数、開設科目の専任比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成：31 歳～40 歳／4 名（13.3%）、41 歳～50 歳／11 名（36.6%）、51 歳～60 歳／6 名（20.0%）、61 歳以上／9 名（30.0%）
- ・男女比率：男 66.7%、女 33.3%
- ・専任教員一人当たりの学生数：34.3 名
- ・開設科目の専任比率：全開設授業科目のうち 74.5%

8) 教養教育センター

教養教育センターでは、教員組織の編成方針に従って、学問分野・専門領域・国籍・文化等で多様性に富む教員を採用し、多様なカリキュラムに相応しい教員組織を整備している（資料 3-13）。

中長期的な教員組織のあり方、教員採用計画については、教育・研究の活性化、時代のニーズ、教員組織の運営を鑑みながら、教養教育センター教授会で議論し全学共通科目教育機構の外国語教育運営委員会と諸領域運営委員会が連携しながら策定している。

本センターの教員構成は、専任教員 28 名（教授 17 名、准教授 9 名、講師 2 名）を配置している。なお、2014 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成および男女比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成：31 歳～40 歳／3 名（10.7%）、41 歳～50 歳／10 名（35.7%）、51 歳～60 歳／10 名（35.7%）、61 歳以上／5 名（17.9%）
- ・男女比率：男 75.0%、女 25.0%

担当する明治学院共通科目の専兼比率については既に述べたとおりである。

9) 文学研究科

英文学専攻では、3 専修分野における専門科目について、各専門分野で充実した研究実績を有する専任教員を配置している。

フランス文学専攻では、5 人の教授が演習を担当し、4 人の専任教員が補佐的な指導を行なっている。修士論文の指導と審査も、大学院担当専任教員 9 人で行なっている。

芸術学専攻は、やや特殊な専門分野であるため、教員は研究者のほか、実際の芸術活動を主とする芸術家および関連業界で活躍してきた経験者から成っている。論文審査の責任上、専攻内の各コースの教員は、どのコースにも最低 1 名の博士号取得者を置くものとし、現在それは満たされている（資料 3-6、3-15、3-28）。

基準 3. 教員・教員組織

10) 経済学研究科

経済学研究科の専任教員は、経済学部と兼務しているため、学部と連携して組織体制を構築している。但し大学院の講義・研究指導の担当者資格については、以下の通り条件を設けている。

講義科目：経済・経営両専攻とも博士前期課程が准教授・教授、後期課程が教授のみ。

研究指導：経済学専攻では博士前期課程・後期課程ともに教授のみ、経営学専攻では博士前期課程が准教授・教授、後期課程が教授のみ。

2014 年度現在、研究指導有資格教員は、経済学専攻の博士前期課程・後期課程はともに 17 名、経営学専攻は博士前期課程が 11 名・後期課程が 18 名となっている。

研究科の人材養成目的を達成するため、大学院担当の教員には研究分野ごとに先端的な研究に従事し、その成果を教育に反映できる能力を有することを求めている。あわせて原則として博士号保持者をファカルティメンバーとすることを編成方針としている。また担当教員の専門分野・領域と講義科目が一致または対応可能であることを原則としているため、整合性はすでに確保されている。今後発生する退職に伴う後任補充人事については、上述のとおり経済学部での検討・議論と並行し、研究科としても新しい研究分野の充実に配慮する。

なお、2015 年新設の法と経営学研究科の専任教員は、母体である経済学部・法学部の既存の学部にも所属し、教育の重点を法と経営学研究科に移す教員を中核教員と呼ぶが、「兼任」の形で、学部の授業及び経営学専攻の講義科目を担当する。

11) 社会学研究科

社会学研究科の教員組織は、社会学部専任教員で構成され、各専攻の教育課程を運営する上で、必要な領域を備えるように編成している。教員任用は、社会学部で行なっているが、社会学研究科の編制方針に則り、各教員の業績・教育歴をもとに担当科目の適合性を専攻会議、研究科委員会で確認し、社会学部での任用時に考慮されるようにしている。

また、必修科目は専任教員が担当し、選択科目を含めても専任教員の担当率は 9 割を超えている。なお、基本的には准教授以上の教員により大学院の授業は展開されている。退職予定者の後任人事は、必ずしも退職した教員と同じ担当科目での採用ではなく、現在必要とされている科目を検討しながら採用人事を実施している。

12) 法学研究科

本研究科では、研究科の教育課程に相応しい教員を確保するため、法学部および法務職研究科の人事手続と連動しつつ、原則として法学・政治学分野における教育研究の実績と経験を積んだ教授のみが、本研究科の授業科目を担当することとしている。授業担当教員（指導教員）の採否については、法学研究科委員会の承認を得て決定されている。

新研究科「法と経営学研究科」の設置が認可されたことを受けて、今後は、本研究科の教育理念・目的を見直し、その教育課程に相応しい教員組織を再編制することも視野に入れて検討を進め、それに向けた FD 活動も活性化していく予定である。

基準 3. 教員・教員組織

1 3) 国際学研究科

国際学研究科担当の専任教員は、国際学部専任教員 33 名（教授 22 名、准教授 6 名、専任講師 5 名）で構成されており、うち 9 名（27.3%）が女性である。専門領域別では、文化系 14 名、経済系 9 名、政治・法律系が 10 名と、当研究科の教育課程にふさわしいバランスの取れた陣容となっている。

1 4) 心理学研究科

2011 年 12 月に「心理学研究科博士課程担当教員資格審査に関する申し合わせ」（資料 3-19）を制定し、担当資格基準を明確にした。さらに、2014 年から心理学専攻内に教育発達心理学コースを設けたことから、それ以前の 2013 年度に、教育発達学科所属教員について博士前期課程担当及び後期課程担当としてふさわしい業績を有しているかを審査委員会で審査し、博士前期課程教育発達心理学コース担当教員 9 名を担当教員として（資料 3-36）、後期課程担当教員として 2 名を研究指導担当者として承認した（資料 3-37、3-38）。その結果、2014 年度には博士前期課程の心理学コース教員 7 名、教育発達心理学コース教員 13 名、臨床心理学コース教員 9 名が担当となった。2014 年も同様の審査を行なう予定である（資料 3-26）。

後期課程担当教員は 9 名である。内訳は心理学分野 4 名（4）、教育発達心理学分野 2 名（1）、臨床心理学分野 3 名（2）となっており、分野による分野による担当教員、とりわけ研究指導担当教員数の不均衡がみられる。（括弧内は研究指導教員数）

1 5) 法務職研究科

2014 年度現在、在籍している教員は 11 名である（設置基準上は 12 名必要とされているところ、2013 年度は専任教員数 13 名であった。また、2014 年度には、1 年次必修全科目について在学生全員が単位修得済みである）が、2007 年度認証評価に際して適格性、科目適合性ありと判定された教員が 8 名いる（資料 3-39）。その後に 3 名の教員が加わったが、1 名は他の法科大学院で適格性、科目適合性ありと判定された教員で、他の 2 名も法科大学院として、適格性、科目適合性があると判断した教員である。

教員構成については、構成員の全員の職位が採用時から教授である。法曹資格をもつ実務家教員は 4 名、企業法務の経験者は 3 名で、法科大学院の認証評価基準に合致している。また、法律基本 7 科目については、どの科目も過去の認証評価で適格性、科目適合性ありとされた教員を含んでいる。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

1) 大学全体

教員の募集・採用の方法については、各教授会に任されている。原則として公募制をとることで公平性を担保すると同時に、募集要項等に建学の精神・教育理念を記載することで応募者への事前理解を促しているが、内部推薦制の利点を重視している学部もある。いずれにおいても、選考基準や手続きの透明性ととともに、研究者・教育者として優れた人材の任用を保证する審査の客観性と厳格さを重視している。

採用・昇格（昇任）の手続きに関しては、各教授会に人事教授会が設けられ、「教員選考

基準 3. 教員・教員組織

基準」(資料 3-1)に基づき行なわれるが、各学部学科はより詳細なガイドラインや内規を設けており、それに定められている諸条件に基づき各学科の議を経て、各学部教授会で審査している。人事教授会の構成は学部により異なっており、経済学部や心理学部のように、新任人事や昇任人事を「選考委員会」と「審査委員会」の 2 段階方式で行なっている場合もある。また、前述のとおり、新任教員の採用に際して、候補者の研究者としての能力・業績は勿論であるが、教育者としての能力を見極める一助として模擬授業を採用する傾向も一般化しつつある。

各学部人事教授会で承認された人事案件は、推薦の形で大学の最高決議機関である大学評議会に上程され、そこでの承認を得て決定している。大学評議会は、各学部長と各学部選出の 2 名の教授から構成され、学長が議長をつとめる。このことは学則(資料 3-40)に定められており、法科大学院教授会については大学院学則(資料 3-18)に定められている。なお、教授の任免手続きについては、大学評議会の議に基づき、学長が推薦するものにつき、法人理事会の同意を得て決定されることが寄附行為施行細則(資料 3-41)第 19 条第 9 号に定められている。

非常勤講師の任用については、学科科目を担当する場合には当該学部(含む教養教育センター)教授会、大学院の授業を担当する場合には大学院委員会、明治学院共通科目(全学共通科目)または教職に関する科目を担当する場合には全学共通科目教育機構会議の議をそれぞれ経て、大学評議会での承認を得て決定している(資料 3-42)。

任期制教員の採用と任期の更新等については、「任期制教員の任用に関する規程」(資料 3-43)、「任期制教員の任用等に関する細則」(資料 3-44)、「法科大学院特別任用教員の任用等に関する細則」(資料 3-45)、「特別契約教員任用規程」(資料 3-46)、「明治学院大学特命教授任用規程」(資料 3-47)に基づき、当該の教授会、大学評議会で行なっている。なお大学評議会は、候補者の履歴や業績だけではなく、それらが規程に沿って審査がなされているか、多角的な視点から厳密にチェックしたうえで審査・決定しており、適切性は担保されているといえる。

2) 文学部

文学部では教員の募集・採用・承認は、各学科(含教職課程)の意向を尊重しつつ、「明治学院大学教員選考基準」(資料 3-1)に基づき、人事教授会で厳正に審議している。

各学科・課程からの提案は人事教授会で 2 段階の審議の対象となる。教員の新規採用と専任教員の昇格(昇任)は、学科・課程での合意を経た後に、人事教授会で該当の教員の履歴及び研究教育業績が紹介され、文学部として審議に入るか否かが決定される。諾とされた場合は、当該学科・課程から 2 名、他の学科・課程から 1 名、計 3 名の教員による審査委員会が組織され、あらためて論文査読等の業績審査が行なわれる。翌月の人事教授会では各審査員から報告がなされ、それをうけて人事教授会として審議決定する。

この文学部人事教授会の審査方法は、明文規定はないが、すでに 20 年以上の長きにわたって実施されており、慣習として極めて安定的に運用されている。

3) 経済学部

専任教員の募集・採用・昇格(昇任)は、「明治学院大学教員選考基準」(資料 3-1)と

基準 3. 教員・教員組織

「経済学部教員人事規程」（資料 3-16）に定められている。

すべての専任教員人事は、「明治学院大学教員選考基準」「経済学部人事規程」に則り適正な手続で行なわれている。2014 年度に進行中の、学部にも所属する全学共通科目担当者（英語）の人事では、学部規程を大学規程「全学共通科目担当者の任用に関する規程」（資料 3-23）第 5 条の 2 に合わせ一部を変更し、また透明性を保つため他学部教員を審査に加えることとした。

特命教授（資料 3-47）、客員教授（資料 3-48）、非常勤講師の任用でも、専任教員に準じた基準に基づき、教授会で慎重に審議している。

4) 社会学部

社会学部では、基本的に大学の人事規程に則りつつ、「明治学院大学社会学部教員人事規定」を 2003 年 11 月に制定し、その後 2 度に渡って修正を加えてきた。これに基づき、明確な手続きによる適切な募集、採用、昇格（昇任）などの人事を行なっている。具体的には、学科主任が委嘱した選考委員（非公開）が新任人事審査（基本的に公募）を、学科教育ニーズとの適合性、研究業績、教育キャリアと能力（模擬授業の実施）を丁寧に評価するかたちで実施している。昇任人事でも選考委員（非公開）によって同様に厳しく評価している。いずれの場合も、「無記名投票により、出席した有議決権者の過半数の賛成票」で決定することによって、公正で公平な人事が実現できている（資料 3-17）。

5) 法学部

法学部での教員の採用、昇格については、基本的に「明治学院大学教員選考基準」によるものとしている。ただし、学部では具体的な採用と昇格（昇任）に係る業績の明文規程（内規）は存在しない。この点は現在、学部等改善委員会で審議している。新規採用については、募集の職位にも関係し、公募その他多様な募集の形態があることから、本学の選考基準に依拠している。その手続きについては、その都度、学部教授会の承認を得て行なっている。

昇格（昇任）審査については、①教授昇格（昇任）時には、少なくとも 1 冊以上の単著またはこれに代わる質・量を確保されている複数論文を必要とすること、②准教授昇格（昇任）時には、少なくとも学内外の学術誌に掲載された 3 本以上の論文を必要とする等の案を検討中である。

6) 国際学部

新規の教員採用については、担当科目・職位などについて教授会の審議を経て、人事委員会で選考している。公募は原則として、JREC（研究者人材データベース）をはじめ国内外に広報している。そのプロセスは透明性と情報開示において大学と学部の理念との整合性を保っている。昇格（昇任）については、本学の教員選考基準に加えて、学部の基準を定めている（資料 3-49）。プロセスについても、人事委員選出の下、教授会にフィードバックを行い、公平性を保っている。

基準 3. 教員・教員組織

7) 心理学部

学部では、教員の募集に際しては、募集すべき教員の専門分野、担当科目、職位について学科で議論し学部教授会の上を承を得たのち、人事課を通じて公募の手続きに入る。応募者の選考方法は、心理学部として 2005 年 6 月 8 日の教授会で決定した「明治学院大学心理学部教員人事規程」（資料 3-50）に則り、書類審査、面接審査、業績審査の段階を踏んでその都度教授会での審査報告と審議を経て、公平かつ適切に採用者が決定されている。

昇格については、2012 年 2 月 9 日に制定された「明治学院大学心理学部教員の昇任にかかわる内規」（資料 3-51）と同年 7 月 4 日の人事教授会で承認された「心理学部教員の昇任に係わる申し合わせ」（資料 3-52）の基準に従い学部内の人事委員会で業績などを検討、教授会で審議しており、公平で適切に昇格人事が行なわれている。

8) 教養教育センター

専任教員の募集・採用・昇格（昇任）については、明治学院大学教員選考基準（資料 3-1）、全学共通科目担当専任教員の任用手続に関する規程（資料 3-23）と教養教育センターの申し合わせ（資料 3-53）に明文化されており、この規程に従って人事教授会で適切に進められている。募集方法は原則公募であるが、当該科目担当者として特に優れた適格性を備えた候補者が認められる場合は公募によらず、その 1 名を選考対象とすることがある。いずれの方法でも、人事教授会内に 5 名の教員からなる審査委員会（内 2 名全学共通科目教育機構構成員）を設置し、書類審査、面接、業績審査（業績審査委員会による）を行ない、人事教授会の議を経て決議している。なお面接候補者の履歴書・教育研究業績書を教養教育センター内で一定期間公開し、審査手続きの透明性と客観性を保証している。

昇格人事については 3 名からなる業績審査委員会が設置され厳格な審査を行ない、昇格の適正について意見集約が行なわれ、その結果を受けて教養教育センター人事教授会に諮り決議している。

9) 文学研究科

文学研究科の各 3 専攻の専任教員は、文学部における英文学・フランス文学・芸術学の各学科専任教員と同じである。したがって、教員の任免・昇格（昇任）等は、文学部の各学科会議と文学部教授会とで行なう事項である。

10) 経済学研究科

経済学研究科の教員組織は、経済学部の教員組織を基礎としているため、経済学研究科で独自の採用や昇任人事は行なっていない。

11) 社会学研究科

社会学研究科の教員組織は、社会学部の教員組織を基礎としており、任用・昇格（昇任）については、明治学院大学教員選考基準、および明治学院大学大学院教員資格規程をふまえ、明治学院大学社会学部教員人事規定（資料 3-17）に定め、それに準じて実施している。

基準 3. 教員・教員組織

1 2) 法学研究科

本研究科教員の募集・採用・昇格（昇任）は、基本的に「明治学院大学大学院教員資格規程」（資料 3-3）第 3 条に基づき、法学部と法務職研究科の人事手続によって教授としての採用・昇格（昇任）が認められた者を、本研究科の授業担当教員（指導教員）として配置することとしている（なお、明治学院大学大学院教員資格規程」第 4 条および「明治学院大学教員選考基準」第 1 条）。

法学部では、「明治学院大学教員選考基準」（資料 3-1）に従って人事手続が進められており、学部独自の手続規定はないが、現在、昇任審査については学部等改善委員会で昇格（昇任）基準を明確化する方向で検討されている。

さらに、「法と経営学研究科」の新設に伴い、本研究科所属の教員のうち 6 名が新研究科の専任教員として配置されることが予定されていることから、本研究科の教員組織についても検討する予定である。

1 3) 国際学研究科

国際学研究科の教員の募集・採用・昇格（昇任）は、国際学部での募集・採用・昇格（昇任）に重なる。昇格は学則に則り、募集・採用は原則として公募で学部執行部が提案し、教授会が承認した人事委員会がこれを進め、人事委員会の提案を教授会が承認し、さらに大学評議会、理事会の議を経て決定する。教員に求める能力・資質等はその都度、議論され明らかにされている。

1 4) 心理学研究科

心理学部と研究科の人事は連動しており、基本的に学部での授業科目などの募集要件の中に大学院心理学研究科の授業科目も担当できる人材を募っている。その上で、学科の原案について心理学部運営委員会の意見を聴取し、学部教授会で公募内容等に関する承認を得て、人事委員会、資格審査委員会、心理学研究科委員会、教授会、人事教授会で審議し決定する。このような手続を経ているので、採用については複層的にチェックできるシステムとなっている。本研究科の教員としての有為な人材を得ることができるよう募集はすべて公募である。

1 5) 法務職研究科

教員の募集、採用については研究科独自の定めはないが、学内の諸規程に従って行なわれている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

1) 大学全体

本学の FD は「明治学院大学 FD・教員評価検討委員会」が中心となって推進しており、教員の資質向上の方策は現在下記の項目が実施されている。

①教員歴 4 年未満の教員を対象に日本私立大学連盟が主催する「FD 推進ワークショップ」への参加を推奨している。2012 年度は心理学部から 1 名、2013 年度は社会学部と国際学部から各 1 名の参加があった。参加報告書は委員会を通じて各学部にも参考となるよ

基準 3. 教員・教員組織

う資料配布されている。

②一般教員の FD の機会として大学コンソーシアム京都主催「FD フォーラム」への参加を推奨しており、2012 年度は法学部 1 名、教養教育センター 3 名、総合企画室（教育支援部門）1 名が参加した。2013 年度は法学部 1 名、国際学部 2 名、教養教育センター 2 名の参加があった（資料 3-54、3-55）。

③個々の教員の教育研究業績等の情報は「研究者情報データベース」に集約され、大学ウェブサイト上で社会に広く公表している。これにより研究活動を学内外から評価される環境を整備している。

なお、FD・教員評価検討委員会が、教員の教育面での資質の向上を目指し、毎学期、学部・大学院を対象に授業評価を実施している。詳しくは、基準 4-3 で述べる。

2) 文学部

教育研究活動の推進にあたっては、研究者情報データベースの入力状況を公表し業績入力の促進としている。これらは、大学ウェブサイトや各学科オリジナルウェブサイト上で研究業績を公表し、社会的に評価を受ける環境を確保している。文学部では、教員の教育研究の両面にわたる資質向上のために、各学科で以下のような取り組みをしている。

【英文学科】 FD の実施状況は 100%に近い状況となっている（資料 3-56）。将来構想委員会を設け、年度末の学科会議で問題を提起している（資料 3-57、3-58）。また、外国人・日本人講師ミーティング・ワークショップを 1 月に開催している（資料 3-59、3-60）。

【フランス文学科】 学科を中心として研究会を開催することで、教員同士が相互に評価し合い、学びあう機会を設けている（資料 3-61）。また、学科内で教育・研究活動に関する意見交換を随時行なうことにより、教員一人ひとりの資質の向上に努めている。

【芸術学科】 教員の研究・社会貢献活動は日頃より活発である。著書や論文の出版、学会発表や講演はもとより、所属学会での役職、展覧会や演奏会の企画・助言、懇談会委員等の社会貢献、実務系教員による公演等にも積極的に取り組んでいる。研修会等は特に実施していないが、これら諸活動に関わる情報・意見の交換は日常的に活発で、教員が相互に学びあう関係ができあがっている。さらに、授業における現場実務者のゲスト講師招聘や、学科主催・共催のシンポジウムや講演会等へと展開させるなど、教員の資質向上の努力が学生の学びとも有機的に連関するよう努めている。

3) 経済学部

教育研究の推進にあたっては、研究者情報データベースの入力状況を公表し、業績入力の促進をしている。また、毎年度はじめに学部所属教員の社会活動状況を調査している。2013 年度から学部予算（産業経済研究所プロジェクト予算）配分においては、研究活動・教育活動等を点数化（資料 3-62）した。これを予算配分の基礎に置くことにより、研究教育活動の活性化を図っている。

また、大学の方針に沿って、新任者には「日本私立大学連盟主催「FD 推進ワークショップ（新任専任教員向け）」の案内をするほか、大学コンソーシアム京都主催「FD フォーラム」等についても教授会で情報を提供し参加を推奨している。

基準 3. 教員・教員組織

4) 社会学部

学部教員の研究業績などについては、大学ウェブサイト上で社会的に広く公開されており、研究成果報告として毎年度末に更新が義務づけられている（資料 3-6）。ここに公表された研究業績のうちの主なものが学部オリジナルウェブサイトの両学科「教員紹介」ページでも公開される（資料 3-63、3-64）。この教員紹介のページでは、「ゼミの紹介」「専門領域あるいは担当科目の紹介」などのページへリンクするかたちで各教員の授業への取り組みが相互に可視化されて向上を図るための一助となっている。同様に両学科の「日々の社会学科」「受験生応援サイト」では、教員の活動や授業の様子を頻繁に公開している（資料 3-65、3-66）。

両学科ともに毎年度 1～2 回開催する恒例の学科研修会（基本的に全員参加）は、通常の学科会ではできない教育・研究上の諸問題をじっくり議論する場となっている。ただし、明確な評価の実施は今後の課題となっている。

5) 法学部

教員の資質向上の指標として、3 年に 1 度「法科研年報」で全専任教員の業績内容を公表している（資料 3-67）。2014 年 8 月現在、法学部所属教員 43 名全員が大学ウェブサイトの研究者情報のページと、学部オリジナルウェブサイトの両方にその業績を掲載している。今後はその公表内容の更新に重点をおく。

6) 国際学部

教育研究活動の推進にあたっては、研究者情報データベースの入力状況を公表し業績入力力の促進としている。これらは、大学ウェブサイトや各学科オリジナルウェブサイト上で研究業績を公表し、社会的に評価を受ける環境を確保している。

7) 心理学部

心理学部では FD を年 2 回開催している。授業以外の教員の資質向上に関する取り組みとしては、2014 年 2 月に行なった外部講師による「あらためて大学におけるハラスメントを考える」というタイトルの講演会がある。また心理学科 FD で 2013 年 8 月に行なったアイトラッカーという実験装置についての講演会は、研究活動を促進するために行なっている。教育発達学科では、学科 FD 部会を設置し、定期的に FD 研修を開催し、その中で教育発達学に対する教職員間の共通理解を深める取り組みを行なってきた。

教育研究活動の推進にあたっては、研究者情報データベースの入力状況を公表し、各学科会議等を通じて業績入力力の促進をしている。これらは、大学ウェブサイトや各学科オリジナルウェブサイト上で研究業績を公表され、社会的に評価を受ける環境を確保している。

8) 教養教育センター

全学的な FD・教員評価検討委員会（資料 3-7）の方向性に沿って、教養教育センターでは FD カリキュラム・教学改革・認証評価委員会（資料 3-68）を設置し、FD 関連の学外研修会等への参加を促し、授業評価アンケートの教育・教育技術の向上に資する活用方法等について、適時検討している（資料 3-69）。

基準 3. 教員・教員組織

教員の教育研究等の業績については、採用・昇格人事で適切に評価が行なわれるほか、大学ウェブサイトの公開情報（資料 3-6）や教養教育センター附属研究所年報「SYNTHESIS」によって公開・公表されている。また附属研修所の活動として、研究会を年に数回開催し、研究の活性化に努めている（資料 3-70）。

さらに教育部門ごとに FD 活動として研修会等を開催し、教育上の問題点等について議論している。具体的には、英語、スペイン語、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、哲学、健康・スポーツ科学等の各部門で実施されている（資料 3-71）。また特定の教育部門に関わりなく、タブレット型端末を授業で活用し、教育効果を上げるための種々のスキル等についての勉強会も実施されている。

9) 文学研究科

教育研究活動状況は、個々の教員が各年度に行なった教育・研究活動について、研究者情報データベースを介し、大学院ウェブサイトや各専攻オリジナルウェブサイトの研究業績を公開し、社会的に評価を受ける環境を確保している。

フランス文学専攻では専任教員の多くが「日本フランス語フランス文学会」の委員・大会司会・学会誌編集委員などで活動し、学外との交流を深めて研究・教育に活用している。

芸術学専攻では、教員自身の研究者としての活動を学内・学外双方に知らせるため、学科紀要「藝術学研究」（資料 3-72）を発行し、教員の研究論文や、主催した講演会等の学科の活動報告を掲載している。また、文学部附属の言語文化研究所との共催で、シンポジウム等を活発に開いており、その内容は文章化されて、研究所の紀要「言語文化」（資料 3-73）に掲載されている。

10) 経済学研究科

教員の質を向上させるため、学部と共催で FD 委員会を設け、その中で研究科教育の在り方を検討している。また、研究を促進するため、教員や外部講師による研究会を学部と共催で月 1 回ほど行なっている。さらに、産業経済研究所が提供する競争的な研究補助金制度により、研究の促進を図っている。

11) 社会学研究科

教員の教育・研究活動については、研究者情報データベース（資料 3-6）、大学ウェブサイト、教員個人のウェブサイトで研究業績を公表し、社会的に評価を受ける環境を確保している。

また、教員の研究を奨励するために、社会学部附属研究所において、研究プロジェクト助成（資料 3-74）が用意されており、その活用を促している。

12) 法学研究科

本研究科では、年に 2～3 回程度、法学研究科委員会の開催日に合わせて、FD 会議を開催し、教員の資質の向上に努めている。2013 年度は、法学・政治学に関する教育方法の検討会や最新の研究状況に関する報告会に加え、新研究科「法と経営学研究科」の構想を受けた形で、教育理念・教育方法の検討会を開催した。

基準 3. 教員・教員組織

新研究科設置申請の準備過程で、経済学研究科経営学専攻の教員との連携関係が形成されたことを受け、今後は、新研究科と本研究科との関係をも明確に意識しつつ、これと連動した形で FD 活動をさらに充実させる予定である。

1 3) 国際学研究科

学部教授会に伴ってほぼ毎月開かれる国際学部附属研究所主催の「フォーラム」では、各教員が研究成果を報告しあう。そのほか、年 2 回刊行される論叢「国際学研究」では、論文や研究ノートが同僚による査察を経て掲載され、研究交流の役割を果たしている。

1 4) 心理学研究科

教育研究活動の推進にあたっては、研究者情報データベースの入力状況を公表し業績入力の促進をしている。これらは、大学ウェブサイトや各学科オリジナルウェブサイト上で研究業績を公表され、社会的に評価を受ける環境を確保している。

大学院独自で FD を実施していないものの、ほとんどの教員が大学院の授業を担当していることから、学部主催の FD や学科主催の FD に参加することで教員の資質向上を図っている。その一例として、本学部教員が受け入れ研究者となり、「日本学術振興会国際事業部人物交流課外国人招へい研究者事業」で海外の研究者を招聘し、教員の研究能力の向上のための講演会を開催した。また、心理学部附属研究所主催で教員の研究発表会を年 2 回の頻度で行なっている。研究科独自の FD ではないが、この研究発表会では、教員が自分の研究を発表し、学問分野の異なる教員同士で研究手法等に関して学び合う機会としている。

1 5) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）では、教員の資質の向上をはかるため、教授会前に FD 会議を開催してきた。

2014 年度以降は、在学生の構成が留年生主体となるため、個々の学生が抱える困難に着目した指導を行なうための FD 会議を予定している。

2. 点検・評価

●基準 3 の充足状況

教員に求める能力・資質等の基準・任用規程があり、募集・採用・昇格（昇任）等に関する学内規程・基準および手続きが明文化されるとともに適切に運用され、教員人事が行なわれ、教員組織が適切に構成されている。また、任期制等の複数の任用形態があり、ST 比率・年齢・性別・キャリア・国籍等について実態把握がなされ、各学部・研究科の教育目標に対しての適切化を図るための検討がなされている。

教員の資質・能力を高めるための FD 活動が行われている。教員組織についての課題が把握され、検討の必要性が認識されている。以上のように、この基準を概ね充足している。

1) 効果が上がっている事項

【文学部】

基準 3. 教員・教員組織

文学部では、現状分析で示されているように、各学科ともに、教員組織の編成に関しては、専門分野の偏りなく、バランスのとれた構成となっている。

【経済学部】

学部予算（産業経済研究所プロジェクト予算）の配分において研究活動・教育活動等に対しポイント制を導入し予算配分の基礎とした後、経済学部刊行の経済研究への寄稿数が増加した。

【心理学部】

心理学科では、心理学の基礎系と臨床系の教員数がほぼ半数というバランスのとれた構成となっている。「こころを探り、人を支える」という学部教育理念に基づき、「こころを探り」は主として基礎系が、「人を支える」は主として臨床系が担い、学生が心理学を幅広く学び、将来の多様な進路に対応できるようにしている。教育発達学科では、心理学、教育学、障害科学の3つの分野の教員を適切に配置している。

2) 改善すべき事項

【大学共通】

文学部教職課程専任教員以外の兼任を含む教職課程科目担当教員や連携部署の間で教育目標の共有が十分なされていない。また、教員と学生との関係については、4年次及び卒業生とは関係が密であるが、心理学部教育発達学科以外は、開放制教員養成であるため、また文学部教職課程に所属する専門の教員が少ないため、1年生からの体系的な指導がし難い状況になっている。

本学の教員養成は主に3つの部署が担っている。第1に文学部教職課程では教職履修者に対して授業を通じた指導・援助、第2に教務部学務教職課では教職履修者の履修状況の把握と履修指導、第3にキャリアセンター教育キャリア支援課において教員採用試験に関する情報提供と試験対策の講座を開講している。これまで3つの組織の連携が十分には行なわれてきていない現状がある。

これらの点について、2012年12月10日に文部科学省による教職課程認定大学等実地視察で、開放制により教員を養成している教職課程の教育理念が不明確であり、教員養成理念を具現化する全学的組織の体制も不十分であること、また、教職志望者が学科を問わず十分な情報を共有し、体系的・計画的に指導が受けられるような人的体制・施設設備を含めた全学的な環境が整備されていないとの指摘がなされた。

教員組織での課題としては、教養教育において教養教育センターと全学共通科目教育機構の2つの組織があるため、役割分担が時として不明瞭になる点が挙げられる。

【経済学部】

経済学科で教員の年齢構成が高齢者に偏っている。

FDの実施は専門分野ごとに事情が異なり、教授会での合意が得られにくい。

基準 3. 教員・教員組織

【国際学部】

複数教員による同一科目担当制度の運用面では改善の必要がある。

【心理学部】

新規採用以外の場面で、学部学科が求める一般的な教員像が明確となっていない。

教員を新規採用する際に、教育課程に相応しい教員組織を考え公募採用を行なっているが、中長期的な採用計画がまだ策定されていない。

心理学部教員人事規程は 2005 年度に制定したもので、その後の助教授から准教授への教員職位の名称変更に対応していない不備がみられる。

外部講師による講演会は示唆に富む、非常に有益なものであるが、それが学部の研究や教育活動にどのように生かされているかは明確でない。

【心理学研究科】

心理学研究科の教育理念に対応した基礎科目が少なく、資格に関連した指定科目が多いこともあり、コース独自のカリキュラムとなっている。

学部授業担当教員を活かすために、教員数と学生数のバランスがコース間で不均衡となっている。

教員の資質向上のための研究会や講演会が行なわれているが、大学院レベルの教育に資する研究能力の向上に特化した研修が不足している。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

【文学部】

文学部各学科の教員編成が学科の教育にふさわしい形に整えられているのは、基準 3(3)の「現状説明」で記したように、人事採用のルールが有効に機能しているからであると思われる。今後ともに、学部自治の精神を守り、文学部教授会の意思が十全に反映した人事政策が展開できるように努めたい。

【経済学部】

学部予算配分のポイント制については、今後ポイントの付け方などを工夫し、インセンティブとしての効果をより高める。

【心理学部】

今後も同様にバランスのとれた教員組織の整備を目指す。

基準 3. 教員・教員組織

2) 改善すべき事項

【大学全体】

教職課程の教育目標をどのような形で合意形成し、それを具現化していくのかは、早急に議論をしていく。教職志望者が十分な情報や指導が得られるよう、人的体制の充実が必要である。中長期的な視点から、専門分野のバランスや現在の文学部教職課程所属の専任教員の年齢構成を考慮し、若手の教員の採用が必要である。白金・横浜両キャンパスの連携を含め、文学部教職課程、教務部学部教職課、キャリアセンター教育キャリア支援課が高度な次元で連携する必要がある。中学英語科免許の副免許化を進めている心理学部教育発達学科も含め、本学の教職履修者全体の動向と課題を探究する体制をどのように構築していくのかを早急に検討する必要がある。

学長を議長とし、各学部長等をメンバーとする教学改革推進本部で、今後、本学における教養教育やそれを支える教員組織について中長期的な視野で検討する構想がある。

【経済学部】

今後 10 年間で、経済学科の専任教員の約半数が定年退職する。2014 年度からの新カリキュラムの成果などを踏まえた中長期の人事計画の検討に早々に着手する予定である。

一部の学会では、学術研究の教育・普及のための分科会・研究会などを開催している。ここへの参加を奨励・促進するためのシステムを検討する等に務める。

【国際学部】

複数教員での同一科目担当制度の運用については、問題の洗い出しと共有化、改善への具体的なアジェンダを定めることが必須である。学科会や専門委員会での検討を強化する。

【心理学部】

学部学科が求める一般的な教員像は、今後の学科会議、教授会、学部の人事委員会などの場で検討を行なう。

将来計画委員会などの学部内の委員会の設置も含め、学科会議や教授会で検討する。

2014 年度中に教授会で心理学部教員人事規程の改正を行なう。

FD 活動をその講演会や講習会、会議などの後にも、個々の教員において継続的に実践し資質の向上を図る方策を検討する。

【心理学研究科】

全コースにわたる授業科目の開設や共通科目の設定などの改善を検討する必要がある。

後期課程担当教員は心理学分野 4 名 (4)、教育発達心理学分野 2 名 (1)、臨床心理学分

基準 3. 教員・教員組織

野 3 (2) と不均衡であるので、今後整備することについて検討する。(括弧内は研究指導担当教員数)

高度な研究能力の向上に向けた研修会や講演会を定期的に行なう予定である。特に、国内外の先進的な研究を行なっている研究者を招き、研究会や講演会を開催する予定である。また、教員同士で所属学会の最新の研究動向を共有するために、これまでの研究所主催の研究発表会を FD という観点から見直し、継続的行なっていく。

4. 根拠資料

- 3-1 明治学院大学教員選考基準
- 3-2 明治学院大学研究倫理規準
- 3-3 明治学院大学大学院教員資格規程
- 3-4 2014 年度第 1 回 (4 月定例) 教職課程会議のお知らせ
- 3-5 2014 年度第 1 回教職課程委員会議事録案
- 3-6 明治学院大学研究者情報
<https://gyoseki.meijigakuin.ac.jp/>
- 3-7 明治学院大学 FD・教員評価検討委員会規程
- 3-8 専任教員年齢構成
- 3-9 半期留学制度における教員と職員の役割分担の考え方 (案)
- 3-10 2014 年度履修要項 (社会学部) (既出 資料 1-9)
- 3-11 社会学部附属研究所オリジナルウェブサイト
「社会学部附属研究所組織」
<http://soc.meijigakuin.ac.jp/fuzoku/?cat=3>
「社会学部附属研究所一般プロジェクト」
<http://soc.meijigakuin.ac.jp/fuzoku/?cat=4>
- 3-12 明治学院大学 2014 年度春学期試験問題「民法入門」共通テスト (横浜)
- 3-13 教養教育センター専任教員の科目ごとの構成
- 3-14 明治学院大学共通科目担当教員年齢構成
- 3-15 2014 年度明治学院大学大学院要覧 (既出 資料 1-15)
- 3-16 明治学院大学経済学部教員人事規程
- 3-17 明治学院大学社会学部教員人事規定
- 3-18 明治学院大学大学院学則 (既出 資料 1-2)
- 3-19 心理学研究科博士課程担当教員資格審査に関する申し合わせ
- 3-20 2014 年度任期制教員・特別任用教員人数 (助手を除く)
- 3-21 2014 年度方針のまとめ
- 3-22 明治学院大学全学共通科目教育機構規程 (既出 資料 1-22)
- 3-23 全学共通科目担当専任教員の任用手続に関する規程
- 3-24 開設授業科目における専兼比率
- 3-25 教職課程教育目標

基準 3. 教員・教員組織

- 3-26 2014 大学院担当教員資格
- 3-27 専任教員の公募について（英文学科）
- 3-28 明治学院大学博士号取得教員一覧
- 3-29 明治学院大学ウェブサイト「フランス文学科教員一覧」
http://www.meijigakuin.ac.jp/academics/faculty/literature/french_teacher.html
- 3-30 明治学院大学ウェブサイト「芸術学科教員一覧」
http://www.meijigakuin.ac.jp/academics/faculty/literature/art_teacher.html
- 3-31 明治学院大学研究者情報：芸術学科教員一覧
- 3-32 芸術学科オリジナルウェブサイト「教員紹介」
- 3-33 2014 年度履修要項（文学部）
- 3-34 新カリキュラム担当科目試案（経済学科）
- 3-35 社会学科教員募集要項
- 3-36 2012 年度第 9 回心理学研究科委員会議事録（抜粋）
- 3-37 2013 年度第 8 回心理学研究科委員会議事録（抜粋）（既出 資料 1-28）
- 3-38 2013 年度第 9 回心理学研究科委員会議事録（抜粋）
- 3-39 明治学院大学大学院法務職研究科評価報告書（日弁連法務研究財団）
http://www.jlf.or.jp/work/dai3sha/meijigakuin_report2007.pdf
- 3-40 明治学院大学学則（既出 資料 1-1）
- 3-41 学校法人明治学院寄附行為施行細則
- 3-42 明治学院大学非常勤講師任用規程
- 3-43 任期制教員の任用に関する規程
- 3-44 任期制教員の任用等に関する細則
- 3-45 法科大学院特別任用教員の任用等に関する細則
- 3-46 特別契約教員任用規程
- 3-47 明治学院大学特命教授任用規程
- 3-48 明治学院大学客員教授および客員研究員規程
- 3-49 准教授もしくは教授への昇任審査時の業績に関する国際学部内規
- 3-50 明治学院大学心理学部教員人事規程
- 3-51 明治学院大学心理学部教員の昇任にかかわる内規
- 3-52 明治学院大学心理学部教員の昇任に係わる申し合わせ
- 3-53 専任教員新任人事選考手続きに関する申し合わせ（教養教育センター）
- 3-54 FD 関連フォーラム・ワークショップの案内について
- 3-55 第 19 回 FD フォーラム参加報告書
- 3-56 英文学科授業評価実施対象件数連絡（メール）
- 3-57 英文学科将来構想委員会報告
- 3-58 2013 年度 3 月科会議事録（英文学科）
- 3-59 英文学科「外国人・日本人講師ミーティング・ワークショップ」
- 3-60 2013 年度 2 月科会議事録（英文学科）
- 3-61 フランス文学科オリジナルウェブサイト「コロック『プルーストと 20 世紀』」
- 3-62 産研プロジェクト予算配分案（2012.10 定例教授会資料）

基準 3. 教員・教員組織

- 3-63 明治学院大学社会学部オリジナルウェブサイト「社会学科教員紹介」
- 3-64 明治学院大学社会学部オリジナルウェブサイト「社会福祉学科教員紹介」
- 3-65 社会学部社会学科オリジナルウェブサイト_日々の社会学科
- 3-66 社会学部社会福祉学科オリジナルウェブサイト_受験生応援サイト
- 3-67 法律科学研究所年報第 28 号（個人業績）
- 3-68 2014 年度教養教育センター役職者・各種委員・センター内委員 （既出 1-26）
- 3-69 2013 年度 FD 活動
- 3-70 2013Synthesis 研究業績（教養教育センター附属研究所年報）
- 3-71 2013 年度および 2014 年度教養教育センター主催教育に関わる FD 研修会
- 3-72 明治学院論叢「藝術学研究」
<http://repository.meijigakuin.ac.jp/dspace/handle/10723/848>
- 3-73 言語文化研究所紀要「言語文化」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~gengo/bulletin/index.html>
- 3-74 社会学部附属研究所プロジェクトに関する内規

基準 4. 教育内容・方法・成果

i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学は、建学の精神である「キリスト教による人格教育」を実現するために、「Do for Others（他者への貢献）」という教育理念を基盤に教育を行ってきた。

全学的には基準 1(1)で述べたとおり、5つの教育目標として掲げている。

各学部学科と研究科専攻では、上記で示した大学の教育理念・教育目標を原点とし、それぞれ、各学問分野の特性や専門性を踏まえた人材養成目的、ならびに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。各学部学科と研究科専攻それぞれの学位授与方針は、以下の通りである。

全学共通の教養教育を通じての人材養成目的は、これらを体系的に学修し所定単位を取得することで、学生は下記の態度・知識・技能を身につけることができるとしている。

1. 建学の精神を理解し、多様な価値観を尊重しつつ社会参加を通して他者への貢献を目指す態度。
2. 幅広い学問分野の基礎知識を有し、現代社会が抱える諸問題に対して多面的に考え、的確に価値の判断をおこなうことのできる能力。
3. 自ら発見した課題について、幅広い知見に基づいて、その解決策を適正かつ明確に提示することのできる技能。
4. 他者とのコミュニケーションに必要な基盤的技能を身につけ、生涯にわたってそれを伸展させるための自主的努力をつづける態度。

2) 文学部

文学部では、各学科の人材養成目的に沿って、学部全体および各学科の学位授与方針を以下のように定めている。

文学部 各学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆学部全体

学生は言語・文学・芸術への感性に優れ、また各学科の専門分野についての基礎的知識と応用力を身につけていること。さらには、イギリス、アメリカ、フランスの思想・文学・文化及び各ジャンルにわたる芸術についての深い理解に基づく言語表現力、発表能力を有していること。そのような感性と理解と表現によって、人間とは何か、世界の中の私とは、などの根源的問題をも考察することができる。

◆英文学科

国際語とも言える英語を駆使する能力を身につけ、英米の文学や言葉や、その背景を為す文化を探求し、さらには英語を言語学的に研究することを通じて、人間や言語や異なる文化のあり方に対する深い理解と洞察力を獲得している。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

◆フランス文学科

学生はフランス語の基礎を習得したのち、読み、書き、話すための実践的な運用能力を身につける。専門教育科目においてはフランス語の特性の理解に基づき、フランス語圏の言語・文化・文学・芸術・歴史・思想について、より個別的で広汎な知識を身につけ、咀嚼し、自らの思考を深め、相対化できるようになる。3 年次・4 年次演習(ゼミ)では具体的なテキストや芸術作品をもとに討議することにより、自らの見解を述べ、他人の意見に耳を傾け、反応を返すといった経験を通じてコミュニケーション能力を身につけることができる。学業の総仕上げとなる卒業論文の作成においては、指導教官の指導のもとに特定のテーマについて資料を探索・収集し、文献を読み、立論に必要かつ有効な情報を選び出し、組み入れ、論理的、説得的に自らの見解を述べることが要求される。口頭審査を経て、着想の独自性、資料の分析力、論理的思考、表現力を総合的に評価して学位を授与する。

◆芸術学科

芸術学科の学生は、4 年間の教育を通し、自らの専攻の系列に関する専門的な知識のみならず、幅広く知的好奇心を持ち、様々な対象に関して自ら感じ、考え、理解する力を身につける。また、加えて、卒業時には、伝統としての「芸術」を維持するのみならず、人間の表現行為としての芸術を社会や文化との関係のなかで専門的に、かつ教養的にとらえるという柔軟な知性と感性を有し、社会のなかでの芸術の在り方について深く分析し、理解する力を持つ。芸術学科で学んだ知識やさまざまなコミュニケーション・スキルは、卒業後の仕事や社会生活のなかでも役立つものであり、芸術に対する自主的かつ積極的な姿勢を身につけることは、価値の多様性を理解する豊かな人間形成という大学の教育理念とも密接につながるものである。

3) 経済学部

経済学部では、各学科の人材養成目的に沿って、学部全体および各学科の学位授与方針を以下のように定めている。

経済学部 各学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆学部全体

経済学部の学生は、所定の期間在籍し、学部の人材養成上の目的・教育目標に沿って、それぞれの学科の基礎力を身につけていると同時に、応用力とも習得した『良識ある経済人』に対して、学士学位を与える。学位取得には、それぞれの学科が配置した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得しなければならない。

◆経済学科

所定の教育課程(カリキュラム)に基づき 128 単位を取得し、以下の能力を有する学生に学士(経済学)の学位を授与する。

・国際化・情報化が進むなかで、ますます複雑化する経済システムのメカニズムを理解した上で、現実の問題に経済学的な見方から対応できる能力。つまり経済理論の基礎に加え、現在・過去の具体的な経済現象に関する様々な知識を身につけることで、自立した経済人として変化する社会・経済現象を理解し、問題への対処方法を主体的に選択できる能力。

◆経営学科

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

所定の教育課程(カリキュラム)に基づき 124 単位を取得し、以下の能力を有する学生に学士(経営学)の学位を授与する。

- ・幅広い教養と経営学、商学、会計学の三領域の基礎知識、それらを横断的にとらえる能力。
- ・良識あるビジネス・パーソンとして必要な実能力的な能力(主体の確立、情報処理の能力、知識や体験に基づいた的確な判断力、対人関係を円滑に構築できる能力)。

◆国際経営学科

所定の教育課程(カリキュラム)に基づき 124 単位を取得し、以下の能力を有する学生に学士(国際経営学)の学位を授与する。

- ・企業活動のグローバル化が急速に進展するなかで、広く経済学・経営学に関する知識を有するとともに、企業の諸問題をグローバルな市場環境のもとで正しく理解したうえで、自らの考えを日本語はもとより英語で表現できる能力。
- ・高い倫理観のもとで、常に自らの言動を批判的に内省できる能力。
- ・異なる価値観および文化的背景を理解し、グローバルな視野に立って活躍できる能力。

4) 社会学部

社会学部では、各学科の人材養成目的に沿って、学部全体および各学科の学位授与方針を以下のように定めている。

社会学部 各学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆学部全体

社会学部は、社会学と社会福祉学が対象とする多様な分野の学問研究に基づいて構成された、社会学科・社会福祉学科それぞれのカリキュラムと教員組織を有している。これによって 4 年間学生を教育し、社会に積極的に貢献できる能力を身につけていると認めたものに学位を授与する。

◆社会学科

1. (社会学の基礎)

他者との出会いの場としての、あるいはそれ自体で「他者」であるところの「社会」について、そしてそこに起きる人と人との間の、そしてそれを支える人ならざるもの(いわゆる自然を含む)たちと人との間の関係をめぐる諸問題について、実証的かつ論理的に理解し対処する一助となすべく、社会学という一専門科学の基本的考え方を身につける。

2. (論理的思考と実証的態度)

学阶段階での教育においては、「社会学科」といっても、社会学のみならず人文社会科学一般、更には自然科学とも共通する、論理的・批判的な推論法と、現場での実態調査と統計的なデータ処理を中心とした、事実を踏まえた実証的な探究法の習得が本義である。ただ「社会学科」である以上、本学科生は哲学でも心理学でもなくまずは「社会学」を通じて、以上の批判的思考法・実証的探究法を身につけることを求められる。

3. (社会学の本義)

そのうえでより積極的な意味で、哲学でも心理学でもなく、「社会学」を学ばせることの本義は、「人間が人間であること」の自明性よりはむしろ「人間とは何か」という常識、定義付け自体が歴史的社会的な状況によって変わりうる」という非自明性、つまり「同じ

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

人間とは思えない」異質な他者でもありうる存在としての人間について、思弁を通じてのみならず、具体的な他者との出会いの場としての「社会」についての実証的探究を通して体得させることにある。本学科では特に社会調査につき、基礎的な方法論の習得から、現場での調査実習による具体的なノウハウの体得まで、一貫したカリキュラムでの指導に注力している。本学科生は社会学の学習を通じて、異質な他者、想像もつかない未来に対する開かれた感受性と、そうした非自明性を前に思考停止に陥らない強靱な思考力とを身につけることを要求される。

4. (表現と実践)

感受と思考の成果は、しかし現実の行為へと、実践へと移されなければ、それこそ「社会的」には意味がない。そして、言語を用いて明晰に何事かを表現し、他者に伝えることは、人間的実践の第一歩である。何より、自ら言語を用いて語る能力のない者には、他者の語りを理解すること、更には言葉にならない不明確な思いや行動の意味を理解することはできない。本学科生は社会的思考を土台に、明晰な言葉づかいで語り、書く力を身につけることを求められる。

5. (調査リテラシー)

社会調査士資格を取得した者については、現代社会において社会調査を用いた研究もしくは実務にたずさわる職業人にふさわしい、社会調査に関する高度な専門的知識と技能を身につけている。

◆社会福祉学科

社会福祉の理論や実践方法論を理解し、かつ実践に生かす方法論を習得することを目指す。

ソーシャルワークコースでは、人間の尊厳と基本的人権を尊重する価値に基づいて行動するソーシャルワーカーを養成することを目的としている。そのために学生が利用者とその環境について、すなわち人間と社会システムについて分析するための知識と能力を持ち、社会福祉の政策・制度を理解し、支援のための方法を身につけることを目標とする。

福祉開発コースでは、人間の尊厳と基本的人権の尊重を基本にしながら、社会的な諸問題と人間の生活の関わりについて深く洞察し、よって福祉社会の建設に寄与できる幅広い知識・能力と感性の習得を目指す。

5) 法学部

法学部では、各学科の人材養成目的に沿って、学部全体および各学科の学位授与方針を以下のように定めている。

法学部 各学科の学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

◆学部全体

法学部は、学部教育理念のもと、3学科(法律学科、消費情報環境法学科、政治学科)で、それぞれの教育目標を掲げ、それを実現するためのカリキュラムを編成・実施している。

法学部では、所定の期間在学し、幅広い教養と法学・政治学に関する専門的知識を習得し、さらには応用力を身につけ、社会で発生する諸問題に対し多角的思考、判断力をもって対処できる学生に学位を与えるものとする。学士取得には130単位の取得が必要である。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

◆法律学科

法律学科の学生は、各自が社会においておかれた立場と信念に基づいて当面の社会問題に真摯に取り組む姿勢や柔軟な思考力を発揮することが求められる。そのためには、法律に関する正確な知識を習得したうえで、これを用いて社会で生起する多種多様な問題に対応する能力、すなわち「真の法律家」として要求される能力を身につける必要がある。

この能力の習得のための指針として、明治学院共通科目 24 単位以上に加え、学科で定める必修科目 10 科目 20 単位以上、選択必修科目 50 単位以上、その他の選択科目を含め 84 単位以上、合計 130 単位以上を修めた者に対し、「学士(法学)」の学位を授与する。

◆消費情報環境法学科

消費情報環境法学科の学生は、現代社会が直面する先端分野の法律問題を、法の理念を踏まえ、適切な解決策を導き出す実践の場としてとりあげ、現代社会で起きる様々な問題に対し、情報技術を使いこなし適切に対処できる応用力を備えている必要がある。

この能力の習得のための指針として、明治学院大学共通科目 24 単位以上に加え、学科で定める必修科目 10 科目 20 単位以上、選択必修科目 42 単位以上、その他の選択科目を含め 76 単位以上、合計 130 単位以上を修めた者に対し、「学士(法学)」の学位を授与する。

◆政治学科

政治学科の学生は、政治学の原理を研究するとともに、その実践的訓練と世界各国の制度や政治事情などの国際的な知識の修得とを通じて、日本及び国際社会において活躍し得る教養・能力を獲得する必要がある。加えて、政治現象の本質を明確にする科学的アプローチ、政治現象の歴史的背景の理解と哲学的・思想的な構想力、すなわち「教養ある政治的市民」としての素養を身につける必要がある。

この能力の修得のための指針として、明治学院共通科目 24 単位以上に加え、学科で定める必修科目 3 科目 6 単位以上、基礎科目 32 単位以上、展開科目 36 単位以上、選択科目 20 単位以上、合計 130 単位以上を修めた者に対し、「学士(政治学)」の学位を授与する。

6) 国際学部

国際学部では、各学科の人材養成目的に沿って、学部全体および各学科の学位授与方針を以下のように定めている。

国際学部 各学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆学部全体

国際学部では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定する。

1. 明治学院共通科目および学科専門科目の多面的な履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、国際的な政治・経済・社会や個別の文化、芸術に関する総合的な理解力を身につけること。
2. 現実には生じている複合的な問題を整理し、その解決策を探る能力を身につけること。
3. 世界の他の国の人々と直接コミュニケーションし、共同で作業を行う能力を身につけること。

◆国際学科

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

国際学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定する。

1. 明治学院共通科目および学科専門科目の多面的な履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、国際的な政治・経済・社会や個別の文化、芸術に関する総合的な理解力を身につけること。
2. 専門外国語科目や英語による授業を通して、国際社会でのコミュニケーションの道具としての語学力を習得すること。
3. 演習科目、校外実習科目、インターンシップ科目などを通して、豊かな人間力を育成すること。

◆国際キャリア学科

国際キャリア学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定する。

1. 明治学院共通科目および学科専門科目の多面的な履修を通して培う基礎的な学習能力ならびに国際的な政治・経済・社会や個別の文化、芸術に関する総合的な理解力。
2. 英語およびそれ以外の言語(日本語を含む)の複数言語で自由にコミュニケーションを図る能力。
3. サービス・ラーニング、プロジェクト・ベースト・ラーニング、留学あるいは国際インターンシップの体験に基づいた、集団の目標に合わせて活動し、リーダーシップを発揮する能力。

7) 心理学部

心理学部では、各学科の人材養成目的に沿って、学部全体および各学科の学位授与方針を以下のように定めている。

心理学部 各学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆学部全体

1. グローバルな現代社会で人々が遭遇するさまざまな問題に対し、心理学または教育発達学的関心・理解を示し、それらへの積極的取り組みの姿勢を有している。
2. 心理学の基礎を修得し、こころのメカニズムの理解のための科学的方法と実践的能力を身につけている。
3. 自己理解をもとに、生涯発達の諸段階において他者を理解し、支援できる「心理支援力」を身につけている。
4. 自分の個性をふまえ、キャリア発達における課題に対処する力を身につけている。

◆心理学科

1. 心理学の方法論ならびに各自の関心のある領域に関する専門的な知識や技能を獲得していること。
2. 自己理解をふまえ、他者との関わりを通じて豊かな人間性と幅広い視野を養い、現代社会の様々な課題に取り組む積極的な姿勢を身につけていること。

◆教育発達学科

教育発達学を基礎として、現代の子どもをめぐる心理的課題に対処でき、また、子ども

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

や保護者への適切な対応を行うための各自の課題を自覚し自主的に学び続けることができる人材を養成する。

1. 自己理解力、自己コントロール力、他者理解力、関係形成力、他者支援力からなる心理支援力を身につけている。
2. 生涯発達プロセスや障害に関する十分な知識を持ち、それを子ども支援に活用できる力を身につけている。
3. 生涯発達における学校との接点を実践的に理解し、有効な教育方法について分析的・科学的に探求する力、および教科指導力、コーディネート力を身につけている。
4. 子どもや保護者に適切に対応するために学ぶべき事柄を認識し、自主的に学び続ける姿勢を身につけている。

8) 文学研究科

文学研究科では、各専攻の人材養成目的に沿って、研究科全体および各専攻の学位授与方針を以下のように定めている。

文学研究科 各専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆研究科全体

博士前期課程：学生は、専門とする言語・文化・芸術・思想の各領域において、広い視野と深い学識を身につけ、各自の研究主題を分析し考察する専門的な研究能力を得ている。

博士後期課程：学生は、博士前期課程で身につけた学識・研究能力をさらに発展させ、かつ狭い専門性にとどまらない総合的な洞察力を得て、自立的な研究者としての能力を示す研究業績を挙げる。

◆英文学専攻

博士前期課程：学生は、専門とする英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学の各領域において、高度な学識を身につけ、研究すべき諸主題を把握・設定し、それらを専門的な方法論により分析・考究することができる。

博士後期課程：博士前期課程で身につけた学識・研究能力をさらに発展させ、専門的分野で研究者として自立するに足る研究業績を挙げる。

◆フランス文学専攻

博士前期課程：フランス語と、フランスの文学・芸術・文化、またフランス語圏およびフランスとかかわりのある各国・各地の文学・芸術・文化について、十分な知識と理解力、考察力、分析力、応用力、表現力を身につけていること。

博士後期課程：博士前期課程で修得した学識・研究能力をさらに発展させ、総合的な洞察力を得たうえで、専門的な分野において研究者として自立するに足る研究業績を挙げること。

◆芸術学専攻

博士前期課程：芸術と真摯に向き合い、さまざまな文化的・社会的・歴史的コンテクストの中で芸術を理解し、調査・分析・考察した成果を論理的な文章に表現できる力を身につけていること。

博士後期課程：博士前期課程で修得した能力をさらに発展させ、新たな研究知見をもたら

し、自立した研究者としての資質と能力を示すこと。

9) 経済学研究科

経済学研究科では、各専攻の人材養成目的に沿って、研究科全体および各専攻の学位授与方針を以下のように定めている。

経済学研究科 各専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆研究科全体

博士課程（前期課程）：各専攻のカリキュラムに則って科目履修をし、基準となる単位数を修得するとともに、研究指導を受け、修士論文の提出及び最終審査、並びに最終口述試験に合格することが、修士（経済学・経営学）の学位授与の要件である。本研究科の修了者には、制度及び理論並びに応用研究など幅広い知識を修得させ、各専攻分野での研究能力や、高度で専門的な職業能力を有することが課程修了の基準である。

博士課程（後期課程）：各専攻のカリキュラムに則って科目履修をし、基準となる単位数以上を修得するとともに、特殊研究指導を受け、博士論文の提出及び最終審査、並びに最終口述試験に合格することが、博士（経済学・経営学）の学位授与の要件である。その際、深奥なる学術理論や制度などを修得し研究者として自立して活動でき、また高度な専門職業人に必要な学識を有することが課程修了の基準である。

◆経済学専攻

博士課程（前期課程）：本課程に2年以上在籍して所定の単位（30単位）を修得するとともに、研究指導を受け、修士論文の提出及び最終審査、並びに最終口述試験に合格することが、修士（経済学）の学位授与の要件である。本専攻の修了者には、制度及び理論並びに応用研究など幅広い知識を修得させ、各専攻分野での研究能力や、高度で専門的な職業能力を有することが課程修了の基準である。その際、次のいずれかの能力を有している。高度に理論的な分析と現象面での問題解決能力を有する研究者を目指して博士課程後期課程に進学できる能力。企業や政府部門などで経済分析者や指導者などとして活躍できる能力。

博士後期課程：本課程に3年以上在籍して基準となる単位数（16単位）を修得するとともに、特殊研究指導を受け、博士論文の提出及び最終審査、並びに最終口述試験に合格することが、博士（経済学）の学位授与の要件である。本専攻の修了者には、深奥なる学術理論や制度などを修得し研究者として自立して活動でき、また高度な専門職業人に必要な学識を有することが課程修了の基準である。

◆経営学専攻

博士前期課程：本課程に2年以上在籍して所定の単位（30単位）を修得するとともに、研究論文指導を受けたうえで修士論文を提出し、その審査に合格した者に、修士（経営学）の学位を授与する。本課程の修了者はすべて、経営・マーケティング・会計・ファイナンスおよび関連諸領域の理論全般について学問的基礎を理解したうえで、さらに豊かな創造力と高度な学術的探究力を身につけており、次のいずれかの能力を有している。高度に理論的な分析と現象面での問題解決能力を有する研究者を目指して博士課程後期課程に進学できる能力。企業などでビジネスリーダーとして活躍できる能力。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

博士後期課程：本課程に3年以上在籍して所定の単位を修得するとともに、研究論文指導を受けたうえで博士論文を提出し、その審査に合格した者に、博士（経営学）の学位を授与する。

10) 社会学研究科

社会学研究科では、各専攻の人材養成目的に沿って、研究科全体および各専攻の学位授与方針を以下のように定めている。

社会学研究科 各専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆研究科全体

博士前期課程：所定の年限在籍し、本研究科の理念と目的に沿った教育課程と研究指導において所定の単位を取得し、修士論文（特に指示のある場合は研究課題修了報告に代えることができる）を提出して、審査に合格した者に、修士の学位を授与する。詳細は、専攻ごとに定める。

博士課程後期：所定の年限在籍し、研究指導を受けて本研究科の理念と目的に沿った研究を行い、所定の単位を取得し、博士論文を提出して審査に合格した者に、博士の学位を授与する。詳細は、専攻ごとに定める。

◆社会学専攻

博士前期課程：

- 1.社会学の基礎：社会学においてこれまでの歴史の中で培われてきた方法・概念・理論に関する知識を広く習得しつつ、その土台の上に各自の個別研究を位置づけ、その独自性を明確にすることができる。
- 2.研究・論文：各自の研究テーマに関して先行研究を十分にふまえつつ、独自性・発見性のあるデータの収集・分析や理論的考察を行ない、説得力のある論文として構築できる。
- 3.知識の活用：社会学および個別テーマに関する知識を職業や研究で活用できる。
- 4.調査リテラシー：専門社会調査士資格を取得した者については、現代社会において社会調査を用いた研究もしくは実務にたずさわる職業人にふさわしい、社会調査に関する高度な専門的知識と技能を身につけている。

博士後期課程：

- 1.社会学の基礎：社会学においてこれまでの歴史の中で培われてきた方法・概念・理論に関する知識を広く習得しつつ、その土台の上に各自の個別研究を位置づけ、その独自性を明確にすることができる。
- 2.研究・論文：各自の研究テーマに関して、先行研究を十分にふまえつつ、独創性・発見性の高いデータの収集・分析や理論的考察を行ない、説得力のある論文として構築し、最先端の学術的知見を世界に対して発信できる。
- 3.知識の活用：社会学および個別テーマに関する高度な知識を活用し、自立した研究者として社会的評価を得るとともに、職業や研究活動において主導的な役割を務めることができる。
- 4.調査リテラシー：専門社会調査士資格を取得した者については、現代社会において社会調査を用いた研究もしくは実務にたずさわる職業人にふさわしい、社会調査に関する高

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

度な専門的知識と技能を身につけている。

◆社会福祉学専攻

博士前期課程：

1. 所定の年限在学し、研究指導を受け、本研究科が教育と研究の理念及び目的に沿って設定し配置した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ修士論文（「現職ソーシャルワーカーのためのリカレント教育をサポートする」ためのコースにあつては、研究課題修了報告をこれにかえることもできる）を提出し、所定の試験に合格することが課程修了の要件である。
2. 社会福祉学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得していること。

博士後期課程：

1. 所定の年限在学し、研究指導を受け、本研究科が教育と研究の理念及び目的に沿って設定し配置した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ博士論文を提出し、所定の試験に合格することが課程修了の要件である。
2. 社会福祉学に関する各専門領域の学問研究を深耕しながら社会に貢献できる自立した研究能力を修得していること。

1 1) 法学研究科

法学研究科では、各専攻の人材養成目的に沿って、研究科全体および各専攻の学位授与方針を以下のように定めている。

法学研究科 各専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆研究科全体

博士後期課程：法学研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は法律学専攻において別途定める。

◆法律学専攻

博士後期課程：学位論文の内容と口述試験の結果、以下の項目に照らして、学生が、「独立して研究能力を有している」と認定されること。

1. 論文が先行業績（主要な学説（内外の文献も含む）、判例等）を踏まえたものとなっていること。
2. 先行業績は、論文のテーマについて、どのような考え方をしてきたのかを、外国文献、判例を含む新しい資料、または、新しい問題意識に基づいて明らかにしていること。
3. 論文の構成・構造が問題の解決に適していること。
4. 著者の意図が十分実現されていること、および、問題提起の問いに、結論が、その答えを示すものとなっていること。
5. 論文が学界に貢献するものとなっていること。すなわち、従来の定説をくつがえすものであるか、または、よりよい説明をもたらすものとなっていること。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1 2) 国際学研究科

国際学研究科では、各専攻の人材養成目的に沿って、研究科全体および各専攻の学位授与方針を以下のように定めている。

国際学研究科 各専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆研究科全体

国際学研究科では、国際学専攻の前期課程・後期課程ごとにディプロマ・ポリシーを定める。

◆国際学専攻

博士前期課程：専門性、学際性を身につけていること。このため、国際学研究部門より 4 単位（2 科目）、研究指導を伴う科目より 8 単位（4 科目）、論文指導としての研究指導科目 4 単位（2 科目）、計 16 単位を必修科目として履修し、それ以外の科目から 14 単位以上を選択して合計 30 単位以上を履修し、かつ修士論文を作成してその審査に合格すること。

博士後期課程：独立して先端的研究を行う能力、あるいは国連機関などで活躍できる高度な専門性を備えた能力を身につけていること。このため、指導教授の講義科目 4 単位と 2 年継続の研究指導 8 単位の合計 12 単位を履修し、かつ博士論文を作成し博士号審査に合格すること。

1 3) 心理学研究科

心理学研究科では、各専攻の人材養成目的に沿って、研究科全体および各専攻の学位授与方針を以下のように定めている。

心理学研究科 各専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆研究科全体

心理学研究科では、心理学専攻博士前期課程・後期課程ごとにディプロマ・ポリシーを定める。

◆心理学専攻

博士前期課程：こころのメカニズムを探り、こころや行動を科学的に論理づけられる心理学的基礎的研究能力・実践の能力を持ち、社会で起こる様々な問題を心理学的考え方や手法によって解決したり、支援したりすることのできる人材養成を目的とする。また、自らのこころやからだに気を配ると同時に、他者との関係、家族や地域、社会や文化に対して常に敏感であり、種々の環境的要因に対して配慮し、行動する力を身に付け、さらに、教育、医療、福祉、司法、産業などの領域において、高度の専門性をもった職業人として活躍できる能力を持つ人材養成を目的とする。

博士後期課程：心理学分野、教育発達心理学分野、臨床心理学分野を統合的に理解した上で、それぞれの分野における研究者としての能力、または臨床実践家を指導できる高度な専門性を有する指導者としての能力を身につけ、同時に、社会で起こる様々な問題を心理学の立場から理解し、整理し、どのように対応するかを提案することのできる研究力を備えた研究者、あるいは高度専門的職業人の養成を目指す。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1 4) 法務職研究科

法務職研究科では人材養成目的に沿って、研究科の学位授与方針を以下のように定めている。

法務職研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

◆研究科全体

学生は、法曹に必要とされる理論上、実務上の基礎的な知識・技能を身につけ、かつ、高度専門職たる法曹の社会的使命および職業倫理の重要性を理解している。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学では、各学部・研究科専攻がそれぞれ掲げた人材養成目的を踏まえ、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているが、そこで明示された学習成果が具体的にどのように獲得できるかを示したのが、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）である。現在、ほとんどの学部がカリキュラムマップや履修モデルを大学ウェブサイトや、大学案内、履修要項に掲載し、可視化することで学生に学習目的を明確に意識させ、学習の動機づけに効果を上げている。

明治学院共通科目での全学共通の教養教育は、全学共通科目教育機構で定めた下記の教育課程の編成・実施方針に則り、教養教育センターが中心となってその教育を担っている。

教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

教養教育センター 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆センター全体

明治学院共通科目を、C 群(必修・選択必修)・D 群(分野別の基礎的講義科目)・E 群(実験・実習・演習的科目)・H 群(発展的科目)・I 群(英語で学ぶ授業)の各群により構成する。

◆C 群（必修・選択必修）

(1)外国語科目

英語によるコミュニケーション能力の向上、初習語における基礎的運用能力の育成を目指して、下記の科目を開講する。

必修：「英語コミュニケーション」を 1 年次に配当する。高等学校等で英語を学習していない学生には、「初習英語」を 1 年次に配当する。留学生には、「日本語」科目を配当する。
選択必修：フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語を選択言語科目として配当する。留学生は、日本語以外の言語、もしくは、E 群「日本語研究」を必修とする。

(2)諸領域科目

建学の精神を理解し、他者への貢献を実現するために必要な知見と技能の獲得を目指して、下記の科目を開講する。

必修科目：「キリスト教の基礎」を 1 年次に配当する。

選択必修：「コンピュータリテラシー(入門)・(初級)」を 1 年次に配当する。

要求科目：「アカデミック・リテラシー」を 1 年次配当で政治学科生に開講する。

◆D 群科目（分野別の基礎的講義科目：自由選択）

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

明治学院共通科目のディプロマ・ポリシーに示した 1~4 について、幅広い学問分野における基礎的知識と正確な判断力を涵養するため、「人文科学系科目」・「社会科学系科目」・「自然科学系科目」・「健康・スポーツ系科目」・「総合教育系科目」の各分野・領域において諸科目を開講する。各授業科目には、個別の授業テーマが提示される。

◆E 群科目（実験・実習・演習的科目：自由選択）

明治学院共通科目のディプロマ・ポリシー1~4 について、より発展的かつ実践的な能力を身につけるため、下記の科目を開講する。

(1)外国語科目

英語のオーラシー(聞く・話す)に加え、リテラシー(読む・書く)強化を目指して、英語研究を 2 年次以上に配当する。初習語学修の進展を目指して、C 群で選択した初習語のインテンシブクラスとして各言語の「特別演習」を 1 年次以上に配当、また C 群で選択した言語以外の言語の基礎的な学修として各言語の「基礎」を 1 年次以上に配当する。初習語によるコミュニケーション能力の養成のため、「(初習)語研究」を 2 年次以上に配当する。留学希望の学生支援のため、「各言語特別研究」を開講する。

(2)諸領域科目

情報処理能力、科学的思考力、身体能力、市民社会への参加、論文書法能力について、それぞれ実践的に学修するために、「コンピュータリテラシー研究」・「自然科学(物理学・化学・生物学)方法論」「シーズンスポーツ研究」・「ボランティア特別研究・実習」「アカデミック・リテラシー研究」を開講する。

◆H 群科目

明治学院共通科目の応用・発展的段階として、各自の関心あるテーマに基づき文献検索や調査・実験等を行いながら問題解決に必要な総合的能力とプレゼンテーション能力の向上を目指して、「リサーチ&プレゼンテーション」を 2 年次以上に配当すると共に、「アジア・日本研究」「ヨーロッパ文化圏研究」「現代科学研究」を 3 年次生以上に配当する。

◆I 群科目

幅広い教養に基づいて様々な文化的背景をもった人と相互に交流するとともに、自他の文化についての相対的な視点を獲得することを目指して、交換留学生とともに英語で学修する科目を 1 年次生以上に配当する。

2) 文学部

文学部は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

文学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆学部全体

各学科の基礎的専門分野のカリキュラムについては、学科のカリキュラム・ポリシーを定める。文学部はそうした基礎・専門カリキュラムとは別に、日本文学・中国文学・ドイツ文学・西洋文学・異文化理解・哲学・ギリシア語・ラテン語・文化史・民俗学などの文学部共通科目を設置する。これらの科目の履修によって限られた専門性に陥ることなく、より幅広い言語・文学・芸術への知見と理解を深めることができる。

◆英文学科

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

国際語としての英語の総合能力を習得させるために、1 年次に Reading, Writing, Listening & Pronunciation、2 年次にはそれらの上級科目が、さらには 3 年次には Academic English Skills を必修として設け、基礎から最上級レベルまで、それぞれの語学習得の分野を関連づけて教授する。英米の文学、そして英語学に関しては、1、2 年次にそれぞれ 3 分野の入門と概論の導入科目を、3、4 年次には Topics in British Culture、Topics in American Culture、Topics in Linguistics と各種演習(ゼミ)を選択必修として設ける。これらの専門科目は、Academic English Skills あるいは Advanced Academic Writing などの英語発展科目や多彩な各分野の選択専門科目と連携しながら、最終的には、人間や言語や異なる文化のあり方に対して学生が獲得した理解と洞察力の成果の一端として、ゼミ論や卒論の執筆へと導くことになる。

◆フランス文学科

フランス文学科では 1 年次・2 年次に重点的にフランス語の基礎を習得させるため、クラス制の文法・講読・会話・作文の授業(必修)を配置する。会話の授業にはネイティブの教員が携わり、生きたフランス語を実践的に学べるようにする。語学学習の到達度をはかれるよう、実用フランス語技能検定試験(仏検)対策の授業も選択でき、同時に専門教育への準備段階として基礎科目(一部選択授業)を設け、フランス語圏の文化、社会についての導入的な授業を、講義・講読・演習の形式で行う。3 年次からはそうした一連の授業で培われた個別的な関心をより深められるよう、さまざまな時代や地域、分野を専門とする教員による、多彩な専門教育科目を配置する。これらは大きく分けて言語文化・文学・芸術・思想(歴史を含む)の 4 つの科目群に分類される。同時にネイティブの教員を中心とした中級フランス語の授業を設け、基礎的な文法事項の確認をしたうえで、新聞・雑誌・インターネットなどの生きた教材も使用しながら、会話、作文、要約などの訓練をくりかえし行い、読む・聞く・話すの実践的な能力を鍛えていく。仏検対策の授業も引き続き設置する。

そしてフランス文学科の教育の最大の特色といえるのが 3 年次、4 年次にわたって設置する必修、小人数制の演習(ゼミ)である。3 年次演習では討議を通じて自らの見解を確実に相手に伝え、他人の多様な意見を尊重する術を身につける。4 年次演習では担当者の指導のもとに関心分野をしばらくこみ、卒業論文のテーマを決定する。指導は資料探索、プランの作成、執筆のすべての段階にわたり、学生はゼミでの発表や指導教官との面接を通して、執筆可能なテーマを見極め、自らの着想を単なる思いつきに終わらせず、論理的、説得的に組み立てる術を学ぶ。フランス文学科ではこのように基礎から専門へと、学生の関心を段階的、継続的に引き出し、その深化を促す、一貫した積み上げ方式のカリキュラムを編成する。

◆芸術学科

ディプロマ・ポリシーに基づき、初歩から段階を追って学習を深められるように組み立てた体系的な専門教育を実践する。さらに、研究を目的とした専門教育と、芸術一般にわたる教養を身につけることを目的とした教養教育という 2 つの領域をカバーする授業を提供し、幅広い知識と歴史、専門的な理論、そして芸術の伝統と革新など、多様な角度から芸術を学べるようにする。各年次のカリキュラムは以下のように編成する。

まず、1 年次には、幅広く入門的な講義を履修し、その講義から、学生各自が自主的に

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

系列を選択できるよう科目を配置する。自らの専攻が決定した 2 年次以降は、専門的な科目の履修が増え、演習や講読の授業において、少人数で文献を丹念に読んだり、テーマを決めて学生が発表するようなゼミナール形式の講義を多数開講する。3 年次では、さらに専門的知識を学ぶ講義、系列ごとに「研究」や「演習」科目をはじめとして、さまざまなトピックを専門的に扱う「特講」などの授業で専門知識を修得できるようにする。4 年次では、音楽学系列、美術史学系列、映像芸術学系列、芸術メディア系列の専門 4 系列の場合、卒業論文が必須となり、それぞれの指導教員と密接なコミュニケーションをもって卒業論文にとりくめるようにする。一方、総合芸術学系列の場合は、教養分野を幅広く充実させるために、総合芸術学系列および専門 4 系列から授業を履修して卒業要件を満たすようにする。

3) 経済学部

経済学部は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

経済学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆学部全体

学部の人材養成上の目的・教育目標に沿って、それぞれの学科が定めた方針に従って、教育課程(カリキュラム)を編成する。専門教育科目のうち、演習(卒業論文を含む)とインターンシップはすべての学科の共通科目として配置する。また、経済学部内の他学科の専門教育科目は、隣接領域科目として位置づけ、原則として、経済学部的全学生が履修できるようにする。

◆経済学科

現実社会において直面する様々な問題に対して、経済学的な見方から客観的な分析を加えるために必要な知識を、経済理論、歴史的関係、政策・制度といった側面から教授し、演習・卒業論文を通して学生が自らの問題関心に基づき主体的に研究するように指導する。このような経済学の学習と同時に、高度情報化社会において必須となる情報処理技術に関する知識や、国際化社会において必要とされるコミュニケーション能力についても、併せて修得できるように教育課程(カリキュラム)を構成する。その際に、学生の多様なニーズに対応できるように選択肢の広い教育課程(カリキュラム)を用意する。

1 年次では理論・歴史・現状分析などの基礎を身につけることができるように、経済学の入門的な科目を配置する。2 年次からは、学生が各自の目的に応じて専門的な勉強を進めることができるように、3 つの専攻コース(ポリシー・アナリシスコース、企業・制度デザインコース、グローバル・スタディーズコース)を設置する。

ポリシー・アナリシスコース： 競争的な市場とそれを補完する公共政策という視点で市場経済を捉え、その理論や政策について基礎的なものから専門的なものへと段階を追って順番に学ぶ積み上げ方式による体系的な教育方法を採用することで、経済問題を理論的に考える能力を基礎から積み上げ、実社会に応用できる実力を養成する。

企業制度・デザインコース： 市場経済は、市場取引だけでなく、企業組織あるいは法律やルールといった制度の存在を通じて機能している。このコースは、関連する具体的なケースに即しながら、企業組織の役割、法やルールの制度設計を問題にする。経済と法の

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

関連、そして組織内のインセンティブやガバナンス構造などが視野に入れられる。企業組織や法や制度の形態に応じて、市場経済の効率性は変わりうるもので、企業組織とそのとりまく経済環境は、所与のものではなく、相互的に調整、形成可能なものであることが理解される。企業や組織に身をおきながら、経済環境と市場との相互関係を戦略的に構想できる人材の育成を目標とする。

グローバル・スタディーズコース：世界的規模で繰り広げられる、歴史的、地域的に多様な制度や環境のもとでの経済の諸相を理解する。グローバルな経済の発展、ボーダーレスな展開、過去、現在、未来にわたるタイムスパン上の問題が視野に入れられる。経済のグローバル化に対応するために、基本的な経済理論を学ぶ一方で、現実社会における現在や過去の実際の経済現象を学ぶ科目を、学生が各自の問題関心に沿って受講できるように、実習科目(体験学習)をはじめ多面に用意し、グローバルに展開する様々な業界で活躍できる人材の育成を目標とする。

◆経営学科

良識あるビジネス・パーソンを育てるために、経営学科では、導入科目群、基幹科目群、演習科目群、応用科目群を設け、1年次から4年次までのあいだに、段階的かつ体系的に経営学、マーケティング、会計学の三分野を学習できるようにする。

経営学分野では、経営理論に重点をおく科目、情報分析能力を養う科目、さらに事例分析も含めて、企業活動の分析・理解に必要な知識を獲得できる体系的な教育課程(カリキュラム)を提供する。

商学分野では、理論的かつ体系的な講義科目、および実証的かつ実践的な演習科目を通して、企業が産み出す商品やサービスに関わるマーケティング活動に必要な知識が得られる教育課程(カリキュラム)を提供する。

会計学分野では、企業活動を貨幣の動きで記録、計算、報告する情報システムを、理論的および技術的側面から体系的に学ぶことのできる教育課程(カリキュラム)を提供する。

1年次ではこの三分野の基礎を学び、2年次以降では理論的内容の科目や応用科目を学習できるよう配置し、それと並行する形で、1年次より少人数の演習科目を設け、能動的、双方向的な学習の機会をつくる。さらに企業等で実習をおこなう科目(インターンシップ)を配置し、教室内外での学習ができるようにする。

◆国際経営学科

国際経営学科の卒業要件単位は124単位であり、その教育課程(カリキュラム)は企業の諸問題をグローバルな市場環境のもとで正しく理解できる基礎学力を養うこと、それをビジネスに活かすコミュニケーション能力を高めること、演習及び卒業論文を通じて国際的な経済・経営問題に係る研究を主体的に行えるようになること等に重点をおいて編成する。

より具体的には、広く経済学・経営学に係る知識を取得するための基礎科目群、企業の分析に不可欠な Management & Strategy 科目群、企業を取り巻く国際的な市場および市場制度の分析に不可欠な Accounting & Finance 科目群、および Trade & Industry 科目群、コミュニケーション能力を高めるのに不可欠な専門外国語群、および Business Communication & Research 群、国際的なコミュニケーション能力を高める Study Abroad Program 科目群から編成されるカリキュラムとする。

1年次では、基礎学力を身につけることができるよう、基礎科目群として、「ビジネス入

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

門」「アカウンティング入門」「貿易入門」「経済学概論」「ビジネスのための法律」を配置し、同時に、英語コミュニケーション能力を高め、国際ビジネス社会で活躍できるよう、専門外国語群として「English for Business Communication」の履修を義務づける。

2 年次および 3 年次では、より高い専門知識を習得させるために、Management & Strategy、Accounting & Finance、Trade & Industry のそれぞれの科目群の基礎科目から応用科目までを配置する。

さらに、主体的に企業のグローバル活動について研究・発表し、自己表現力を高めるために、1 年次に「基礎演習」、3 年次および 4 年次に Business Communication & Research として「演習」科目を配置するとともに、1 年次から英語コミュニケーション能力の向上を目指して海外でのさまざまな研修プログラムを用意する。

4) 社会学部

社会学部は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

社会学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆学部全体

社会学部では、各領域における専門的知識、および思考し実践する能力・態度を養うことを基本方針としているが、カリキュラムと教育内容は両学科で異なるので、それぞれの学科でカリキュラム・ポリシーを定める。

◆社会学科

1. (導入教育)

1 年次において本学科新入生は、全員「アカデミック・リテラシー」という少人数のゼミナール形式の授業を卒業必修科目として履修する。ここで新入生は、文献講読の基礎的な技法、口頭並びに文書で他者に報告するプレゼンテーションの初歩などを学ぶ。また、「社会学基礎演習」という少人数科目では、社会学の基礎知識の習得と同時に、グループワークなどの基礎を学ぶ。

2. (コース制)

2 年次以降本学科生は、自らの判断で選択した三つのコースにそれぞれ分属する。三つのコースとは、A・さまざまなスケールで他者および自文化の理解を目指し、情報が産み出され伝達される過程を探究する「文化とメディアコース」。B・〈生命〉と〈アイデンティティ〉をキーワードに、医療をはじめ高度な科学技術を基盤に成立した現代社会の本質を解き明かしてゆく「生命とアイデンティティコース」。C・きめ細やかな他者理解を通じて、新たな〈コミュニティ〉の創造につながる〈実践力〉を養う「環境とコミュニティコース」、である。このコース選択に伴い、2 年次では「コース演習」なるゼミナール形式の必修科目を設け、3・4 年次での専門演習、そして卒業論文に備える。更に 2 年次から、コースの設定した枠組みを手掛かりに、本格的に専門科目を履修していく。

3. (演習・卒業論文)

3 年次に履修する「演習 1」は、アカデミックリテラシー・コース演習とは異なり、卒業論文や将来の進路までもを見据えたうえで、より専門的な研鑽を積むために、学生が自ら指導教員を選択して個別指導を受ける、少人数でのゼミナール形式の授業である。専門

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

書の精読や専門的な調査から考察の材料を収集し、ゼミの仲間と議論し、自分の考えを口頭発表やレポートとして表現していく。「演習 1」の延長線上に、4 年次に履修する「演習 2」を置く。卒業論文という大学生活の集大成に取り組み、作品として仕上げる。優秀な卒業論文には、厳正な審査を経て「社会学部長賞」などが授与される。

4. (社会調査士資格取得カリキュラム)

本学科では社会調査士資格を取得可能である。1 年次に「社会調査の基礎」を学び、2 年次に「社会調査の技法」「社会統計学」「数量データ分析」「質的データ分析」「フィールドワーク演習」から指定科目を履修し、調査の基礎を身につけ、3 年次に「社会調査実習」「社会教育調査実習」を履修する。実習の各クラスは毎年、質の高い報告書を作成している。これら社会調査関連科目の必要単位を満たすと「社会調査士」の資格申請ができ、卒業をもって学士号とともに取得できる。

◆社会福祉学科

1 年次は、社会福祉学の基礎知識を獲得させ、2 年次からの各コースの学びに導くように、必修科目の「社会福祉学概論 A・B」や、「基礎演習」「ソーシャルワークの理解」「福祉開発の理解」などを配置している。

ソーシャルワークコースでは、ソーシャルワークの理論とソーシャルワーカーとしての実践力を獲得することを主たる目標としたカリキュラムで構成する。関連講義科目の学びとソーシャルワーク実習およびソーシャルワーク演習と相互に連動させながら学習を深め、最終的には卒業論文としてまとめる。カリキュラム編成は第 1 群から第 8 群に分かれ、基礎科目、社会福祉の制度・政策に関する科目、個人を中心とした対象理解に関する科目、社会福祉の実践方法・技術に関する科目、社会福祉の分野に関する科目、演習、実習、卒業論文等に関する科目などそれぞれの学年で学びを積み上げられるように配置している。

福祉開発コースでは、ソーシャルワークコースの講義科目や群制度を共有しつつ、福祉開発コースの特色を生かすため専門的なエリアを設定し、それぞれのエリアで推奨する科目を示して履修の指針とする。また「福祉開発概論」をコースの必修科目として配置し、さらに実習科目として福祉開発の実際を体験する「福祉開発フィールドワーク」(2 年次)を設置している。3 年次・4 年次では演習科目・卒業論文(ともに選択)がおかれ、系統的な積み重ねができるよう科目を配置している。

5) 法学部

法学部は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

法学部 教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー)

◆学部全体

法学部の教育課程は、学部の基本理念、教育目標を実現するため、3 学科に共通して、初年度教育の重視、少人数制教育の確保、基礎教育の充実、基幹科目の学年指定、段階的学習に基づく体系的な学力創造を基本方針とする。

◆法律学科

法律学科では、法律学に関する正確な知識の定着とこれを用いた法的思考力の養成のために、実定法科目については、導入→基礎→基本→発展・定着という系統的かつ段階的学

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

習ができるようにカリキュラムを構成する。

まず、入学時というまだ社会や法律についての知識がない段階での導入科目(民事法入門・刑事法入門・法学基礎演習等)において少人数教育を実践する。

また、基礎を固めるという意味合いから、主に1年次～2年次において、憲法1-1・1-2、民法総則1・2、債権総論1・2、物権法1・2、刑法総論1・2を必修科目(20単位)として配置する。

導入・基礎に位置づけられる科目以外にも、六法に該当する科目は基本的には習得しておくべきものである。かかる見地から、1群(行政法1-1・1-2・2-1・2-2、会社法1・2・3、商法総則・商行為法・手形小切手法1・2、有価証券法1・2から12単位以上)、2群(民事訴訟法1・2、刑事訴訟法1・2から4単位以上)、3群(憲法2-1・2-2、契約法1・2、不法行為法、親族法、相続法、民事執行法1・2、刑法各論1・2から10単位以上)においてこれらの科目を配置する。

以上に加え、知識の発展・定着を目指す見地から、4群(国際法分野、社会経済法分野、倒産法から8単位以上)、5群(発展的・先端的分野、基本科目の特講・演習から12単位以上)、6群(基礎法・外国法分野から4単位以上)を配置する。

また、これらの科目群の履修方法の指針として、法律学科を卒業した後に進むであろう代表的な将来の進路(①法曹・法律関連の士業、②公務員や公益的活動を目指す者、③民間企業)に即した履修モデルを提示している。

◆消費情報環境法学科

消費情報環境法学科では、基本的な法の修得と並んで、先端分野の法律科目の修得および基礎的な情報処理技能の修得を通じて、現代の日本社会および国際社会において活躍しうる知識、教養、能力を培うことが指導の基本方針である。消費情報環境法学科のカリキュラムは、明治学院共通科目および学科科目に大別され、それぞれが段階的に学習できるように編成する。学科科目としては、情報処理技能を身につけるための学科基礎科目群と基本的な法律を理解するための法律基礎科目群を土台とし、その基礎学習の上に消費者法、企業活動法、環境法の三本柱を構成する科目群を配置する。さらに法律および情報処理知識の実践的な応用能力を身につけるための、特殊演習、演習、卒業論文等の科目のほか、各科目群内においても、学年をおってより深い専門的科目を多岐にわたり配置する。

◆政治学科

政治学科では、総合的な判断力と批判力をもち、勇気と他者への想像力を備えた「教養ある政治的市民」を養成するために、少人数教育による多様性のあり柔軟性の高いカリキュラムを編成する。

初年次においては、専任教員一人あたり13名程度の学生によって調査・実習・文献講読・議論などを行う政治学基礎演習と政治学の基礎的な原理と用語を修得する政治学原論を必修科目とし、共通基盤科目とする。学年の進行に伴って、「基礎科目」「展開科目」「選択科目」から各自の問題関心の広がりに応じて専門的に学習する「ガヴァナンス」「グローバル・ポリティクス」「メディア・ポリティクス」の三分野を構成する科目群を配置する。三つの専門分野を発展的かつ系統的に学ぶことができるように、履修モデルを提示している。

さらに、演習・卒業論文、フィールドワーク、インターンシップ、政治学特講、総合講

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

座、専門書講読において、個別テーマの学習を深める科目を配置する。

6) 国際学部

国際学部は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

国際学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆学部全体

国際学部では、その教育理念を達成するために、以下の方針に基づいて、カリキュラム(教育課程)を編成する。

1. 多様な専門分野と地域研究の科目を設置する。
2. 4年間にわたり演習科目を中心としたきめ細かな少人数教育を実施する。
3. 力強い英語力を育成する科目を設置する。
4. 大学外での学習を重視する。

◆国際学科

国際学科では、その教育理念を達成するために、以下の方針に基づいて、カリキュラム(教育課程)を編成する。

1. 多様な専門分野と地域研究の科目を設置する(文化、経済、政治・法の3つの視角)。
2. 4年間にわたり演習科目を設置することで、きめ細かな教育を実施する(基礎演習、演習1、2A、2B、3A、3B、特別演習)。
3. 入学時から段階的・体系的な教育を実施する(1年次：基本的な知識と学習スキルの習得； 2～3年次：学問の中核部分の学習； 3～4年次：発展学習と論文の執筆)。
4. 力強い英語力を育成する科目を設置する(専門外国語； 英語による専門科目； 国際学特講(英語))。
5. 大学外での学習を重視する(校外実習； インターンシップ； 留学(協定校)； 二重学位制度)。

◆国際キャリア学科

国際キャリア学科では、その教育目標を達成するために、以下の方針に基づいて、カリキュラム(教育課程)を編成する。

1. 授業は原則として全て英語で実施する。
 - 1～2年次での英語の集中的教育(AEP)
2. 全ての授業(講義科目および演習科目)で少人数教育を徹底する。
3. 座学を超えた学習を重視する。
 - Project-based Learning
 - Service Learning
4. キャリアを意識させる学習を行う。
 - ライフ・キャリア・デザイン教育
 - アカデミック・アドバイザー制度
5. 深い国際体験による学習を重視する。
 - Double-Degree Program
 - Study-abroad Program

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- Internship Program
- Field Study Program

7) 心理学部

心理学部は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

心理学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆学部全体

1. 心理学部の教育理念「こころを探り、人を支える」の意義を理解し、現代社会が提示する多様な問題に積極的に取り組む姿勢を養うため、自己理解力、他者理解力、関係性理解力、問題解決能力を培う。
2. 学年進行に応じ、講義、実習、体験学習、演習等を通じ、心理学または教育発達学的方法論を身につけ、豊かな人間性と実践力を培う。

◆心理学科

1. 心理学部の教育理念「こころを探り、人を支える」の意義を理解し、現代社会が提示する多様な問題に積極的に取り組む姿勢を養うため、心理学を基盤とした自己理解力、他者理解力、関係性理解力、問題解決能力を培う。
2. 心理学の方法論を基盤とし、その上に、心理学の多様な領域に関する専門的な知識や技能を得る講義、演習、実験・実習といった多様な科目を配置して、初年次からの段階的・体系的な教育を実践する。また、4 年間にわたり演習科目を配置することにより、きめ細かな少人数教育を実施する。さらに外国語文献による専門学習を行う。
 - 1 年次：基礎的なアカデミック・リテラシーの習得ならびに心理学に関する基礎的知識・スキルの学習
 - 2 年次：参加体験型学習による心理学の基礎的リテラシーの定着と理解
 - 2～3 年次：心理学の中核部分の学習(実験・実習、心理学の各領域についての知識の修得、外国語文献による心理学についての学習)
 - 3～4 年次：演習および専門科目による専門学習の深化(講義、実験・実習)、心理学の方法論の実践(卒業研究)
3. 明治学院共通科目と心理学科科目、他学科科目を配置し、豊かな人間性と幅広い視野を養う。

◆教育発達学科

学位授与の方針に基づき、カリキュラム・ポリシーは以下の 4 点である。

1. 自己理解力、自己コントロール力、他者理解力、関係形成力、他者支援力からなる心理支援力を養うために、カリキュラムの中核に、学科基幹科目を配置する。
2. 大学内における教育活動と併せて学外での現場における体験活動を重視した循環型教育システムを実施することにより、心理支援力、発達支援力、教育実践力を修得させる。
3. 心理支援力、発達支援力を身につけさせるために、心理学科科目群、障害科学科目群を配置する。
4. 教育実践力を身につけさせるために、教育学(初等教育)科目群、障害科学科目群を配置する。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

8) 文学研究科

文学研究科は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

文学研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆研究科全体

文学研究科では、「学位授与の方針」に基づき、専門領域のみならず広い視野と深い学識を身につけるために、各専攻がそれぞれの特殊性を尊重しつつ、バランスのとれた教育課程を編成する。

博士前期課程：専門とする言語・文化・芸術・思想の各領域において広い視野と深い学識を身につけ、同時に各自の研究主題を分析し考察する専門的能力を身につけるように、バランスのとれた教育課程を編成し、修士論文の指導を効果的に行うことをめざす。

博士後期課程：博士前期課程で身につけた学識・研究能力をさらに発展させ、同時に総合的な洞察力を得て、自立的な研究者として活躍できる基盤となる博士論文の指導を効果的に行うことをめざす。

◆英文学専攻

博士前期課程：英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学の諸領域における高度な専門的学識を教授するために、各種の英米文学専修者授業科目と、英語学専修者授業科目を、選択科目として設ける。学生の英語文献読解能力・英語論文作成能力を向上させるための科目、修士学位論文指導のための科目を、必修科目として設ける。

博士後期課程：専門分野の学識・研究能力をさらに深め発展させるため、指導教授による研究指導を科目として設ける。

◆フランス文学専攻

博士前期課程：テキスト性コース・モデルニテコースのそれぞれにおいて、修了時に期待される能力・知識などを身につけさせるために、論文指導をふくむ必修科目の演習を置く。さらにコース別の選択必修科目として特殊研究を、自由選択科目として基礎研究を、それぞれ複数コマ配置する。学生は両コースにまたがって履修できるようにする。

博士後期課程：両研究コースにおいて、博士前期課程で得られた知識や能力をさらに高めるため、指導教授による特別演習、および特別講義を設ける。また 1 年次生のために専門性への導入を目的とした研究実習を置く。

◆芸術学専攻

博士前期課程：音楽学、映像芸術学、美術史学、芸術メディア論の 4 研究コースにおいて、広く、深く専門知識や方法が身に付くよう、専任および学外の講師の下での少人数の演習と特殊講義を設ける。また、複数コース設置の利点を生かし、二つ以上の研究コースにまたがって受講することもできる。これとは別に、修士論文の指導を行う。

博士後期課程：4 研究コースにおいて、博士前期課程で得られた知識や能力をさらに高めるための特殊講義を設ける。これとは別に、博士論文の指導を行なう。

9) 経済学研究科

経済学研究科は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

経済学研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

◆研究科全体

経済学研究科では、「学位授与の方針」に基づいて (1) 論理的思考力、(2) プレゼンテーション能力、(3) 総合的判断などを養い、研究能力を育成するとともに「問題発見能力」や「問題解決能力」を育成する図るためのカリキュラムを編成する。

博士前期課程：(1) 論理的思考力、(2) プレゼンテーション能力、(3) 総合的判断などを養うために、(1) 少人数教育の実施、(2) パソコンを用いた授業実践、(3) 院生の報告機会を多用した授業の実践などを実施する。

博士後期課程：各専攻によって必修科目の履修単位数は異なるが、研究者並びに高度な専門職業人に必要な学識を育成する為に、論文指導教授を中心に専門的で緻密な指導のもと、論文指導教授の専門科目及び演習科目を必修科目として配置する。

◆経済学専攻

博士前期課程：本専攻における教育課程（カリキュラム）は、経済学および関連諸領域の歴史・理論・制度など全般についての十分な学問的基礎を学ぶとともに、今日のテーマにも取り組むことができるような多彩な講義科目のもとで、広い視点から研究できるように編成する。かつ、理論的基礎力の十分な理解を促進・補完するために、専攻主任の許可のもとで学部の講義も適宜履修できるように編成する。

博士後期課程：本課程における教育課程（カリキュラム）は、研究指導教授のもとで、その講義科目を履修するとともに研究指導を受け、博士論文を執筆できる能力を身につけるように編成する。したがって、研究者並びに高度な専門職業人に必要な学識を育成する為に、論文指導教授を中心に専門的で緻密な指導のもと、論文指導教授の専門科目及び演習科目を必修科目として配置する。

◆経営学専攻

博士前期課程：本課程における教育課程（カリキュラム）は、経営・マーケティング・会計・ファイナンスおよび関連諸領域の理論全般について、しっかりとした学問的基礎を学ぶとともに、今日のテーマにも取り組むことができるよう、多彩な講義科目のもとで広い視点から研究できるように編成する。かつ、理論的基礎力の十分な理解を促進・補完するために、専攻主任の許可のもとで、学部の講義も適宜履修できるように編成する。選択科目 30 単位以上（うち経営学科および国際経営学科科目から 8 単位履修可能）、研究演習科目 8 単位、論文指導 4 単位。

博士後期課程：本課程における教育課程（カリキュラム）は、指導教授のもとで、その講義科目を履修するとともに、研究指導を受け、博士論文を執筆できる能力を身につけるように編成する。

10) 社会学研究科

社会学研究科は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

社会学研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆研究科全体

博士前期課程：基礎科目・専門科目および調査手法・実習科目を幅広く開講する。さらに修士論文の中間発表および修士論文の提出に向けて、修士論文の研究指導行う。詳細は、

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

専攻ごとに定める。

博士後期課程：学会発表、研究科紀要や学術雑誌への論文発表を促し、最終的に博士論文の提出を可能にする研究指導を行う。詳細は、専攻ごとに定める。

◆社会学専攻

博士前期課程：

- 1.基礎演習：博士前期課程の第1年次においてすべての大学院生が社会学の基礎的な概念や理論について効率よく学習できるようにするために、必修科目「基礎演習」を設ける。
- 2.専門科目・単位互換制度：大学院生のさまざまな問題関心や研究テーマに対応するため、准教授以上のすべての教員（特別研究・在外研究中を除く）が大学院において専門科目を開講する。さらに本大学院専任教員の専攻分野の枠を超えて他の専門分野について学びたい大学院生のために、大学院社会学分野の単位互換制度での単位取得を可能とする。
- 3.論文指導：専門科目の授業とは別に論文指導の授業枠を設け、修士論文執筆に向けて、指導教員による定期的な個別指導を行なう。
- 4.論文中間発表会：単位取得のための授業とは別に、修士論文および博士論文執筆中の大学院生が、他の大学院生や、ふだん指導を受ける機会の少ない教員に対してプレゼンテーションを行ない、議論する能力を養うための場として、毎年2回の論文中間発表会を設ける。この場は修士論文・博士論文のみならず、学会発表の準備にも活用する。
- 5.社会調査士資格関連科目：社会調査士および専門社会調査士を取得可能とする。両資格を平行して取得することも可能とする（ただし、学部併設される授業科目を同時に履修することが必要）。

博士後期課程：

- 1.論文指導：博士後期課程においては取得すべき単位はなく、指導教員による定期的な個別指導を通じて博士論文を執筆することがカリキュラムの軸となる。
- 2.博士論文中間発表会：単位取得のための授業とは別に、修士論文および博士論文執筆中の大学院生が、他の大学院生や、ふだん指導を受ける機会の少ない教員に対してプレゼンテーションを行ない、議論する能力を養うための場として、毎年2回の論文中間発表会を設ける。この場を修士論文・博士論文のみならず、学会発表の準備にも活用し、特にふだん授業に参加する機会の少ない博士後期課程の大学院生にとって、貴重な研鑽の場とする。
- 3.社会調査士資格関連科目：社会調査士および専門社会調査士を取得可能とする。両資格を平行して取得することも可能とする（ただし、学部併設される授業科目を、大学院の修了要件外の科目として同時に履修することが必要）。

◆社会福祉学専攻

博士前期課程：

- 1.社会福祉に関する豊富な授業科目を設置する。
- 2.社会人の研究の便宜に配慮したカリキュラム編成をする。
- 3.基礎研究領域は、社会福祉学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得するために必要な基礎研究の科目を配置する。
- 4.実践研究領域は、社会福祉学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得するために必要な実践的な研究領域の科目を配置する。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

5. 実習研究領域は、社会福祉学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得するために必要な実習科目を配置する。
6. 課題別研究領域は、社会福祉学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得するために必要な課題に関する研究科目を配置する。
7. 特別講義領域は、社会福祉学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得するために必要な特別科目を配置する。
8. 研究指導領域は、社会福祉学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得するために必要な研究指導を行う。
9. 基礎研究領域より必修科目を設定する。

博士後期課程：現代社会、国際社会において複合的に発生する多様な形態からなる社会問題に対して、研究課題を設定し、社会福祉学に関する各専門領域の学問研究を深耕しながら社会に貢献できる自立した研究能力の養成のために、研究指導を配置する。

1 1) 法学研究科

法学研究科は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

法学研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆研究科全体

法学研究科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は法律学専攻において別途定める。

◆法律学専攻

博士後期課程：法学研究科は、現在、博士後期課程のみの体制となっているため、指導教授による研究指導だけが単位取得の要件となっている。研究指導は、各指導教授がその専門分野において最先端の研究に基づいてカリキュラムを編成して実施しているが、重要なのは、博士論文の論文指導である。博士論文の指導を確実なものとするため、法学研究科では、学生、指導教授、研究科の役割を明らかにした論文指導スケジュールを定めており、それに基づいて、指導教授 1 名、副指導教授 2 名による集団指導を実施する。さらに、法学研究科は、年 1 回、大学院生専用の紀要として「法学ジャーナル」を発刊し、大学院生に、年度ごとの研究成果を公表させ、学生の研究意欲を高めるとともに、3 年間の論文執筆の進捗状況をコントロールする体制を整える。これまでの博士論文のほとんどが、「法学ジャーナル」に公表された論文を集大成したものであり、以上の教育課程編成・実施の方針が、博士の学位授与に大きな成果を上げている。

1 2) 国際学研究科

国際学研究科は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

国際学研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆研究科全体

国際学研究科では、国際学専攻の前期課程・後期課程ごとにカリキュラム・ポリシーを定める。

◆国際学専攻

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

博士前期課程：国際的な視野を持つプロフェッショナルを育成するため、科目群として、基礎部門である「国際学研究」を設けるほか、地球的問題に対して果敢な知的挑戦ができるよう「日本・アジア研究」「平和研究」「グローバル社会研究」の3つの専門部門を設定、合計4部門で構成する。これらの教育課程は以下の特徴を持つ。

- (1) きめ細かな指導の制度的保証（ほとんどの講義科目に対応して同じ分量の「研究指導」の課程を設置）
- (2) 基礎的学修に対する制度的保証（国際学基礎演習等を設けているほか、基礎を補強するため学部設置科目も一定の条件で大学院科目として単位を認定）
- (3) 国内外の現場における学修の制度的支援（インターンシップ、海外研究等の実践的科目も設置）
- (4) 指導教員以外の教員にも親しく接してアドバイスを受けられる研究発表会やオフィスアワー等の制度化。

博士後期課程：上記の博士前期課程の諸領域にさらに専門性を備えさせるため「特殊研究」科目を編成し、高度な研究と博士論文執筆ができる体制を取る。

13) 心理学研究科

心理学研究科は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

心理学研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆研究科全体

心理学研究科では、心理学専攻博士前期課程・後期課程ごとにカリキュラム・ポリシーを定める。

◆心理学専攻

博士前期課程：

- ・ **心理学コース：**心理学コースでは、人間のものの見方、考え方、他者との関わりにおける振る舞いなど、人間のさまざまな行動の基盤となるこころの仕組みを科学的な思考と方法論を用いて実証的に解明し、その成果を研究や実践という形で社会に還元できる「こころの探究者（理解者）」を育成する。そのような人材の育成のために、実証的研究に欠かせない統計法や研究法の技術と知識の鍛錬を礎として、幅広く用意された心理学の専門領域の中から個々人が関心のある領域の先端的知識と研究方法を体系的に学べるように科目を配置している。これらの学修を通じて、心理学の方法論、専門的知識、課題解決力、論理的思考力、批判的思考力を社会に役立てられる人材を育成する。具体的には、他者との関わりや集団・組織における現象の分析や問題解決に対し、心理学的視点ならびに実証的手法を用いてアプローチし、社会へ貢献する専門的職業人、あるいは更に博士後期課程に進学し新たな知見を見出して学問の発展に寄与し、その知見の応用を通じて社会へ貢献する研究者の育成を目指す。
- ・ **教育発達心理学コース：**学校教育、特別支援教育、発達障害児・者支援、子育て支援を推進するリーダーとなる高度専門職業人を養成するために、教育発達に関する理論と実践を、体験的な実習をまじえて学修できるようにカリキュラムを編成する。必修科目では、教育発達に関わるさまざまな分野の学修を深めるために、発達心理学、障害児・者

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

心理学、教授学習心理学の科目を配置する。また、選択科目では、より特化された領域の学修が深められるように、「発達理解」「行動の理解と支援」「学習の理解と支援」「教師支援、保護者支援」の4つの柱を設け、それぞれに専門的な科目を配置する。

- ・ **臨床心理学コース**：人々が抱くこころの問題を理解し援助するために、その問題を把握するアセスメントや種々の心理療法を学習し、心理臨床に関するより専門性の高い、さまざまな理論と実践を学ぶことができるようにカリキュラムを組む。必修科目では、まず臨床心理学特論で多面的な角度から心理臨床の事象を学習し、続いて、臨床心理面接特論において、相互の対人関係の根底をなす面接の方法について学べるようにする。本コースは、特に実習に重点を置いているため、心理支援の基礎となる臨床心理基礎実習と心理臨床センターにおいて実際にクライアントの支援を行う臨床心理実習を行い、対人関係のあり方や心理支援の仕方を実践的に習得できるよう配慮する。また、学外の医療機関や教育機関等での実習も組み入れている。すぐれた臨床能力は、専門的研究能力と合わせて担保され習得するため、心理臨床に関する修士論文の作成を求め、高度な専門性を考慮したきめ細かな研究指導を行う。修了後、日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士資格試験に合格し、医療、教育、司法、福祉、産業等の領域で活動することを想定したカリキュラムとしている。

博士後期課程：心理学の全領域における研究者および臨床の実践家の指導者を養成するために、心理学に関する多角的視点を持つために必要な基礎心理学、発達心理学、社会心理学、障害児・者心理学、精神医学、臨床心理学等、心理学の幅広い学問領域について学修し、修得するためのカリキュラムを提供する。博士論文の作成にあたっては主指導教授の指導に加え、副指導教授等からも助言や指導が得られるようなシステムとし、併せて主指導教授以外の心理学領域の教授による科目の履修を必修とするカリキュラムを編成する。

1 4) 法務職研究科

法務職研究科は、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

法務職研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

◆研究科全体

法曹に必要とされる理論上、実務上の知識・技能を身につけるために、法律基本科目、法律実務基礎科目（臨床科目含む）の多くを必修科目とするほか、基礎法学・隣接科目・先端科目を配置するとともに、個別のテーマを深く掘り下げるため、研究科目、演習科目を含むその他の展開科目を選択科目として配置する。また、高度専門職たる法曹の社会的使命および職業倫理の重要性を理解させるため、教育課程の全段階において、法曹倫理に対する理解を深めることを追求するだけでなく、法律実務基礎科目のなかに臨床科目を設ける。

（3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

本学では、大学ウェブサイトで大学の教育目標を公表し、その意味についても詳しく説明している。また各学部学科・研究科専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）も同じく大学ウェブサイトに掲載し社会に広く周知するとともに、カリキュラムマップや履修モデルも掲載することで、その趣旨についての理解を促すことを目指している。

明治学院共通科目を通じての教養教育を統括する、全学共通科目教育機構の人材養成上の目的・教育目標、学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針を大学構成員（教職員・学生）に周知し、加えて受験生など社会一般に公表するために、大学ウェブサイトの教養教育センターのページ（資料 4-1-1）、教養教育センターオリジナルウェブサイト（資料 4-1-2）、大学案内（資料 4-1-3）に掲載している。

特に新生に対しては、明治学院共通科目ガイダンスを実施し、人材養成上の目的・教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を周知している。

2) 文学部

学部と各学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、履修要項（文学部）に掲載され、特に新生には入学時のオリエンテーションを通じて周知に努めている。またそれらの目標・方針は年に一度各学科で検討対象となるので、その過程で、教員には再確認と改善に向けた議論の機会が与えられる。

大学案内や、大学ウェブサイト、各学科オリジナルのウェブサイトでも概要が記載され、学内だけでなく、広く社会一般に公表されている。

3) 経済学部

主として大学ウェブサイト、学部オリジナルウェブサイトを通じて周知している。このほか、大学案内とは別に学部独自の広報冊子（資料 4-1-4）を作成し、大学ウェブサイトからの請求による発送、オープンキャンパスなどで配布している。現状の課題は、ウェブサイトの閲覧数が少ない点である。この対策として、学部ウェブサイトへ誘導するためのチラシを作成配布する試みを実施している。

人材養成上の目的・教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）は、大学ウェブサイト上に明記している。学部オリジナルウェブサイトでは、各学科それぞれのページを設け、在校生・受験生向けに科目構成・履修モデルなどを説明している。

4) 社会学部

学部と両学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、履修要項（社会学部）に掲載され（資料 4-1-5 pp.39～40、pp.55～56）、大学案内にも概要が記載されている（資料 4-1-3 pp.45～54）。社会学部では、教育課程をわかりやすく解説し、学修に必携の情報を掲載した小冊子「学びのガイド」を毎年教員・入学生全員に配布し、必修科目や各種ガイダンスで繰り返し参照させている（資料 4-1-6）。また学部オリジナルウェブサイトの両学科のページに「社会学／社会福祉学とはどのような学問か」「学びの見取り図」「カリキュラム」「コース制」「実習」「フィールドワーク」「演習」などのページを設け

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

て明快かつ詳細な情報を提供している（資料 4-1-7、4-1-8）。同ウェブサイトでは、「日々の社会学科」「Voice～教員/学生をつぶやき（社会福祉学科）」のページを通して、授業の様子が頻繁に本学構成員のほか、社会に向けて発信されている（資料 4-1-9、4-1-10）。

5) 法学部

法学部では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を、大学ウェブサイト、法学部オリジナルウェブサイト、履修要項（法学部）で公表している。今後も新しい方針が決定されれば、その都度ウェブサイト等の更新を行なう。

6) 国際学部

教授会構成員は、月 1 回開催の教授会と各学科会・研究会委員会で、公表されている本学ならびに学部の教育理念に適合したカリキュラム運営がなされているかを確認・審議している。また在学生に対しては、年度始めの学科主任によるガイダンスを各学年に対して行なったり、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーをウェブサイトに掲載するなどを通じて、社会に公表している。さらに教育プロジェクトとして学部生の編集委員による学部案内の冊子とウェブサイト「国際学 Book」（資料 4-1-11）を発行、公開することにより、学部の教育のあり方全般に対する在校生自身の認識を深めること、また受験生や関係者への周知を図っている。同冊子の発行は 2014 年度で第 4 号を迎えた。

7) 心理学部

学部の教育目標、心理学科・教育発達学科のそれぞれの学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、大学院ウェブサイト、履修要項（心理学部）で公表されている。またオープンキャンパスの学科ガイダンスでもアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについて説明し、それらを理解した上で、本学の心理学部への入学を希望する受験生が増えるよう努力している。学部オリジナルウェブサイト、パンフレット、オープンキャンパスのガイダンス用資料も毎年更新を行ない、最新の情報を発信するよう配慮している。心理学部の同窓会組織でもある白金心理学会のウェブサイト（資料 4-1-12）の更新、会報の「さいころ」（資料 4-1-13）も作成し、社会一般や卒業生への広報活動を展開している。

8) 文学研究科

研究科と各専攻の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、大学院ウェブサイト、大学院要覧に明記されており、学内外関係者へ広く周知されている（資料 4-1-14）。各専攻では、専攻ごとの大学院説明会、入学時履修指導などの機会に受験生や学生へ周知が図られている（資料 4-1-15、4-1-16）。

社会への公表については、各専攻のウェブサイトで発信しており、今後も更新の頻度を増やすことをめざすなどして、充実をはかっていく（資料 4-1-14）。

9) 経済学研究科

研究科の「教育目標」「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」は大学院要覧に記

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

載されており、一部は大学院ウェブサイトや研究科オリジナルウェブサイト上で公開されている。また、研究科会議等を通して、これらの周知徹底と検証を行なっている。

1 0) 社会学研究科

社会学研究科では、教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針を、博士前期課程と博士後期課程に分けて定め、大学院要覧、入学試験要項で、新入生を含む大学構成員、本研究科への入学に関心をもつ人びとに向けて周知している。さらに、大学ウェブサイトや大学院案内で、一般向けにも公開している。

1 1) 法学研究科

本研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を大学構成員（教職員および学生等）に周知し社会に公表するため、大学院要覧、大学院ウェブサイトのほかに、本研究科オリジナルウェブサイトを作成し、「基本方針」や「学位授与」に関する情報として、「博士論文の作成・指導のスケジュール管理」（資料 4-1-17）や、「学位論文提出手続に関する内規」（資料 4-1-18）、さらには、「課程博士論文の審査手続に関する内規」（資料 4-1-19）等の情報すべてを公開して、周知を図っている。

なお、新設の「法と経営学研究科」については、新たに作成したオリジナルウェブサイトで、その教育目標等を公表している（資料 4-1-20）。

1 2) 国際学研究科

本研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、大学院要覧に明記されると共に、大学院入試要項、大学院ウェブサイトにも明示されており、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されている。

1 3) 心理学研究科

2014 年度からの 3 コース制に移行するにあたり、2013 年度に博士前期課程会議で研究科及び 3 コースの教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを検討（資料 4-1-21）し、大学院ウェブサイトの心理学研究科のページに公開している。また、大学院要覧にも学位授与方針、学位授与基準を明示している。さらに、博士前期課程入学生については、入学直後のオリエンテーションで授業科目と標準的履修について、博士後期課程入学生については、標準的在学期間 3 年間で学位取得スケジュール一覧を示している（資料 4-1-22）。在学生については新 Semester 開始時にガイダンスを行ない、履修心得、履修方法の周知し、入学時に決定している指導教員が個別の相談にあたっている（資料 4-1-23）。スケジュールは、社会に向けて公表していない。

1 4) 法務職研究科

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成は、毎年度刊行される大学院要覧別冊に明示している。この基準に沿って授業が実施され、成績判定、修了判定を行なっている。募集停止前までは、入試用パンフレットを通じて、周知を図ってきた。募集停止後は、「明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書」（資料 4-1-24）を法科大学院ウェブサイト上に

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

掲載し、本法科大学院の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成について公表している。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

各学部・研究科の教育目標・学位授与方針・教育課程の編成は、各学部教授会・各研究科委員会にて検討と承認を行なっている。全学的なカリキュラム編成連動の取り組みとしては、初年次教育における社会学部と明治学院共通科目との連携が挙げられるが、現時点ではこれに限られている。教育課程について、学生の意見や要望を積極的に聴取し編成に反映させている学部もあるが、全学的・制度的な取り組みは行なっていない。

明治学院共通科目を通じて教養教育を統括する、全学共通科目教育機構の人材養成上の目的・教育目標、学位授与方針および教育課程の編成方針は 2008 年に策定された。その適切性に関する検証については、明治学院共通科目を通じての教養教育を中心的に実施している教養教育センターにおいて、教養教育センター長、外国語教育主任および諸領域科目主任からなる教養教育センター執行部会、教授会、FD カリキュラム・教学改革・認証評価委員会(資料 4-1-25)で定期的に検証されている。その結果として人材養成上の目的・教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針について変更等の必要がある場合は、全学共通科目教育機構会議で諮り、問題を解決している。このように人材養成上の目的、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針の適切性についての検証システムは確立されており、定期的あるいは必要に応じて検証が行なわれている(資料 4-1-26)。

2) 文学部

基準 1-(3) で述べたように、文学部では次年度の公表に向けて、毎年、人材育成目的・教育目標を再点検している。学生の意見・要望聴取に関しては、各学科ともに、在校生対象に、また卒業時に全学で行なわれるアンケート結果を重視している(資料 4-1-27、4-1-28、4-1-29)。そのほかに、英文学科では将来構想委員会を設置し、英語基礎力と専門性のバランス等の検討課題に取り組んでいる。フランス文学科では、現在カリキュラム改革を検討している(資料 4-1-30)。芸術学科では、学問の情勢変化や学生のニーズを踏まえ、学科会議にてカリキュラム編成を検証している(資料 4-1-31)。またゼミなどの機会を活用して学生からの意見を汲み上げており、それらを逐次学科内での議論に反映させている。

3) 経済学部

カリキュラムの検討は、各学科の教務委員会(学科主任と教務委員 3 名)で、毎年、時間割編成時に行なっている。教務委員会及び学科会議の議論に基づき、数年に 1 度のペースでカリキュラムの見直しが行ない、直近では経済学科で 2014 年度に、経営学科と国際経営学科で 2010 年度に実施した。

学生の意見要望聴取の取り組みについては、学部として定期的・組織的には行なっていない。個別的な活動としては、新入生向けのガイドブックに、学部長のメールアドレスを公開し意見・要望を求めている他、2013 年度、主として学部広報活動に学生の意見を取り

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

入れるべく、有志学生を集めたミーティングを実施した（資料 4-1-32）。

4) 社会学部

社会学部の両学科とも、学科カリキュラム委員会と学科研修会で定期的に教育目標、学位記授与方針、教育課程を見直している。科目の改廃を随時行なっているが、2013 年度は、社会学科に「アカデミック・リテラシー（1 年次／必修）」「社会学基礎演習（1 年次）」「表現法演習（2 年次）」という少人数科目を新設した。2014 年度には、社会福祉学科の福祉開発コースの履修モデルにあたるエリアの名称を③グローバル協働エリア、④コミュニティ創生エリア、⑤社会イノベーションエリアと変更し、新設科目として③には「Social Welfare in English」を、④には「コミュニティ創生論 A・B」を、⑤には「社会起業論 A・B」を導入した（資料 4-1-5 p.48、pp.60-61）。以上が検証結果に基づく最近の比較的大きな教育課程再編になる。授業評価、学生アンケート、学生の学業成績（GPA）などのデータに基づき再編の効果を検証することが課題となっている。

5) 法学部

法学部では、学生に「履修モデル」を提供している（資料 4-1-33 pp.48～52、pp.76～79、p.100）。履修モデルの利用実態と学生の志向を知るため、自らの履修に役立てた履修モデルをアンケート調査した。その結果、履修モデルへの関心は強く、それを参考にしたいという回答は過半数に及んだが、わからないという回答も多く、進路のイメージが具体的になっていないことを示しているように思われた。しかし学生の志向や関心のあるモデルの傾向は明らかになっている。そのため、今後さらに中期的（3 年程度）に継続して同様のアンケートを実施し、各学科でコース制の導入の可否と、より具体的な目標に沿ったカリキュラムの改編の可否を検討することとした。

6) 国際学部

国際学科では、教務委員会で学位授与方針とカリキュラム編成と実施が適合しているかについて月 1 回程度検討してきた。その結果を学科会議（月 1 回程度開催）で審議の上、2014 年度にはカリキュラムを改定している。国際キャリア学科では、対学生アドバイジングにおけるヒアリングと学科会議での問題点の確認・洗い出しを行ない検証するべく、①アカデミック・アドバイザーの対学生面談時の適切性に関する聞き取りを各学期 1 回以上実施、②学科会議での問題点の検証を、各学期 1 回以上実施することを目指している。2014 年度春学期は 7 回実施した。

7) 心理学部

心理学部では、学期ごとに非常勤講師へのアンケート調査を行ない、カリキュラム、学生の授業への取り組み方や問題点、改善点などについて意見を集め、学科会議で検討している。また、2013 年度はカリキュラムを考える会を開催し、授業やカリキュラムに対する学生の意見を踏まえつつ、2014 年度以降の学科としての教育内容について検討し、学部基幹科目の見直しや少人数教育の導入を決定した。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては学科会議で検討している。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

教育発達学科では、学科カリキュラムの編成については、学生のニーズや社会および教育政策等の変化を踏まえて、学科会議や教員養成カリキュラム委員会、さらには関連 WG を通じて定期的に検討している。また、1～2 年次はクラスアドバイザーによる半期ごとの面談、3～4 年次は必修のゼミ担当教員による面談等を通じて、学生の意見や要望の把握に努めており、その後の指導やカリキュラムの編成と実施につなげている。

8) 文学研究科

文学研究科の各専攻では、専攻会議で定期的に授業評価報告書（資料 4-1-34 pp.25～27）などをもとに、カリキュラムを検討している。フランス文学専攻では、博士前期課程の演習科目とフランス語実習を強化するために、2015 年度からカリキュラムを改正する。

芸術学専攻では、将来の改組を目指して、現在特に教育課程の編成・実施方針について、検証作業を進めている。具体的には、これまで小さな改変を積み重ねてきた結果、コース間にばらつきが出たのを整理し、また、芸術を現代のニーズに沿ってより多角的にとらえるための新コースを設けることができるかどうかを検討している。

9) 経済学研究科

経済学研究科では、4 月の第 1 回研究科会議で「教育目標」「学位授与の方針」及び「教育課程の編成・実施方針」について、これらが適切であるかどうかの構成員による検討会を行なっている。

10) 社会学研究科

社会学研究科では、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、研究科委員会、各専攻会議、夏季教員研修会等で検討している。検討の際は、学生による授業評価の結果を活用している。

11) 法学研究科

本研究科では、2006 年 3 月に「博士論文(課程博士)提出手続に関する内規」(資料 4-1-18)を制定した後、2011 年には「博士論文作成・論文指導のスケジュール管理」(資料 4-1-17)を作成して学位論文の提出時期の見直しを行ない、2013 年 3 月には「課程博士論文の審査手続に関する内規」(資料 4-1-19)の改訂を行なうなど、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証している。

「法と経営学研究科」設置認可を受け、新研究科における修士論文の論文指導スケジュール管理表を作成するとともに、修士論文の提出手続、審査手続の内規を定めることを予定している。これに伴い、新研究科修了者の本研究科への進学を促進する措置として何らかの制度改革が必要か否かについて、継続的に検討を重ねていく予定である。

12) 国際学研究科

国際学研究科では、大学院要覧、大学院案内、大学院入学試験要項の毎年更新の際に、研究科委員会の構成員が、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を確認する機会があり、実質的に研究科委員会自体が検証の主体となっている。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1 3) 心理学研究科

2013 年度に博士前期課程心理学専攻のコースと博士後期課程の 3 つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）を検討し改訂した。

1 4) 法務職研究科

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成、実施方針の適切性については、「明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書」（資料 4-1-24）で検証している。教育目標については同報告書 4 頁以下、138 頁以下、学位授与方針については同報告書 138 頁以下、教育課程の編成、実施方針については、69 頁以下（カリキュラムの個別的検討）、138 頁以下（教育目標とのかかわりでの検討）で詳細な検討が行なわれている。

法科大学院では、2013 年度まで、毎学期、法科大学院独自の、匿名の学生による授業評価アンケートを実施し、集計されたデータを電子データ化したうえで、教授会と FD 会議の場で検討し、アンケートの集計結果とこれに対する法科大学院の検討結果を教育支援システム上に公開している。

2. 点検・評価

●基準 4-1 の充足状況

建学の精神に基づき、教育理念を明確にし、共通の教育目標を掲げている。各学部・各学科、各研究科・各専攻の各学問分野の特性や専門性を踏まえた人材養成目的、学位授与方針（ディプロマポリシー）を定めて学生等に明示している。それを踏まえたカリキュラム編成がなされ、科目区分、必修・選択、単位数等が履修要項や各教育組織のウェブサイトなどで明示・公開されているほか、履修オリエンテーション、個別相談等のサポート体制が整っている。また、教育課程の編成・実施方針等の適切性を検証するデータ収集・分析検討がなされている。この基準を充足している。

1) 効果が上がっている事項

【経済学部】

教育目標・内容等は、大学ウェブサイト、大学案内、学部紹介冊子で学内外に周知されている。広報活動に対する学生視点の取り込みのためのヒアリングは、その後の広報活動に生かされている。

【心理学部】

両学科ともカリキュラムについては、学生の意見も踏まえつつ、また心理学科では非常勤講師へのアンケートも行ない、改善を図っている。また、心理学英語購読 A は独自の授業評価を実施しており、10 月以降の学科会議でその結果の分析と次年度以降の英語教育のあり方について検討する予定である。教育目標、学位授与方針についても次年度用の学部パンフレット作成の際等に、検討している。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【文学研究科】

英文学専攻では、それまで 2 年間履修者のなかった「意味論」の授業について、専攻内の学生の意見もふまえて担当者を交代する措置をとった。その結果、2014 年度は 4 名の受講者があった。

2) 改善すべき事項

【大学全体】

各種ウェブサイトは、本学の教育目標等を社会に向けて発信する情報発信媒体としては最も一般的であるが、現状では閲覧数が少なく、効果も限定的と考えざるを得ない。

教育課程編成や見直しに際しての学生の意見や要望の反映は、学部によって不定期的に実施しているが、制度的な取り組みはない。教育課程編成や見直しの検証を FD の取り組みとして扱っていない。

【文学部】

文学部では、カリキュラム改革やコース制の導入に伴い、履修体系がやや複雑なものになってしまい、学生がどの科目を履修すべきか、卒業要件を満たすにはどうすべきか、戸惑うケースが近年散見される。

【心理学部】

2014 年から大学が主体となって新入生、在学生、卒業生に対するアンケート調査を実施しているが、そのデータに基づく検討をまだ行っていない。

【心理学研究科】

今後、各コースの方針に基づいた学位授与と修了認定基準の明示に向けて具体的に検討すると共に心理学専攻としての体系的な内容となっているかを検証する必要がある。また、公認心理師の国家資格化、心理学研究科内に教育発達学専攻の設置申請をすることに伴い、博士課程全体の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について学生のニーズを反映して議論・検討を行なう。博士前期課程では「履修モデル」の提示や公表方法などを検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

【経済学部】

学生からのヒアリングは、教員とは異なる視点からの意見が得られることが分かった。学生ミーティングは、学生の学部・大学への帰属意識を高める副次的効果も期待できる。今後も広報に限らず、教育全般についての意見聴取も随時行なう予定である。

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

【心理学部】

カリキュラムの改善や英語教育のあり方、教育目標、学位授与方針についての検討は今後も同様の取り組みを行なっていく。

【文学研究科】

文学研究科では今後も学生の意見等を活用して、授業内容や教員の適性を検討するなどして、各科目の履修者数が適正かどうかを継続して観察する。

2) 改善すべき事項

【大学全体】

ウェブサイトの閲覧に限らず、広報を行なう上での困難は大学の知名度の低さにある。学部に限らず大学全体を挙げて、あらゆる媒体にあらゆる機会を捉えて情報を発信するよう学内調整をはかっていく。

カリキュラム変更・改編時の効果の客観的な検証を FD の取り組みとして制度化する。

【文学部】

文学部では、履修体系の複雑化にともなう弊害に関しては、学生に対するガイダンスを今よりも強化していく。

【心理学部】

大学で実施する新入生・在学生・卒業生に対するアンケートは今後毎年行なわれるため、そのデータを用いた検証を学科会議や教授会で定期的に行なっていく。

【心理学研究科】

コース各方針に基づく学位授与と修了認定基準を具体的に検討する。併せて心理学専攻としての体系的な内容となっているかを検証するシステムを構築する。

大学院学生の意見や要望の聴取については、授業評価によるものが主なものであるため、今後は効果的な聴取のあり方に取り組み、学生のニーズを教育課程に反映するための仕組みづくりを行なう。

4. 根拠資料

- 4-1-1 明治学院大学ウェブサイト「教養教育センター」
http://www.meijigakuin.ac.jp/faculty/liberal_arts/
- 4-1-2 明治学院大学教養教育センターオリジナルウェブサイト
<http://mgu-cfla.cc-town.net/aboutus/introduction/>
- 4-1-3 明治学院大学大学案内 2015 (既出 資料 1-6)
- 4-1-4 明治学院大学経済学部パンフレット (既出 資料 1-32)
- 4-1-5 2014 年度履修要項 (社会学部) (既出 資料 1-9)
- 4-1-6 社会学科生のための学びのガイド 2014

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 4-1-7 明治学院大学社会学部社会学科オリジナルウェブサイト
<http://soc.meijigakuin.ac.jp/gakka/>
- 4-1-8 明治学院大学社会学部社会福祉学科オリジナルウェブサイト
http://soc.meijigakuin.ac.jp/hukusi_gakka/
- 4-1-9 社会学部社会学科オリジナルウェブサイト_日々の社会学科 (既出 資料 3-65)
<http://sg.meijigakuin.ac.jp/>
- 4-1-10 明治学院大学社会学部社会福祉学科オリジナルウェブサイト_Voice
<http://sw.meijigakuin.ac.jp/voice/>
- 4-1-11 国際学 BOOK
<http://kgb.meijigakuin.ac.jp/>
- 4-1-12 明治学院大学心理学部白金心理学会オリジナルウェブサイト
<http://psy.meijigakuin.ac.jp/shiropsy/>
- 4-1-13 白金心理学会会報「さいころ」
<http://psy.meijigakuin.ac.jp/shiropsy/magazine/>
- 4-1-14 明治学院大学大学院ウェブサイト「文学研究科」 (既出 資料 1-17)
http://www.meijigakuin.ac.jp/academics/graduate/arts_and_letters.html
- 4-1-15 2014 年度大学院英文学専攻履修指導資料
- 4-1-16 2014 年度大学院英文学専攻説明会 (大学院説明会のお知らせ)
- 4-1-17 博士論文作成・論文指導のスケジュール管理 (法学研究科)
http://lawschool.jp/gsl/doctorate/how2write/writing_schedule.html
- 4-1-18 博士論文 (課程博士) 提出手続に関する内規 (法学研究科)
http://lawschool.jp/gsl/doctorate/gakui_naiki.html
- 4-1-19 課程博士論文の審査手続に関する内規 (法学研究科)
http://lawschool.jp/gsl/doctorate/gakui_sinsa_naiki.pdf
- 4-1-20 大学院「法と経営学研究科」オリジナルウェブサイト
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~mbf/>
- 4-1-21 2013 年度第 12 回心理学研究科拡大博士前期課程会議議事録 (抜粋)
(既出 資料 1-20)
- 4-1-22 博士後期課程博士論文提出までのスケジュール (指針) (心理学研究科)
- 4-1-23 2014 年度生オリエンテーション資料 (心理学研究科)
- 4-1-24 明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書 (既出 資料 1-21)
- 4-1-25 2014 年度教養教育センター役職者・各種委員・センター内委員 (既出 資料 1-26)
- 4-1-26 2012 年度～2013 年度教授会議事録 (教養教育センター)
- 4-1-27 2014 年度在学生調査集計表
- 4-1-28 2013 年度卒業時調査集計表
- 4-1-29 2012 年度卒業生調査集計表 (2014 年度実施)
- 4-1-30 フランス文学科 2014 年 7 月科会議事録報告事項(4)
- 4-1-31 芸術学科 2014 年 7 月 9 日臨時科会議事録
- 4-1-32 経済学部広報ミーティング (2013 年 5 月)

基準 4. 教育内容・方法・成果 i) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

4-1-33 2014 年度履修要項（法学部）

4-1-34 2013 年度明治学院大学授業評価報告書

ii) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

1) 大学全体

【学部共通】

本学では、学則（資料 4-2-1）第 5 条の学部・学科単位のエデュケーション目標と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、学生が 4 年間の学修を系統的に行なえるように、学科ごとのカリキュラム（教育課程）を定めている。授業科目の設置と廃止は、学則第 66 条 2 項と同 67 条 2 項により、教授会の審議事項である。教授会承認後は、学則第 69 条 5 項により、大学評議会場で審議し授業科目の設置と廃止を最終承認している。以上のことから授業科目の設置・廃止については大学全体で厳正に管理しているといえる。

カリキュラムを構成する授業科目には、「明治学院共通科目」「学科科目」「教職に関する科目」の 3 分野があり、学修上の必要に応じて「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」等に分類される。

授業科目は、科目の教育内容や達成目標に応じて、講義、演習、実験、実習、実技、およびそれらの併用等、様々な授業形態を展開している。

また、本学は 1 年間で春学期と秋学期に二分し、学期ごとに単位を修得させる Semester 制を敷いているが、授業科目の開講形態は科目の性質や教育効果の点から、「春学期開講科目」「秋学期開講科目」「通年開講科目（年度を通して授業を行なう）」、「夏季講座科目（夏季の一定期間に授業を行なう）」など、多岐にわたっている。

各学科のカリキュラムでは、1～2 年次の専門基礎教育から 3～4 年次の高度な専門教育に至る積み上げ式の「学科科目」を配置している。近年では、多くの学科が教育課程の順次性や体系性を明示することで、エデュケーション目標やカリキュラムに対する学生の理解を促すため、カリキュラムマップや履修モデルを大学案内や大学ウェブサイトに掲載している。また、留学希望者の多い国際学部国際学科では、1998 年度よりいち早く学科科目のナンバリング制を導入している。2011 年度に開設した同学部国際キャリア学科も同様に学科科目のナンバリング制を採用している。

2004 年度にスタートした全学共通の教養科目群である「明治学院共通科目」では、科目の性質（卒業要件上の位置づけ）と配当年次を示すナンバリング制を実施し、学生が体系的に学修できる配慮がなされている。科目名の前に必修科目・選択科目の別、実験・実習・演習や留学生科目等の特殊科目を意味するアルファベット 1 文字と配当年次＋科目の固有番号を表す 4 桁の数字を付すものである（例：「C1001 キリスト教の基礎 A」）。

本学の教養教育の性格について、学則第 5 条では「明治学院共通科目による教養教育は、外国語教育と諸領域科目の教育が連携し、確かな思考力と表現力を養成するための総合的な教育を推進する。外国語教育においては、コミュニケーション能力の向上と言語を育んできた自他の文化への理解の促進を助成するとともに、学生の自律的学習姿勢の涵養に必要な環境を整える。また、諸領域科目の教育においては、専門的知見の教授を通して、学生が問題を的確に理解するための読解力や分析力、問題解決のための多面的な思考力を身につけることができるよう指導する」と明確化している。

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

明治学院共通科目は、本学の目的として学則第 1 条に規定されている「基督教による人格教育」と「幅広い教養教育」を全学部の学生を対象に提供する科目である。現在は各学部学科の卒業要件に基づき、最低で 24 単位（養育発達学科のみ 14 単位）以上を明治学院共通科目から履修することが義務付けられている。上限についても各学部学科で若干異なるが、ほとんどの学科で最大で 36～62 単位までを明治学院共通科目から自由選択できるように定められており、明治学院共通科目を各学部学科の教育課程に不可欠の必修科目として位置付けている（資料 4-2-2、4-2-3、4-2-4、4-2-5、4-2-6、4-2-7）。特に本学の建学の精神の基となる「基督教の基礎」は、全学共通で初年次の必修科目としている。

本学の理念・目的を実現するために、教養教育センターの人材養成上の目的・教育目標（学則第 5 条）（資料 4-2-1）、教育課程編成・実施方針に基づき、明治学院共通科目はここに包括されるべき科目群をそれぞれの授業形態、授業内容の特徴に即して、以下の通り大きく C 群、D 群、E 群、H 群、I 群の 5 つに区分し、そのそれぞれに多種の科目群を区分し配置する体系的な教育課程編成となっている（資料 4-2-8）。

C 群は必修・選択必修科目から構成され、①全学必修の「基督教の基礎」、②必修外国語基本科目の「英語コミュニケーション」と 7 言語（フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、日本語）から選択必修の「初習外国語」、③必修の情報処理基本科目「コンピュータリテラシー」（消費情報環境法学科と国際学科以外）、④レポートライティング指導を中心とする「アカデミック・リテラシー」（政治学科のみ）がある。

D 群は①人文科学系科目、②社会科学系科目、③自然科学系科目、④健康スポーツ科学系科目、⑤総合教育系科目の 5 分野に区分され、それぞれ講義を中心とした多種多様な自由選択科目が配置されている。

E 群は実験・実習・演習的授業を中心とする自由選択科目群から構成されており、少人数クラスによるきめ細かい外国語教育、諸領域科目が配置されている。①外国語関連科目、②留学生関連科目、③情報処理関連科目、④自然科学関連科目、⑤健康スポーツ科学関連科目、⑥総合教育関連科目、⑦短期留学認定科目の 7 分野に区分されている。

H 群は、C 群、D 群、E 群で学んだテーマを更に追求発展するための少人数科目群で、①「アジア・日本研究」、②「ヨーロッパ文化圏研究」、③「現代科学研究」の 3 科目が配置されている。また E 群の「特別研究」と連動する順次性を有した個別指導科目として④「リサーチ&プレゼンテーション」も配置されている。

I 群は外国人留学生と日本人学生を対象に英語で行なわれる科目群で編成されている。

教職課程では、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状について、本学では開放制教員養成を行なっている。教育職員免許法施行規則第 1 章第 4 条、第 5 条、第 6 条に基づき、「教職に関する科目」に関しては教職課程が、「教科に関する科目」に関しては各学科が主に担当している。両科目とも、学生の理解度、科目の特性を踏まえ、学年段階に応じて配置している（資料 4-2-9）。

一方、専門教育の性格については、同 5 条により、学部・学科単位で人材養成上の目的・教育目標を定め、明確化している。

各学科のカリキュラムを比較すると、卒業のために必要とされる「明治学院共通科目」と「学科科目」の必要単位数の割合および自由度に幅があることが分かるが、そこに各学科のカリキュラム・ポリシーが表れていると考えられる。

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

【大学院共通】

大学院学則第 1 条（資料 4-2-10）において、「明治学院大学大学院は、基督教による人格教育と学問の自由を基盤として、深奥なる学術の理論および応用を研究教授し、さらに進んで研究指導能力を養い、また、高度で専門的な職業能力を有する深い学識及び卓越した能力を培い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。」とその使命・目標を謳うとともに、博士前期課程は、同 2 条 2 項により、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的」とし、博士後期課程では、同 2 条 3 項により、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、または各種機関などで実践的に活躍できる高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力、応用能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的」とし、専門職学位課程では、同 2 条 4 項により、「専攻分野についての応用的、実践的な専門教育を通じて、高度で専門的な職業能力を有する深い学識および卓越した能力を培うことを目的」とすることを謳っている。各研究科はこれを受け、個々の学問的特徴を反映した各研究科各専攻の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲げ、大学院要覧、大学ウェブサイトで公開している。授業科目はカリキュラム・ポリシーに基づき体系的に構築、開設されている。

大学院教育では、コースワークとリサーチワークの適切なバランスに配慮したカリキュラムを求められるが、研究科によってはその分野の教育上の特性や学生数によって必ずしも体系的に構築ができているとはいえない。しかし学生数が少ない研究科では、指導教員が個別の指導の過程で段階やバランスを十分に配慮し、教育目標に準じた人材の育成に努めている。学生数が相当数おり、コースワーク、リサーチワークの区別が比較的明確な分野である社会学研究科と心理学研究科では、研究論文の作成指導に偏ることなく、実習を重視しながら、授業、実習、研究指導のバランスを考慮した教育課程となっている。

2) 文学部

文学部の開講科目の特徴のひとつに文学部共通科目の設置が挙げられる。これは各学科が提供するカバーしきれない人文系の専門知識を講義する科目群であり、バランスのとれた人文教養を修得させることを目標としている。また各学科ともに、他学科科目と教職に関する科目を卒業要件単位として認めている（資料 4-2-2 p.43、p.54、p.68）。各学科の授業科目の開設状況や体系的性、教養科目との連携については以下の通りである。

【英文学科】 大学案内の英文学科のページでは「4 年間の流れ」というチャートを用いて、1～2 年次の英語基礎科目や基礎演習、専門基礎科目から、3～4 年次の英語発展科目や各コース科目まで、受験生に対しても授業科目の順次性がわかるように配慮し、その体系的な配置は履修要項（文学部）に記載がある（資料 4-2-2 pp.45～47）。それらの具体的な内容は各授業のシラバスで、授業概要、学習目標、授業計画、授業に向けてのアドバイス、教科書、成績評価の基準などの順に明確に示されている。

【フランス文学科】 基礎から専門へと、学生の関心と知識を段階的・継続的に深化させるために、授業科目を体系的に配置している。1～2 年次には、重点的にフランス語の基礎を習得させるため、クラス制の文法・講読・会話・作文の授業（必修）を配置するとともに、専門教育への準備段階として、フランス語圏の文化や社会についての導入的な授業

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

を設けている。3 年次からは、培った関心と知識をより深められるよう、多彩な専門教育科目を、言語文化・文学・芸術・思想の 4 科目群に分けて配置する一方、ネイティブの教員を中心としたフランス語の授業を提供することによって、より高度な語学力の習得がなされるように配慮している。フランス文学科の教育の最大の特色は、3～4 年次に必修科目として設置されている少人数の演習（ゼミ）である。演習では、発表や討議を通じて自らの見解を相手に正確に伝える術を身につけながら、4 年次には担当者の指導のもとに卒業論文（必修）のテーマを決定する。自らの着想を論理的かつ説得的に組み立てて執筆する卒業論文は、フランス文学科における教育の集大成をなすものである（資料 4-2-2 p.58）。

【芸術学科】 音楽学、映像芸術学、美術史学、芸術メディア、総合芸術学系列の 5 系列から構成されている。授業科目は、各系列共通科目群と系列科目群から構成されている。前者は、各系列に共通する基礎的な知識の幅広い習得をめざす科目群であり、後者は、各系列がその専門性を深めていくような学修をめざす科目群である。1 年次には基礎的な科目を幅広く学び、2 年次からは学生は所属する系列を選択した上で、それぞれの専門性を段階的かつ体系的に深化させていくことができるよう配置している（資料 4-2-2 pp.70～74）。学生と受験生に対しては、各授業のシラバスで、授業概要、学修目標、授業計画などを明示しているだけでなく、科目の順次性を理解しやすいよう、大学ウェブサイト内の芸術学科のページで「芸術学科カリキュラム」を配信し、4 年間の流れをチャート方式で明示している（資料 4-2-11）。さらに「入学時ガイダンス」や 1 年次の秋に「系列選択ガイダンス」を実施するなどして、カリキュラムについて周知説明する機会を設けている。あわせて学科共同研究室で日常的に履修相談に乗ることができるよう配慮している（資料 4-2-12）。またこれとは別に芸術学科生を対象に、博物館学芸員資格を取得するための科目群を開講している（資料 4-2-2 pp.83～84）。資格取得をめざす学生に対しては、2 年次と 3 年次にガイダンスを実施し、履修を促進・支援する体制をとっている（資料 4-2-12）。

3) 経済学部

各学科で教育目標を達成するのに必要な科目を下記の通り開設している（資料 4-2-3 pp.51～54、pp.64～65、pp.82～84）。今後も各学科の教務委員会等で、社会・経済環境の変化に合わせて、科目の改廃の検討を継続する。

【経済学科】 学科科目は、入門、基礎、関連科目（情報数理・統計、専門外国語、実習、演習・卒業論文）の各群に分類し、適切に科目を配置している。とくに専門科目は経済理論・計量、公共政策、金融経済、市場・組織・制度の経済分析、現代の経済環境、国際経済の理論と実際、経済社会と経済思想の歴史、事例研究・フィールドの計 8 分野にまとめている。教育課程との整合性を保ちつつバランスよく開設している。

【経営学科】 学科科目は、経営学、マーケティング、会計、データ処理演習科目を導入、基幹、応用の各科目群に配置し、順次的・体系的に学修する仕組みを用意している。

【国際経営学科】 広く経営学・経済学に係る知識の習得、グローバルな諸問題を解決する能力の向上、日本語と英語で自分を表現できる能力の向上を目指したカリキュラム体制を構築している。

講義科目のほか、各学科が少人数で主体的に学ぶ演習科目、基礎演習（経済学科、国際経営学科）、ワークショップ（経営学科）を用意し、さらに実習科目であるフィールド・ス

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

タディ（経済学科科目）、インターンシップ（講義・実習）（経営学科科目）、国際研修プログラム（国際経営学科科目）は、経済学部生全員が履修可能である。なお、各学科の方針により隣接領域科目を指定し、関連領域の学習に配慮している。

また、いずれの学科も科目の順次性や体系的配置に配慮した教育課程を形成している。

【経済学科】 専門科目（演習・卒業論文を除く）は 1～3 年次に配当している。入門科目は 1 年次、専門科目は 2～3 年次に配当しその特性に応じて、2 年次配当科目を用意し、体系的に履修できるよう工夫している。2014 年度以降の経済学科生は、各自の学問的関心、卒業後の希望進路などに応じて、ポリシー・アナリシス、企業・制度デザイン、グローバル・スタディの 3 コースから選択し所属する。所定の単位取得を通じて各コースの教育目標が達成される。

【経営学科】 専門科目は、標準的な経営学体系、すなわち経営学、マーケティング、会計の各分野をバランスよく配置している。また導入科目群、基幹科目群、応用科目群にまとめられ、主に 1 年次から 4 年次へと順を追って履修するように体系化されている。経営学科のカリキュラムは、分野と履修年次を 2 次元的に配置し、さらに履修要項（経済学部）で学年ごとの履修モデルを例示し、学生が適切に科目を選択できるよう指導している。

【国際経営学科】 専門科目については、入門・基礎・応用と体系的に教育できるようなカリキュラム体制を整備している。言語とコミュニケーション能力の向上を重視した科目群では継続的に教育し、ステップアップが図れるよう科目を配置している。

4) 社会学部

両学科の教育課程の編成は、共通する部分があるが、その体系には差異もある。共通点は、両学科とも 2008 年度からコース制を導入して教育の体系化を強化した点である（資料 4-2-4 p.43、58-67）。社会学科は「文化とメディアコース」「生命とアイデンティティコース」「環境とコミュニティコース」の 3 コースを設置し、社会福祉学科は「ソーシャルワークコース」と「福祉開発コース」を設置した。

社会学科のコース制はかなりゆるやかで、理論と社会調査を両輪とした教育を行なっている。「理論」については 1～4 年次までの各年次で履修できる少人数科目と、2 年次から履修できる「専門書講読」を中心とした専門科目で学習できるよう科目編成している。1 年生春学期には「アカデミック・リテラシー」を必修科目として 2013 年度から開講し、レジュメの作り方、レポートの書き方などの修得を目指している。秋学期には、「社会学基礎演習」を必修科目ではないが指定されたクラスで必ず履修しなければならない要求科目として開講し、学生は、少人数クラスに分かれて社会学の考え方の基礎を学んでいる。2 年次においても、春学期の「コース演習（必修）」「質的データ分析」、秋学期の「表現法演習」「質的データ分析」を 2014 年度から開講し「理論」と「社会調査」のリンクを目指している。そして 3 年生の「演習 1」、4 年生の「演習 2」の中でさらなるアクティブ・ラーニングを目指し、4 年間の集大成として卒業論文執筆に至る。

2006 年度からは「社会調査」については、1 年次の「社会調査の基礎」から履修を開始し、3 年次に「社会調査実習」で調査の基礎から実施までをトータルに経験し、調査実習報告書を執筆するとともに、卒業時に社会調査士を取得できる科目編成としている。

社会福祉学科のコース制は比較的明確な目的別に編成されている。「ソーシャルワークコ

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

ース」では社会福祉士受験資格希望者のため、2 年次に「ソーシャルワーク基礎実習指導」、「ソーシャルワーク演習」といった演習科目を配置し、また精神保健福祉士受験資格希望者には、「精神保健福祉援助演習（基礎）（専門）」が開講されている。同時に、「ソーシャルワーク 1A」等、多数の専門科目を開講しているが、これらは 3 年次から「ソーシャルワーク 1B」といった、より専門性の高い講義科目に引き継がれる。3 年次秋には、「ソーシャルワーク実習指導」を開講し、高齢者、児童といった対象領域ごとに事前指導を行い、4 年次春から夏期休暇にかけての約 4 週間の「実習」に備えている。このために、週 1 回の実習指導と、卒論執筆に向け「ソーシャルワーク演習 2」を開講している。「福祉開発コース」では、2 年次に「福祉開発フィールドワーク」を開講、国内外をフィールドとした多様なプログラムを用意している。この内容を踏まえ 3 年次には、「NPO 論」、「コミュニティ創生論」といった専門科目を配置し、「演習 1」で少人数による掘り下げた学習を行なう。4 年次「演習 2」では卒論執筆指導を行なう。特別支援学校教諭養成に必要な授業科目もこのコース内に配置している。

以上のように両学科とも順次性のある体系的な授業科目配置に努力してきている。2013 年度からは両学科のすべての入学予定者に対して無料の入学前教育「レポート添削講座」を提供して、体系的な教育課程をさらに補強している。この入学前教育については学部オリジナルサイトで受験生に周知を図っている（資料 4-2-13）。

5) 法学部

3 学科ともに、必要な授業科目の開設及び順次性のある授業体系化が確保されている。

法律学科のカリキュラム体系は、法律学に関する正確な知識の定着とこれを用いた法的思考力の養成のために、実定法科目については、導入→基礎→基本→発展・定着という系統のかつ段階的学習ができるように構成している。2014 年度には法律学科で 10 年ぶりにカリキュラムの改正を行なうべく、学部内にカリキュラム改革委員会を設置し、春学期に 3 回の委員会を開催した。具体的には、法律学科の定員を 2015 年度より 30 名削減することに伴い、履修者数の少ない複数開講科目（例：「国際法」、他学部向けの「商法」）のクラス数を順次削減する。その一方で、1～2 年次における少人数教育の充実をはかるため、2015 年度からは 1 年次春学期の「基礎演習 1」（従来の「法学基礎演習」）と同秋学期の「基礎演習 2」を新設、2016 年度からは 2 年次春学期の「2 年次演習 1」と同秋学期の「2 年次演習 2」を新設（各クラスの履修者上限は 25 名）することとし、1 年次春学期から 3 年次秋学期まで、すべての学期で演習を配置し、専任教員による指導を受けることのできるカリキュラムとした。このほか、法律学科では国家・地方公務員をめざす学生が多いことから、新たに「政策法務」といった実践的な科目も開講することとした（2015 年度より 2 年間は、2014 年度以前に入学した学生も履修できるよう「法律学特講」（「政策法務」として開講）。さらに、法律学科必修科目については、3 年次以上の学生が春学期および秋学期に履修できるよう配慮したカリキュラムを検討しており、それにより 3 年次以上の学生には年間 2 回の履修を認めることが可能となる。

消費情報環境法学科では、情報処理技能を身につけるための学科基礎科目群と基本的な法律を理解するための法律基礎科目群を土台とし、その上に「消費者法」「企業活動法」「環境法」を 3 本柱とする先端的法分野の科目群を配置して多彩な科目を用意するほか、「特

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

殊演習」「演習」等を通じて実践的な応用能力を養う。また、「法情報処理演習 2」は専任教員のみが担当し、「法情報処理演習 1」の学修成果をチェックできるようにしている。

政治学科では、教育体系の中心に「政治学原論」を置いた上で、専門科目を基礎から応用・発展まで、ガバナンス、国際、メディアという 3 つの志向性の下に体系的・段階的に配置し、学生が自らの興味関心に合わせて、学修を進めていけるように配慮している。

6) 国際学部

国際学科では 2011 年度に新カリキュラムに移行した。各科目は初年次科目である「学科基礎科目」や「学科講義科目」と区分し、科目の体系性・順次性も同時に整備された。1～4 年次に亘る演習も学部・学科教育の柱として定着している。必要な授業科目を適正に開設すべく、毎年のカリキュラム編成は学科主任が中心となり、教務課と密に連絡を取りつつ、他方で学部・学科内では教務委員会や学科会議での議論を踏まえながら行なっている。学部の性格としては事実上の教養学部であり、カリキュラムで専門教育と教養教育を截然と線引きすることには難しさが伴う。このことは、在校生・卒業時・卒業生に対するアンケートにおいて、専門教育の意義については他学部・他学科と比較しても平均的な回答を得るに留まっているのに対し、教養教育の位置づけについては、在校生→卒業時→卒業生とその重みを増していく点だけを見ても、緩やかに浸透する教養教育の意味を知ることができる（資料 4-2-14、4-2-15、4-2-16）。

国際キャリア学科では 2014 年に学科の完成年度を迎えた。学術英語教育プログラム（AEP）と英語による学科専門科目の組合せによるカリキュラム編成の原則と体系性は維持しつつ、2015 年度からの新カリキュラムを導入する。具体的には、本学科の教育目標である「グローバル社会の諸問題に対する総合的な理解能力を涵養するとともに、多言語でのコミュニケーション能力を身につけ、リーダーシップを発揮できる人材の養成」を考慮し、本学科の提供科目は、基本的に（1）学術英語教育プログラム（AEP）、（2）講義科目（初級および上級）、（3）演習・実習科目とに分かれている。今回の変更点の骨子は、（1）においては、科目の選択と必修の見直しと学年配当の見直し、（2）においては、基本的に選択科目の多様化、そして（3）においては、3 年次からの演習科目の実施、におかれている。それ以外に、（3）の科目群を充実させるため、学生の学外教育活動の選択肢の増加につとめることにしている（提供する留学プログラムの増加など）。

7) 心理学部

心理学科では、心理学の方法論と各自の関心のある領域に関する専門的な知識や技能を獲得するという心理学科の教育目標を達成するために、基礎領域から臨床領域まで、幅広い心理学の専門領域を網羅する学科科目を開講し、順次性に配慮した科目配置をしている。これに関しては、基礎領域・臨床領域それぞれ専門の教員からなるワーキンググループと学科会議で検討している。

2014 年度からの新カリキュラムでは、具体的には、心理学学修に必要な論文読解能力や論理的思考、ディスカッション能力、文章作成能力などのアカデミック・リテラシーを修得するために、少人数教育による「基礎演習」を開講した。また心理学の英語論文を読む基礎的な能力を養い、4 年次の卒業論文執筆や大学院進学、そして留学への動機づけを高

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

めるために、2 年次の「心理学英語講読」を選択科目から要求科目に変更し、能力別クラス分けによる少人数英語教育の実践をスタートした。そして、3 年次生を対象とした必修科目「心理学とキャリア」を開講し、自分自身のキャリア・デザインについて考えるための実践的知識やスキルを学ぶこととした。また、これまでと同様に 3～4 年次は、ゼミである心理学演習を開講しているが、これを必修とするかどうか、卒業論文を必修とするかについては、学科会議で現在も継続審議となっている。学科としては卒業論文の作成と発表を 4 年間の心理学科での学びの集大成として位置づけているが、就職活動との兼ね合いなどから執筆者は 2 割強に留まっており、今後の検討が必要である。

教育発達学科では、教育発達学の視点から、心理支援力、発達支援力、教育実践力のある人材を養成するという教育目標を達成すべく、心理学、教育学（初等教育）、障害科学に関する学科科目群を系統的に配置するとともに、教員免許の課程認定に対応した授業科目を開講している。授業科目の順次性や科目配置等に関する検討については、主に学科会議と教員養成カリキュラム委員会で行なっている。2014 年度カリキュラムでは、第 1 に学科基幹科目の充実を図った。具体的には、1 年次の「教育発達学概論」を通年開講として教育発達学の基礎的な概念の修得とアカデミック・リテラシーの習得を強化した。また、幼・小・特別支援学校の見学機会を新たに設けて、学生の課題意識の明確化や、理論と実践の一層の往還を促した。さらに、2 年次の学科基幹科目に関しては、「体験活動方法論」を「教育発達学方法論（体験活動）」と名称変更し、1 年次からの教育内容の系統性の確保と循環型教育システム（学内の学修と学外の体験活動との融合）の強化を図った。第 2 に、学生のニーズを踏まえて幼稚園教諭一種免許状を単独で取得できるよう、カリキュラムを見直した。具体的には、教育実習の単位数を見直すとともに、幼稚園教諭免許取得者に対して、新たに「保育内容研究」を設けて 3 年次秋学期の単位取得を義務付けた。第 3 に、文部科学省に申請し、学校図書館司書教諭の資格取得を可能にした。具体的には、同資格取得に必要な科目を新規に学則に定め、時間割を調整した。第 4 に学生が系統的・主体的に学修できるよう、学科必修科目や選択必修科目、選択科目の見直し等を行なってきた。具体的には、障害科学に関する学科必修科目を 3 年次科目から 2 年次科目に位置づけ直した。3～4 年次には、ゼミに当たる「教育発達学演習」を学科基幹科目として通年で設定している。そこでの学修は、卒業研究やゼミ論文の作成など、学科での学びを集大成する機会として位置づくものである。特に卒業研究に関しては、学科全体として 1 日に及ぶ発表会を設けてきた。

8) 文学研究科

英文学専攻では、博士前期課程の「研究法演習」により、リサーチワークを支援する体制をとっている。修士論文中間発表会を含め論文作成過程と「研究法演習」を体系的に連携させ、指導教員間で共通の必須条件と評価基準を設定している（資料 4-2-17）。

フランス文学専攻博士前期課程では、指導教授の「演習」と所属コースの「特殊研究」が 2 年間必修である。博士後期課程では、指導教授の「特別演習」と「研究実習」が必修である。「演習」科目の強化によって、学生の個性を生かす個別指導を行なっている。

芸術学専攻の博士前期課程では、各コースとも同等の密度で演習・講義科目を提供している。比率はリサーチワーク 3、コースワーク 4 であり、バランスがとれるように配置し

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

ている。ただし音楽学研究コースについては、専任が 1 名増えた時にそれに応じて削減すべき非常勤講師担当の科目が現状では残っている。特殊講義 4 科目が他コースよりも多く配当されているので、2016 年度からは是正し、他コースと同じ科目数とする(資料 4-2-18)。

9) 経済学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、経済学及び関連諸領域の歴史・理論・制度など全般について領域を広く横断的に取扱う授業科目を設置している。

経済学専攻は経済学研究科の教育目標を実現するために、経済学専攻の博士前期課程でのカリキュラム編成には、以下の点を配慮している。本専攻では、院生に高度な専門知識の修得ばかりでなく幅広い知識の習熟を目的として、3 分野制(第 1 分野:理論・統計・政策、第 2 分野:歴史・各国経済事情、第 3 分野:財政・金融)によるカリキュラム編成を設置している。経済の高度化・複雑化のなか、専門的職業人の養成する為には、さまざまな経済学の知識が必要となってくるので、本専攻では、院生に理論、歴史、制度、政策などから主要分野を中心に他分野の履修も課している。

経営学専攻では、経営、マーケティング、会計、金融および関連諸領域の理論全般について学び、経営学的知識の修得を確保する。今日的テーマにも取り組むことが出来、豊かな創造力と高度な学術探求力を養うことが出来るよう、多彩なカリキュラムの下で広い視点から勉学できるよう配慮している。講義科目は、理論的基礎を習得することを目的とした基本科目と、その応用科目と実証科目を設けている。応用科目と実証科目には、商学分野、会計分野、経営分野及び実証領域の科目に分類され、専門分野別及び方法論別に科目を分類し、目的に応じて履修できるように設定している。演習は基本科目に属し、必修ではないものの修士論文の提出が修了の条件であることから、指導教授の講義科目と演習を同時に修得することを推奨している。

また、他大学院との単位互換制度(資料 4-2-18 pp.7~8)を設け、カリキュラムの充実を図り、本専攻で開設されていない講義科目を補完している。

博士後期課程では、いずれの専攻も、将来の研究者としての資質の養成を視野に、理論的基礎力と高度な専門性を涵養すべく、個々の研究指導計画に基づき担当指導教授の指示に基づき、講義科目と演習を修得する。

10) 社会学研究科

社会学研究科は各専攻に必要な科目を開設している。博士前期課程では、両専攻とも 2 年以上在学し 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成するように教育課程を編成し指導している。なお社会福祉学専攻では、現職ソーシャルワーカーのためのリカレント教育をサポートするためのコース(3 年制コース)(資料 4-2-18 p.83)を用意している。そのコースでは、修士論文か研究課題修了報告書のいずれかを作成するようにしている。各専攻も必修科目の設定と教員による履修指導によってコースワークの充実を図っている。必要に応じて、各専攻の枠を超えて他専攻の授業科目 3 科目 10 単位までは、研究科委員会の承認を得て履修できる。

社会学専攻は、1 年次の必修科目として、社会学基礎演習を履修し社会学の幅広い知識を修得する。また、専門社会調査士資格の取得が可能なカリキュラムを開設し、社会調査

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

についての実践的知識の習得を可能にしている。

社会福祉学専攻では、社会福祉原論研究とソーシャルワーク論研究を開講して、社会福祉学に必要な知識を修得する。

修士論文作成に向けてのリサーチワークは、指導教員の個別指導が中心になるが、修士論文中間発表会等で他の教員からの指導機会を設けている。博士後期課程では、3 年以上在学し、指導教授の研究指導 3 単位を 3 年継続して修得するリサーチワークが中心になるが、両専攻ともに研究発表会等で他の教員からの指導機会を設けている。

1 1) 法学研究科

本研究科の開講科目（研究指導）は法学・政治学のかなり広い範囲に及んでいるが、博士後期課程のみの本研究科では、特定分野の高度な専門化が求められている。研究指導の重点は、博士論文の指導に置かれている。研究指導では、指導教授がその専門分野における最先端の研究に基づいて授業内容を編成しこれを実施している。

研究指導の円滑化のため、研究計画から論文提出までの手順を本研究科オリジナルウェブサイトに掲載し、大学院生がいつでも閲覧・参照できるようにしている（資料 4-2-19）。

なお、新研究科「法と経営学研究科」では、法と経営学を融合した形での教育課程が体系的に編成されていることから、今後は、新研究科との連携をも視野に入れた形で教育課程を見直す必要があるか検討する予定である。

1 2) 国際学研究科

大学院要覧（資料 4-2-18）等 に示された教育課程の編成・実施方針に基づき、各教員が担当する授業科目が開設されている。授業科目は基礎部門の「国際学研究」と専門部門の「日本・アジア研究」「平和研究」「グローバル社会研究」に分かれ、指導教員の開講科目を中心に、体系性を考慮しつつ学生のニーズに即して科目を受講できるようになっている。

1 3) 心理学研究科

博士前期課程心理学専攻は、2014 年度から 3 コース制に移行したので、コースごとに教育目標に基づき教育課程を編成した。心理学コースでは必修科目のほか、選択必修科目として各種の特論研究や特論科目、選択科目として各種の特殊研究科目や実習科目を置いている。教育発達心理学コースでは必修科目のほか、選択科目は関連性のある科目をまとめ 4 つの領域の科目群としている。臨床心理学コースでは、臨床心理学の専門的知識と臨床心理技術の習得と実践力、臨床心理学研究能力を修得することを目的とし、併せて臨床心理士受験資格取得認定カリキュラムに必要な科目を開設している。

順次性のある授業科目の体系的配置に関して、心理学コースでは、1～2 年次に、「心理学研究法」「特論研究」を履修する。「研究法 1」では、心理学諸領域における研究法を学修し、「研究法 2」では修士論文作成のための実験・調査に関して指導する。「特論研究」では、実験や調査の計画とデータ分析などについて指導する。教育発達心理学コースでは、修士論文作成のための「教育発達心理学特論研究」「障害児・者心理学特論研究」を履修する。また、実習関係の授業も 1 と 2 に分け、順次性をもたせている。臨床心理学コースでは、「臨床心理学特論」「臨床心理学面接特論」「臨床心理基礎実習」「臨床心理特論演習」

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

「臨床心理特論研究」を必修として 1 年次に学修し、2 年次の「臨床心理特論演習」や学内外での臨床心理実習に従事的に展開させている。また「臨床心理特論研究 1」を 1 年次に、「臨床心理特論研究 2」を 2 年次におき、連続的な修士論文指導を可能にし、臨床心理士受験資格取得認定カリキュラムに対応した科目を開設している。

コースワークとリサーチワークのバランスに関して、心理学コースでは、リサーチワークとして各種の実習科目、特論研究、「心理応用統計法」「心理学研究法」「心理学研究指導」等、コースワークとして各種の特論、特殊研究科目がある。科目数については講義科目の比重が大きい。教育発達心理学コースでは、リサーチワークの科目として「教育発達心理学特論研究」「障害児・者心理学特論研究」を置き、いずれも通年で修士論文作成のためのリサーチワーク能力を養っている。加えて、必修科目として「教育発達心理学研究法」を置き、修士論文作成につながる研究方法の技能を育成している。コースワークとしては、特論などの講義科目に加えて、各種実習科目をおき、多様な教育現場に対応できる実践力を育成している。臨床心理学コースでは体系的な臨床心理学のカリキュラム構成と科目配置によるコースワークと並行して、リサーチワーク能力の育成を重視し、1～2 年次を通じて通年での研究指導を行なっている。

後期課程には心理学分野、教育心理学分野、臨床心理学分野があるが、分野別の教育課程は存在しない。博士前期課程での学修を基礎としてさらに専門的知識を深めるための授業科目、研究を発展させ、研究者としての学識を身につけるための科目、同時に一つの分野に偏らない総合的な知識や能力の習得ができるような科目を提供する。博士論文を作成し、一人の研究者として活動したり、臨床心理士等専門的職業人の養成に関わる活動をしたりするために必要な能力が身につくように授業科目を配置している。

1 4) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）では、教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を開設しており、教育課程は体系的に編成されている。2013 年度からの募集停止後も、在学生の科目履修の選択の幅を狭めないように、必修以外の授業科目でも履修登録学生がいれば原則として開講できる体制を取るよう努めている（資料 4-2-20 pp.52-54）。教育課程の体系的性は、法科大学院認証評価基準に合致するよう編成されているため、確保されている（資料 4-2-21 p.72）。

法科大学院では、法律基本科目を 26 単位、法律実務基礎科目で 10 単位以上、基礎法・隣接科目で 4 単位以上、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目・先端科目、および展開科目群の 3 分野から合計で 33 単位以上を修得しないと修了できない。そうすることで学生の履修が各科目のいずれかの領域に過度に偏ることのないようにし、法科大学院の教育が過度の司法試験受験対策に陥らないように配慮している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

1) 大学全体

《各教育課程に相応しい教育内容の提供》

本学は、学士・博士課程教育、専門職大学院課程教育のそれぞれに相応しい授業内容を保証するため、シラバスで各課程の授業科目における到達目標を明示している。

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

本学の教育課程は、5つの教育目標として掲げた、他者を理解できる人間の育成、分析力と構想力を備えた人間の育成、コミュニケーション能力に富む人間の育成、キャリアをデザインできる人間の育成、共生社会の担い手となる人間の育成である。これらの達成に向けて、学士課程では教養教育で諸学の基礎となる様々な学問に触れることで得た幅広い知識を基盤とし各学部の専門教育科目を学べるような教育課程を構成している。幅広い知識については教養教育センターが中心となり、明治学院共通科目として多様な科目を提供している。英語クラスについては、入学前に学生の到達度を把握する試験を行ない、各学生の英語力に応じたクラスを編成している。

「幅広い教養教育」を全学部の全ての学生に提供するための教育課程編成という観点から、現行の明治学院共通科目の位置づけは適切であり、科目内容・科目数ともに充実している。特に人文・社会科学系統では、考えられる学問領域をほぼ網羅しており、大学設置基準第19条第1項、および、大学は教育課程の編成に当たって「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなければならない」（同第2項）との規程にも合致している。

「キリスト教による人格教育」の中心として位置付けられるキリスト教関連科目、多文化共生社会の必須スキルである外国語科目の科目数、「Do for Others（他者への貢献）」の精神を直接的に体现するボランティア関連科目等の少人数制科目の設置数の多さは明治学院共通科目の大きな特色である。また人文・社会科学系の大学にも関わらず、実験科目を含む自然科学系統の基礎科目を多く配置しているのも特筆すべき特色である。

専門科目については、各学部が独自のカリキュラム・ポリシーにそって、年次を追って順次、入門から専門へと履修できるように工夫している。卒業単位数もカリキュラム・ポリシーに基づいて定められ、明示されている。これらの目標・構成等については、学則第5条で定めている。

教職課程では、教育職員免許法施行規則第1章第4条、第5条、第6条に基づき、科目を配置している。特に、「教育実習」の授業は、少人数クラスで行い、全て文学部教職課程所属の専任教員が担当している。教育実習への心得の指導、学習指導案作成指導、模擬授業、実習校への訪問等を行ない、きめ細かく指導している。また教育実習担当教員が、教育実習クラスの学生に対して、教員採用試験の面接指導や卒業生の進路相談も行なっているほか、文学部教職課程主催の「教員採用試験対策セミナー」を毎年開催し、教員を目指す学生の就職支援を行なっている（資料 4-2-22）。2014年度は、学内の教学支援改革予算を獲得し、例年以上に教員採用試験対策セミナー等を充実させている（資料 4-2-23）。さらに、教育発達学科と連携しながら教員免許状更新講習を担当し、本学卒業生の教員や、本学近辺に勤務する教員等に、教育活動・研究活動の一端を還元している（資料 4-2-24）。

中高免許を取得予定の学生が、大学在籍中に小学校免許も取得することができるように、2008年より玉川大学と提携し、通信教育で小学校免許を取得できる体制を構築した（文学部英文学科、社会学部社会学科、心理学部心理学科の学生が対象）（資料 4-2-9 p.83）。

また、博士課程では、研究者並びに高度な職業人に必要な学識を育成するために、それぞれの専門分野の高度化に対応した多様な科目を段階的・体系的に編成し、論文指導を中心に専門的で緻密に指導している。専門職大学院においては、実務的な観点を重視し、理論と実務をつなぐ臨床実務教育を行なっている。

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

《初年次教育・高大連携に配慮した内容》

大学教育での教育内容の質および教育効果の維持のため、新入生の学力の均質化・基礎力の涵養は急務である。入学前教育については、数年前より、推薦・特別入試による進学者に課題添削等を実施している。これらは一般入試による進学者との学力格差を縮める意味合いが強い。基準 5 で後述するが、系列校に対しては、2012 年度から明治学院東村山高校の設置科目「アカデミック・リテラシーⅡ」に大学教員が赴き 90 分の講義を行なっている学部もある。2012 年度は全学部合わせて 13 人、2013 年度は 12 人の教員が講義を行なった。2014 年度からは明治学院高校設置科目「大学入門講座」に大学教員が赴き講義を行なっている。

教養教育センターでは系列校の本学入学決定者向けに「J.C.バラ・プログラム」（資料 4-2-25、4-2-26）を企画実施している。入学決定者の教育に加え、本学学生も運営スタッフとして活用することで教育効果の向上を狙っている。

高大連携協定校では本学も加盟するキリスト教学校教育同盟加盟の捜真女学校高等部、玉川聖学院高等部、横浜英和女学院中学高等学校と、本学近隣の東京都立目黒高等学校と連携教育事業に関する基本協定を締結している。また、一部の高校を対象とし、「高等学校生徒科目等履修生」として、単位の付与を行なっている（資料 4-2-27）。

新入生の基礎力の涵養には、全学的な初年次教育の実施が不可欠であることから、15 学科中 9 学科で「基礎演習」を必修科目化して、「学び」の姿勢を考える機会を用意している。また、明治学院共通科目において、「アカデミック・リテラシー」（資料 4-2-28）を展開し、論証型の文章表現技法や文献などの資料検索のスキルを身に付けさせている。この「アカデミック・リテラシー」は、少人数の演習型の授業であることから、新入生全員に履修させることは難しい。このため、教養教育センターでは、教科書である「アカデミック・リテラシーハンドブック」を新入生全員に配付して、独学でもスキルを習得できる機会を与えているほか、課外講座も提供している。なお、このハンドブックは、明治学院共通科目や学科科目でも、教科書として活用されている。

《国際化に対応した教育内容の提供》

文学部英文学科と経済学部国際経営学科では英語、文学部フランス文学科ではフランス語、経済学部経済学科では中国語による授業、国際学部国際学科では英語とフランス語による授業を提供している。国際学部国際キャリア学科では、学科科目はもちろんと全学共通の「明治学院共通科目」の必修科目も、全て授業を英語で実施している。これ以外にも、明治学院共通科目Ⅰ群科目として、交換留学生用に開講されている授業を一般学生が履修することが可能である。そのほかにも、英語コミュニケーションの一部の授業では試行的に、Skype（インターネット通話サービス）で海外のネイティブスピーカーと、少人数での対話形式の授業を実施している（資料 4-2-29、4-2-30）。

外国語基本科目履修後も在学中を通して、発展した語学学習や留学を希望する学生のニーズに応えるため、選択科目として外国語研究科目・特別研究科目が設置されている。

また、経済学部では見学や講義を通じて、留学生と一般学生が共に「日本」を学ぶ授業も設けている。

《他大学との単位互換制度》

学士課程では、2009 年度から横浜市内大学間学術・教育交流協議会に参加する横浜市内

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

の大学との単位互換を開始し、社会福祉学科、法学部 3 学科、国際学科の学生に、履修の機会を与えている。また、芝浦工業大学との協定に基づき、2010 年度から単位互換制度の運用を開始し、法学部 3 学科の学生に履修の機会を与えている（資料 4-2-31）。

博士課程では、それぞれの専門分野に関する知識の更なる獲得と研究の深化、高度化を目的とし、委託聴講生制度による単位互換制度を設けている。

これらの制度により、本学では提供していない科目を在学生在が履修できる環境を整えている。基準 4-3 で詳しく述べる。

2) 文学部

文学部の各学科が、それぞれ力点をおいている教育内容について、以下順次述べる。

【英文学科】 3 年次からイギリス文学、アメリカ文学、英語学の各コースに分かれるが、所属コース以外のコース選択科目についても履修が可能で、広く学ぶことができるように配慮されている。英語による授業数については、年間に開講されている 225 クラスのうち外国人講師による授業数は 81 (36%)、日本人教員による英語の授業 3 クラスを加えると合計 84 クラス (37.3%) となる。入学前教育については、2012 年度より特別入試による入学決定者を対象とした入学前教育を始めた。2012 年度は入学決定者の半数ほど参加者がいたが、2013 年度は開催日を 12 月から 1 月へと変更したこともあり、入学決定者 93 名中 69 名の参加があった（資料 4-2-32、4-2-33）。

【フランス文学科】 初年次と 2 年次には、フランス語を初歩から丁寧に学ぶための授業に加え、3 年次以降に始まる専門的な授業への準備のための概説的授業を配置している。2 年次には以上に加えて、3 年次から始まる演習（ゼミ）のための導入的授業も必修科目として提供した。その 3 年次演習は、より高度な内容を扱う 4 年次演習および卒業論文へと直接つながるものである（資料 4-2-2 p.62）。また、実用フランス語検定試験受験準備のための授業（資料 4-2-34）や、ヘボン・キャリアデザイン・プログラムに属する授業（資料 4-2-35）といった、職業への接続に資する科目も配置している。

【芸術学科】 段階的かつ体系的に学修が進められることを念頭に授業を配当している（資料 4-2-2 pp.70～74）。1 年次は、「芸術学概論」を全員必修として芸術学の全体像を学ばせるとともに、各分野の「概論」「序説」といった基礎教育的意味合いをもつ授業群を広く提供している。学生は 1 年次末に系列を選択し、2 年次以降は各系列が提供する、より発展教育的意味合いをもつ授業群を中心に履修を進める。4 年次には「卒業論文」を選択することができ、系列に即した専門性を軸とする 4 年間の学修の成果が集大成になる指導体制をとっている。4 年次に「卒業論文」を選択しない場合は、代わりに他系列の授業を一定数履修する必要がある、複数の領域を横断して学際的な学修を進める指導体制をとっている。ほかには学科主催・共催の形で、海外の芸術家や研究者を招いた講演会やシンポジウムを頻繁に開催している。授業と連携する形で実施しており、学生にとって国内外の芸術の最先端に直接触れる貴重な機会となっている（資料 4-2-36）。2014 年度からは新たに一般社団法人日本レコード協会寄附講座として「クリエイティブビジネスと著作権」を開講することになった（資料 4-2-37）。同授業は全学的に開かれた形態で、文学部、経済学部、社会学部、法学部、法科大学院に所属する学生が履修可能である。

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

3) 経済学部

各学科とも、基準 4-1 (3) で述べたカリキュラム体制に則った教育を提供している。

従来、教養教育センターが提供していた「英語コミュニケーション」について、経済学科は 2015 年度から、経営・国際経営学科は 2014 年度から、経済学部が開講責任を負うことを経済学部教授会と全学共通科目教育機構で決定した。これにより、従来からある専門外国語とあわせ、総合的な教育体系を経済学部が独自に構築した。同時に国際経営学科は 3 年次にも「English for Business Communication C1-4」を追加し英語力の向上を図った(資料 4-2-38)。新しい英語教育は、外部教育機関と共同して 2014 年度入学生から順次実施中である。成果は入学直前実施と年度末に実施予定の TOEFL 試験の結果を比較して検証し、その結果を次年度以降の内容に反映させるよう準備中である。

入学前教育は、特別入試(推薦入試)での入学者を対象に、入学が決定する 12 月から入学までの期間に、高校の復習と入学後の学修に繋がる「入学準備プログラム」を用意している。2014 年度入学生に対しては、全学科共通して英語、数学、経済の 3 教科を課した。英語は 1 年次の正課としている e-learning 学習を採用し、他の 2 教科は通信添削形式の課題を与えている。この結果は、毎年学部内で開く報告会でカリキュラム、および、翌年の入学準備プログラムの検討等の際に参考にしていく。

初年次教育は、経済学科では 2014 年度からのカリキュラム変更により基礎演習を 1 年次配当として収容者数を大幅に増やし充実を図った。経営学科は、ワークショップのクラス増設により全員履修体制を実現した。国際経営学科は 2013 年度から基礎演習にメンター制度を組み合わせ、入学前研修旅行で訪問した地域の分析・活性化提案などを行なわせる試みを実施している(資料 4-2-39)。

国際化に向けた取り組みは、国際経営学科では 2015 年度から原則全員を半期留学させる制度の導入を決定し、現在カリキュラムの変更を準備中である。このカリキュラムでは、留学先で現地語による専門科目を履修させるほかに、国内で留学の事前・事後に英語(その他の言語)による授業科目を設置し、留学の効果を教育課程全般に波及させることを狙いとしている。

4) 社会学部

初年次教育・入学前教育は両学科とも、研究方法の初歩的技法から社会学・社会福祉学の入門的・基礎的授業(社会学科「アカデミック・リテラシー」、社会福祉学科「基礎演習」)を配置(初年次に必修科目)しており、大学教育への導入と同時に 2 年次以降にコースに所属し専門的な学修をするための基礎教育を行なっている。無料の入学前「レポート添削講座」を組み合わせ、初年次の学修に配慮している(資料 4-2-4 pp.43-52、pp.58-76)。

また、推薦入試の早期合格者向けに任意の講座を用意している。文献や新聞で調べ、考え、自分の言葉で表現する経験をさせることで、大学の学びのための備えを支援している。

初年次の導入教育に続き、2 年次以降はコースに所属して幅広い分野の講義科目を学ぶことができる。3 年次以降は、演習・実習科目で専門性を深め、卒業論文で高度な研究を経験させるよう指導している。そのほか、社会学科の社会調査士資格、社会福祉学科の社会福祉士・精神保健福祉士受験資格および教職に必要な科目を段階的に配置している。また、4 年間に渡って少人数クラス(演習・実習形式)の主要授業科目を多様に配置してい

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

る点も教育上の大きな強みである。なお、社会福祉学科「ソーシャルワークコース」で実習科目を履修しない学生向けにも「ソーシャルワーク特別演習 1・2」を開講して、柔軟な履修ニーズに応えている（資料 4-2-4 pp.43-52、58-76、66）。

社会学部では国際化に対応した教育にも力を入れている。「専門書講読」の一部を外国語の文献講読授業として開講し、英語など語学力向上に資する教育に配慮している。社会福祉学科の「福祉開発フィールドワーク」の授業では、多様な海外研修を組み込んでいる。

社会福祉学科では、「横浜市内大学間単位互換制度」に参加しており、横浜市内の他大学で開講される科目履修と単位互換を可能にしている。履修メニューのさらなる多様化を実現している（資料 4-2-4 p.70）。

5) 法学部

法学部では現在、学士課程教育に相応しい教育内容を提供している。すなわち 3 学科ともに、1 年次の導入（入学前教育を含む）に始まり、基礎力・基本力を 2 年次までに身につかせ、3 年次以降、専門性の発展・定着という系統的かつ段階的の学修ができるような仕組みで教育を提供している。なお国際化の観点から、2013 年度より中国法制について、中国山西省の省都太原市にある山西大学から講師を招聘し、「法律学特講 3（中国憲法）」の講座を開講した。2013 年度（夏季集中講義）の履修者数は 35 名で、同年同じく開講された「法律学特講 2（中国法制概論）」の履修者も 98 名と多く、学生においても国際化に関する科目のニーズは高い。

法学部では、初年次教育・高大連携について力を入れており、特に、特別入試で入学した学生の「入学前教育」を重要なものとして位置づけている。

法律学科では、課題図書による国語と英語の課題を各 2 回出題し、添削している。

消費情報環境法学科では、課題図書 2 冊を読んで、設問と指示に従ってレポートを書き、添削指導に従って書き直させることにより、大学レベルのレポートを自力で書けるように指導するとともに、英文法の問題集への取り組みにより英語力の向上を図っている。レポートのやりとり・英語問題の解答は e-learning システムを通じて行なうことで、入学後に使用するシステムにも慣れさせている。

政治学科では、主体的な知的探求の習慣をつけさせるため、自分で興味を持った文学作品等 30 点をあげ、その紹介をするという課題を与えている。提出されたレポートは、入学後、基礎ゼミ担当者がゼミでの指導に活用している。2014 年度の入学前教育の参加者は、法律学科が 98%、消費情報環境法学科が 94%、政治学科が 97%であった。引き続き入学者にその重要性を理解してもらい、参加者を増やしていきたい。

初年次教育としては、政治学科では、1 年次に「政治学基礎演習」（必修）を実施しているが、その効果について学科会議で検討した結果、2 年次以降の勉学に寄与するところが大きいと評価され、今後も継続し充実を図る方針が確認された。

法学部では、芝浦工業大学との単位互換制度を実施している（資料 4-2-5、4-2-40）。

6) 国際学部

教育課程・教育内容は、学科主任が招集する教務委員会や学科会議で討議されている。2014 年度春学期は、教務委員会は 2 回、学科会議は 3 回開催されている。

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

国際学科での初年次教育では、入門ゼミ的な「基礎演習」や、多様な学問領域の基礎を学ぶ「文化研究の基礎」、「経済研究の基礎」といった科目を用意している。さらに英語と日本語の記述力強化のために特別 TA を配置したライティング支援カウンターの設置、1 年次生向けの演習特別クラスを新設した。また「基礎演習」をはじめとした初年次教育には、2013 年度に一新した入学前教育が接続している。入学前教育では、従来課していたいわゆる「感想文」ではなく、論理的な問題解決能力を見るレポートを課すこととし、添削した各自のレポートは入学後の「基礎演習 A」の授業の中で返却している。レポート・卒業論文の作成は、大学教育の根幹を成すものであり、それゆえ、正しいレポートの書き方を習得することは、批判的思考力を養うことと等価であると考えている。さらに、入学前教育の一環として、2 月末に入学前キャンパス訪問を開催することを始め、英語クラスの模擬授業などを体験させ、自身の入学後をイメージすることを企図している。

国際キャリア学科では初年次教育の内容を充実させるために、入学前教育に力を注いでいる。たとえば 4 月入学のケースにおいて、AO 入試や推薦入試で入学する学生を対象として、前年の 12 月中には対象者を招集し、英語と日本語の試験を行い、各人の語学能力に応じて、翌年 4 月の入学時まで語学力向上のために何をすべきかを助言し、具体的な方法を提案している。

国際化に向けた取り組みとしては、国際学科で 2011 年度より導入された新カリキュラムでは、学科講義科目の約 1/4 は英語によって開講される科目となっている。また、国際学科の学生が、全ての授業が英語で行なわれている国際キャリア学科の科目を履修することも可能である。学部の性格上、留学・インターンシップを始めとして海外を志向する学生は多く、そのニーズに応えるべく日々取り組んでいる。2013 年度にはダブルディグリー制度の最初の修了者が出了。国際キャリア学科では、原則として全ての授業が英語であり、教室におけるレクチャーやディスカッションだけでなく、大学内外の社会との接触の中で学ぶ、インターンシップやフィールド・スタディなど多様な学習形態を導入している。他大学との単位互換については、国外に向けては、協定校である海外諸大学への留学を、国内に関しては、例えば、横浜市内大学間単位互換制度の活用を、学科として推奨している。何年次で留学するかは多岐であり、そのため単純に数字で言い表すことは難しいが、学生定員(225 名)との対比で言えば、毎年 1 割強の学生が長期留学に出かけている(資料 4-2-41 pp.12~13)。横浜市内大学単位互換制度については、他大学の学生が国際学部の講義を受講しに来る「入超」が続いていたが、2013 年度には他大学の講義を受講しようとする学生が初めて現れた。

特筆すべきは外国の協定校との間で相互協定を結び、その中で単位互換を前提としたダブルディグリー・プログラムや、ディズニースタディでのインターンシップを中心とした留学プログラムなどを実施しており、当学科でも学生に積極的に参加するよう強く推奨している。今後も特定のプログラム(「ホスピタリティ証明書」取得プログラム等)について、相互協定に基づくアメリカの大学とのジョイント・プログラムの導入を計画している。

7) 心理学部

心理学科では、カリキュラムワーキンググループ(以下、WG)がカリキュラムの原案を作成し、学科会議で審議している。2013 年度にカリキュラム・ポリシーを見直し、1~

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

4 年次まで順次性のある授業科目を体系的に配置した。4 年間にわたって演習科目を設置して細かな少人数教育を実施し、初年次からの段階的・体系的な教育を、講義・実験・実習・演習など多様な授業形式を通して実施している。さらに英語文献による専門学習を行なうこととした。

教育発達学科では、カリキュラム・ポリシーに沿って、順次的な教育内容を提供している。大学内外の学修を融合する循環型教育システムを重視し、心理支援力、発達支援力を身につけるために、心理学科目群と障害科学科目群を配置している。また、教育実践力を身につけるために、教育学（初等教育）科目群、障害科学科目群を配置している。

初年次・入学前教育としては、心理学科では、特別入試での入学者に対して、入学後の心理学学習の準備となるような課題を出し、専任教員がコメントして返却する入学前教育を実施、その後アンケート調査を実施した。そして、入学前教育の課題のあり方について、学科会議で検討している。また、アカデミック・リテラシーWG と基礎演習 WG を設置し、心理学学習の基盤となるアカデミック・リテラシーの習得と少人数教育による修学支援の効果を狙って、2014 年度生より「基礎演習」を開講することとなった。さらに、2014 年度よりインタラクティブ・スタディ・ルームを開設し、文献検索やレポートの書き方、統計ソフトの使い方など、1 年生の学習上の相談に応じている。

教育発達学科では、指定校推薦や AO 入試合格者等に対しては、国語力（読解力、論述力）の向上と英語力の維持、大学教育への円滑な移行を目的として、複数回にわたる入学前教育を実施してきた。また、2014 年度から 1 年次必修科目「教育発達学概論」を通年科目とし、学科導入教育の充実を図った。具体的には、アカデミック・リテラシーの強化に努め（文献検索方法、プレゼンテーション・レポートの書き方の習得機会の提供）、さらに、学校見学の実施による、学生の課題意識の明確化に努めた。

国際化に向けた取り組みとしては、心理学科では学生の英語による心理学学習を促進するために、2013 年度には学生に英語教育に関するニーズ調査を行ない、教養教育センターとの協働も視野に入れ、心理学科生の英語教育について学科会議で検討した。その結果、2014 年度生から、「心理学英語講読」を要求科目にすることとなり、2014 年度春学期終了時に、「心理学英語講読」についての独自の評価項目を作成し、学生による授業評価を実施した。この結果に基づき、2015 年度の授業内容や方法に関して審議される予定である。

教育発達学科では、2015 年度よりコース制を導入し、新しく「国際教育コース」を設置する。そのため、「実践英語コミュニケーション」の科目を新たに開設するなど、国際教育コースを選択した学生が 2 年次以降に英語運用能力を十分に高められるようなカリキュラムを編成した。

8) 文学研究科

英文学専攻では、英文学・米文学・英語学の 3 専修分野について各 5 科目の専門科目を設置し、それぞれ専門分野の専任教員を配置している。また、3 専修分野に各 1 名のネイティブスピーカー教員を配置し、専門の授業を英語で行なっている（資料 4-2-18）。

フランス文学専攻では、テキスト性コース（言語・文学）と、モデルニテコース（思想・芸術）という多彩な専門研究をする院生の個性を生かすために、指導教授だけでなく他の専任教員も指導に加わって、個別指導や面談をきめ細かく行なっている。

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

芸術学専攻では、指導教員だけでなく同じコースの他教員も専門に近い立場から、学生の要望に応じて指導に参加している。また、コースが異なる場合でも、縦断的に多視点から指導したほうが研究に厚みが出る場合がある（たとえばジェンダー論的見地からの映像と美術の協同など）。そのような場合には、学生からの要望によってだけでなく教員同士でも調整し合い、多コースを備えている利点を生かして、現代的で高度なニーズに応えた指導・審査体制を提供している。

9) 経済学研究科

研究者並びに高度な職業人に必要な学識を育成するために十分多様な教科が準備されて、論文指導教授を中心に専門的で緻密な指導が行なわれる。

博士前期課程における経済学専攻の教育課程の特色としては、税理士や教員などの資格取得を目指す人への特別指導を実施し、専門的知識取得を支援する体制を提供している。税理士に関しては、これまで資格取得者の輩出の実績が多くある。別の特色として、高度職業人の養成という目的を実現する為に、講義内容は理論の学習に加えて、可能な限りデータをを用いた実証研究を導入し、理論と実証分析できる力の涵養に配慮している。これはとりわけ第三分野で強化されており、「公共経済学特論」「金融論特論」「国際金融論特論」などの科目配置には、このような意図が反映されている。また、必修科目と選択必修科目を履修することで、研究内容を徹底的に研究する分析方法等の修得や専攻領域における体系的履修を確保している。選択科目を履修すれば、将来、専門職等として活躍する上で必要な専門性を高めると同時に、幅広い知識を身に付けることに資する。これらの体系は、学生の問題発見能力と問題解決能力を高める本専攻の教育目標に沿うものである。

経営学専攻では、理論的基礎の修得を目的とした講義とその応用力および実践力の養成を目的とした講義の両方を設け、ある問題に対して理論と実務の両面から柔軟的にアプローチできる力の涵養に努めている。専門分野の授業科目体系は以下 4 つに分類される。第 1 に会計学分野は、理論系の科目及び実践を重視した科目に分類し理論的基礎とその応用力の両方を修得できるようにしている。財務会計や管理会計といった基幹科目はもとより、会計学原理や会計学史など、会計学分野は、理論系の科目と実践を重視した科目に分類し、理論的基礎とその応用力の両方を修得できるようにしている。A 群科目には、財務会計や管理会計といった基幹科目はもとより、会計学原理や会計学史など高度に理論的な知識を要する科目も設けている。B 群科目には、財務諸表分析や国際会計論など、最先端の知識と能力を修得できる科目を設定している。また、税理士志望の学生も多いことから、税務会計や税制度論といった高度な職業的専門知識を修得できるようにしている。第 2 に、商学分野は、市場調査から製品開発、流通、消費者行動分析にいたるまで、広くマーケティング科目が中心であり、流通政策論や消費者行動論といった A 群科目のなかで理論的基礎をしっかりと修得したうえで、それを市場調査分析やマーケティング戦略論といった B 群科目のなかでさまざまな統計手法を用いて実践することができる。第 3 に経営学分野は、組織論、財務論、労務論、戦略論、情報管理論、経営史など、組織の機能別に多彩な領域を網羅しており、幅広い専門性が修得できるようになっている。また、他の分野と同様に、理論的基礎を踏まえた上で、その応用ができるよう B 群科目が設けられている。第 4 に、実証分野としては、世界の情勢に呼応して、経営者として必要不可欠な最先端の知識およ

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

び能力を修得するため、ケーススタディ 1～6 が設けられている。これらの講義科目は主として実務家が担当している。また各専攻では、8 単位までは同一研究科内の講義（演習科目は対象外）の中から、指導教授の承認を得て履修することができる（選択科目）ほか、10 単位までは協定校との単位互換で取得した単位が認められる（選択科目）としている。

博士後期課程では、専ら研究者としての高度専門的知識の習熟を目的としている。この目的を実現する為に、教育課程のプロセスとして、経済学専攻では担当指導教授の下での講義と演習を 3 年間で 16 単位の履修を求めている。また、博士前期課程で研究し、更に研究を深めたいと学生が希望した場合には、博士後期課程でも博士前期課程と同一の指導教授から指導を受けられる体制を整えており、博士前期課程での教育内容と、博士後期課程での教育内容の連携は良好に機能している。経営学専攻では、指導教授の講義科目と演習（8 単位）を修得し、指導教授の指導に基づき、必要な科目の履修を求めている。

なお、入学者の減少による研究者養成教育の条件が確保できないこと、また新たに設置する法と経営学研究科法と経営学専攻（修士課程）に教員の一部が移籍することに伴い、経済学研究科経営学専攻博士前期課程を 2016 年度に募集停止するが、現在経営学専攻に在籍中の学生（前期課程 3 名）と 2015 年 4 月 1 日に入学する学生については、従来の教育方法・指導方法を維持し指導を続ける。

1 0) 社会学研究科

前期課程：社会学専攻では、社会学理論と調査方法論の基礎からはじまり、メディア、コミュニティ、環境、家族、ジェンダー等幅広い領域を網羅する多様な科目を開設しており、院生の興味関心に適切に対応している。

社会福祉学専攻では、社会福祉分野の広範なニーズに対応するため、他分野にわたる科目を基礎研究領域、実践研究領域、実習関係領域、課題別研究領域、特別講義領域、研究指導領域に分けて開設している。ソーシャルワーカーとしてのスキルの向上をめざし、社会福祉現場での実習が可能なカリキュラムを編成している。

さらに、両専攻ともに社会科学の最先端の知識を得るために、本大学院だけでなく、他大学院での授業の聴講を促す単位互換制度のネットワークに参加している（資料 4-2-18）。

後期課程：各専攻では、その学問領域における研究能力を身につけた教育研究者を育成するための教育研究指導を行なっている。

「研究指導」を設置し、学生は指導教員の研究指導科目を履修し、博士論文の作成に向けた具体的な指導を受ける。関係学会での発表や、学会誌への投稿などにより研究成果の蓄積を図り、学位論文の完成につなげるための研究指導を行なっている。また、本学社会学部社会学・社会福祉学会（学内学会）での発表や、専攻ごとに発行している大学院紀要への投稿を促している。この紀要は大学院担当教員が査読をしており、投稿後の指導の役割を果たしている。さらに、海外での研究発表を奨励するために、海外学会発表奨励金制度（資料 4-2-18）を設けている。

1 1) 法学研究科

毎年の入学者数が少ないことから、授業科目の開講実績は特定の分野、特定の授業科目に限られてはいるものの、最新の外国語文献を講読するなどして、その専門性に応じた高

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

度の授業内容を展開するように努めており、その成果として、これまでの学位授与者はほぼ全員が法学者や法律実務家になっている（資料 4-2-19）。

なお、新設の「法と経営学研究科」では、いわゆる六法科目に関する知識にとどまらず、経営組織、金融市場、労働市場、原材料市場、製品・サービス市場、政府との関係についての専門的な法知識を修得し、ケース研究を通して応用力を高めることが学生に求められていることから、本研究科でも新大学院と連携した形での教育課程を展開する必要性・可能性を検討する予定である（資料 4-2-42）。

1 2) 国際学研究科

国際学研究科では、専門分野の高度化に対応して、それぞれの教員が教育内容を検討し、授業している。その学修の前提となる基盤づくりとして、「国際学研究」という基礎部門に加え、「日本・アジア研究」「平和研究」「グローバル社会研究」の 3 つの専門部門それぞれの研究領域に、「基礎演習」という科目を設けている。

1 3) 心理学研究科

前期課程では、2014 年度から 3 コースごとに心理学研究科の教育課程の編成方針に基づく授業科目を設けている。心理学コースでは、「心理応用統計法」等により、データの分析方法、実験や調査の計画立案、研究成果の発表方法などを習得し、各種の特論科目、各種の特殊研究科目により各分野での重要な知見や最新の研究を学び、各種の実習科目、「特論研究」の科目により学生が自分の専門とする領域の教員から実際の実験や調査の手法を学び、修士論文の執筆に必要な様々な指導を受けることができる。

教育発達心理学コースでは、必修科目の「発達心理学特論」等により、コースの根幹をなす教育発達学の基礎を修得させる。また、修士論文の作成にもつながる研究法の基礎的な技能の修得のために、「教育発達心理学研究法」も必修としている。さらに、各分野の高度化に対応した専門的知識を供給する教育内容を持つものとして、「臨床発達心理学総論」等の科目を置き、多様な教育現場に対応しうる知識と技能の獲得をめざしている。

臨床心理学コースでは、必修科目の「臨床心理学特論」等により、臨床心理学の専門的知識の習得と臨床心理技術並びに実践力を育てる。さらに「臨床心理学特論研究 1」を必修として修士論文作成に向けた研究能力の基礎を養う。また、各分野の高度化に対応した専門的知識を供給する教育内容をもつものとして、各種特論や特別実習を置き、さらに「臨床心理特論研究 2」において、修士論文完結を目標にして研究能力のさらなる進化を図る。

後期課程では、主指導教員の特別研究 I ～VI を 3 年間にわたって受講するとともに、教員及び学生の主たる研究領域に限定されない幅広い学識を身につけるために、主指導教授の研究分野以外の特別講義を受講することとなっている。さらに、後期課程第 1 セメスターに博士論文構想発表会を開催し、博士後期課程担当者による研究目的・研究内容・研究方法などに関して積極的に指導している。また、主指導教授と副指導教授 2 名の合計 3 名で指導できる体制をとっている。

1 4) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）では、その教育課程に相応しい教育内容が授業を通じて提

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

供されており、提供の仕方も段階的・体系的である（資料 4-2-20、4-2-21）。すなわち、必修の法律基本科目で見ると、1 年次には憲法、民法等の個々の法律基本科目が、2 年次には公法系、民事法系、刑事法系に分けた応用科目が、3 年次には公法系、民事法系、刑事法系に分けた総合演習科目が提供され、基礎的な科目から応用的な科目へと、体系的、段階的に編成されている。法律基本科目については、2014 年度には 1 年次配当必修全科目と 2 年次配当の一部必修科目を在学生全員が履修済みとなったので開講されておらず、それ以外の必修または選択科目が用意されている。

また、理論と実務を架橋する臨床実務教育が行なわれている。「法曹倫理」に加えて「模擬裁判」が必修科目であり、さらに 2014 年度も「エクスターンシップ」と「リーガルクリニック」が開講されている。

他法科大学院との連携の試みとして、國學院大學法科大学院等との間で、本法科大学院で開講していない科目について単位互換協定を結んでいる。もっとも、実例はあるものの、距離や時間の関係でこれを利用する学生は少ない。

2. 点検・評価

●基準 4-2 の充足状況

学士課程では、各学部・各学科の専門教育と全学共通の教養教育との連携が考慮された順次的・体系的な教育課程が整備されていて、学習目標と個々の科目目標と評価方法が明確になった授業が行なわれている。大学院においても、各分野の特性に応じたコースワークとリサーチワークのバランスに配慮した専門教育が行なわれている。いずれも、各教育組織で適切性が検証されており、この基準を充足している。

1) 効果が上がっている事項

【文学部】

各学科ともに、初年次から最終年次へと、また基礎的なものから専門的なものへと、授業科目が適切かつ体系的に開設されている。とくに英文学科は、カリキュラム・コーディネーターの採用や、英語力を段階的に向上させるような編成にしたことで、一層スムーズに対応できる体制となった。また国際化に対応した教育内容という観点からも、英文学科、フランス文学科というまでもなく、芸術学科でも海外大学との提携、海外からのアーティストの招聘など充実したプログラムが展開されている。

【経済学部】

2013 年度に計画した英語教育の改革は、2014 年度から経営学科・国際経営学科で実現し、2015 年度の経済学科への拡大を準備中である。外部機関からの派遣講師と本学部の担当者の協働による授業開発も順調に進行中である。教育内容は各学科がそれぞれ独自にあるいは共同して向上に努めている。

2014 年度にスタートした経済学科の新カリキュラムでは、2015 年度から 2 年次以降に配当される専門科目教育が始まるが、それらの教育方法等に関し、学部の教務委員会などでの議論が活発化している。

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

【心理学部】

両学科とも特別入試合格者を対象に入学前教育を行なっている。心理学科では、アンケート結果で、88%の対象学生が、入学前教育があつて良かったと回答しており、授業に対する抵抗が小さくなったなどの成果が見られる一方でレポートに対する要望もみられた。また 1 年次の科目としてアカデミック・リテラシーの強化を目指す科目を置き、大学での学修につなげるように配慮しているが、その効果については 10 月以降の学科会議で検討する予定である。また心理学科ではインタラクティブ・スタディ・ルームを開設し学生の学修上の相談に応じている。インタラクティブ・スタディ・ルームについては、学生が教員には質問しにくいような基本的な質問に答えることが出来、学修意欲を高めることに役立っている一方で、開室時間が授業時間と一部重なっているという問題がある。

心理学科は英語講読の科目を要求科目化し、これまでは希望者のみ履修していたのを全員履修させることにした。授業評価の結果、全体的に授業に対する満足度は高く、英語で心理学を学ぶことのみならず心理学を学ぶこと自体への意欲の高まりが見られる。

教育発達学科は国際教育コースを設置し英語コミュニケーションの科目を新たに開設する予定である。このように英語教育についてはそれぞれの学科とも力を入れている。

2) 改善すべき事項

【大学全体】

「基礎演習」を開設していない学科の中にも、新入生に少人数の演習型授業を提供する学科がある一方、学科により「基礎演習」の内容に精粗が見られる。

単位互換制度で他大学の授業科目を履修する本学学生は每期 1～2 名に留まっている。

2012 年の文部科学省教職課程認定大学等実地視察で、教員養成段階でも学校現場における様々な課題に関する内容を教職課程に反映していくことを課題として提示された。

【文学部】

文学部では、他大学との単位互換制度の有効性が、まだ十分に検討されていない。またフランス文学科では、各種検定試験にむけたサポートのさらなる充実が望まれる。

芸術学科では、従来の専門 4 系列間で、選択する学生数に偏りが見られる(資料 4-2-43)。

【経済学部】

クラス分け試験による最優秀者クラスの出席率が芳しくないとの報告が科目担当者から挙げられている。また、1 クラスあたりの人数が(23 名前後)多く会話実践の機会が少ないとの報告も同様にあげられている。

【国際学部】

国際キャリア学科の講義科目には、カリフォルニア大学からの交換留学生と国際学部生

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

の混合授業があり、すべて英語で実施されている。多様な学生の接触という点では大きな利点があり、特に本学部生の国際化や英語力向上に対してはよい効果を得ている。しかし、授業の運営において、交換留学生は英語ネイティブであることから、講義のレベルをどの基準にするかという点、また日本とアメリカの大学では課題、出席、授業でのディスカッションなどの成績評価での位置づけが異なるので、困難な場合がある。

同一クラス内での英語力の異なる履修生に対する教育方法について、20名のクラス設定でも同じようにモチベーションを持続させることは容易ではない。また学生に留学等の外国教育体験をさせる前の教育方法についても、常設クラスの中だけでは留学先や専攻も多様であり、なかなか対応が難しいのが現状である。

【心理学部】

他大学心理学科のカリキュラムとの比較検討は行えていないが、他大学に比べて必要な実験・実習施設が不足しており、実験・実習科目充実の足かせとなっていることが、学習室WGがまとめたデータから明らかとなっており、大学執行部に要望書を提出している。

全学共通科目として開設している教養科目と、学科が開設している専門科目のバランスについては、教育発達学科では教員免許取得のための科目が多いこともあり、教養科目の比重が低くなっている。

入学前教育は現在では、前年度中に合格の決まる推薦入試などの特別入試合格者のみ対象となっていて、多数を占める一般入試やセンター試験利用入試などの合格者は対象となっていない。

【心理学研究科】

後期課程の教育課程・教育内容については、論文執筆を主たる目標としており、2009年度から2013年度までに5名に博士の学位を授与した。博士後期課程では、1年次春学期の最終週に博士論文構想発表会を行い、研究の方向性について指導し、同時に主指導教員と副指導教員による指導体制をくんでいる。さらに、2年次に中間発表会を実施するなどスケジュールに従って指導している。しかし、後期課程が博士の学位を修得することを主目的とすることから、各コースでリサーチワークとコースワークのアンバランスが生じている。また、教育プロセスの管理についても十分であるとはいえない。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

【文学部】

文学部では、基準4-1で述べたように、現在各学科とも新たなカリキュラムを検討中であり、その過程で、開設科目の体系性をより緊密なものに整えていく。

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

【経済学部】

国際経営学科は、国際研修の参加希望者が急増するなどグローバル化対応へのニーズの拡大を承け、2015 年度入学生から、全員の 1 セメスター（3 ヶ月以上）の留学を柱とするカリキュラムへの変更を計画し、現在準備中である。

【心理学部】

心理学科のアンケートの結果、入学前教育に関して概ね好評ではあるが、学修科目による差も見られることから、検討を重ね改良していく。また業者に委託している学科や他大学の例もあることから、費用対効果も含め検討する。また、インタラクティブ・スタディ・ルームを今後は学生がより利用しやすい時間帯に開室するなどの改善をしていく。

心理学科の英語購読科目の満足度については、クラス（英語能力）による差も見られるため、今後の改善が必要である。ますます国際化の進む現代では外国語教育、特に英語教育は必須のものであり、3 年次のゼミにおいて、学生が英語論文を読む機会を増やすことを検討している。

2) 改善すべき事項

【大学全体】

現在、初年次教育は、学部学科の裁量に任せているが、初年次教育を学士力向上のための第一歩ととらえ、全学的な体制で、本学の初年次教育の在り方や、内容についての検討に向けて働きかけている。

単位互換制度に関して、本学学生がこの制度を利用しない理由を分析し、効果的な広報活動を計画していくが、その一方で、本学を含む各大学の立地や本学学生の志向（海外留学）、関心事（インターンシップ）を考えると、履修者数の増加よりも制度自体の見直しも併せて検討していく必要性も認識している。

教職課程における現在の取り組みとして、「教育実習」の授業では、教育実習を控えた大学 4 年生を対象として、現職の教員から教育現場の実際や教育実習へ心構えを聞く、教育実習事前指導講演会を毎年実施している（資料 4-2-44）。また、「教職実践演習」の授業でも、現職の先生を招き模擬授業をする機会や学校見学を行ない、学校現場を生で体感させる機会を設けている（資料 4-2-45）。さらに、文学部講演会を毎年開催し、全学の教職課程の受講生を対象に、教育のホット・トピックスに関して専門家等の話を聞く機会も設けている（資料 4-2-46）。そのほか、卒業生教員懇談会を毎年開催し、本学を卒業した教員より、次年度から教員になる学生に対して、アドバイスや助言をしてもらっている（資料 4-2-47）。これらを通して、学生と教員が、現在進行形の「教育現場における様々な課題」を把握するとともに、その内容の一部を教職課程の授業等に反映させている。

【文学部】

文学部では、他大学との単位互換制度に関しては、提携先候補との交渉など、その可能

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

性を今後探ってゆくべきである。フランス文学科の検定試験へのサポート体制の充実は、上記カリキュラム改革で検討される。

芸術学科の、従来の専門 4 系列間における学生数の偏りは、領域横断的かつ総合的な学修に対する学生のニーズが大きくなってきたためである。この状況に応えるため、2014 年度より「総合芸術学系列」を増設した（資料 4-2-48）。

【経済学部】

英語の新しいカリキュラムの効果の検証は今後の課題である。客観的な方法で抽出した学生からのヒアリングなど、組織的な検証が必要である。

【国際学部】

授業のレベル設定については、毎年の学生の学力、英語力を慎重に見極めつつ、本学学生と交換留学生双方からの意見を参考に、本学学生、交換留学生双方に有効な授業運営を検討していく。また、授業の出席・課題・ディスカッションのあり方の日本とアメリカの大学での違いに対する対策は、適宜学科会議等で議論している。引き続き検討を続ける。

国内外の協定校・高校との連携をさらに強める学科を越えたプログラムの開発、また英語によるプログラムの全面的な見直しと強化を行なう。国際経営学科や系列校・海外協定校との検討作業に入っている。

【心理学部】

施設設備の充実については、予算や大学の中長期計画を勘案して引き続き検討する。

年間履修上限、教員免許取得のために求められる履修をともに満たしながら、教養教育の内容を学科カリキュラムの中に含めるよう努める。

これまでは入学手続きから入学までの期間が短いことから、一般入試やセンター試験利用入試合格者に対しては、入学前教育は行なっていない。今後行なうか否か、行なう場合の方法などを検討する。

【心理学研究科】

コースワークとリサーチワークのアンバランスについては、2014 年度にコースごとに教育目標に基づいて教育課程を編成したため、専攻として統一的な教育課程編成が十分ではなかった可能性もありさらに検討する必要がある。

また、教育プロセスの管理の観点から、順次性のある授業科目の体系的配置に関しても専攻としての確認が必要である。

課程博士の学位授与に関わる指導教員数や中間報告会の実施など、指導体制の改善について検討する。

4. 根拠資料

- 4-2-1 明治学院大学学則 (既出 資料 1-1)
- 4-2-2 2014 年度履修要項 (文学部) (既出 資料 3-33)
- 4-2-3 2014 年度履修要項 (経済学部)
- 4-2-4 2014 年度履修要項 (社会学部) (既出 資料 1-9)
- 4-2-5 2014 年度履修要項 (法学部) (既出 資料 4-1-33)
- 4-2-6 2014 年度履修要項 (国際学部)
- 4-2-7 2014 年度履修要項 (心理学部)
- 4-2-8 明治学院共通科目開講科目表
- 4-2-9 2014 年度履修要項 (教職課程)
- 4-2-10 明治学院大学大学院学則 (既出 資料 1-2)
- 4-2-11 芸術学科カリキュラム
- 4-2-12 芸術学科 2013 年 10 月科会議事録
- 4-2-13 社会学部オリジナルウェブサイト「レポート添削講座・無料の入学前教育のご案内」
<http://soc.meijigakuin.ac.jp/?p=630>
- 4-2-14 2014 年度在学生調査集計表 (既出 資料 4-1-27)
- 4-2-15 2013 年度卒業時調査集計表 (既出 資料 4-1-28)
- 4-2-16 2012 年度卒業生調査集計表 (2014 年度実施) (既出 資料 4-1-29)
- 4-2-17 「修士論文提出手順」および「研究法演習の評価基準」について (英文学専攻)
- 4-2-18 2014 年度明治学院大学大学院要覧 (既出 資料 1-15)
- 4-2-19 明治学院大学大学院法学研究科オリジナルウェブサイト (既出 資料 1-18)
<http://lawschool.jp/gsl/>
- 4-2-20 2014 年度明治学院大学大学院要覧別冊 (法科大学院)
- 4-2-21 明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書 (既出 資料 1-21)
- 4-2-22 2013 年度第 1 回教員採用セミナー案内
- 4-2-23 2014 年度教員採用試験対策セミナー
- 4-2-24 2012 年度教員免許状更新講習
- 4-2-25 2012 年度 J.C.バラ・プログラムしおり
- 4-2-26 2013 年度 J.C.バラ・プログラム報告書
- 4-2-27 明治学院大学 2014 年度高等学校生徒科目等履修生募集要項
- 4-2-28 2014 年度アカデミック・リテラシー 1 シラバス
- 4-2-29 2014 年度英語実施科目
- 4-2-30 2014 年度外国語実施科目 (英語以外の科目)
- 4-2-31 協定に基づく国内他大学との単位互換制度
- 4-2-32 文学部英文学科「入学前教育」
- 4-2-33 2013 年度 2 月科会議事録 (英文学科) (既出 資料 3-60)
- 4-2-34 2014 年度検定フランス語 1 シラバス
- 4-2-35 「ヘボン・キャリアデザイン・プログラム」(学科科目)
- 4-2-36 芸術学科主催・共催の講演会・シンポジウム・公演など (2011～2013 年度)

基準 4. 教育内容・方法・成果 ii) 教育課程・教育内容

- 4-2-37 日本レコード協会寄附講座「クリエイティブビジネスと著作権」開講のお知らせ
- 4-2-38 経済学部語学関係科目年次配当表 (案)
- 4-2-39 2014 年度「教学改革支援制度」タイプ B エントリー用紙 (国際経営学科)
- 4-2-40 2014 年度芝浦工大・明治学院大単位互換履修生募集要項
- 4-2-41 長期留学者・短期留学者数 (2011～2013 年度)
- 4-2-42 大学院「法と経営学研究科」オリジナルウェブサイト (既出 資料 4-1-20)
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~mbl/>
- 4-2-43 芸術学科系列別選択人数一覧 (2011 年度～2013 年度)
- 4-2-44 2014 年度教育実習事前指導講演会
- 4-2-45 教職実践演習「学校及び学校関連施設の見学等 (現場教員による講演会も含む)」
のプログラム・リスト
- 4-2-46 文学部講演会 (主催：教職課程)
- 4-2-47 2012 年度卒業生教員懇談会案内
- 4-2-48 文学部芸術学科オリジナルウェブサイト「学科紹介 (総合芸術学系統)」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~art/faculty/comp.html>
- 4-2-49 2014 年度シラバス
<https://kyomu.meijigakuin.ac.jp/kyomu/UnSSOLoginControlFree>
- 4-2-50 2014 年度授業時間割表 (学部)
- 4-2-51 2014 年度授業時間割表 (大学院)

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

iii) 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

1) 大学全体

【学部共通】

各学部の設置科目は学則に規定されており、いずれも各学部の教育目標に従い、内容に適した授業形態（講義・演習・実験実習等）により適切に開講している。また授業形態に応じ、適切なクラス定員の維持に努めている。

本学は教育理念の実現に向けて、その基礎となるリベラル・アーツ教育を重視している。この教育効果を上げるために少人数教育に力を入れ、上級生の実験・実習科目や演習科目を充実させているだけでなく、多くの学科で初年次教育の一環として「基礎演習」を開講し、各学問領域の基礎知識の修得やグループワークの基礎を少人数で学ばせている。また全科目を英語で実施している国際キャリア学科では全クラスで少人数制をとっているほか、社会福祉学科・心理学部では実験・実習科目が多いため、少人数クラスの割合が大きい。

大教室での大規模講義の場合でも、多くの授業で学生の習熟度を配慮するための小テストやレポートの実施、コメントシート等による双方向性を持つなどの配慮がなされている。また大規模授業では、ティーチング・アシスタントを活用している学部もある。国際経営学科では 2013 年度以降メンター制度を導入し授業支援の試みを行なっている。

明治学院大学では大学設置基準の改正に合わせて、単位制度の実質化および学習プロセスの適正化を目的に、2007 年度入学者より年間履修制限単位数を見直した。現在、各学科の年間履修制限単位数は、44 単位～49 単位と定められている。なお、教職科目や短期留学認定科目等、年間履修制限単位数の枠外で履修できる科目も一部存在する。また、法学部の各学科では、成績優秀者に対する履修上の特則を定め、一定条件を満たす 2～3 年次生については、配当年次の例外を設けると共に、履修上限を 60 単位まで認めている。学科科目の単位を前倒しで取得し、最終年次には大学院進学や公務員試験受験等、学生の希望進路に応じた準備に集中させるための措置である。また、その他の学科でも所定の条件を満たす場合に限り、特例として上限を超えた履修を認めている。

また、修学に支障が出ないよう学年ごとに計画的に履修を行なうために、履修要項の記載内容、記載方法、教務部・各教員の履修指導方法について毎年検討を重ねている。

学習指導体制として、通常授業時間内の指導のほかに、学部によってはオフィスアワー制度を設けている。制度がない学部でも教員によってはオフィスアワーを設置している場合がある。そのほか、成績不振者に対する個別面談・指導の実施や、アカデミック・アドバイザーによる学習方法の相談なども取り入れている。また入試制度の多様化に伴い、新入生の基礎学力にばらつきや全体的な低下がみられることから、入学時の基礎学力の均衡を図るべく、各学部学科で入学前教育や初年時教育の充実をはかっている。

近年、教育効果や学生の習熟度の向上を目指し、学生の自立自主性を重んじた教育方法を積極的に採用している。学生が授業中に何らかの能動的な関わりをする、実践・参加型・双方向型のワークショップによる授業（アクティブ・ラーニング）の導入は、各学部学科で盛んに行なわれている。演習や実験実習科目はもちろん、講義科目にも、グループワー

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

ク、ディベート、フィールドワーク、プレゼンテーションやコメントシートによる振り返りを取り入れている授業もある（資料 4-3-1、4-3-2）。

大学設置基準の趣旨に則り「1 単位 45 時間」という単位の実質化を担保する目的と共に、学生の自主学習促進の一助として、シラバスに予習復習の指示に関する項目を設けた。

また多様な授業形態を支援する ICT を利用した学習支援システム（It's Class）を全学的に導入している。教務システムの講義・履修情報と連携しており、授業ごとに、講義の記録、予習・復習課題・参考教材・副教材の掲載や、相互コミュニケーション、レポートの回収が可能である。これにより、学生の予習復習などの自主的な学びを物理的に支援している。また各学部学科もそれぞれの学問分野の特性やニーズに基づいた独自の e-learning を導入し、授業内のアクティブ・ラーニングに利用するなど学生の学修意欲向上に役立てている。

明治学院共通科目でも、開設している科目の目的、教育内容および教育効果を考慮して、講義形式、演習形式、実技・実習形式の授業形態をとり、適切に授業を提供している。またアクティブ・ラーニングの観点から、外国語教育および諸領域教育科目共にディベート、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション、実験実習を取り入れるよう推進している（資料 4-3-1、4-3-2）。

外国語教育科目では、外国語の習得をいかに促進するかが大きな目標であり、各授業はこの点に配慮して運営している。具体的には履修人数が 40 人を超えない少人数クラス編制を原則とするが、コミュニケーション能力の育成を主とする授業ではさらに少人数（25 人程度）のクラスを編制し、学習者の能動性を喚起する授業方法を採用している。また、1 年次必修の「英語コミュニケーション 1・2」では、1 をネイティブの教員による会話中心の授業、2 を日本人教員による発音指導中心の授業として展開している。

諸領域教育科目では、大半が講義形式の科目で構成されており、この授業形態は受講生が共通に知っておくべき教養、知識、認識を広く教授するという諸領域科目本来の目的に合致しており適切といえる。しかし、多人数収容の講義科目の欠点として、履修者の集中力が途切れがちになる傾向がある。授業の質の低下を防ぐため、履修者の上限を 300 人程度にすることを検討している。諸領域教育の多くの講義科目では受講者が多く、教員から学習者への一方向の講義となることが多いため、インタラクティブな講義を展開することが難しい傾向にある。そこでそれを補うために、授業内容に関する講義用レジュメや学習者の講義内容に関する疑問点、意見等を記載するリアクション・ペーパーを活用している。

E 群および H 群に属する諸領域教育科目（「生物学方法論」、「スポーツ方法学」、「アカデミック・リテラシー」、「現代科学研究」等）や情報処理科目である「コンピュータリテラシー」等は、実践科目、体験学習科目あるいはゼミ的要素をもった科目であることから、少人数で行なう演習・実験の授業形態で授業を実施している。

「現代世界と人間」「ボランティア学」では、学生への強い刺激と高い教育効果を狙い、複数担当者での学際的・総合的なリレー講義を実施している。このように明治学院共通科目では、各授業の教育目標を達成するに適したクラスサイズ、授業形態を採用している。

各学部学科では、前述の通り、年間履修登録単位数は原則 44～49 単位に設定されている。しかし全学生を対象とする明治学院共通科目としての年間履修登録単位数の上限は設

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

定されていない。

新入生に対する履修指導の一環として、「明治学院共通科目ガイドブック（2014 年度からは電子ブック）」（資料 4-3-3）の作成と、入学直後の明治学院共通科目ガイダンスを実施している。前者は、明治学院共通科目のうち 1 年次に履修しなければならない必修科目の案内と科目登録方法を掲載し、入学予定者に対して閲覧できるウェブサイトの URL を知らせている。これにより、入学後の初習語科目やキリスト教科目のクラス選択が円滑に行なわれている。後者は、明治学院共通科目の構成、履修モデル、英語、初習語、ボランティア科目、自然科学科目、アカデミック・リテラシー、キャリアデザインプログラム（資料 4-3-4）について全学部学科生を対象に実施している。また個別履修相談も実施し、履修上の問題に関わるサポートも行なっている。

【大学院共通】

講義・研究指導は、研究指導計画に基づき、教員の指導の下で適切に行なわれている。大学院では修了要件単位数が少ないため、履修科目登録の上限設定はない。博士前期課程では大半が 1 年次に修了単位数を履修し、2 年次は研究指導に重点を置いている。学位論文を学修・研究の集大成ととらえ、博士後期課程はもちろん、博士前期課程でも必要単位の修得に加えて修士論文の合格を学位授与（社会人入試を採用し、修了レポートについても認めている社会福祉学専攻を除く）の必須要件としている。学位論文の作成にあたっては、研究指導計画に基づき、ほとんどの研究科で入学時から指導教員制をとり、研究計画と履修登録に至るまで、指導教授の指導のもとに行なっている。また、主査だけでなく複数による指導体制をとっているほか、論文執筆までの道程を予め示すことや中間発表会の実施により、確実な論文執筆の進捗を促すとともに、質の高い論文を目指している。

2) 文学部

各学科の特色ある授業形態や指導方針、また年間の履修単位制限等について記述する。

【英文学科】 年間履修登録単位上限数を 49 単位と定めているが、在籍期間が 4 年目、またはそれ以上の学生が 50 単位以上の履修を必要とする場合は、学科主任が当該学生と面接をし、卒業見込みができるだけ立つように指導をした上で履修超過を認めている。

学生の履修に関しては、履修上の誤りがないかなど、自己点検期間を設け、教員が履修者名簿によって学生の履修漏れなどを発見した場合には学科会議での了承を得て、追加履修を認めるなどの救済的な措置も施している。

学生の主体的参加を促す新しい授業方法構築の取り組みについては、2013 年度より「英語オーラルコミュニケーション」の中で、テレビ会議方式を利用した協働授業をオーストラリアのタスマニア大学と行なっている（資料 4-3-5）。また、教室外でのオンライン教材として、TOEFL などを作成している ETS が開発した CRITERION のうち、オンラインリーディングとオンラインライティングを 2013 年度に試行的に授業に取り入れ、2014 年度の秋学期より「Reading」「Writing」の授業内で学生に紹介し、補足的な独習教材として採用している（資料 4-3-6）。

【フランス文学科】 授業の内容を十分に消化・吸収する時間を保証し、単位の実質化を図るため、1 年間に登録できる単位の上限を 49 単位に制限している（資料 4-3-7）。そし

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

てとりわけ、語学の授業、演習（ゼミ）、卒業論文指導で学生一人ひとりに目を配ることができるようなシステムを採用している。まず、必修フランス語科目については、クラス分けによって少人数（1 クラス 30 名程度）でのきめ細かな学習を保証するとともに、実用的な語学力を身につけることができるようにするため、1～2 年次においてはフランス語を母語とする教員の授業を必ず配置している（資料 4-3-7）。次に、3 年次演習、4 年次演習に関しては、履修の前年度に当該学年の学生に対してゼミ説明会を行い、教務課への登録以前に学科でゼミ履修の申し込みを受け付けることによって、一つのゼミに履修者が偏ることなく少人数でのインタラクティブな授業が可能となるよう配慮している（資料 4-3-8）。そして卒業論文指導に際しては、卒業年次生全員に卒業論文要綱（資料 4-3-9）を配布するとともに、ゼミの担当教員がゼミ生一人ひとりと密に連絡をとりあって執筆をサポートする体制を構築している。

【芸術学科】 単位の実質化を図るために、年間履修登録単位の上限を 48 単位に制限している。ただし在籍期間 4 年目、もしくはそれ以上の学生については、学科主任による当該学生との面談と指導を経た上で、超過履修を認めている。また編入生と転学科生に対しては、年間履修制限単位数を設けず、学科主任が当該学生と面談して、個別の事情を考慮した履修指導を行なっている（資料 4-3-7）。1 年次の授業では、古今東西さまざまなジャンルの芸術作品に触れ、学生の好奇心と関心を喚起するとともに、幅広い知識を習得するような授業を配している。2 年次以降の授業では、順次専門性を高めてゆくことを念頭に、研究者のみならず、第一線で活躍する芸術実践者をも講師陣に迎え、多彩な科目群を提供している。また、「芸術メディア論演習 1,2,3」や「音響表現論演習 A,B」をはじめとする一部の授業では、ワークショップ形式による作品制作や表現行為を実施している。これらは、従来の芸術教育に見られるような制作技法の習得を目的としたものではなく、制作というプロセスを経験するなかでの能動的で双方向的な学びをめざす、新しいタイプの実践型の授業と位置づけられるものである。その成果の一部は、芸術学科オリジナルサイトにて公開され、学内外に向けて発信されている（資料 4-3-10）。

3) 経済学部

各学科共に少人数クラスでの双方向型の授業形式の充実を目標に掲げているが、それぞれ実現の方向に着実に進んでいる。経済学科では、カリキュラム改革に伴い 1 年次の基礎演習、2 年次に経済学演習を開設した。経営学科では、1 年次配当科目の「ワークショップ」のクラスを増設し全員の履修を可能にした。国際経営学科では、1 年次基礎演習にメンター制度を導入し、2 年生が発表指導を行なっている。これらの運営方法については、各学科で教務委員会・学科会議等で検討している。

以下に、特別な形態で提供されている科目を列挙する。これらの科目は経済学部生全員が履修可能である。

① フィールド・スタディ（経済学科）：海外で実地調査を行い、報告書を作成。成果を学部オリジナルウェブサイト上に公開している（資料 4-3-11）。

② インターンシップ（実習）（経営学科）：インターンシップに関連する知識を講習した上で、大学紹介あるいは各自で申し込んだ企業で実習を行なう（資料 4-3-12）。2012 年度から海外（台湾）での実習も開始。提携校（台湾師範大学）での語学研修と組み合わせ、

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

「ビジネス外国語」の単位もあわせて付与することで学生の学習意欲を高めるよう工夫した。成果を学部オリジナルウェブサイト上で公開している（資料 4-3-11）。海外でのインターンシップは、2014 年度から国際経営学科の科目として独立させた。

③ 国際研修プログラム（国際経営学科）：提携校（2013 年度、Hope College (US) , Hertford College, Oxford (UK) , Queens Land University of Technology (Australia)）にて、語学研修と企業訪問などを行なう 2 週間のプログラムである。研修成果を学部オリジナルウェブサイト上で公開している（資料 4-3-11）。

④ e-learning（国際経営学科）：ウェブ上の英語自習システムにより随時に学習し、一定数のレッスン及び課題に合格したものに単位を付与する。

そのほか、各学科で教育目標に沿った新しい形態の講義を開講し改善を模索している。

留学生に対する支援と日本人学生の国際化の両方を同時に実現するための試みが、大学の教学改革支援プロジェクト制度を利用して、2013 年度から「現代経済学特講 1,2」として事実上の通年科目として開講されている（経済学科科目）。これは、日本の経済・社会の実態を教室における講義と実地見学を組み合わせる学び、正規留学生の日本理解を促進すると共に日本人の履修者には留学生の勉学をアシストしながら日本理解と国際交流を体験させることを目的としている。2014 年度は国会議事堂、経団連、JAXA（宇宙航空研究開発機構）などを訪問する（資料 4-3-13）。経営学特講（アントレプレナーシップ）は、起業教育を兼ねたアクティブ・ラーニングの試みとして 2013 年度から経営学科科目として開講している。授業には、外部の経営者をコーディネーターとして招き、経営技術等の講義の後、学生をグループに分けそれぞれビジネスプランを作成させ、最後に発表会で締めくくめるものである（資料 4-3-13）。

年間履修制限単位数を設定し、教職科目・一部の実習科目を例外とした上で、これを厳守している。1 年間に履修できる単位数は、全学科共通で 48 単位、（国際経営学科 2 年次のみ 44 単位）であり、これは適正と考えている。

4) 社会学部

社会学部では、両学科ともに演習・実習などによる少人数教育を伝統的に重視してきたが、近年ではその内実においても一層の工夫を凝らして改革を続けてきた。

とりわけ社会学科では、31 に上る授業でディベート、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーションを含む「アクティブ・ラーニング」を採用している（資料 4-3-2）。とくに初年次春学期の必修科目「アカデミック・リテラシー」では、クラスの履修者数を 15～18 人程度に抑え、ディスカッションは当然のこととして、フィールドワークの初歩的経験やそれに基づくプレゼンテーションなどを行なっている。また 2 年次春学期の必修科目「コース演習」でも 20 人未満のクラスで、学科の専任教員が各章の執筆を担当したオリジナルテキストを使ってグループごとの発表とディスカッションや、テーマを決めてグループ対抗でディベートすることで演習 1 への導入も図っている。また、1 年次秋学期開講の要求科目「社会学基礎演習」でも、各自が取り上げた書籍の書評合戦を行なう「ビブリオバトル」を取り入れ、社会学的著作への関心を高め、読書への障壁を低める教育的工夫を試みている。これらの必修科目は、複数の担当教員が担当責任教員を中心として開発・改訂する共通カリキュラムによるアクティブ・ラーニングの典型的例になる。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

2014 年度は 16 クラス開講されている 3 年次の演習 1 についても、所属決定のためのレポート評価・面接評価による選別を行ない、履修者数を極力 15 人程度に抑える方針を堅持している。各演習クラスは国内外の多様なフィールドに出かけたり、合宿でディベートしたりとユニークな取り組みがなされており、その情報は学科オリジナルウェブサイトのブログ「日々の社会学科」上で頻繁に発信され、共有されている（資料 4-3-14）。

社会福祉学科の初年次秋学期開講の「基礎演習」でも同様に、少人数のクラス編成でプレゼンテーションを交えた基礎教育を行なっている。またコース選択に向けて「ソーシャルワークの理解」「福祉開発の理解」が開講されており、これらの講義は専任教員によるチェーンレクチャーと社会福祉実践者や支援対象者など多様なゲスト講義から構成されている。この間にコース選択に向けゼミオリエンテーションが実施され、1 年次末には希望に基づきコース分けが行なわれる。2 年次のソーシャルワークコースでは、15 名定員のゼミを開講し、1 週間の基礎実習とその事前事後指導を行なうと共に、援助スキル獲得を目的としたワークショップ形式のゼミを開講している。この過程を踏まえ、3 年次春学期には、学生自身が自らの適性を見極め専門実習領域の選択ができるよう担当教員による個別面接を行い、実習先機関に配属している。3 年次、4 年次は専門領域ごとのゼミによる実習事前事後指導、実習期間中の巡回指導等を行なっている。また、4 年次のゼミでは実習体験を社会福祉学理論と結びつけて考察を深めるよう指導し、卒論執筆につなげている。福祉開発コースでは、2 年次に福祉開発フィールドワークを開講し、カンボジアや北欧など海外に加え、国内では限界集落と言われる地域等で行なわれている非営利組織の活動に参加し調査している（資料 4-3-15）。この体験を踏まえて、3 年次、4 年次のゼミで、支援のニーズと方法に関して、社会福祉学の立場から学びを深め、卒業論文執筆につなげている。

一方、講義形式の授業ではときに大規模な履修人数になることがある。その場合には TA をつけて教育の質を担保する努力を続けている。しかし、極端な多人数クラスをなくす有効な方策を見つけることは依然として学部課題である。

年間に履修できる単位数は両学科とも 48 単位までとなっており、4 年間にわたる段階的な履修を水路づけている（資料 4-3-16 p.42、p.57）。

5) 法学部

法学部では、学科ごとに教育方針と学習指導方針を定め、適切に指導している。

特に法学部では、学生の学習指導のため 2006 年から独自の特別 TA 制度を設けている。大学での講義は、受講生が 100 人を超えるような大講義や演習形式の授業など、高校での授業とは様相が異なるものが多い。さらに法律学は、1 つの事象に対して様々な考え方があり、どの考え方が正しいといった結論が 1 つとは限らない学問であるとともに、学習にあたり、条文や判例を数多く参照することが要求される。本学は白金・横浜の 2 キャンパス制をとっており、教授陣がきめ細かな指導を行なうにしても、物理的な限界がある場合がある。そこで、大学で法律学を学ぶ特に初学者に対しては、学習の第 1 歩から丁寧な支援を行なう必要があり、そのために設けられた制度がこの特別 TA 制度である。具体的には、若手の法律学研究者である特別 TA（大学院博士後期課程に在籍する者等）が、授業内容についての質問に答える、法律の勉強方法に関する相談を受ける、さらには演習科目での報告にあたり、レジュメの作成方法等の準備の仕方や、個別の授業で提出するレポー

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

トの書き方などについても指導している。白金校舎では 4 名在駐し、月曜日から金曜日の 10:45 から 18:45 まで対応、横浜校舎では 4 名在駐し、月曜日から金曜日の 10:30 から 18:30 まで対応している。

なお、学習指導については、春学期に、新入生を対象としたガイダンスはもちろん、上級生を対象としたガイダンスを両キャンパスで実施し、履修登録上の注意点の周知と学生に有益な情報を提供しているほか、成績不良者に対しては個別の面接により指導している。一方で、2 年次終了までに 21 単位を取得できない学生については退学処分となる規則や、一定の科目を合計 30 単位以上取得できない学生は、白金校舎開講科目の履修を認めない制度を設け、厳しい指導も行なっている（資料 4-3-17）。

さらに、学習指導の一環として法学部では「白金法学会論文賞」を設け、毎年一定の法学上・政治学上のテーマにつき法学部生の研究論文を募集し、優秀な論文を表彰している。しかし、1～2 年生からの応募が少ないため、1～2 年次の演習で関心をもったテーマを論文に発展させることができるよう自由論題を設け、演習で指導を行なうこともしている。

次に、履修科目登録上の上限制度の問題である。現在、法学部では、4 年間で平準的な単位の履修を行なうべく、各年次で履修科目登録上の上限制度（年間 48 単位を上限）を設けている。しかし、これを硬直的に取り扱うのは適当ではなく、まずは成績優秀者について年間 60 単位までの取得を認める上限制度の緩和措置を有している（資料 4-3-17）。これを受けて、春学期には両キャンパスで成績優秀者対象のガイダンスを実施している。さらに、過年次生については、やむを得ない事情により当該履修上限制限に抵触し、卒業できない場合が発生する可能性があり、学部長が認めるところにより、これを一定程度解除するものとした。また、2013 年度から、4 年次生についても学部長が認めるやむを得ない事情（病気、事故、経済的事情等による修学困難なケース）がある場合には、上限を緩和するものとした。ただし、無制限な上限撤廃は、学習に効果が無いものと判断されるので、超過履修は現実的に当該学生が取得可能な単位までとし、4 年次生の履修単位数については、3 年次編入生・転学科生の履修単位数の上限を参考に、年間 64 単位を限度とし、学科主任が面談の上、学部長はその上限の数値を定めるものとした。

6) 国際学部

学生の主体的参加を促す授業方法の一つと考えられるアクティブ・ラーニングについては、資料（資料 4-3-2）に見られるように、国際学科における実践は群を抜いており（採用科目数：141 科目）、適切な教育方法・学習指導が試みられていると言えよう。国際キャリア学科では学士力向上に向け、学生の学習意欲の向上と自主学習時間の増加を目指している。具体的には、①前提課題・前提学習を前提とした授業の実施、②主体的参加型授業・双方向授業の実施、である。残念ながら、これらの面での厳密な調査は実施できていないが、学生からの聞き取り調査の結果では、自主学習を週 10 時間以上行なっている学生の比率や授業や課題に意欲的に取り組んでいる学生の比率がかなり高いことが判明している。

7) 心理学部

心理学科では、講義、実験・実習、演習科目で構成されてきたカリキュラムを見直し、少人数の授業を増やすことを検討した。その結果、2014 年度生より 1 年次からの基礎演

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

習 1 を導入し、現在、基礎演習 2 の目標と内容について、学科会議で検討中である。また、3 年次の心理学演習 1 と 4 年次の心理学演習 2 の必修化、卒業論文の必修化について学科会議で検討したが、基礎演習導入の効果が明らかになってから再度検討することとなった。

毎年度、学生の単位取得状況データをもとに、修学支援 WG と学科主任を中心に修学支援面接対象者一覧を作成し、クラスアドバイザー、ゼミ担当教員、修学支援 WG 教員が面談を行なっている。必要に応じて保証人と連絡を取り、結果を学科会議で報告し、対応や問題点について検討している。また、1～2 年生には学期ごとにクラスミーティングを実施、そのほか、全学年の学生を対象としたオフィスアワーを設け、学生の相談に乗っている。

教育発達学科では、1 年次から 4 年次にわたって学科基幹科目を設定し、理論と実践の往還を促す循環型教育システムを取り入れてきた。授業形態としては、講義、学外での体験活動（2 年次必修科目）、学内外での実習、演習（3～4 年次必修科目）が含まれる。実技系科目や教科指導法に関する科目等については、複数クラス編成による少人数教育（約 30 人程度）を実施しており、個々の学生に応じたきめ細かく指導している。なお、本学科では、免許・資格関係の科目の履修を含めて、1 年間の履修登録単位数の上限を 47 単位と定めている。そのほか、学科プロジェクトとして、教育実践力を高める学びのコミュニティづくりを進めてきた。具体的には、小学校や公民館等で、絵本や紙芝居等の読み聞かせを行なう学生たちのサークル（「おはなしポップコーン」）への支援や、教材開発と模擬授業研究を行なう学生たちへの支援が含まれる。

8) 文学研究科

英文学専攻では、博士前期課程の「研究法演習」により、研究指導を行なう体制をとっている。修士論文中間発表会を含め論文作成過程と「研究法演習」を体系的に連携させ、指導教員間で共通の必須条件と評価基準を設定している。加えて、博士前期課程で英語論文作成に特化した必修科目を設置、英語論文執筆力の向上促進に努めている。また、博士論文執筆のための指導体制を強化するため博士論文提出に関する内規と申し合わせを作成し、遵守している（資料 4-3-18、4-3-19、4-3-20、4-3-21）。

フランス文学専攻博士前期課程では、所属コースの「演習」「特殊研究」と「修士論文」を必修としている。さらに研究内容に応じて、他コースの演習科目や他専攻の授業、提携 7 大学の授業を自由に履修できるようにしている。修士論文は 4 月末の題目提出のあと個別論文指導を開始し、7 月に公開で中間発表をさせる。その後、個別論文指導を強化し、2 月の修士論文口頭審査は公開制にして学生全員を出席させる。公開審査によって、次年度論文提出者は論文執筆への自覚をもち、上級生は下級生にアドバイスをあたえ、教員と学生との議論はすなわち、次年度論文提出者への指導となる、という大きな教育効果がある。博士後期課程では「演習」科目以外に「研究実習」を必修とし、論文執筆、学会発表、留学準備の指導をしている。

芸術学専攻では、音楽学、映像芸術学、美術史学、芸術メディア論の 4 研究コースそれぞれで少人数の演習と特殊講義を行なっている。また、学際的な問題意識を持つ学生は、2 つ以上の研究コースにまたがって受講することや、文学研究科の他専攻の科目を受講し、単位を取ることができる。学生の研究発表と活動報告のための雑誌「バンダライ」を、学生自身の編集によって発行しており、積極的に研究成果を発信し、かつ業績を形成する助

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

けとしている。授業科目として制定されているものとは別に、学生は研究計画を提出し、それに応じて研究指導・学位論文作成指導が行なわれている。

9) 経済学研究科

教育課程・実施の方針に基づき、講義・演習科目の適切な授業形態を採用している。授業は少人数クラスの講義形式とし、数回の小テスト等を実施し受講研究科生の理解度を確認している。また、定期試験を行い、これら小テストの評価も加味されて研究科生の最終評価が行なわれる。演習は、基本的に個人指導形式を採り、研究科生の研究発表や専門論文や専門書の輪読形式で進められている。研究論文の発表会を設け、他の研究科生との意見交換の場を設けている。

10) 社会学研究科

社会学研究科では、大学院要覧（資料 4-3-18）で、修士論文・博士論文の手続きと審査方法・審査基準を学生全体に公開し、周知している。

前期課程：各専攻とも、2 年次の 4 月末までに修士論文題目届を提出し、修士論文提出までに中間報告会を開催している。社会福祉学専攻の場合は、現職ソーシャルワーカーのためのリカレントコースで課している研究課題修了報告書も修士論文と同様の扱いである。

後期課程：各専攻とも、各年度 4 月末に、研究計画書を提出し論文指導を受ける。また、各年度後半には研究発表会等を開催し、教員・学生からアドバイスを受ける機会を設けている。博士論文の最終試験は公開の口述試問による。

11) 法学研究科

本研究科における教育方法と学習指導は適切に行なわれている。研究計画の設定と計画書の提出について丹念に指導している。

研究指導のうち、博士論文作成のための準備作業として位置づけられる博士後期課程 1 年次から 2 年次までの期間は、日本語ないし外国語文献の講読や判例・事例研究を通じて、博士論文の課題設定を指導するものであり、最終学年においては、論文作成に向けたより具体的な指導に移ることになる。このように論文作成スケジュールに従って論文作成技法を順次習得させ、所定の期限内に博士論文を完成させるよう強く指導している。また、各種研究会への参加と報告を促すことにより集団的な指導体制も取り入れている。このような学習指導を明確化し、より実効的なものとするため、2011 年以降は、「博士論文作成・論文指導のスケジュール管理」（資料 4-3-22）に沿って指導している。

大学院生の研究成果を公表する場として大学院紀要「法学ジャーナル」が用意されているが、今後、同誌への投稿・査読手続に関する内規を作成しつつ、研究成果の公表をより積極的に促す方策を講じることを予定している。

また、学生の主体的参加を促す教育の工夫として、2013 年度に開講した「研究指導（民法 1A・1B）」については、電子白板を利用した双方向講義を実施している。

12) 国際学研究科

基礎科目と専門部門、コースワークと個別指導、専攻分野を深めることと国際学研究科

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

の学際性を生かすこと、という諸側面でのバランスが追求されたカリキュラムとなっており、インターンシップや留学の道も開かれている。学習指導については、ほとんどマンツーマンの個別指導に加え、オフィスアワー等を通じて、他分野の教員に親しく接してアドバイスを受けることも可能となっている。

1 3) 心理学研究科

前期課程では、講義・演習・実習の授業形態を採用している。科目の履修計画については、修士論文執筆に必要な科目や、臨床心理士・臨床発達心理士の受験資格取得に必要な授業科目を計画的に履修できるように、4 月、9 月のセメスター開始時に、指導教員が履修指導をしている。前期課程では、履修科目登録の上限については、3 コースとも設定していない。

研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導について、博士前期課程では 3 コース共に、特論研究や研究指導の科目の履修による個別の指導に加えて、1 年次に修士論文のテーマに関わる研究のレビューと問題設定についての発表を行なう中間発表を実施している。さらに、2 年次には 2 回中間発表を行ない（資料 4-3-23）、これに加えて、研究科紀要に、修士論文の概要、学外実習報告を執筆することが求められている。執筆にあたっては、指導教員の指導を受けることが必要とされ、教員に対しても、積極的に指導を行なうよう周知されている。

博士後期課程では、博士論文の個別指導に関わる特別演習をセメスターごとに開講し、心理学分野、教育発達心理学分野、臨床心理学分野の特別講義を開講し、主指導教員以外の講義を受講し偏りのない学識を修得させる。毎年 4 月に「研究計画書」を研究科委員長に提出することが義務付けられている。研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導については、1 年次の第 1 セメスター終了後に「博士論文構想発表会」を実施し、博士後期課程担当教員全員による確認・指導が行なわれる（資料 4-3-24）。構想発表後、副指導教員 2 名を決め、指導体制を整えている。

1 4) 法務職研究科

授業内容は、1 年次は、双方向の授業形態を一部取り入れつつも、重要箇所は講義形式で行なわれ、2 年次になると、事例を事前に与えて学生に検討結果を口頭発表させる方式の授業が展開される。3 年次には、事例をその場で起案させたうえで解説を加えるという授業が多い。科目によっては、学生が原告、被告、裁判官グループを構成し、グループ間で議論を戦わせるという方式をとる授業もあり、こうした取り組みを通して、学生が主体的に授業に参加できるような工夫をしている（資料 4-3-25 p.83）。

法科大学院では、年間履修単位数が制限されており、原則として、年間 36 単位を超える履修は認めていない（資料 4-3-26 p.2）。

毎年 3 月末に、履修ガイダンスを行い、必修の法律基本科目に関する履修条件、履修登録の方法等について説明している（資料 4-3-25 p.79）。

また、毎学期、「学習カルテ」を作成して学習指導に役立てるとともに、担当教授制により、学生に対する学習指導の充実を図っている（資料 4-3-27）。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

1) 大学全体

【学部共通】

本学では 2007 年度の教務システム更新により、シラバスの導入と完全ウェブ化に踏み切った。従前の「講義概要」と比べると、項目の種類も制限文字数も大幅に増え、授業に関する情報を的確に伝えられるようになった半面、教員ごと項目単位での内容の精粗が際立つようになったため、2011 年度より、大学全体の執筆基準として「シラバス記載のガイドライン」(資料 4-3-28) を定め、授業担当者への周知徹底に努めている。

ガイドラインで求めている記載事項は、授業概要、学習目標、授業計画、成績評価の基準、教科書、参考書、関連 URL、授業に向けての準備・アドバイスである。

必修科目に関しては、授業内容に差が出ないように科目責任者や学科主任が統一的な原稿を作成し、使用する教科書や授業計画が標準化されるように配慮している。さらに、執筆後に教務部と各学科主任が内容をチェックし記載の精粗を確認している。

但し、ガイドラインは強制力・拘束力を持つものではなく、専門領域がそれぞれ異なるため、画一的に是正の指摘をすることが困難という現実がある。こうした背景により、精粗は依然として改善できず、また、そのための具体的な対応策を講じてきていなかった。

しかし、私学事業団の实地視察調査で、2012 年度シラバスについて「成績評価基準・学習目標・授業計画」の精粗是正の指示を受けたことから、改善は喫緊の課題となり、新たなガイドラインの設定とその徹底に着手した。

新たなガイドラインの設定は、精粗は正の目的のみならず、「単位の実質化」を担保するための、学生の学修時間の確保に資する予習・復習に関する指示を盛り込むことを目的としている。このため 2014 年度では、予習・復習に関する指示を「授業に向けての準備・アドバイス」項目へ記載することの義務化を目指した。「FD・教員評価検討委員会」での了承を経て、シラバス執筆依頼時に、改定後の「シラバス記載のガイドライン」を同封するとともに、各学部教授会で予習・復習に関する指示の追加記載の周知徹底に努めた。

学期ごとに実施している授業評価アンケート(資料 4-3-29)で、シラバスへの記載内容と授業内容との合致に関する質問項目を設けている。それによると、全学的には概ね 70% の学生から「シラバスの 70% が授業内容と合致している」との回答を得ている。この結果は、各教員にフィードバックされ各々の授業やシラバスの改善のきっかけとなることを期待している。

大学ウェブサイトで公開しているシラバスデータは、2012 年度までは当該年度のみであったが、2013 年度の教務システムのリニューアルにより、2007 年度以降から当該年度の全データが閲覧可能となり、飛躍的に改善された。また、大学と大学院のシラバスデータ(資料 4-3-13)を統合することにより、同時に検索・閲覧することが可能となり、本学大学院への進学を視野に入れた学生にとっては利便性が増した。教員にとっては、大学と大学院で異なるシステムへの入力を余儀なくされていたのが、2013 年度から同一システムでの入力の実現したことにより、大学と大学院の接続を意識した展開がしやすくなっている。

【大学院共通】

コースワークについては、学部と同様、「シラバス記載に関するガイドライン」に基づき、

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

授業概要・学習目標・授業計画・授業に向けての準備/アドバイス・成績評価の基準等をシラバスに明示し、大学院ウェブサイトで公開している。2013 年度からは新システムに切り替え、従来よりも明示項目も増え、利便性の高い仕組みになっている。リサーチワークについては、学生と指導教員との話し合いにより指導教育内容・研究内容を決定し、研究指導計画にまとめるなどし、それに従って指導している。

2) 文学部

本学では専任・非常勤を問わず、全教員が共通の書式に基づいてシラバスを作成している。文学部教授会でも、より充実したシラバス作成に向けて注意喚起を随時行なっている。又、教務部のチェックを経て学科主任が精粗や不備について確認し、必要な場合は該当教員に修正の依頼をしている。以下、各学科の取り組みと現状分析を記す。

【英文学科】 シラバス記述と授業内容との整合性については、2010 年度からの授業評価アンケート結果の平均数値に上昇傾向が見られ、2013 年度の秋学期については 4.18 という結果になっている。

【フランス文学科】 シラバスはウェブサイトで公開され、本学の学生はもちろん、学外からも容易にその内容を知ることができるになっている。教員と学生とのインタラクティブな授業形態をとる演習（ゼミ）に関しては、その性質上、「授業計画」に各回の授業内容が詳細に記されていない場合もある。シラバスと実際の授業との整合性については、2013 年度春の授業評価データによれば、フランス文学科の平均値は 4.04 であり、おおむねシラバス通りに授業が運営されていると言える（資料 4-3-29）。

【芸術学科】 全学的な方針に従い、各教員がシラバスを執筆している。科目の性質上、学生との双方向的なコミュニケーションを重視する授業でも、可能なかぎり適切な情報をシラバスへ記載するように心がけ、学生が授業内容・方法をあらかじめ把握・理解しやすいよう配慮している。2013 年度の授業評価アンケートにおけるシラバスと授業との対応を問う設問（Q5）の結果は、春・秋両学期でそれぞれ 4.29, 4.20 となっている（資料 4-3-29）。前年度（春 4.11, 秋 4.17）よりも上昇しており、また全学部平均点（春 3.96, 秋 3.97）に比して良好であり、おおむねシラバス通りの授業が運営されていると考えられる。

3) 経済学部

シラバスはすべての講義で作成されている。シラバスには学習目標・講義の狙いが明示されている。また、記載の不備や内容の精粗についても時間割編成時とカリキュラムの検討の際に、学科主任・教務委員が内容を点検している。

授業評価アンケートには、授業とシラバスの整合性にかかわる項目が含まれており、この集計結果が各教員にフィードバックされ、各教員の授業改善に役立てている。

4) 社会学部

全学統一の書式に基づいて、授業概要、学習目標、授業計画（一学期 15 週）、成績評価の基準等を明記したシラバスを作成している。このシラバスは、大学ウェブサイト上で公開されている。

シラバスの作成については、学科主任が学科専任教員と非常勤教員に授業内容との整合

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

性を十分に配慮して作成するように依頼している。公開されているシラバスについて教務部と学科主任が内容的に不備を発見した場合は訂正を依頼している。

また社会学科では、「アカデミック・リテラシー」「社会学基礎演習」「コース演習」「表現法演習」など、学科教育の核となる重要な少人数科目について、各科目責任教員と補佐役の教員が責任を持ってシラバスの執筆を行ない、各クラスの授業が計画的に、標準化されて運営されることを担保している。また、学期中に授業の進行や問題点などを科目責任教員が中心となって意見交換する機会を設け、シラバスと授業内容の関連づけをチェックすると同時に、次年度のシラバスの改訂に検討した結果が反映する工夫をしている。

5) 法学部

法学部では、全科目で全学共通の形式に基づきシラバスを執筆することとしており、内容の過不足、精粗は教務部が確認している。重大な最高裁判決が下されることや、予定していない法改正、政界の変動等がない限り、当初計画されたシラバスに基づいて授業を行なうことを実践している。授業内容・方法とシラバスの整合性については、毎年、学生による授業評価の際のチェック項目となっており、これを検証している。2013 年度秋学期の授業評価では、学生の概ね 74% (法律学科 74%、消費情報環境法学科 74%、政治学科 76%) がその整合性について認めている。今後も、この整合性の割合を高めていきたい。

法律学科と消費情報環境法学科では、基本的に当初計画されたシラバスに基づいて授業が行なわれている。ただし、科目によっては、外部からゲストスピーカーを招いて特別講義を行なったり、学外で研修したりすることもあり、その際、ゲストスピーカーや研修先の事情でシラバスの変更が生じる場合もある。かかる場合に学生に不利益のないような配慮を検討する必要がある。

政治学科の場合は、同時代の政治を扱った科目はもちろん、理論的・歴史的な科目であっても、同時代の政治状況の変化に応じた説明の補足・追加を余儀なくされることがある。このようなときは、政治情勢の変化に対応しつつ、学期中でも体系的にシラバスの修正を行なうことが望ましいが、現実的にそれは容易ではなく、書き換えてもそれに学生が気づかないこともある。これらの事情は、シラバスと講義内容の不整合という印象を生じさせることになるので、講義の柔軟性とシラバスとの整合性のあり方については、なお検討が必要である。

6) 国際学部

シラバスが適正に記載されているか、授業内容との整合性はとられているのかのチェックは、学科主任と教務課によって行なわれている。従って、シラバスへの前提学習内容の明記についても、100%の達成となっていると考える。授業内容がシラバスの通りに行なわれたかについては、授業評価アンケートの同趣旨の内容を問う項目で、72% 近くから肯定的な回答を得ており、大きな齟齬が生じていることはない (資料 4-3-29)。

国際キャリア学科では、学士力向上に向け、学生の学習意欲の向上と自主学習の増加を目的とし、シラバスの記載内容に、全学的な記載の義務化より以前から、事前準備の要件の記載も行なうことを申し合わせている。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

7) 心理学部

心理学部では、全学統一のフォーマットに基づきシラバスを作成し、内容の不備や精粗がないよう注視している。また、シラバスの充実化ならびにシラバスに基づいた授業内容の提供について、教員の意識を高めるために、2014 年度春学期の授業評価アンケートの結果のうち、シラバスに関する学生の評価の活用方法を学科会議で検討する予定である。

また、現時点ではウェブ上でのシラバスへのアクセスが煩雑なため、学科ウェブサイトからシラバスにリンクを貼ることを学科会議で検討し、2015 年度に向けて広報 WG で対応することとなった。

教育発達学科では、シラバスに関する全学の統一的なフォーマットと公開方法に則り、各教員が授業内容や方法の整合性を考慮して作成にあたり、教員養成カリキュラム委員会が定期的に点検している。一方、2013 年度に実施した学生による授業評価では、講義内容がシラバスと対応していたという評価が前年度より減少し、対応していないという評価が全学に比べて多かった。また、シラバスを読んでもおらず、講義内容とシラバスの対応について「答えられない」とした学生が多かった。こうした結果は、毎学期、学科会議や教員養成カリキュラム委員会で点検し、各教員にフィードバックしている。

8) 文学研究科

英文学専攻では、全教科についてシラバスを作成しウェブサイト上で公表している。また、シラバスと授業内容・方法との整合性について、学生に不満がないか授業評価アンケートで確認しており、シラバスと授業が整合していないという意見は全く見られない（資料 4-3-13、4-3-28、4-3-29）。

フランス文学専攻では、大学のウェブサイトだけでなく、専攻のオリジナルウェブサイトでも簡単なシラバス紹介をしている。授業評価アンケートを読むと、学生はシラバスを熟読して履修授業を決めていることがわかる。授業への満足度は高く、シラバスと授業が整合していないという意見は全く見られない（資料 4-3-29）。

芸術学専攻では、シラバスは大学院ウェブサイト上で公開され、学生は容易に閲覧できる。授業内容・方法は、概ねシラバスに沿って行なわれている。ただし、毎年同じ内容の授業が繰り返されることはなく、学生も少人数でそれぞれ関心や能力に差があるため、機械的にシラバスどおりに授業を進めることが学習効果を上げるうえで最善とは限らない。学生の合意の上で内容を一部変更することはあり得る（資料 4-3-29）。

9) 経済学研究科

各大学院担当教員は、シラバスを提出し、その中で、授業計画・学習目標・成績評価を明示している。これに基づき厳格に授業と成績評価を行なっている。

10) 社会学研究科

各専攻とも全学共通のシステムでシラバスを作成し、履修登録に先立って大学ウェブサイト上で公表している。シラバスでは、評価方法や予習復習についても明示している。シラバスに基づいた授業であったかどうかなどは、セメスターごとに実施している授業評価で検討できるようにしている。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

1 1) 法学研究科

本学大学院のシラバスはすべて、大学ウェブサイトの「シラバス検索画面」で検索することができ、本学学生だけでなく広く一般に公開されている。本研究科の授業はシラバスに沿って展開されている。

1 2) 国際学研究科

国際学研究科では大学全体の方針に基づき、各科目についてシラバスを作成している。シラバスは大学ウェブサイト上で公開されており、それに基づいて授業が展開されているかどうかは、毎学期に行なわれる授業評価の際のチェックポイントの一つとなる。

1 3) 心理学研究科

シラバスの内容に関しては、研究科長、専攻主任、コース主任が全教員のシラバスを閲覧し、内容が不十分な点をチェックしている。さらに、それぞれのコース会議でシラバスの表記内容や修正点について検討を行ない、シラバスの内容の充実をはかっている（資料 4-3-30、4-3-31）。

授業評価において、授業内容・方法とシラバスとの整合性に関する問いを設けているが、その結果の検討は個々の教員にまかされており組織的には検討していない。

1 4) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）の授業はすべて毎回の授業シラバスが作成され、これに沿って厳格に実施されている。大学全体のシラバスを作成するほか、法科大学院向けの教育支援システム（TKC）（資料 4-3-32）も利用している。

授業参観の結果に照らしても、シラバス上の計画と実際の授業との進行上のずれ幅はごく僅かである。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

1) 大学全体

《厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）》

成績の評価方法・評価基準は、学則と大学院学則に則り、学生に対しては履修要項（学部別）、大学院要覧および別冊、シラバスに、教員に対しては教員ハンドブック（資料 4-3-33）に明示して、学部・研究科ごとに適切に実施している。

成績評価基準については、授業科目や担当者によりばらつきがあることは否定できないが、学部・研究科単位で、平準化へ向けた様々な試みも行なわれている。例えば、同一科目を複数教員が担当する場合、非常勤講師を含めた授業担当教員が評価基準に関するコンセンサスを得るための定期的な会合をもつことや、ウェブサイト上に試験の模範解答、解説を公開することで成績評価の説明責任を担保する、などがある。

また、2013 年度より学部・大学院のいずれも、GPA の本格導入を実施し、成績発表の際、通算 GPA 値を通知するようになった（成績証明書への記載も可能）。その際、試験欠席・レポート未提出等で「評価不能（不合格）」の場合の評価を、GPA 計算対象外である「E」から計算対象となる「N」に変更したため、GPA の算出基準はより厳格になった。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

通算 GPA は、数値による客観的な習熟度であり、この値を学生にフィードバックすることにより、学生に自身の到達度の認識を促すとともに、学修計画、履修計画の指針となることを期待している。

なお、「N」評価への変更と併行して「履修中止制度」をスタートさせた。これは、履修登録後、授業内容が自身の学修したいものと異なっていた場合に、GPA 値に影響を及ぼさずに履修を放棄できる制度である。導入初年度の 2013 年度春学期と 2 年目の 2014 年度春学期の申請件数を比較すると、学生数で 1.2 倍の伸びを見せており、この制度が浸透してきたことがうかがえる（資料 4-3-34）。

明治学院共通科目については全学の取り組みに沿って、全科目のシラバスで成績評価の基準が明示されている。

必修科目である「英語コミュニケーション」については、成績評価基準を授業担当者の評価（30%）、および期末に実施される英語共通テスト（70%）で総合して判定し、担当者間の平準化を図っている。「アカデミック・リテラシー1」「アカデミック・リテラシー研究1」「現代世界と人間 7・8」等では、期末レポートを複数教員で査読採点して、成績評価の公正性を図っている。同一科目を複数教員で担当している場合には、公平性を確保する必要があり、その成績評価基準については FD カリキュラム・教学改革・認証評価委員会と各教育部門で継続検討中である。

《単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性》

単位数は、学部は大学設置基準第 21 条、大学院は大学院設置基準第 15 条に基づきそれぞれの学則に定めており、単位制度の趣旨に則って各授業科目の単位を授与している。学部・研究科ごとの卒業（修了）要件単位を満たすための具体的な計算方法は、各学部の履修要項（大学院要覧）に明示し、適切に実施している。

また、単位の実質化に向け、シラバス上で予習・復習の内容と所要時間記載の必須化を図り、学生の自主学習の指針としている。

学部生については、成績発表後、その成績評価に疑義がある場合に、定められた期日に所定の書面を教務課に提出することで、担当教員に成績評価の確認ができる制度を整備している。全学部で実施しているが、学部により確認できる成績評価に若干の違いがあるため、3つの制度が混在する（資料 4-3-35）。これらの制度は、各学部履修要項に記載しており、学生に周知されている。いずれの場合も、確認の結果は、書面で学生に通知される。授業担当教員の回答には、成績評価の根拠が明確に示されているため、評価そのものに変更がない場合でも、多くの学生の疑問は解消されている（資料 4-3-36）。

これらの制度の運用により、教員からの一方的評価ではなく、疑義のある学生からの確認の過程を加えることにより、大学全体で厳密かつ適切に単位認定していると言える。

当該制度は現在学部のみで導入されており、大学院では行っていない。

《既修得単位認定の適切性》

本学入学以前の他大学あるいは短期大学で修得した単位（資料 4-3-37）、在学中、他大学との協定等に基づき他大学にて修得した単位（資料 4-3-38）、「明治学院大学学生国際交流規程」資料 4-3-39）に基づく海外留学で修得した単位については、当該学生が所属する学科の主任教授が、その適切性・妥当性を参考資料と面接をもとに精査し、認定している。また、本学の短期留学プログラム（夏季・春季）による単位認定については、認定科目が

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

明治学院共通科目であることから、留学先での成果に基づき、教養教育センター長が認定を行なう（資料 4-3-40 p.54）。

認定される単位数は、大学設置基準第 28 条（第 1 項、第 2 項）および第 30 条に準拠し、学則の規程に従い、60 単位を超えない範囲とする。

大学院では、他大学の大学院とも協定して委託聴講制度を設け、所定の範囲内の単位数までは本学で履修したものとみなして認定している。委託聴講生制度は、英文学専攻、フランス文学専攻、経済学専攻、経営学専攻、社会学専攻、社会福祉学専攻が採用しており、協定校は専攻による（資料 4-3-18 p.7）。

2) 文学部

成績評価は、明治学院大学学則第 6 章（資料 4-3-42）に定められた関連各箇条に基づき、厳正に実施されている。以下、各学科の成績評価と単位認定の現状を述べる。

【英文学科】 教務部との連携により、シラバスでの評価基準を具体的なパーセントで明示するように専任教員、非常勤講師に指導している。学科内は 3 年次よりイギリス文学、アメリカ文学、英語学の各コースに分かれているが、コース間の単位取得を柔軟にして広く学べるように、所属コースの科目を 12 単位とれば、それ以上の選択科目については所属コース以外の科目も履修でき、卒業単位数として認定できるようにしている。他大学、とくに認定留学によって取得した単位認定についても学科主任の判断のもとに教務部と連携して厳密に行なっている（資料 4-3-7）。

【フランス文学科】 成績評価に関しては、授業ごとの具体的な評価基準と評価方法がシラバスで明示されており、大学ウェブサイト上でいつでも閲覧可能である。これに加えて、各学期初回の授業には、授業担当教員による説明も行なわれている。評価の方法としては、定期試験、授業内試験、期末レポート、授業内レポートなどの中から、授業形態や履修者数に応じて担当教員が最適と考えるものが選択されている。卒業論文では、主査と副査の 2 名が査読、それぞれが評点を与えた上で主査が口頭試問を行なうことにより、公正かつ厳格な評価を可能にしている。

【芸術学科】 全学・学部方針に準拠した上で、具体的な評価実施については各教員に一任されている。成績評価の基準については、シラバスにて項目ごとにパーセンテージで明示されており、大学ウェブサイトにて学内外に公開され、各学期の初回授業時には担当教員による説明も実施されている。以上の方針は、非常勤講師についても、学科主任と、窓口となっている専任教員を通じて周知を図っている。評価の方法については、授業内容と履修者数とを勘案した上で担当教員が最適な方法を選択している。

3) 経済学部

大学の方針に従って、すべての科目について、シラバス上で評価方法が数値的な基準のもとに明示されている。

学生が、成績評価に関する疑義がある場合は、成績確認制度（資料 4-3-35）を通じて回答を求めることができる。教員は（非常勤講師も含め）成績評価のチェックを行ない、誤りがあれば教務課を通じて教授会に申し出、変更することができる。教授会では厳正に審査を行いこの可否を決定する。経済学部では、公正を期すため、学生が直接教員に成績に

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

関し問い合わせをすることを禁じている。

経済学部における他大学などでの既習単位認定は以下の通りであり、いずれも適正に行なわれている。

①編入者等が入学前に他大学で修得した単位については、入学時に各学科主任が面接とシラバスの審査などを実施し、その一部を本学の学科科目に読み替えて認定を行なう。この科目については、成績評価記号「R」となり GPA の計算に算入しない。

②本学留学制度に基づく認定留学を終え帰国した学生についても、留学先で取得した単位を読み替えて認定する。

4) 社会学部

社会学部では、全学的な方針に則り、シラバスの「成績評価の基準」記載内容に従って、成績評価と単位認定を厳格かつ公正に行なっている。学生が成績評価に不満などがある場合には、成績調査を依頼する手続きも用意され、利用されている。

社会学科の導入的な少人数の必修科目（アカデミックリテラシー、コース演習）、要求科目（社会学基礎演習）の授業では多数のクラスが標準化された同一のカリキュラムに基づいた教育が行なわれている。クラスごとの成績評価にばらつきが生じないように、採点方法と採点基準（内訳）を担当教員間で共有すると同時に、そのことはシラバスで学生にも周知している。

ただし、このような成績評価の基準を他の科目に関してどれほど厳密に標準化すべきか、また、それはいかにして可能なのかについて学部教員に合意を得るまでには至っていない。

一方、既修科目の単位認定については編入学生・転学科生等に学科主任が関連資料を検討した上で丁寧に面接して作成した原案を学科会で検討・承認するという形で適切性が保証されている。

5) 法学部

法学部では成績評価と単位の認定は適切に行なわれている。学生が、成績の評価について疑問がある場合は、法学部では「成績事故調査願」の制度があり、担当教員に対し文書で成績評価の確認を行なうことができる。また、従来から成績評価方法については、その評価基準をシラバスに明記するものとしているが、学生からは定期試験の解答のポイント等を開示してほしい旨の要望があった。そこで、2013 年度秋学期試験から、専任教員の担当科目に限り、e-learning 上または法学部オリジナルウェブサイト上で、定期試験の解説または講評を公開するものとした。

2013 年度秋学期試験の実績は、(資料 4-3-42、4-3-43) のとおりである。法律学科では公表した専任教員の数は 15 名、消費情報環境法学科では 12 名、政治学科では 6 名である。なお、これらの数字は、専任教員中、サバティカル教員や試験自体を実施していない教員をのぞくと、実質は 100% である。法学部教員の FD 意識は高く今後もこの実施率を保持していきたい。

6) 国際学部

大学全体の方針に従い、シラバスには成績評価基準は全てパーセンテージで明確に示さ

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

れていることから恣意的ないし後付け的な成績評価は行ない得ない形式となっている。

その上で、成績評価について学生が疑問を抱けば、正式な「成績調査」の制度があり、担当教員から当該評価となった事由の概要を聞くことができる。その結果、誤りが発見されれば、学生の利益となる方向で成績評価は修正される。

国際学科では、1年間の履修上限を44単位としている。特段の理由が認められる場合のみ、学科主任の許諾の下、その上限が緩和される。国際キャリア学科では、成績評価に際し、各科目のシラバスで、成績評価の基準(Grading Policy)を明記するようにしている。特に留学やインターンシップの参加を希望する学生が多く、出願には一定程度以上のGPAが要求されるため、重要視している。

7) 心理学部

成績評価の方法については、シラバスに記載が求められており、心理学部の2014年度のシラバスを検討したところ、通常の授業科目では100%成績評価基準が明記され、学生に公表周知されている。もし学生が自分の単位認定や成績について、シラバスに公表されている評価基準と照らし合わせて疑義を持った場合は、教務課を通じて成績確認を願い出る「成績評価確認制度」があり、教員に自分の成績評価の疑問点について調査と回答を求める権利が保障されている。この制度により不適切な成績評価がもしあれば是正することが可能となっている。

8) 文学研究科

課程修了に必要な単位については、大学院要覧で明示されている。成績評価方法と評価基準は、シラバスに明記して大学ウェブサイトで公開されている。単位認定については、学年度末に各専攻で確認されている。修士論文・博士論文の審査の基準と手順については、基準4-4で後述する(資料4-3-13、4-3-18)。

9) 経済学研究科

成績評価の基準はシラバスに明記され、それに沿った成績評価が行なわれている。シラバスは大学ウェブサイトに公開されている。

単位認定方法に関しては「大学院要覧」に明示しており、選択科目として他学専攻、協定校から8単位の科目認定が認められている。

10) 社会学研究科

すべての科目のシラバスに成績評価と単位認定方法を明示しており、科目担当者は、その基準に基づき成績評価を行なう。

大学院要覧で修士論文・博士論文の手続きと審査方法・審査基準を公開し、学生に周知している。なお、社会福祉学専攻の研究課題修了報告書についても、修士論文と同様の扱いとすることを大学院要覧に明記している。

11) 法学研究科

本研究科への入学者が極めて少数(1~2名)であることから、ほぼマンツーマンの懇切

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

丁寧な研究指導状況である。成績評価と単位認定は厳格かつ適切に行なわれている。

1 2) 国際学研究科

シラバスの評価方法に基づき、授業を担当する各教員が研究科委員会から判断を委ねられ、個々に努めて公正な評価を行ない、単位を認定している。外国の大学院を含め他大学における履修単位の認定方法については、内規等は定めていないが、都度、個々の授業内容を精査し、研究科教員が適切に判断している。

1 3) 心理学研究科

授業科目ごとにシラバスに記載された評価基準に基づいて、成績を評価し、適切に単位認定している。修士論文の評価に関しては、主査と副査の計 3 名の審査教員体制で提出された論文を審査し、発表させた後、口頭試問を行い、100 点満点で採点した平均点に基づいて、公正かつ客観的な評価がされるよう配慮している。

博士論文に関しては、博士論文の提出資格は査読付き学会誌に掲載された論文 2 本以上あるものとし、博士論文の質の維持を図っている。審査委員は審査教員（教授 3 名以上）の審査（口頭試問）とすることに加え、研究科委員会で発表し、審査を受けることを義務づけている。審査委員会には心理学研究科所属以外（他大学等）の審査委員を加えることができ、公正かつ客観的な評価ができるように配慮している。また、既修得単位は認定していないが、他大学院からの受験生を増加させるためにも今後検討する必要がある。

1 4) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）の成績評価方法、評価基準は事前に書面で明示され、また、試験後には問題に沿った成績評価基準が提示されている。

法科大学院の 2014 年度時点の在籍学生は 29 名である（3 年次生 3 名、留年生 26 名）。募集停止後の法科大学院については、収容定員に対する在籍学生比率の適正性について検討する意味が乏しいが、留年生が多いのは法科大学院に求められる厳格な成績評価の結果である。法科大学院では、従来の成績評価基準、修了判定基準を維持しつつ、すべての学生がこれをクリアできるよう、現時点では、「学習カルテ」を活用するなどして、マンツーマンの教育に力をいれ、努力している。

2013 年度まで前学期の定期試験についてのアンケートを実施しており、成績評価が適切か、厳しいか、甘いかにについて学生の評価も調べているが、適切という回答がもっとも多く、厳しいという評価がこれに続く（資料 4-3-44）。

法科大学院では、成績評価に対する異議申立の制度が用意されている。成績評価に異議のある学生には、担当教員に対する成績調査願い、教授会に対する異議申立の 2 段階の申立が可能である（資料 4-3-26 p.8）。どちらの段階についても申し立てされた例がある。

（4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

1) 大学全体

本学の FD は「FD・教員評価検討委員会」により推進されている。授業の内容と方法の

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

改善を図るための組織的取り組み、研修、研究の実施は以下のように実施されている。

① 毎年春学期と秋学期に授業ごとに FD・教員評価検討委員会によって、学生による「授業評価」を実施している。この結果をもとに、FD・教員評価検討委員会が、「授業評価報告書」を作成した。そして大学図書館に配架し、また大学ウェブサイトでも公開している（資料 4-3-29）。

授業評価の結果をもとに、教員が個々の授業を検証・改善できるようにしている。授業評価の設問は全学科共通の設問と各学科独自設定の設問があり、前者は過去の数値との比較が可能である。また、2013 年度には FD・教員評価検討委員会の下にワーキンググループを設置し、共通設問を見直した。改定後の調査票は 2014 年度から用いられており、変更による効果分析は今後実施される。今後は授業評価の積極的な活用促進のために、効果的な活用事例を開設予定の FD ウェブサイトで学内に紹介していく。

② 大学が各学部学科の教育課程や教育内容・方法の改善につなげる契機として活用できるように 2013 年度から「教学改革支援制度」を始めた。学長の裁量で経費の支援を通じて各学部学科の教育内容改善を促すことを目的とし、更に教育改善が大学全体の改善に展開できることを目標にしている（資料 4-3-45）。

③ 「2013 年度教学改革支援制度」の成果報告会を 2014 年 9 月 18 日に実施した。各学部学科の取り組み内容を大学全体に成果報告することにより、成功事例を共有化して他の学部学科と大学全体への展開の契機とした（資料 4-3-46）。

④ 2012 年度の既卒生、2014 年度の本学の在学生（新入生、在学生、卒業時）を対象に学生アンケートを実施した。教育・サポート改善に必要な情報を収集し、分析を行ない本学の教育における強みや弱みなどを可視化した（資料 4-3-47）。その結果は、全教職員を対象とした報告会で、課題等の情報共有を図った（資料 4-3-48）。

全学共通科目である明治学院共通科目についても、学生による「授業評価」により学生の満足度等を把握している（資料 4-3-29）。得られたデータは、全体の集計結果とともに各教員にフィードバックされ、授業改善に活かされている。また教育部門ごとに研修会を開催し FD 活動に努めている（資料 4-3-49）。

全学教育を中心になって担当している教養教育センターでは、FD カリキュラム・教学改革・認証評価委員会を開催し、教育の質の改善をめざして、講義形式の講義の受講者数の上限、教室のサイズ適切性、評価の平準化等について継続検討している。

さらに、授業内容・方法の改善を図る研究プロジェクトとして、「学生の外国語相互学習支援システムの構築」プロジェクトを展開している（資料 4-3-50）。この試みは、①チューター制度を導入し学生同士の交流の場・学びの場を作る、②自立学習を促進するために、レベルに合わせて学習目標を具体的に設定でき、自分の学習成果を記録できる仕組みの構築（レベル評価の基準とランゲージ・ポートフォリオの作成）からなる。このシステムは外国語教育だけでなく、諸領域教育にも活用できる可能性が高く、明治学院共通科目でこの教育方法が適用されることが期待される。

2) 文学部

春学期・秋学期にそれぞれ一度実施される授業評価と、在校生や卒業生への全学アンケ

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

ートのデータは、もちろん貴重なものであるが、それが有効活用されているか否かに関しては、各学科によってバラツキがあるのが現状である。以下、順次述べる。

【英文学科】 授業評価アンケートについては学科主任により報告書が作成されている（資料 4-3-29 p.6、4-3-51）。作成後、その全体的な傾向が全学平均と比較されながら科会にて学科主任より報告され、個々の教員の結果については各自が必ず参照し、改善が必要と判断される事項を認識するように促されている。卒業時アンケートの結果は、全国・地方保証人会で公開された（資料 4-3-52）。将来構想委員会、外国人・日本人講師ミーティングでも教育成果について定期的に検証している。

【フランス文学科】 授業評価アンケートにより、各々の授業における学生の評価を吸い上げている。そのデータは、それぞれの担当教員によって授業改善のために活用されているが、その反面、学科の組織としての教育内容や方法の見直しに十分生かされているとは言いがたい。

【芸術学科】 授業評価アンケートについては、履修者数 5 名以下の科目を除く全科目で実施している（資料 4-3-53）。その結果については、学科主任が報告書を FD 教員評価検討委員会に提出するとともに、教員の授業内容・方法の一層の改善を促すための基礎資料として、学科内にて共有されている（資料 4-3-29 p.8）。教員同士が相互に評価・学びあう FD 活動は日頃より活発に行なわれ、具体的な形に結実したものも少なくない（資料 4-3-54）。授業実践における一例として、複数教員のチーム・ティーチングによるワークショップ形式の授業「芸術メディア論特別演習」が挙げられる（資料 4-3-55）。また、専任教員は、さまざまな機会を捉えて積極的に学生とコミュニケーションをとり、随時ヒアリングを行なって、つねに学生の授業理解度や満足度をモニターするよう努めている。また、非常勤講師については年 1 回会合を開き、意見交換を実施している（資料 4-3-56）。芸術を扱うという学科の特質に鑑み、基礎や概論など要所は抑えつつ、個性を尊重して多様性を保てるような方向を心がけている。

3) 経済学部

教育効果の検証について、学部としては組織的な研修・研究会は行なっていないが、経営学科では学科会議で教員間での授業公開が議題となり、一部の教員が授業を公開している。また、授業評価結果の各教員へのフィードバックは行なっているが、この活用については、公的・私的な集まりで話題にはなるが意見の一致が見られず、実現に至っていない。

4) 社会学部

社会学科の少人数の必修科目（アカデミック・リテラシー、コース演習）、要求科目（社会学基礎演習）の授業については、学期前、学期中、学期末の担当教員ミーティングで、授業の内容・方法についての意見交換、成績評価の適切性に関する情報交換、学生アンケートの結果を共有している。とくにアカデミック・リテラシーでは、教養教育センターの教員が担当に加わったため、学部の境界を超えた意見・情報交換も一部実現している。一方、若手教員を中心に学外の研修への参加を奨励している。しかし、上記の一部少人数科目以外の科目を含めて全般的に教員間で授業方法や成績評価についての共通認識や情報交換を促進するような学内の組織的研修・研究を実施することは、今後の課題となっている。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

5) 法学部

法学部では学科別に、教育成果を定期的に検証している。法律学科では、2013 年度に FD 会議を 2 回開催した。とくに、1 年次春学期配当の「民法入門」の統一教科書・統一テストの実施、「刑法入門」、「法学基礎演習」（ゼミ）における教育方法について重点的に検討し、1～2 年次演習の充実に向けてカリキュラム改革を進めることとした。

消費情報環境法学科では、情報処理関係の科目についての検討グループがある。

政治学科では、学科会議の際に随時組織的に検討しているが、2013 年度では、初年度の教育について 4 回の会議で検討を加え、新たに教科書として「はじめての政治学基礎概念」（仮題）を作成することを決定した（2015 年 3 月刊行予定）。

また、教員相互間で教育能力の向上を図るため、2012 年度より、他の教員に対する授業公開（授業参観）を実施している。過去 3 年間の公開スケジュールは、（資料 4-3-57、4-3-58、4-3-59）のとおりである。授業を公開した教員は、2012 年度は 18 名で全専任教員の 41%、2013 年度は 20 名で全専任教員の 46%、2014 年度は 18 名で全専任教員の 41% となっている。今後も毎年この授業公開を実施し実効性を高めていく。

6) 国際学部

国際学科では、専門科目の授業の方法についてのワークショップを各学期 1 回程度開催している。また学生のライティング能力支援のプログラムについての両学科の担当者間の情報交換会を年 3 回開催した。また、図書館・教養教育センターで実施している各種プログラム（アカデミックリテラシーなど）との連携強化を行なっている。学生からの意見聴取については、各学期の全学的な授業評価シートに留まっており、更に個別のアンケートやアドバイザー制度の構築が必要であろう。

国際キャリア学科では、FD に関する各種会議の招集、FD フォーラムへの参加、ワークショップの定期開催を目指してきた。その結果、2014 年度は 7 回の会議を持ち、毎回 FD に関して議論している。また FD に関する外部専門家によるワークショップを含め、学科を超えた FD 活動としては 6 回の会合を持った（資料 4-3-60）。この方面での最も積極的な取り組みは、「授業アイデア交換会」の実施であろう。この集まりは、教員有志の集まりであって、互いの授業形態・授業方式の開陳や、学生の声の共有を目指し、教育内容・方法の改善に資することを目的としている。学期ごとに 1～2 度の開催を目指しており、2014 年度春学期には 7 月に開かれ、10 名ほどの教員の参加があった。特に学術英語教育プログラム（AEP）について FD 活動が盛んである。専任教員だけでなく、非常勤講師も含め、定期的に検討会を開催している。その成果は、来年度に予定している、当学科のカリキュラム改訂に反映される予定である。

7) 心理学部

心理学部 FD として 2013 年 7 月にアクティブ・ラーニングに関する外部講師による講演会、2014 年 7 月には心理学科 FD として e-learning システムについての講演会などを開催し、授業や教育方法に関する資質の向上を目指している。また、2013 年度にカリキュラム・ポリシーを見直し、それに即した新カリキュラムを 2014 年度生から適用している。2014 年度春学期の各教員の授業評価の結果が出た段階で、現状をまとめて問題点を洗い出

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

し、次年度に向けた改善策を相互に考える仕組みを作る予定である。

教育発達学科では、学科に FD 部会を設置し、定期的に FD 研修を開催している。2013 年度は FD 研修を計 7 回実施し、2014 年度も継続的に研修を行なう中で、学士力形成に向けて学生が自らの取り組みを振り返り、新たな課題を見出すための自己評価システム（電子ポートフォリオシステム）の構築と導入に向けて検討してきた。具体的には、電子ポートフォリオを活用した授業の展開方法、そしてレポートの回収やコメントの収集の仕方について共有を図ってきた。

またいずれの学科も、学生による授業アンケートの結果の共有、クラスアドバイザーとゼミ指導教員による面談から得られた学生の要望や情報の共有、さらには、非常勤講師を対象とした授業アンケートの結果の共有、以上のことを学期ごとに学科会議や教員養成カリキュラム委員会を通じて行ない、それらに基づき授業の内容と方法の改善を図っている。

8) 文学研究科

文学研究科では、学生による授業評価の結果を教員間で緊密に共有し、専攻の FD 活動に役立てている。具体的には、年 2 回、記述式授業評価アンケートを実施し、その結果を各教員にフィードバックするとともに、専攻主任講評により全教科の結果を集約し、教員間で共有して改善点等を協議している（資料 4-3-29 pp.25～27）。

英文学専攻では、授業評価アンケートの結果を主任講評に基づき教員間で共有し、専攻会議で年 2 回以上、改善策等を検討している。

フランス文学専攻では、修士論文中間発表（7 月）と修論審査（2 月）の際に、専任教員全員で教育成果について報告しあい、今後の論文指導や授業内容に生かすための議論をしている。

芸術学専攻では、大学院の教育成果は、修士論文・博士論文の提出数とその質にほかならないという理念の下、学生がよい論文を執筆できるよう徹底した指導に取り組んでいる。特に論文執筆中の学生は、毎学期の中間発表や個別相談によって、指導教員と他学生と議論を交わせる環境を作っている。

9) 経済学研究科

経済学研究科では、月 1 回開かれる研究科会議の際、教育成果に関して議論し検証している。この議論で取り上げられた改善点は、次年度から実施されるように努力している。

10) 社会学研究科

各専攻での専攻会議、研究科全体の研究科委員会で、教育内容や方法、研究指導等の検証と改善を適宜検討している。セメスターごとに実施している学生の授業評価を授業内容理解の参考としている。また、大学院担当教員を中心として授業内容を検討している。

11) 法学研究科

本研究科は、2003 年度に本研究科委員会において、法科大学院開設に伴い、教育内容と教育方法を見直し改善することとし、2004 年度以降の入学者に対し、より厳格な研究指導を行なうこととした。これにより、本研究科に進学したすべての者は所定の期間内に学位

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

を取得しており、教育成果が顕著に現れている。(資料 4-3-22)。

新設の「法と経営学研究科」では、法務職研究科(法科大学院)の教育経験を活かした形で教育方法を展開することが予定されており、本研究科でも、新研究科と連携しつつ、教育成果を定期的に点検し、それに基づき、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけていく予定である。

1 2) 国際学研究科

学生の論文中間報告会を毎学期に設けて学生相互に学び合わせる機会とするほか、そこに指導教員以外にも多数の教員が参加する慣行ができており、教育成果が示され検証される場にもなっている。また、毎学期の授業評価を通じて各教員は、自身の教育方法について振り返る機会が与えられる。さらに教員の自発的な「授業方法意見交換会」が、ほぼ月 1 回のペースで開かれているが、この会では今のところ、学部教育レベルの意見交換にとどまっている。より意識的に教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけて検討するような機会にしていく余地がある。

1 3) 心理学研究科

心理学研究科独自の FD 委員会は設けていないが、心理学部 FD 委員会で大学院教育にも関わる授業方法などの研修を定期的に行なっている。また、登録者数が 10 名以上の講義科目については「学生による授業評価アンケート」を毎学期実施し、その結果を活用してそれぞれの演習・講義についての課題の洗い出しや教育内容・方法の改善を個々の教員で検討している。また大学院では少人数教育が行なわれているので、個々の担当教員が受講者の理解度合いを個別に確認しながら、教育内容・方法の改善を図り講義を進めている。

修士論文の中間発表会や構想発表会は、全教員が共同で指導にあたっており、研究指導方法や授業方法について、さまざまな課題を共通認識するようにしている。

しかし、教育方法や指導のあり方については、個別の教員の専門によらない汎用的で体系的な体制づくりが進められているが、学生の論文執筆の向上がみられないこともあり、どのように改善していくかは今後の検討課題である。

1 4) 法務職研究科

授業内容、方法の改善をはかるため、法科大学院では、教授会開催前に FD 会議を実施し、そのなかで学生の授業評価アンケートの集計結果について検討し、模擬授業を実施するなどしている。また、授業参観では参観教員が作成した参観レポートを担当教員に交付し、参考に供している(資料 4-3-61)。

2. 点検・評価

●基準 4-3 の充足状況

各教育組織の目的と学生にあわせた教育と学習指導が行なわれ、学生が能動的に参加する授業も展開されている。学士課程では履修科目登録単位数の上限設定や、成績評価基準に基づき厳格な成績評価が実施され、質問・異議申し立てに対応する体制・制度がある。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

学修に必要な要件と成績評価の基準はシラバスに明示・徹底されている。授業の内容および方法等に関する学生満足度等も把握し、改善を図るための FD 等の活動が実施されている。このように、この基準を充足している。

1) 効果が上がっている事項

【文学部】

文学部では、各学科ともに、新たな教育方法の導入やこれまでの指導法の強化に大変積極的である。英文学科はオンライン教材を利用した e-learning を試験的に導入した。フランス文学科は、ゼミでの少人数教育や卒論指導が学生の高い評価を得ている。また芸術学科では、ワークショップ形式による参加型・双方向型の授業や、デジタルメディアを活用して学生が自らの学びを学科オリジナルウェブサイト上で発信してゆくような形態の授業が導入され（資料 4-3-10）、学生の評価が高い。それらは「2013 年度卒業時アンケート」における授業評価（Q8）への回答に如実に反映されている（資料 4-3-62）。

【経済学部】

各学科がそれぞれ独自に新しい形態の授業を試みている。経済学科では、留学生と日本人が共同して、講義と見学を通して「日本」を学ぶ科目、経営学科では、ビジネスプランをグループで考えさせる科目を設置するなど、学生の主体性を育てる教育を重視し、2014 年度はビジネスプランコンテストを計画し、学生の学ぶ意欲を高める工夫をしている。国際経営学科では、基礎演習にメンター制度を導入し、1 年次生に対する少人数教育を強化すると共に、上級生であるメンターの教育効果を実現した。

【心理学部】

心理学科ではカリキュラムの見直しを行い、少人数授業を拡大した。また学生の単位取得状況を調査し、取得が少ない学生には修学支援面接を行なうなどの学習指導を行っており、2014 年 9 月に 8 名の過年度生を卒業させることができた。教育発達学科では循環型教育や少人数教育を行い教育の充実を図っている。また電子ポートフォリオを導入し学生の自主的な学びの促進を図っている。その結果、学生の自主的な学びのコミュニティが形成されている。中でも、読み聞かせについて学ぶ「お話しポップコーン」は、東日本大震災の被災地を訪問し、読み聞かせの活動を行なった。このようにそれぞれ有効な教育方法、学習指導に努力している。

心理学科では学生による授業評価アンケートから教育成果について検討しようとしており、教育発達学科では授業評価アンケートや学生との面談などから検討している。それらの授業評価アンケートなどにより学生の授業に対する満足度や学生自身がどれくらい自分の学修成果が上がったと捉えているか、判断することができ、それらに基づいて授業内容と方法の改善を図っている。

【法学研究科】

2013 年度に開講した「研究指導（民法 1A）」「研究指導（民法 1B）」については、電子

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

白板を利用した双方向講義を実施しており、学生の動機づけ、習得度の両面で改善が見られ、博士論文の作成にも大きく寄与した。

2) 改善すべき事項

【大学全体】

2014 年実施の全学アンケートの分析結果からも、学生は「人に伝える力」や「主体性」、「課題発見力」の強化の必要性を認識している。大学として、主体的参加を促すアクティブ・ラーニングの導入、少人数クラスの増設や、現在 30 名前後で「少人数」としているクラスのさらなる小規模化への対応は喫緊の課題と考えている。

各学部学科の個別の FD 活動については原則として各学部学科に委ねられている。学科によっては小さな組織単位で限定的なものもあり、全学部学科共通の課題、改善方法、改善事例などの情報が共有されるよう、大学全体としての展開が課題である。

授業評価の効果的な活用については各教員の判断によるため大学全体での組織的な活用には至っていない。

「シラバス記載のガイドライン」に予習・復習に関する指示を記載するよう各担当教員に依頼した件について、現在、その成果について検証中であるが、本学専任教員の担当講義の中で、「予習・復習」という字句（漢字）が記載されたシラバスは 23.1%（1,626 講義中 489 講義）であった。これらの字句を使わずに、予習や復習に関する指示を与えているシラバスも散見されるが、全体としての達成率は、5 割以下と見込まれる。

授業評価アンケートの集計結果により、3 割程度の学生が、授業と合致していないと感じていることから、今後シラバスの記載内容と授業内容合致の適切性については、さらなる工夫が必要である。

合致度	2011 秋	2012 春	2012 秋	2013 春	2013 秋
90%以上	46.4%	48.2%	49.6%	49.9%	51.6%
70%以上	23.6%	23.8%	23.1%	23.3%	22.6%

文部科学省から平成 24 年 3 月 28 日付「事務連絡」⑨（資料 4-3-63）で、休学期間中に学生が他の大学で行なった学修の単位認定についての方針が示されたが、本学ではまだ具体的な検討に入っていない。

教職課程に関し、2012 年の文部科学省教職課程認定大学等実地視察で指摘がなされた通り、同じ科目を複数教員が担当する場合、授業ごとに内容が異なる場合がある。資格課程としての標準性と本学教員養成の理念を踏まえた内容が担保されているか、「教職に関する科目」について「含めることが必要な事項」が記載されているか、シラバスを検証する必要がある。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

【文学部】

文学部では、シラバスの記述内容に精粗があり、またシラバスの内容と授業との整合性に問題があるケースも見受けられる。また授業評価アンケートやリアクション・ペーパーの調査結果を、個々の教員の授業改善のみならず、さらに学科組織全体の授業方法改善へとつなげる視点が、現状では欠けている。

文学部では、授業評価アンケートに関しては、ほぼ例外なくすべての教員が実施するに至っているが、その実効性に関しては、疑問の声なしとはいえない。無記名であるために、学生が機械的な反応をしている可能性も否定できないところである。そのため、教員個人が随時実施する、記名式のリアクション・ペーパーも、併せて活用している。

【経済学部】

シラバスの点検・成績の分析についての対応が、組織的な検証等を含めて十分とはいえない。

大学ウェブサイトからや学生ポータルサイト（ポートヘボン）から検索することができるが、検索条件の指定が煩雑で使いやすいとはいえない。

【国際学部】

教育方法や学習指導に関する実態調査の実施と、教育成果の定期的な検証が不十分である。

成績評価と単位認定の適切性の問題の重要性については、しばしば議論してはいるものの、体系的に分析するまでには至っていない。

FD 活動の一層の向上のために、外部の専門家を招いての専門的な活動の実施が課題である。

【心理学部】

少人数教育をめざしているものの、教室、パソコン実習室、実験室などが不足しており、まだ十分とはいえない。

教員がシラバスを執筆し、公開してもそれを学生が実際に読まなければ、履修や学習に役立たせることは難しい。必ずしも学生が読んでいるとは限らないという問題点がある。

心理学科ではシラバスと授業内容の一致について教員の意識を高める必要がある。教育発達学科では、学科主任とカリキュラム WG がシラバスを検討しているが、学生による授業評価ではシラバスと授業が対応しているという評価が低いという問題点がある。

FD 開催により資質の向上を図っているものの、実際にその効果がどれくらいにあるか

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

は明確ではない。授業評価の結果については個々の教員にフィードバックされてはいるものの、教員の授業内容や方法の改善は個人に任されており、学科全体としての検討はなされていないのが現状である。

【社会学研究科】

社会学研究科では、学生が成績評価に対して異議がある場合には担当教員や大学院事務室に確認することはできるが、大学院としては明確な制度は設けていない。

【心理学研究科】

教員方法や指導のあり方については、大学院生の論文執筆の向上がみられないことなどもあり、どのように改善していくかは今後の検討課題である。

成績評価に対する質問、異議申し立てに対応する体制・制度は整備されていないので、今後の課題である。

シラバスの内容の充実に関しては、非常勤教員のシラバスのチェックと検討は未だ不十分である。また、シラバスに従った授業が行なわれているかについては、これまで組織的な検討が十分に行なわれてきたとはいえない。

これまで大学院教育に特化した FD が行なわれておらず、大学院学生の指導に関する FD に課題があると認識している。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

【文学部】

文学部では、各学科ともにさまざまな教育方法を導入しているが、今後ますます重要となるのは、学生の自主性・主体性の養成であり、そのために効果的な試行・模索を怠りなく継続すべきである。

【経済学部】

新しい形態の授業の試みは、今後も間断なく継続する。国際経営学科では、新しい授業形態の一つとして、大使を含む大使館推薦の講師による、その国の政治・経済・文化を学ぶ講義科目を 2014 年度秋学期から開始する。国際性の強化を目的としている。

【心理学部】

今後も引き続き、少人数教育、単位取得不足学生への面談指導、ポートフォリオによる学生の自主的な学びの促進などを行い、教育方法、学習指導が適切であるように努力していく。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

今後も授業評価の結果やポートフォリオの結果の共有を通じ、学科全体として授業の内容や方法について改善策を議論していく必要がある。

【法学研究科】

今後も研究科内の FD を充実させ、効果的な学習方法を積極的に取り入れていく。

2) 改善すべき事項

【大学全体】

現在、横浜校舎で自主学習と能動的授業のいずれにも活用できる設備の充実に向けたプロジェクトが進行している。白金校舎でも、各講義や演習などでアクティブ・ラーニングに取り組んでいる。今後、アクティブ・ラーニングを導入する科目の増加を図っていく。

2014 年度第一回 FD・教員評価検討委員会で FD 専用のウェブサイトの開設に向けた検討が承認され、2015 年度開設を目指して準備を進めている（資料 4-3-64）。

授業評価の活用を始め、FD に値する授業改善方法等を研究、提案、情報提供ができるように、他大学に見られるような高等教育研究支援センター等の組織化・注力が今後の課題である。

2015 年度に向けては、シラバスの入力画面に「予習についての指示」「復習についての指示」という項目を設ける方向で、準備を始めたところである。

個々の結果は担当教員にフィードバックされていることから、今後の有効なチェック機能のひとつとして、活用できる仕組みを構築する。

国内外の他大学における本学休学中の単位修得の実態と、学生からのニーズを調査の上、整備に着手する。

教職課程で、複数の担当教員による同じ名称の科目がそれぞれ全く異なった内容となっていないかどうか、また、「教職に関する科目」に「含めることが必要な事項」が記載されているかどうかについて、点検することが教職課程委員会で提案され承認された。現在、全学的に点検作業を行なっている段階である（資料 4-3-65）。なお、「教職に関する科目」については、教職課程が毎年開催している非常勤講師会で、受講生の状況、科目内容、成績評価等について、情報交換、調整等を行なっている（資料 4-3-66）。

【文学部】

文学部では、シラバスの記述内容については、問題がある場合は、学科主任が専任・非常勤教員に個別に対応してきた。その地道な努力の成果はかなりあがってきてはいるものの、今後とも個別対応を続け、より精度の高いシラバスがどの科目についても整うようにしたい。また学生に対する各種アンケート調査を学科として総合的に検討し、改善すべき

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

点やさらに重視すべき点などを、学科全体の目標として共有すべきである。

文学部では、授業評価アンケートに関しては、その実行性をいかに高めてゆくべきか、どうしたら学生のより率直な声を吸い上げることができるのか、検討すべき段階に来ているように思われる。容易に解決できる問題ではないが、少なくとも各学科で問題を共有し、その検討結果を全学組織である「FD・教員評価検討委員会」に提示してゆきたい。

【経済学部】

シラバスの目的である学生の履修計画のための情報提供の方法について、カリキュラムの方針などを説明する機会を増やすなど総合的に検討する。学生の間で、成績評価が甘いとみなされている科目の改善を期すために、さらに厳格な成績評価の方法を検討する。

シラバスシステムの改修の検討を大学に働きかけていく。

【国際学部】

授業内容や方法に関して、シラバスへの記載をより精密化していくとともに、成績評価のガイドラインを制定、達成目標の設定などにより学修のゴールの明示化を図る。

成績評価と単位認定の適切性については、今後、各学科会議、学部教授会など FD に関する議論の一つとして、体系的に検証していく。

資質の向上について、問題の洗い出しと共有化、改善への具体的なアジェンダを定めるよう、学科会や専門委員会での検討を強化する。また、秋学期以降、外部専門家による FD ワークショップを開催する予定である。

【心理学部】

大学の設備の問題があり、学部や学科単独では解決できない問題であるので、今後も教室などの設備の改善を大学当局に求めていく。

教務部の新生向けオリエンテーションや学科ガイダンスで、シラバスをしっかりと読むように指導を強めていく。ウェブサイト上のシラバスへのアクセスが煩雑であるため、学生の使いやすさを向上させるために学科ウェブサイトからシラバスにリンクをはる。

シラバスと授業内容の整合性について学科会議などで検討し対処することが必要である。

学部 FD などの取り組みを授業改善やカリキュラム改善に反映させるための仕組みをどのように形成するか、今後検討する必要がある。

今後は学科会議や学部 FD 部会などで、授業評価、在学生・卒業生アンケート結果について検証を行い、個々の教員の授業の内容や方法の改善の事例を、互いに紹介し共有する仕組みを構築する。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

【社会学研究科】

社会学研究科では、大学院としても学部と同様に成績評価確認制度を定め、成績評価の公正性を担保する必要がある。

【心理学研究科】

大学院学生の論文執筆の向上に向けて、教育方法や指導の在り方について、個別教員の専門によらない汎用的で体系的な体制作りについて更なる改善を検討する。一方で、教員自身が、積極的に論文を執筆し投稿することの重要性を認識することが学生の教育方法や指導に大きく影響を与えると考えられることから、FDの一環として個々の教員に意識付けをしていきたい。

成績評価に対する質問、異議申し立てに対応する体制・制度の整備について専攻会議で検討を進める。

非常勤教員のシラバスの内容の充実に関するチェック・検討に関しては、来年度より専攻主任を中心として改善を図ることが、前期課程会議によって検討された。また、シラバスに従った授業が行なわれているかは、今後定期的に検討する機会をもつ予定である。

大学院独自のFDについては、大学院学生からの要望は個別の授業または指導教員の聞き取りを通して行なわれているが、体系的に学生からの要望を聞き、対応する体制を構築する予定である。

修士論文中間発表などを行ない、研究指導の方法や、修士論文に関連する授業の方法について担当教員間でさまざまな課題を共通認識するようにしている。しかし、課題の解決方法等の組織的な検討は行なわれていない。今後、大学院独自のFD委員会の設置を検討する。

4. 根拠資料

- 4-3-1 2014 学科別アクティブ・ラーニング採用科目数
- 4-3-2 2014 アクティブ・ラーニング採用科目数集計結果
- 4-3-3 明治学院共通科目ガイドブック 2014 (既出 資料 1-7)
- 4-3-4 ヘボン・キャリアデザイン・プログラム 科目一覧
- 4-3-5 国際交流型協働クラス開発プロジェクト (英文学科)
- 4-3-6 英文学科プロジェクト案 2014
- 4-3-7 2014 年度履修要項 (文学部) (既出 資料 3-33)
- 4-3-8 2013 年度フランス文学科 3 年次・4 年次演習募集要項および申込書
- 4-3-9 2014 年度フランス文学科卒業論文要綱
- 4-3-10 芸術学科オリジナルウェブサイト
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~art/>
- 4-3-11 経済学部オリジナルウェブサイト

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

- <http://www.meijigakuin.ac.jp/econ/>
- 4-3-12 インターンシップ（実習）履修者数（経済学部）
- 4-3-13 2014 年度シラバス（既出 資料 4-2-49）
- <https://kyomu.meijigakuin.ac.jp/kyomu/UnSSOLoginControlFree>
- 4-3-14 社会学部社会学科オリジナルウェブサイト_日々の社会学科（既出 資料 3-65）
- <http://sg.meijigakuin.ac.jp/>
- 4-3-15 社会学部社会福祉学科オリジナルウェブサイト「フィールドワーク」
- <http://sw.meijigakuin.ac.jp/fieldwork/>
- 4-3-16 2014 年度履修要項（社会学部）（既出 資料 1-9）
- 4-3-17 2014 年度履修要項（法学部）（既出 資料 4-1-33）
- 4-3-18 2014 年度明治学院大学大学院要覧（既出 資料 1-15）
- 4-3-19 「修士論文提出手順」および「研究法演習の評価基準」について（英文学専攻）（既出 資料 4-2-17）
- 4-3-20 博士論文（課程博士）提出手続きに関する内規（英文学専攻）
- 4-3-21 博士論文提出に関する申し合わせ（英文学専攻）
- 4-3-22 明治学院大学大学院法学研究科オリジナルウェブサイト（既出 資料 1-18）
- <http://lawschool.jp/gsl/>
- 4-3-23 修士論文中間発表会について（心理学研究科）
- 4-3-24 博士論文構想発表会について（連絡）（心理学研究科）
- 4-3-25 明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書（既出 資料 1-21）
- 4-3-26 2014 年度明治学院大学大学院要覧別冊（法科大学院）（既出 資料 4-2-20）
- 4-3-27 学習カルテ（法科大学院）
- 4-3-28 2014 年度シラバス記載に関するガイドライン
- 4-3-29 2013 年度明治学院大学授業評価報告書（既出 資料 4-1-34）
- 4-3-30 2014 年度第 1 回心理学研究科博士前期課程会議議事録（抜粋）（既出 資料 1-19）
- 4-3-31 2014 年 5 月心理学専攻各コース会議議事録（抜粋）
- 4-3-32 教育支援システム（TKC）（法科大学院）
- 4-3-33 2014 年度教員ハンドブック
- 4-3-34 2013 年度・2014 年度春学期_履修中止申請件数（実績）
- 4-3-35 成績評価確認制度概要
- 4-3-36 2013 年度春学期・秋学期成績事故調査・成績評価確認統計
- 4-3-37 本学入学前に修得した単位の認定に関する規程
- 4-3-38 在学中に協定大学で履修した科目の成績評価の取扱いに関する内規
- 4-3-39 明治学院大学学生国際交流規程
- 4-3-40 2014 年度留学ハンドブック
- 4-3-41 明治学院大学学則（既出 資料 1-1）
- 4-3-42 2013 年度秋学期定期試験の解説・講評の公表（法学部）
- 4-3-43 2013 年度秋学期定期試験の解説・講評の公表者及び科目（法学部）
- 4-3-44 2013 年度春学期法科大学院授業評価アンケートの総評
- 4-3-45 2013 年度教学改革支援制度公募要領

基準 4. 教育内容・方法・成果 iii) 教育方法

- 4-3-46 2013 年度教学改革支援制度成果報告会について
- 4-3-47 全体調査のご提案（全学アンケート企画書）
- 4-3-48 明治学院大学全体調査結果報告会資料
- 4-3-49 2013 年度および 2014 年度教養教育センター主催教育に関わる FD 研修会（既出 資料 3-71）
- 4-3-50 2014 年度「教学改革支援制度」
- 4-3-51 2014 年度 4 月科会議事録（英文学科）
- 4-3-52 卒業時調査集計・文学部 2013 年度卒業生対象
- 4-3-53 授業評価アンケート実施科目の要件（芸術学科）
- 4-3-54 芸術学科 2013 年度 FD 活動
- 4-3-55 芸術メディア論特別演習（2013 年度）の記録
http://www.mg-geika.net/130808report_about.html
- 4-3-56 2013 年 12 月科会議事録（芸術学科）
- 4-3-57 2012 年度法学部公開授業一覧表
- 4-3-58 2013 年度法学部公開授業一覧表
- 4-3-59 2014 年度法学部公開授業一覧表
- 4-3-60 GTS_FD-Related_Activities2014（国際学部 FD 活動）
- 4-3-61 法科大学院 FD 会議資料及び参観レポート
- 4-3-62 2013 年度卒業時調査集計表（既出 資料 4-1-28）
- 4-3-63 休学期間中に学生が他の大学で行った学修の単位認定について（文科省高等教育局大学振興課）
- 4-3-64 2014 年度第 1 回 FD・教員評価検討委員会議事録案（抜粋）および資料
- 4-3-65 教職課程実地視察講評に関わる改善指示に対する報告案（教職課程委員会資料）
- 4-3-66 教職課程懇談会のお知らせ

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

iv) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

1) 大学全体

【学部共通】

本学学部では、全学的な教育理念、教育目標の流れを受けて、各学部・研究科がそれぞれ「教育目標」を掲げ、その達成に向けた「カリキュラム・ポリシー」に基づく独自の教育を行ない、「ディプロマ・ポリシー」をその達成目標としている。このプロセスでは、本来「ディプロマ・ポリシー」を教育目標・達成目標としてみるべきであるが、その前提として教育内容の適切性、実質的な効果を判断する、より詳細な指標が必要となる。しかし一元的な指標を設けることは、各学問分野、授業形態、学生の特質などの様々な要素もたらす多様性を排除するものであり、本学では現時点では全学的な指標の設定には慎重な姿勢を取っている。

その意味で本学では、学生の主観的な自身の成長を教育目標の成果に関する指標と位置付け、現在全学的なアンケート（資料 4-4-1、4-4-2）実施を進めている。大学生活を、入学時、在学時、卒業時、卒業 1 年経過後の 4 ステージに分け、授業評価のほか、大学生活全般について要望・進捗・自己評価を聴取している。主に 5 つの教育目標の観点から、その経過と傾向を分析するものである。これにより、建学の精神・教育理念・教育目標が浸透しているか、学生の要望に沿った十分な教育内容が提供されているか、学習効果は充分であったかを測定できると考えている。個々の授業に特化する授業評価とは異なる尺度でアンケートを実施し、大学としての教育方針・カリキュラム策定の参考にしていきたい。

これと並行して、2013 年度より総合 GPA 値を成績表・成績証明書に掲載するようにした。これにより学生自身が自身の習熟度を客観的にとらえることができるようにした。

現在進行中の計画として、学生自身が点検評価を行なうことができる学生ポートフォリオの導入がある。既に一部の学科では導入している。

上述のアンケート活動の一環として、2014 年 5 月に 2012 年度卒業生（2013 年 3 月卒業生）を対象とした「卒業生アンケート」を実施した。その中で「在学中にどのような力が身についたか」との問いに対して、5 つの教育目標に該当する選択肢のうち、全学部平均では「幅広い視野や考え方」「自分と意見が異なる人の考え方を相手の立場で理解する力」については比較的高い肯定的回答であるのに対し、「数式やグラフを使って表現、分析する力」「常識にとらわれず新しいアイディアを生み出す力」「外国語を使ってコミュニケーションする力」については、相対的に低い結果となった。但し、学科別に見ると、分析力に関しては経済学科と心理学科では全学平均を大きく上回っている。また外国語コミュニケーション力については、英文学科、フランス文学科、芸術学科、国際学科で高く、そのほかの学科との差が非常に大きい。この 2 つの点から、学部学科としての教育成果は十分に果たしているが、全学的な外国語教育の観点からは改善の必要があると認識している。また同アンケートで「社会で必要な力はなにか」との問いと「在学中にどのような力が身についたか」という問いを、同じ選択肢を用いて調査したところ「自分の意見を相手に分かりやすく伝える力」を選んだ卒業生が約 77%に及んでいる一方、この力を在学中に身につけられたとした卒業生は約 37%であったと、その差を見ることによって教育成果、方法の

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

的確さを検証することができる指標として重視している。

明治学院共通科目（全学共通科目）における教養教育の目標に沿った成果の評価は、全学部学科の学生を対象とした「授業評価」のアンケート結果から推察することができる。集計結果は、諸領域教育については、設問 13～16 で 4.04～4.15（5 段階評価）と高い値を示していた（資料 4-4-3）。また外国語教育については、設問 13～17 で 3.77～4.14 と比較的高い値であった（資料 4-4-4）。これらのデータから勘案すると、全学共通科目を通じての教養教育は、その人材養成上の目的、教育目標に沿った成果が上がっていると判断している。しかし、外国語教育についての設問 17「あなたはこの言語の自主的な学修を授業時間以外にも積極的に行いましたか」の集計結果は 3.77 と若干低く、自主的な学修態度を涵養するという観点からは、諸領域教育も含め、今後さらに FD カリキュラム・教学改革・認証評価委員会と各教育部門での研修会を中心に教育方法等について検討する必要がある。

【大学院共通】

博士前期課程の修了要件は、所定単位数の修得と修士論文（社会福祉学専攻では社会人入試での入学に対し、修了レポートでも可）としている。修士論文については修了要件とすることを 2013 年 2 月の大学院委員会で確認している。後期課程も含めて本学大学院での教育成果の評価指標は修士論文と博士論文の作成そのものといえる。

2) 文学部

文学部は、総合的な人文教養の獲得を共通の目標としつつも、各学科の独自性もまた強く、それぞれが特色ある教育成果を目指している。以下、順次述べる。

【英文学科】 英語力向上を重視する英文学科では入学時に TOEFL-ITP を受験させ、英語基礎科目のレベル別にクラス分けを行なっている。1 年次終了時にも TOEFL-ITP を受験し 2 年次のクラス分けを行ない、得点変化を測定しているが、年間 25 点の上昇目標はほぼ達成されつつある（資料 4-4-5）。2013 年度には TOEFL セミナーを 4 回開催し、参加者には TOEFL-ITP の受験料を免除した（資料 4-4-6、4-4-7）。授業評価アンケートや卒業生アンケートには学生自身の自己評価を問う項目もあり、それらに対する回答を通して達成感をチェックしている。

【フランス文学科】 少人数の演習（ゼミ）での発表や議論を通じて、思考力や表現力に関する教育成果を測定している。そして何より総合的な成果の指標として、4 年間の教育の集大成である卒業論文がある。この卒業論文を丁寧に査読することで、各学生の着想の独自性、資料の分析力、論理的思考、文章力などが、どれくらいの水準に達しているのかを測ることができる（資料 4-4-8）。なお、卒業論文の成績表を閲覧可能な状態で学科に保管することにより、学科全体としての成果を各教員が確認できるようにしている。

【芸術学科】 卒業論文の履修者数に対する提出率は 2013 年度に 98.4%と高い割合を維持しており（資料 4-4-9）、質的な面を担保するための充実した指導体制と、主査・副査による厳正な審査体制が適切に機能していることを示している。2013 年度より、卒業論文の題目をすべて学科オリジナルウェブサイトにて公開することにした（資料 4-4-10）。授業については、学科の特質に鑑み、各教員の個性を活かした授業運営が実施されている。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

さらに、GPA 制度の活用、授業評価アンケートや学生ヒアリングなどの結果のフィードバックに基づき、専任教員が意見交換を重ねることで、学科全体として成果の評価方法とその適用に関する合意を形成する体制をとっている。その上で、各教員がそれぞれの授業内容に即して適正な評価方法を定め、シラバスと授業でその内容を学生に周知するとともに、公平性をもって適用している。2014 卒業時アンケート（2013 年度卒業生対象）によると、「専攻する学問の知識」や「常識にとらわれず新しいアイデアを生み出す力」の項目が高いポイントを示しており、学生調査からも成果が上がっていることが裏付けられている（資料 4-4-11）。

3) 経済学部

「S」から「D」、「N」までの成績評価の加重平均である GPA は、既に全学生を対象に計算するシステムが構築され、経済学部では卒業時の総代の決定、大学院への飛び級の判定に用いられている（資料 4-4-12 p.20、4-4-13 pp.25～29）。

4) 社会学部

社会学部は、「社会改良の礎石となるべき人材の育成」を教育目標に掲げてきた。それが一定の成果を上げていることは、2013 年度の卒業生を対象にした卒業時アンケート調査の結果にも表れている。在学中に身につけた姿勢として「自己の利益だけでなく、社会全体の幸福を考える姿勢」を挙げた卒業生が 54.4%、在学中に身につけた力として「社会のために行動する力（ボランティア、NPO 活動）」を挙げた卒業生が 29.3%と、社会学部は他学部を大きく上回っている。とくに社会福祉学科卒業生の回答はそれぞれ 70.3%と 44.4%と、明らかに飛び抜けており、教育の成果として高く評価できる（資料 4-4-11）。

社会学科の学位授与方針には「論理的思考と実証的態度」を挙げ、社会調査士資格を取得することで調査リテラシーを身につけることも推奨されている。社会調査士資格取得に必要な科目群の最後に位置づけられる「社会調査実習」の 2012 年度の履修者数は 114 名であり、最終的に 2014 年 3 月（卒業時）に資格申請した卒業生が 57 名に上ることは特筆に値する。

社会福祉学科のソーシャルワークコースについては学生（卒業生を含む）の社会福祉士、精神保健福祉士の合格率が重要な指標になる。2013 年度の合格率は、社会福祉士 34.4%（現役生は 43.2%、全国平均 27.5%）、精神保健福祉士 63.6%（現役生 80.0%、全国平均 58.3%）となっている（資料 4-4-14、4-4-15）。福祉開発コースについては特別支援教育教諭の採用数（就職数）が指標となる。2014 年度の社会福祉学科卒業生については専任が 3 名、非専任が 3 名の合計 6 名が特別支援教育教諭として採用されている（資料 4-4-16）。着実な成果を上げていると言えるだろう。

5) 法学部

法学部では、従来、教育目標に沿った学習成果の検証方法を有していなかった。そこで、学生自らが自己点検を行なうこととの必要性に鑑み、2014 年度生から履修要項に「学生学習自己管理カルテ」（資料 4-4-17）を作成し、学生に自主的に各学期を振り返り自己管理をさせるものとした。2013 年度生以前の学生は、法学部オリジナルウェブサイトから当該

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

カルテをダウンロードできる仕組みとなっている。法学部では、学習自己管理カルテとして、科目別カルテとスキル別カルテの 2 種類を用意した。学生は履修する科目ごとに科目別カルテを作成し、授業日、出欠、予習・復習の有無、授業内容覚書、理解度を記入し、さらにレポート・小テストの記録、よく理解できたテーマ、よく理解できなかったテーマ、試験出題内容について書き込むこととしている。

スキル別カルテでは、3 学科共通の項目、法律学科生・消費情報環境法学科生の項目、政治学科生の項目をそれぞれ設けた。このカルテは、1 年次生から 4 年次生まで、学年末に 5 段階で自己評価することを学生に求めるものとなっている。

学習自己管理カルテは 2014 年度からのスタートで、学部として秋学期に学生に対するアンケート調査を行ない、その利用について調査するものとする。当面は、専任教員の授業で調査することとしている。

6) 国際学部

形として現われにくい教育の成果を実感するため、国際学部では GPA とアカデミック・アドバイザーの助言や特別 TA による英日の書く能力を養成する機会を積極的に活用している。受け手側である学生の実感については、学科独自のアンケート調査の作成までには至っていないが、全学の在学生・卒業時・卒業生へのアンケート調査（Q.12：明学在学中に身についた姿勢）から、その一端を窺い知ることはできる（資料 4-4-11、4-4-18、4-4-19）。

国際学科では、入試制度から各年次の GPA・TOEFL スコアなどの相関関係を検討している。国際キャリア学科でも、学術英語科目（AEP）での TOEFL 試験と、各専門科目の授業評価の積極的活用を目指している。両学科共に、授業評価については、具体的には聞き取り調査の活用とフィードバックを念頭に置いている。これらにより、現時点で、いずれの学科でも教育成果は実証されている。

7) 心理学部

心理学科では、3 年次からの演習を必修としていないことと 4 年次の就職活動との兼ね合いなどから、卒業論文は必修科目としていないものの、4 年間の学習成果として、卒論の執筆提出率の上昇を目指してきた。2012 年度の卒業論文の提出率は 22.3%であったが、2013 年度は 25.7%となり、ある程度の成果は見られた。学生の卒論執筆への動機づけを高めるため、学部生全員に卒論要旨集を配布しているが、今後のさらなる検討が必要である。

2013 年度末に全学的に実施した卒業時アンケート調査結果について、学科単位での特徴と傾向を分析中である。現在の教育目標に対する学生・卒業生の評価を確認して問題点を洗い出し、ここで明らかになった課題に基づき今後の方針を検討していく予定である。

教育発達学科では、学生の学修成果を測定する評価指標を開発するため、学科 FD 部会を中心に電子ポートフォリオを構築し導入した。具体的には、学士力の形成状況を学生自身が確認するための自己評価システムについて検討し、各領域・分野・授業科目ごとに評価指標（ルーブリック）を作成した。また、これまでに開発した学習支援システム（MG-NoteBook）（資料 4-4-20）の改修を行ない、学習支援と学士力の形成状況の評価を一体的に進めてきた。

学生の単位修得状況や履修カルテの状況については修学支援 WG、進路決定状況につい

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

てはキャリア支援 WG が情報収集し、学科会議で検討してきた。

在学生・卒業時・卒業生アンケート（資料 4-4-11、4-4-18、4-4-19）からは、学科の教員や授業等に対する評価は、全学的に見ても高い結果が得られた。

一方、教育成果を見るための学科の卒業生のネットワーク構築の必要性を認識しているが、まだ着手していない。

8) 文学研究科

文学研究科での最も重要な学習成果は論文執筆である。

英文学専攻では、修士論文執筆について共通の段階的手順を「研究法演習」科目に体系的に連携させ、その評価基準を「研究法演習」科目に組み込み、年間を通じて段階的な論文作成指導を行ない、着実な学位論文執筆につなげている（資料 4-4-21）。

フランス文学専攻の博士前期課程では、個性を生かす教育の成果が出て、修士論文のテーマは多彩なものとなっている。博士論文に取り組む大学院の学生も増えており、2013 年度は 1 名がフランスで博士号を取得し、2014 年度は学術博士取得が 1 名、2015 年度は 1 名がフランスの大学に博士論文を提出予定である。

芸術学専攻は少人数教育のため、授業以外でも盛んに交流を持つなど、学生と教員が密接につながることによって、学習成果を把握し、次のステップに向けての適切な指導が行なわれている。学生が落ちこぼれることもなく、最低年限を越えたとしても、きちんと学位論文を完成して修了していることがその証となっている。

9) 経済学研究科

教育目標に沿った成果の検証は、学修成績だけでなく、研究生の最終目標である研究成果が十分得られたかどうかが重要である。これは各演習担当者の指導に関わっており、研究科内部での研究成果の中間発表などを通じて検証している。

10) 社会学研究科

社会学研究科各専攻の修士・博士学位取得者数は下記の通りである。なお、学位取得者は、その氏名と学位論文題目を社会学部オリジナルウェブサイトで公開している（資料 4-4-22、4-4-23）。

社会学研究科学位取得者数（2011 年度～2013 年度）（単位：人）

	2011 年度	2012 年度	2013 年度
社会学専攻博士前期課程	1	5	1
社会学専攻博士後期課程	1	0	0
社会福祉学専攻博士前期課程	4	2	3
社会福祉学専攻博士後期課程	0	1	0

11) 法学研究科

2004 年度以降、博士後期課程に入学した大学院の学生 7 名全員が、所定の期限内に博士論文を提出し、学位を授与されている（資料 4-4-24）。また全員が大学院紀要「法学ジ

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

ジャーナル」に論文を掲載しており、教育目標に沿った成果が上がっている。

本研究科では、博士論文の完成による学位取得が何よりの目標であり、これまで実績をみる限り、本研究科に在籍した大学院生はすべて博士論文を完成させ、法学研究者または法律実務家としての職を得ていることから、これが証明されているといえる（資料 4-4-25）。

1 2) 国際学研究科

毎学期に実施される論文中間報告会や院生論集として毎年発行される「国際学研究科紀要」で教育成果を確認できる。なお、国際学研究科で学んだ大学院の学生で、現在、国内の大学等で研究者となっている者は、少なくとも 6 名にのぼる。教員養成の観点から、十分な教育成果を上げていると認識している。

1 3) 心理学研究科

教育成果は、単位の取得率、GPA、修士論文提出率、就職状況などで判断している。2013 年度生の GPA の平均は、臨床心理学コースは 3.18 点、教育・発達心理学コースは 3.34 点と、高い得点を示している。2013 年度の修士論文提出者は、20 人であり、入学者の 100% が修士の学位を修得した。修士論文の内容も指導教員の多彩な教授を反映しており、学生の研究関心を活かす教育の成果が現れている。また博士後期課程でも、2007 年の設置以来 5 名の博士号取得者を出しており、着実な成果を上げている。

博士前期課程では、修士論文の審査・評価の一環としてポスター発表を行ない、教員間、学生間にて、修士論文の成果を共有している。その際、文献講読、研究方法、論文執筆の能力などの点についての学生のレベルを評価し、指導方法の改善点を洗い出している。

教育成果についての卒業後の評価として、臨床心理士資格取得者は、2012 年度 12 名、2013 年度 15 名に上る。また、卒業後の専門職への就職は順調であり、博士前期課程では、スクール・カウンセラーや心理判定員などの専門職に就いている卒業生が多い。博士後期課程では、大学教員などの専門職に就職している（資料 4-4-26）。こうしたことから、教育成果も十分であり、本研究科の人材育成目標や教員理念も適切であるとの判断ができる。

1 4) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）の教育目標に沿った成果が上がっているかを的確に測定する指標はないが、例えば、2013 年度の司法試験合格者数は 9 名で、前年度の 5 名を大幅に上回っている。また、理論と実務の架け橋となる科目として重要な「リーガルクリニック」は選択必修科目であるが、2014 年度の新最終年次生である 3 年次生は全員が履修しており、在学学生は本法科大学院の教育理念を前向きに受けとめている。また、募集停止発表後の 2012 年 10 月には、法科大学院の修了生（法曹、裁判所書記官、地方公務員、企業法務、その他）が企画して、法科大学院で学んだことが今の仕事に生きていることを在学学生に伝えるシンポジウムが学内で開催されており、法科大学院の教育成果を確認することができる（資料 4-4-27 p.156）。

学生の自己評価、進路については、「明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書」（2013 年 3 月）において、「修了生の進路」という明治学院大学法科大学院独自の評価項目を立て、点検・評価している。これによると、司法試験に合格し法曹人（司法修習生を

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

含む) になった者は、2012 年度までの総数で 63 名、2013 年度までの総数で 72 名である（うち 1 名は検察官、1 名は国会議員）。ほとんどが弁護士になっているが、本学出身の弁護士には法テラスほか社会的弱者支援を重視する法律事務所に勤務する者が全体の 2 割程度を占めるなど、その割合が高く、本法科大学院の理念が修了生に息づいていることを感じさせる。そのほか、司法書士、裁判所書記官、裁判所事務官、公務員や、企業法務に就職している。また、パラオで法律事務所を開業している者もいる（資料 4-4-27）。

(2) 学位授与（卒業・修了判定）は適切に行われているか。

1) 大学全体

【学部共通】

学位授与に関する手続きは学則と明治学院大学学位規程に基づき運用している。卒業・修了要件は各学部教授会の決定をもとに学則で規定している。学生には各学部の履修要項、教務部での個別指導、学生用ポータルサイト等で周知している。なお、学士の学位授与にあたり、卒業論文の提出を要件にするか否かについては、各学部学科の方針によるため、卒業論文を提出せずに卒業できる学科もある。卒業論文を課する学科では、指導教授の指導のほか、口頭試問、研究発表会等を行なうなど審査体制が整えられている。

【大学院共通】

学位授与に関する手続きは大学院学則と明治学院大学学位規程に基づき運用している。論文執筆にあたっては、各研究科ともに論文（社会福祉学専攻では研究課題修了報告書を含む）執筆までの道程を入学早々から明確に示し、中間報告を経て論文執筆のステップを踏むことで、進捗を確実にするとともに、質の高い論文を目指す。審査においては主査、副査の 2 名（専攻、研究内容によっては副査が複数の場合や、他大学の研究者が審査に加わる場合がある）の査読を行なうことで、より厳正に評価している。学位申請手続きは大学院要覧（資料 4-4-28）や掲示物、大学院事務室スタッフによる個別指導等を通じて学生に明示している。

2) 文学部

文学部各学科の卒業要件単位は、履修要項に明記されている（資料 4-4-29 p.43、p.54、p.68）。学位授与に至る各学科の取り組みを以下に述べる。

【英文学科】 入学時の授業オリエンテーションと学科ガイダンスで履修登録や卒業要件単位数などの説明をしている。卒業論文は必修ではないが、4 年次演習での口頭発表やゼミ論をとくに重視し、担当者による厳正な審査が行なわれ、適切な評価が下されるようにしている。

【フランス文学科】 入学時に履修要項を配布し、新入生オリエンテーションで説明を加えている。各授業では、定期試験、授業内試験、期末レポート、授業内レポートなどで成績を評価するが、中でも最も重要な卒業論文（必修）の成績については、主査と副査 2 名での査読によって評点をつけるとともに、主査との口頭試問の結果も踏まえて、厳格に評価している。そして最終的な卒業判定は、各学生の成績表に基づいた卒業判定資料を作成の上、厳正かつ適切に行なわれている。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

【芸術学科】 卒業論文については、各系列とも主査・副査による複数審査体制を敷いている。主査・副査は審査結果を書面で作成するとともに、論文提出後に口頭試問を実施して、成績評価が担当者だけの判断にならないような体制をとっている（資料 4-4-30）。卒業論文を選択しない学生については、それに相当する単位数を他系列の授業を複数履修することで取得する制度となっており、より多様で多角的な観点から芸術を理解する視座と知識を養える体制をとっている。

3) 経済学部

卒業すなわち学士号授与は、在学中の取得単位に基づき教授会で判定される。必要な単位は、学則別表第 1（資料 4-4-31）と履修要項（経済学部）（資料 4-4-12）に明示されており、厳格に運用されている。基準となる単位数等は、主としてカリキュラム変更時に各学科会議や教授会で検討し決定する。

4) 社会学部

卒業に必要な単位は、社会学科 126 単位、社会福祉学科 124 単位と定め、社会学部「履修要項」に明示している（資料 4-4-32 p.41、p.57）。また、1 年間に履修できる単位数は、明治学院共通科目と学科科目を含めて 48 単位までと定めており、4 年間にわたる段階的な学修を保証している。とくに社会福祉学科では第 1～8 群の各群の最低単位数を定めて、一定の選択性を認めながらバランスのよい教育を志向している。社会学部では卒業論文は必修ではないが、大学での学びの集大成として重視しており、各学年のガイダンスなどの機会を捉えてできるだけ多くの学生が卒業論文完成を目指すように指導している。とくに社会学科では、初年次の学科オリエンテーションで全員に配布する冊子「学びのガイド」に卒業論文に至るまでの学びの見取り図や研究のための基礎的な方法・情報をわかりやすくまとめており、卒業論文への水路づけを意図している（資料 4-4-33）。両学科の優れた卒論を表彰する学部長賞の制度も、受賞作が学部オリジナルウェブサイト上で公開されていることとあいまって、卒業論文執筆への動機づけとなっている（資料 4-4-34）。また、学部独自に卒業論文執筆のための技術的マニュアル「社会学部生のための卒業論文執筆の手引き」を作成・配布（学部オリジナルウェブサイト上にも公開）している（資料 4-4-35）。

こうして 4 年次に重要な学びの集大成を経験する学生を前提としつつ、学位授与手続きとしての卒業認定は、卒業審査教授会で厳格・公正に行なわれている。一方、演習を履修せず、卒業論文を執筆しない学生に向けたカリキュラムの工夫が課題として残されている。

5) 法学部

法学部では、所定の期間在学し、幅広い教養と法学・政治学に関する専門的知識を習得し、さらには応用力を身につけ、社会で発生する諸問題に対し多角的思考、判断力をもって対処できる学生を育成しており、これに法学士の学位を授与することとしている。学位取得には 130 単位（3 学科共通）の取得が必要で、これが卒業要件にもなっている。各学科では、教育目標に基づき必修科目・選択必修科目・選択科目を設定し、科目群に応じて所要の単位数を定めている。

法学部の卒業に要する総単位数の内訳は、履修要項（法学部）（資料 4-4-36）に明示し

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

ており、実際の卒業判定については、3 月開催の教授会で所定の単位数を充足しているかどうか、一人ずつ判断している。

6) 国際学部

単位認定と卒業判定は適正に行なわれている。明文化されていないが、学位授与基準と学位授与手続きは厳格であるため、予期しない留年に至るという事例が毎年 10 例ほど発生し、保証人・就職先を含めた対応が年度末には大きな問題になっている。

国際キャリア学科については、2014 年度に完成年度を迎えるために、未だデータがない。

7) 心理学部

心理学部では卒業要件および学位授与手続きは、履修要項（心理学部）（資料 4-4-37）に明示され周知されている。各学科の学位授与方針に従い所定の単位を修得し、卒業要件を満たした学生に対し学部教授会で判定の結果、学位を授与している。また心理学科では、学科科目 1 科目のみ単位不足で卒業できない場合は、再試験を認めることとしており、これについても履修要項に明記されている。

8) 文学研究科

英文学専攻では、修了判定は、規定の単位を修得し、論文審査に合格した者について、全教員で構成される修了判定会議を経て行なわれている。

フランス文学専攻では、修士論文・博士論文ともに 3 名以上の教員による査読と公開口頭審査を行なっている。修了認定は、専攻会議で判定している。

芸術学専攻では、修士論文は 2 名、博士論文は 3 名の教員による査読と公開口頭審査を行い、単位認定も全教員間で確認している。学位授与は適切に行なわれている。（資料 4-4-38、4-4-39、4-4-40）。

9) 経済学研究科

経済学研究科では、教育理念・目的に従って、修士課程・博士課程の学位授与の方針を明示し、その手続きを行なっている。

修士課程に関しては、本課程に 2 年以上在籍し所定の単位（30 単位）を修得するとともに、研究指導を受け、修士論文の提出と最終審査、並びに最終口述試験に合格することが修士課程の学位授与の要件である。

博士課程に関しては、本課程に 3 年以上在籍して基準となる単位数（16 単位）を修得するとともに、研究指導を受け、博士論文の提出と最終審査、並びに最終口述試験に合格することが、博士の学位授与の要件である。

10) 社会学研究科

社会学研究科では、大学院要覧（資料 4-4-28）で課程修了の要件、学位取得のプロセス、学位論文提出要領等を明示している。

学位取得までのプロセスは明治学院大学学位規程（資料 4-4-38）に明示されている。さらに、博士論文の審査については、博士学位申請論文審査に関する社会学研究科内規（資

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

料 4-4-41) を策定し、その手続きを明確にしている。

1 1) 法学研究科

本研究科では学位授与は適切に行なわれている。「課程博士論文の審査手続に関する内規」(資料 4-4-42) に従い、審査委員会による審査、本研究科教員全員が出席の上の公開の口頭試問での審査を経て、本研究科委員会で厳正に判定されている。

1 2) 国際学研究科

学位授与の方針は大学院要覧(資料 4-4-28) とウェブサイトを示されており、大学院の学生の周知するところとなっている。修士論文の審査は、主査の指導教員に 2 人の副査を加えた 3 名で行ない、その結果の報告を受けて、修了認定を研究科委員会で行なう。博士論文の審査は、内規(資料 4-4-43、4-4-44) に基づき、より丁寧に行なわれる。

1 3) 心理学研究科

課程の修了要件、学位授与プロセスは、大学院要覧(資料 4-4-28) に明記し、学生に周知している。修士論文は主査・副査計 3 名の教員で審査している。明文化された学位審査基準は設けておらず、大学院設置基準第 3 条に則って、提出された論文を総合的に審査している。最終審査に至るまでに、博士前期課程では、1 年次に 1~2 回、修士論文の中間発表会や構想発表会を行なう。この中間発表会や構想発表会では、修士論文の研究テーマ、研究課題と方法、論文構想などを発表する。また 2 年次の 4 月に修士論文題目を提出し、2 年次では年間 2 回、修士論文中間発表会を行なう。ここでは、1 年次の中間発表以降の研究の進捗状況、修士論文提出までの計画から資料の整理、結果の概要などを報告することと義務づけている。中間発表では、各コースの教員全員が指導にあたり、修士論文作成の過程で一定の基準を満たしているかどうかを確認している。こうした過程を経て、1 月初旬に修士論文を提出する。

博士論文は外部審査者を含む 3 名以上の教員によって審査している。また、博士論文の提出に関しては、学術雑誌に掲載された研究テーマに関連する査読論文が 2 本以上あることを条件としている。

1 4) 法務職研究科

法務職研究科(法科大学院)では、必要とされる単位数(94 単位)を基準に沿って満たした場合に修了できる。学位授与の基準は規程に明示されており、大学院要覧(別冊)(資料 4-4-45) で学生に周知されている。学位授与の手続きは簡明であり、適切なものである。

また、学生による成績評価に対する異議申立が保障され、これにより修了判定の客観性も担保されている(修了要件たる単位を修得していれば自動的に修了と判定される仕組みのため、修了判定自体についての異議申立手続きは必要としない。)

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

2. 点検・評価

●基準 4-4 の充足状況

学生の学習成果を測定するために、学生の主観的な評価での調査を行なう一方、GPA 値を成績発表と同時に学生へ開示することで、自身の習熟度を客観的にとらえられるようにしている。これらの分析を実施し、成果の確認や改善がなされている。大学院では修士論文、博士論文の作成が効果を図る基準となっている。また、学位授与基準、学位授与手続きが明文化され、適切な運用が行なわれているので、この基準を充足している。

1) 効果が上がっている事項

【文学部】

英語力の向上を重視する英文学科は TOEFL-ITP の得点アップの課題に取り組み、設定された目標を実現している。またフランス文学科と芸術学科は、教育課程の最終ゴールである卒業論文を重視し、多角的な評価の体制を整えている。

【国際学部】

国際化の観点から、英語教育や英語による授業を積極的に採用している。その結果、TOEFL スコアの変化は、入学時の平均 429 点が、年度末には 451 点となり、5.1%の改善を見ている（資料 4-4-46）。

【心理学部】

心理学科では卒業論文の提出率を、学習成果を反映するひとつの指標として考え、提出率の増加に向け努力している。2012 年度に比べ 2013 年度は若干増加する成果が見られた。

【文学研究科】

文学研究科では博士後期課程 1～2 年次生に研究中間発表会での発表を課している（資料 4-4-28）。それにより、様々な分野の教員からフィードバックを受け、研究がより着実なものになるという効果が上がっている。

【心理学研究科】

博士前期課程の修士論文の提出率は高く、また、博士後期課程における博士号の取得者も順調に伸びている。こうした成果に加えて、卒業後に臨床心理士や臨床発達心理士の資格を取得する者も多く、卒業後の専門職への就職は順調である。研究所などでの公開講座や、ゲストティーチャーを招いた授業などで現職の専門職業人と接する機会が多いことなどが、こうした成果につながっていると考えられる。

2) 改善すべき事項

【文学部】

英文学科の卒業時も含む TOEFL-ITP 受験回数を見直しと、それらの時系列的な結果分析が今後の課題である。また卒業論文で、テーマ設定のミスや資料調査不足なども例年散見される。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

【経済学部】

グローバル化を図る目的で英語教育の刷新に取り組んでいるが、それらの効果を見る指標を設けていない。

双方向型・主体性重視の授業は、学生のプレゼンテーション能力の育成、狭義の意味の学習に限らず様々な面での積極性の涵養に大きく資する。一方でこのタイプの授業に非常に熱心な学生が、基本的な学科科目の成績がふるわないとの感想が、教員間に散見される。

【国際学部】

教育成果を測る上で、学生と連携した授業評価の仕組みの構築や、卒業生ネットワークの構築を目指していたが、共に果たされていない。

【心理学部】

卒業生からの評価を得るための卒業生ネットワークがまだ不十分である。

学位授与の適切性を見る指標の一つとして卒業率（4 年次在籍者中の卒業者数の割合）が考えられるが、これまでその数値についての議論や検討はなされてこなかった。

【社会学研究科】

博士課程（前期課程）修了者の進路状況は、指導教員は個別に把握しているが、研究科で把握していない。

明治学院大学学位規程の詳細は大学院要覧のみに記載し、大学院ウェブサイトには記載されていない。

【心理学研究科】

学生の学習成果の測定は、論文提出率、GPA、就職状況等で総合的に判断しているが、個々の授業等で客観的に学習成果を測定する方法は確立されていない。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

【文学部】

卒業論文に関しては、フランス文学科は必修の体制を維持し、学生の動機づけをさらに図ってゆく。芸術学科は 2014 年度から設置された「総合芸術学系列」では卒論は必修ではなくなるので、それに替わる評価指標の開発が必要となる。

【国際学部】

Skype 授業の拡大やライティング支援の活用など、英語実践力の強化に向けて、英語教育担当者の新たな提案や取り組みを積極的に活用していく。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

【心理学部】

今後は卒論要旨集の全学年の学生への配布などを通じ、4 年間の学習の成果としての卒業論文の執筆率を高め、学習成果の向上を目指したい。

【文学研究科】

博士後期課程 1～2 年次生が研究中間発表会で各種分野の教員からのフィードバックを受けることでの研究に対する効果を維持すべく、今後もこの活動を継続していく。

【心理学研究科】

今後、心理学関係の資格の国家資格化への対応が大きな課題となるが、速やかに対応していく予定である。

2) 改善すべき事項

【文学部】

英文学科の TOEFL-ITP の得点推移のデータは、3～4 年後を目処に信頼できるものの作成を目指している。また卒業論文を重視する以上、テーマ設定の段階からよりきめ細やかな指導が必要であり、さらに 2015 年度以後、就職活動時期が後ろ倒しされて従来の卒論作成時期と重なるため、3 年次段階からの早めの取り組みを視野に入れるべきである。

【経済学部】

新しい英語教育の効果については、TOEFL 試験の結果を利用する効果検証を準備中である。更なる実態調査とともに、今後の学科会議などで検討課題としていく。

アクティブ・ラーニングの教育効果については、今後、実態の検証を行なうとともに、教育効果向上が期待できる活用の仕方を FD のテーマとして取り上げていきたい。

【国際学部】

この間、全学で行なわれている授業評価アンケートの在り方や内容の見直しが進められたこともあり、学部・学科独自の授業評価体制を求める機運も低調になったが、授業評価アンケートの有効性については今後も注視し、必要に応じて検証を行なう。

卒業生ネットワークは、2016 年に学部創設 30 周年を迎えることと、2014 年度に国際キャリア学科の第 1 期卒業生が出ることもあり、2015 年度に是非その構築を図りたい。

【心理学部】

卒業生からの評価の収集に際して、卒業生のネットワーク作りを進め、その評価をもとに教育目標に沿った成果をどのように測るか検討する。

今後は卒業率についてデータを蓄積し、卒業生からの評価も踏まえて、適切な卒業率について検討する。

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

【社会学研究科】

今後、博士課程（前期課程）修了者の進路状況を把握するシステムを確立することが課題である。

本学学位規程の詳細を早急に大学院ウェブサイトに掲載し、広く公開し透明性を担保する必要がある。

【心理学研究科】

個々の授業における学生の自己評価や教員による学習成果の評価を、ポートフォリオ等を用いる事により、体系的な測定方法を確立していく予定である。

4. 根拠資料

- 4-4-1 全体調査のご提案（全学アンケート企画書）（既出 資料 4-3-47）
- 4-4-2 全学アンケート調査票（新入生、在学生、2013 年度卒業時、2012 年度卒業生）
- 4-4-3 授業評価教養教育（諸領域）（2013 秋）
- 4-4-4 授業評価教養教育（外国語）（2013 秋）
- 4-4-5 英文学科 TOEFL 得点推移表
- 4-4-6 2013 年度 10 月科会議事録（英文学科）
- 4-4-7 2013 年度 7 月科会議事録（英文学科）
- 4-4-8 卒業論文審査口頭試問記録（フランス文学科）
- 4-4-9 2013 年度 4 年次卒業論文提出率
- 4-4-10 芸術学科オリジナルウェブサイト「卒業論文」
<http://www.mg-geika.net/thesis/index.html>
- 4-4-11 2013 年度卒業時調査集計表（既出 資料 4-1-28）
- 4-4-12 2014 年度履修要項（経済学部）（既出 資料 4-2-3）
- 4-4-13 2015 年度明治学院大学大学院入学試験要項
- 4-4-14 第 26 回社会福祉士国家試験学校別合格率
- 4-4-15 第 16 回精神保健福祉士国家試験学校別合格率
- 4-4-16 公立・私立学校等教員就職状況一覧（2009～2014 年度）
- 4-4-17 学生学習自己管理カルテ（法学部）
- 4-4-18 2014 年度在学生調査集計表（既出 資料 4-1-27）
- 4-4-19 2012 年度卒業生調査集計表（2014 年度実施）（既出 資料 4-1-29）
- 4-4-20 学習支援システム MG-NoteBook
- 4-4-21 「修士論文提出手順」および「研究法演習の評価基準」について（英文学専攻）
（既出 資料 4-2-17）
- 4-4-22 社会学研究科社会学専攻オリジナルウェブサイト「大学院生の状況」
http://soc.meijigakuin.ac.jp/gakuin_gakka/?cat=6
- 4-4-23 社会学研究科社会福祉学専攻オリジナルウェブサイト「大学院生の状況」
http://soc.meijigakuin.ac.jp/gakuin_hukusi/?cat=7
- 4-4-24 法学研究科オリジナルウェブサイト「学位授与の記録」

基準 4. 教育内容・方法・成果 iv) 成果

- <http://lawschool.jp/gsl/doctorate/doctors.html>
- 4-4-25 法学研究科オリジナルウェブサイト「学位取得者の動向」
- http://lawschool.jp/gsl/doctorate/hear_from.html
- 4-4-26 大学院心理学専攻進路一覧（過去 1 年分）
- 4-4-27 明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書（既出 資料 1-21）
- 4-4-28 2014 年度明治学院大学大学院要覧（既出 資料 1-15）
- 4-4-29 2014 年度履修要項（文学部）（既出 資料 3-33）
- 4-4-30 2013 年度卒業論文審査記録用紙（芸術学科）
- 4-4-31 明治学院大学学則（既出 資料 1-1）
- 4-4-32 2014 年度履修要項（社会学部）（既出 資料 1-9）
- 4-4-33 社会学科生のための学びのガイド 2014（既出 資料 4-1-6）
- 4-4-34 社会学部オリジナルウェブサイト「卒業論文学部長賞」
- <http://soc.meijigakuin.ac.jp/?cat=6>
- 4-4-35 社会学部学生のための卒業論文執筆の手引き
- 4-4-36 2014 年度履修要項（法学部）（既出 資料 4-1-33）
- 4-4-37 2014 年度履修要項（心理学部）（既出 資料 4-2-7）
- 4-4-38 明治学院大学学位規程
- 4-4-39 2013 年度大学院 2 年次生修士論文提出率
- 4-4-40 2013 年度大学院における学位授与状況
- 4-4-41 博士学位申請論文審査に関する社会学研究科内規
- 4-4-42 課程博士論文の審査手続に関する内規（法学研究科）（既出 資料 4-1-19）
- http://lawschool.jp/gsl/doctorate/gakui_sinsa_naiki.pdf
- 4-4-43 明治学院大学国際学研究科学位（論文博士）授与内規
- 4-4-44 国際学研究科博士論文審査の手順とルール（内規扱い）
- 4-4-45 2014 年度明治学院大学大学院要覧別冊（法科大学院）（既出 資料 4-2-20）
- 4-4-46 2013 年度全学部 TOEFL スコア平均点

基準 5. 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学では、建学の精神である「キリスト教による人格教育」と教育理念「Do for Others (他者への貢献)」に則り、5つの教育目標を掲げている。この教育目標にしたがって、各学部学科が学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を定め、大学ウェブサイト・大学案内・入学試験要項に明示している。さらに、オープンキャンパス等のイベントで受験生に直接提示している。

大学院についても、各研究科各専攻の学生の受け入れ方針を大学院ウェブサイト・入学試験要項に明示し、説明会等で直接受験生に提示している。

修得しておくべき知識等の内容・水準については、大学として入学資格を定め、さらに入学試験制度ごとに出願資格と試験科目・配点を設定することによって示している。

障がいのある学生には、入学前から適切に対応している。オープンキャンパス時には対象となる学生に対し、入学後の修学上の支援と同様のサポートを行ない情報収集に支障がでないよう配慮している。また、入学後に実施可能な修学上の支援について個別に相談・説明を行なっている。受験時には、大学入試センター試験の取扱いに準じた「受験上の配慮」を行なうとともに、学部学科と連携をとり、筆記以外の面接試験などでも不利益が生じない対応をしている（資料 5-1 p.58）。大学院についても、出願期間前に問い合わせを受け、障がいの程度に応じ対応可能かどうかを協議する体制を取っている。入学後は学生サポートセンターが個々の入学者の状況を確認し、各学部学科・研究科、関連部署と連携をとりながら具体的な修学上の支援を実施している。

留学生は主として私費外国人留学生入学試験で受け入れている。一部の学科を除き授業は日本語で行なわれるため、日本学生支援機構の実施する日本留学試験の日本語での受験を条件としているが、この日本留学試験を活用し海外で受験可能な渡日前入試も実施している。大学院でも同様に、授業は日本語で行なわれるので、現時点ではそれに対応できる日本語力を備えていることが必須条件となるが、国費外国人留学生（研究留学生）や、各国政府の援助に基づき大使館から派遣される留学生の受け入れの場合は、指導教員の下承を得られれば英語での対応も可能としている。

本学の私費外国人留学生には、留学生の経済的負担を軽減するとともに本学の国際交流に寄与することを目的とし、学則で定めた当該学期授業料の 30%を減免する制度を実施している（資料 5-2、5-3）。原則として所定の手続きをとり、国際交流委員会が留學生活上の経済的援助を必要であると認め、在学年次ごとの所定の単位数を取得している者を対象としている。

2) 文学部

文学部は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

文学部 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

基準 5. 学生の受け入れ

◆学部全体

言語・文学・芸術への志向をもつ学生がもとめられる。

一般入試及びセンター入試では基礎的学力を身につけた学生を選抜する。

これに加えて、各学科の専門性に即した、自己推薦入試(AO入試)によって、基礎的学力以外の各専門分野における能力・適性をも発掘するものである。

◆英文学科

英語を情熱をもって学び、英語圏の文化や文学作品、あるいは言語についての探求を通じて自らを養い深めるだけではなく、自らの様々な殻を破り、外の世界へところをを広げようとする学生、またそのための地道な努力をいとわない学生を求めている。

そのために自己推薦の AO 入試、とりわけ同入試の(B)制度を重視し、(A)制度が比較的英語能力の高い受験生を優先するのに対し、(B)では面接と同時に英語でのエッセイ執筆を課し、受験生の大学での勉学に対する意欲と態度を評価している。

◆フランス文学科

フランス語圏の言語、文学、歴史、芸術、思想を窓口として、広くヨーロッパの文化を学びたいという意欲をもつ学生を受け入れる。常識にとらわれず、自国の文化とも英語圏の文化とも異なる、多様で刺激に満ちた文化のありように心を開くことのできる人材を募るため、一般の筆記試験による選抜のほか、自己推薦入試(AO)を実施して、独創的な発想と感覚をもった学生を選抜する。さらに指定校推薦入試、三年次編入学試験、社会人入学試験を実施し、さまざまなバックグラウンドをもつ者を求めている。自己推薦入試、指定校推薦入試についてはフランス語既習者枠を設け、すでにフランス語の基礎を習得し、さらにその知識と理解を深めたいという意欲のある者に門戸を開く。

◆芸術学科

実技者を養成することを目的とせず、芸術への好奇心や関心の芽生えを大切に育むという基本方針に基づき、一般入学試験に重点を置きつつ、多様な適性と能力を持った学生に広く門戸をひらく選抜方法をとっている。学生の潜在能力を引きだし、芸術への新たな視野を提供する学科として、自己推薦 AO 入学試験をふくむ多様な入学試験科目を維持することは重要である。

また、芸術を通じて、広く人間の考える力・見る力・聴く力・味わう力を高め、社会と文化に対する知的好奇心と批評的視野を養い、育ててゆくという教育目標を実現するために、芸術学科では、入学前の段階で得ている知識や技能を過大評価することなく、学科教育において、1 年次から丁寧に指導してゆくようにつくられたカリキュラムの編成をしている。そのようなカリキュラムが最大限に生かされるのも、一般入学試験を中心とした多様な選抜方式によって多様な個性を持つ学生が入学し、新たな環境のもとで「芸術」を学ぶ場を共有すればこそである。

特別入学試験においては、自主性や向学心の有無などのほかに、学生の可能性や潜在能力に注目し、面接と小論文を重視する姿勢をとる。

3) 経済学部

経済学部は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

基準 5. 学生の受け入れ

経済学部 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆学部全体

経済学に関する知識そのものは特に必要としていないが、幅広く、日本を取り巻く経済・企業に対して興味と関心を持っていることが望まれる。そのためには、高等学校で学ぶ基本的科目をまんべんなく勉強してあることが期待される。他人とのコミュニケーションのために、自分の考え方を表現できることも重要である。なお、特別入試合格者に対しては、通信教育による入学準備プログラムを用意し、自主学習の機会を提供している。

◆経済学科

教育目標に基づき、入学者として以下のような人物を求めている。

1. 高等学校で学習する国語・外国語・公民・歴史・数学などについて、基本的な内容を理解している。
2. 経済問題を始め、現在・過去の様々な問題に関心を持ち、自ら問題関心に基づき主体的に探究する意欲がある。
3. 演習・実習に積極的に参加し、人とのコミュニケーションを大切にする。

◆経営学科

経営学科の入学者としては、以下のような人物を求めている。

1. 高等学校で学習する国語、外国語、公民、歴史、数学などについて、基本的な内容を理解している。
2. 経済問題をはじめ、現在、過去のさまざまな問題に関心を持ち、それらを主体的に探究する意欲がある。
3. 演習・実習に積極的に参加し、人とのコミュニケーションを大切にする。

経営学科では、経営学の三領域に関心をもつ上記の人物を確保するため、多様な入試制度を設ける。

一般入試では、高等学校での学習内容について確かな学力を有する人物を、推薦入試では、本学科への進学意欲が高く、高校時代の学習実績(やコミュニケーション能力)の良好な人物を受け入れる。また、留学生を積極的に受け入れるために、私費外国人留学生入試を実施する。

◆国際経営学科

高等学校の卒業に必要な単位を修得済みまたは修得見込みであり、「国語」および「英語」に相当の力を有していること、かつ、「世界史」「日本史」「数学」のいずれかに秀でていることが望まれる。

経済問題および企業を取り巻く諸問題に関心を持ち、自ら主体的に探究する意欲を有していることが望まれる。

異なる価値観および文化的背景を理解できることが望まれる。

4) 社会学部

社会学部は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

社会学部 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆学部全体

基準 5. 学生の受け入れ

社会学部では、教育目標と教育上の方針を実現するため、多様な能力や社会現象・社会問題への関心を持った学生を求めている。さまざまな経験を持った学生が共に学ぶことが、他者との出会い、社会への理解にとって重要だと考えているため、従来から高校新卒者だけではなく、広く現場を知る社会人や海外からの留学生を受け入れる。

◆社会学科

本学科が目指す教育は、すでに見知った者であれ、まだ見知らぬ者であれ、「他者」への関心を育むことから始まる。先ず「他者」という問題がはらむ多様な葛藤に気づくことが必要である。次いで直感的な気づきから深い理解への道を自己の課題として引き受ける姿勢が求められる。そして、発見し追求した事柄を今度は具体的な他者を前に、自分の言葉で表現する力を身につけてほしいと願っている。本学科は、大学生活を通じてそのような〈力〉を身につけ、社会に羽ばたきたいと願う学生を求めている。いくつかの資質を挙げてみよう。《a・知的好奇心と探究心》《b・柔軟な思考と創造的アイディア》《c・経験を生かした構想力と表現力》漠然と思い描く未来像の中に、これらの〈力〉を自分の資質として見出し、努力したいと感じられる人こそ社会学科が求める大学生である。

◆社会福祉学科

広く社会福祉の理論と実践に関心を持ち、自らの力で学ぶことを継続できる人の入学を期待している。2 年次から学生の希望に応じて二つのコースに分かれるので、受験希望者にはオープンキャンパスやホームページ、パンフレットなどを通じて二つのコースの具体的なイメージやカリキュラムの違い、卒業後の進路などについて詳しい情報提供を行うよう努めている。

入試の方法は、推薦入試と一般入試によって入学者を受け入れる。特に推薦入試では論文や面接試験などを行い、入学の動機を明確に持ち、自分自身の将来への展望を持った学力の優れた学生の入学を期待している。AO 入試に関しては、次のいずれかに該当する人の入学を求めている。①自発的であり、かつ単発でない社会貢献活動に優れた実績をもつ人、②広く社会福祉関連領域に関して、こうあるべきだ、こうしたい、というユニークなプランやプロジェクトの案をもつ人である。特別入試の合格者には課題図書を提示し、入学前教育を行っている。

5) 法学部

法学部は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

法学部 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆学部全体

法学部の求める学生像は、上記の教育理念、教育目標に共感を覚える学生で、3 学科共通して、社会貢献意欲の高い学生、目的意識・問題意識の高い学生、論理的な思考と適確な判断力を有する学生である。

◆法律学科

法律学科では本学科の教育目標に賛同し、自らの夢を実現する意欲のある受験生の入学を希望している。具体的には以下の通りである。

1. 社会貢献意欲の高い学生

基準 5. 学生の受け入れ

明治学院大学は「他者への貢献(Do for Others)」という理念を掲げており、法律学科でも法と専門的知識を駆使し、社会と積極的にのかかわりあらゆる機会を通して社会貢献を目指す意欲に満ちた受験生を求める。

2. 適確な判断力を有する学生

明らかな法律違反や社会的倫理・正義に反した行為を否定するという気持ちがコンプライアンス(法令遵守)にとっては重要であるところ、法律学科では、法律学を身につけた学生が社会に出て、法律や正義に反するといった自分が賛成し得ない場面に接したときに、「おかしい、反対である」と「声」を上げる勇気と、自分の正しいと思うことを、気概をもって筋道立てて主張できる能力・心、すなわちリーガルマインドを持った学生を育成することを目的としている。そのために、受験生には、自分が正しいと思うことを法律や正義に照らして適確に判断できる常識の持ち主であることを求める。

3. 目的意識の高い学生

法律は古い沿革を有しており、判例・学説の積み上げにより現在の法律が存在していることから、法律学は一朝一夕には習得できるものではない。したがって、法律学を志す受験生には、目的意識が明確で、目的達成に対する強い意志と忍耐力が求められる。

◆消費情報環境法学科

1. 現代社会の問題に深く鋭い関心を持つ学生

消費情報環境法学科では、現代社会において生起する先端分野の法律問題を扱う。そのため、日頃より読書や新聞を通して問題意識を深め、現代社会の動きに関心を持つことが必要である。本学科における教育を有意義なものとするためにも、現代社会の問題に深く鋭い関心を持つ学生を求める。

2. 論理的に自己の考えを伝えることの出来る学生

どのような素晴らしい考えを持っていても、それが自分の頭の中だけにとどまっているのでは、宝の持ち腐れであり、社会的には意味を持たない。自らの考え・意見を持つことの重要性はもちろんのことだが、さらに、それを外部に対し文章や議論を通じて積極的かつ説得力を持って表現することが必要とされる。本学科においては、論理的に筋道を立てて自らの考えを伝えることの出来る学生を求める。

3. 他者への目配りの出来る学生

先にも述べたように、法の理念を現実の問題解決の場で実践するためには、周囲の人間・環境への配慮、弱者保護の視点が不可欠といえる。本学科においては、そのような配慮・視点を持つ、他者への目配りの出来る学生を求める。

4. 新しい問題に臆することなく取り組む意欲のある学生

本学科の学習の中心となる、消費者法、企業活動法、環境法の各分野においては、「従来の慣例」に従っていたのでは解決不能な新たな問題が生起している。また、問題解決の道具として用いるコンピュータ技術についても、日々進化している。先端分野の実践的な法律を、最先端のコンピュータ技術を活用して学ぶ本学科においては、これら新しい問題に新しい技術を用いて取り組む意欲のある学生を求める。

◆政治学科

政治学科では、上記の教育目標に賛同し、社会貢献の担い手となり得る受験生の入学を希望している。

基準5. 学生の受け入れ

1. 「他者への貢献(Do for Others)」という理念を理解し、実践する知性と意欲に満ちた受験生を求める。単に学校の成績が良いというだけでなく、ボランティア活動の実績や国際経験の豊富な人材を求める。
2. 「教養ある政治的市民」の育成という政治学科の教育理念に共感し、在学中も卒業後も品位ある市民社会の一員として、積極的に社会とのかかわりを志向する人材を求める。国の内外を問わず、また事の大小を問わず、世の中の動きに対して常に新鮮な問題関心をもって取り組むことができる意欲ある受験生を求める。
3. 「教養ある政治的市民」とは、具体的には、「言うべきときに言うべきことを言える人間」であり、さらには「言うべきことが言えない」境遇にある人びとに代わって発言する勇気と、他者の境遇への想像力をもつ人間、ということである。そのような人びとが社会の中心を支えることで、今後の日本社会をより良い方向へと導く希望を共有できる受験生を求める。

6) 国際学部

国際学部は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

国際学部 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆学部全体、国際学科共通

国際学部では、下記の特性を持つ学生を積極的に受け入れる。

1. 人間や社会に対する関心と探求心に富む人。
2. 自分の考えや意見を明確に表現できる人。
3. 社会に貢献する意欲のある人。
4. グローバルな社会で自分の将来を考えたい人。
5. 他の国の人々と共に考え、共に働くことに喜びを見出せる人。

◆国際キャリア学科

国際キャリア学科では、下記の特性を持つ学生を積極的に受け入れる。

1. 学科の教育目標を充分理解している学生
2. 学科の提供するカリキュラムを充分消化しうる意欲と基礎学力を有する学生(特に下記の能力)
 - 複合学問によって問題を理解する能力
 - 問題解決に対して貢献・参画する能力
 - 多様な人々と共同作業をする能力
 - 十分な英語の基礎能力

7) 心理学部

心理学部は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

心理学部 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆学部全体、心理学科共通

入学を希望する学生には、心理学部の教育理念「こころを探り、人を支える」の意義を理解し、

基準 5. 学生の受け入れ

1. ところを科学的に探求する意欲を持っていること。
2. より良い人間関係とより良い社会を創ることに興味・関心を持っていることを期待する。

◆教育発達学科

教育発達学科のアドミッション・ポリシーは以下の 3 点であり、本学科で学ぶことを強く希望する多様な資質を持っている学生を受け入れる方針である。

1. 子どもの心の理解と支援に強い関心を持っていること。
2. 小学校教員、幼稚園教員、特別支援学校教員となることを強く希望していること。
3. ボランティア経験や国際交流経験などを有し、多様な人々とのコミュニケーションに興味・関心を持っていること。

8) 文学研究科

文学研究科は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

文学研究科 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆研究科全体

博士前期課程・博士後期課程ともに、各領域において、高度な専門的学識を修得し研究能力を発展させる意欲と可能性のある学生を求める。それぞれの課程における各分野の研究に要求される学識・能力を確かめるために、必要な試験を行う。

◆英文学専攻

博士前期課程：英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学の各領域において、高度な専門的学識を獲得し研究能力を発展させる意欲と可能性のある学生を求める。研究に必要な語学力・学識を確かめる試験を行う。成績優秀あるいは卒業論文提出済みの本学学生の志願者については、面接試験のみを行う。

博士後期課程：専門分野の学識・研究能力をさらに深め発展させる意欲と可能性のある学生を求める。研究に必要な語学力・学識を確かめる試験を行う。

◆フランス文学専攻

博士前期課程：フランス語と、フランスの文学・芸術・文化、またフランス語圏およびフランスとかわりのある各国・各地の文学・芸術・文化について、高度な教養と見識を身につけるとともに文化的な領域で活躍する意欲と可能性のある者を求める。志願者には研究計画書を提出させ、また専門領域についての基本的な知識や語学力（第 2 外国語をふくむ）を確かめるための筆記試験、および面接試験を課す。

博士後期課程：上記の領域においてさらに高度な専門的学識を修得し、自立した研究者となるべく自らを鍛えていく意欲と可能性のある者を求める。志願者には修士論文の提出と筆記試験（フランス語）、面接試験を課す。

◆芸術学専攻

博士前期課程：映像、音楽、美術史、芸術メディアのいずれかの領域について、基本的な専門知識と感性および論理的表現力を持ち、研究計画に従ってその能力をさらに高め、社会および学界に貢献する意欲のある者を求める。志願者には基本的専門知識と研究に必要な語学力（2 ヶ国語）の筆記試験、卒業論文ないしはそれに相当する論文の提出、

基準 5. 学生の受け入れ

および面接試験を課す。

博士後期課程：上記の領域について、さらに高度な専門知識と論文作成能力を有し、芸術への感性を磨くとともに自立した研究者となるべく自らを鍛えていく意欲と可能性のある者を求める。志願者には修士論文の提出、面接試験、および英語以外の語学能力を見る筆記試験を課す。

9) 経済学研究科

経済学研究科は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

経済学研究科 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆研究科全体

博士前期課程：大学のカリキュラムによって修得された一般的教養の知識と専門的知識の上に、更に深奥なる学術知識を得て、研究者及び高度な専門的職業人を目指している者。各専攻分野における研究を進め、高度な専門性を必要とする職業人を目指している者。

博士後期課程：博士前期課程で育成された深奥なる学術知識と研究能力を基礎に、更に各専攻分野において自立した研究者や、例えば研究所などで専門的職業人として働くことを目指している者。

◆経済学専攻

教育目標に基づき入学者として以下のような人物を求めている。

博士前期課程：

- ・大学のカリキュラムによって修得された一般的教養の知識と経済学の専門的知識の上に、更に深奥なる学術知識を得て、研究者及び高度な専門的職業人を目指しているひと。
- ・研究を進め、高度な専門性を必要とする職業人を目指しているひと。

博士後期課程：

- ・博士前期課程で育成された深奥なる学術知識と研究能力を基礎に、更に自立した研究者や、例えば研究所などで専門的職業人として働くことを目指しているひと。

◆経営学専攻

博士前期課程：本課程は、学部で習得した経営・マーケティング・会計・ファイナンスのいずれかの専門的教養と外国語文献の読解力のうえに、明確な問題意識をもって、これら諸分野を意欲的に研究しようとする学生を受け入れる。

博士後期課程：本課程は、博士前期課程で取得した経営・マーケティング・会計・ファイナンスのいずれかの高い専門能力と外国語文献の活用能力のうえに、これら諸分野において自立した研究者に相応しい研究を行おうとする学生を受け入れる。

10) 社会学研究科

社会学研究科は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

社会学研究科 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆社会学専攻（博士前期・後期課程共通）

社会学専攻の教育目標は、高度に専門的な知識と技能をもって現代社会に伏在する諸問題を発見し、探究しうる研究者の養成である。その理念をともに実現するために、出発点

基準 5. 学生の受け入れ

において入学者各位に期待する資質は以下の通りである。

- ・切実な問題関心を持つ者：知識は教えることができるが、それをどう我が物とし使っていかかは、学ぶ者が自分自身の明確な問題関心を持つかどうかにかかっている。何よりも、自分自身にとって解くべき切実な問題関心を持つ者の入学を期待する。
- ・研究への強い欲求のある者：社会学全般においてはもちろん、各個別分野においてであっても、これまでに蓄積されてきた知見には膨大なものがある。これらを体系的に学んでいくためには、多大な時間と労力が必要であることは言うまでもない。自らの研究のために多大な時間と労力を用いることを厭わない者の入学を期待する。
- ・表現する気概のある者：大学院はただ単に既存の知識を吸収するためだけの場ではない。先人たちによって蓄積された知の、すなわち他者の表現を学ぶ者は、そこから新たな自分の表現を生み出す権利と義務を持つ。時代の先端に立つことを恐れず、自らの研究成果を発表する気概を持つ者の入学を期待する。

◆社会福祉学専攻（博士前期・後期課程共通）

本専攻の教育目標を共有し、かつ、社会福祉学に関する各専門領域の学問研究を体系的かつ計画的に学修する能力を持ち、人間全般に対する深い理解に立ち、専門的な実践力と思考力を備えた人材の養成に理解を示すことができる者。

ソーシャルワーカーのためのリカレント教育として入学する者にあっては、実践を研究に発展させる学びに主体的に取り組める能力を持つ者であること。

1 1) 法学研究科

法学研究科は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

法学研究科 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆研究科全体

法学研究科の入学希望者に対しては、以下の審査を実施する。

- ・第1に、修士論文、または、それに相当すると認められる論文をその分野の専門家が水準を審査し、博士論文を作成する潜在的な能力を有するとみとめられた者。
- ・第2に、語学試験によって、比較法・比較政治学研究が可能な能力を有しているかどうかを審査し、その能力を有すると認められた者。
- ・第3に、以上の審査に合格した者について、口述試験によって、3年間で博士論文を完成するための意欲、研究能力、勉学環境が整っているかどうかを審査する。

以上の審査にすべて合格した者だけが、法学研究科博士後期課程の入学を許される。

1 2) 国際学研究科

国際学研究科は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

国際学研究科 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆国際学専攻

博士前期課程：

1. 人間や社会に対する深い関心と課題探求心を持つ人。
2. 国際的な広がりをもつ環境ないし組織において専門的な仕事をしたい人。

基準 5. 学生の受け入れ

3.グローバル化時代における社会や人間のあり方に関する研究者を志す人。

博士後期課程：

- 1.人間や社会のあり方を深く探究しようとする強い研究意欲を持つ人
- 2.国際機関あるいは国際性を持つ組織において高度の専門性が要請される職に就きたい人。
- 3.グローバル化時代における社会や人間のあり方に関する研究者を志す人。

13) 心理学研究科

心理学研究科は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

心理学研究科 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆心理学専攻

心理学専攻のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

博士前期課程：博士前期課程では、幅広い視点に立った学識と専門分野における研究・実践能力を育むことを通して、研究者および高度の専門性を有する職業人に必要な能力を開発、育成する。そのために次のような人材を求めている。

- ・人のこころに興味を抱き、心理支援を中心とした心理学の専門分野において研究や実践を推し進め、職業においてその専門性を発揮したいと考えている人。
- ・大学の学部において心理学の基礎を習得し、より高度な心理学の専門性に興味と関心を抱き、心理学の理論や実践を身につけた研究者や実践家になることを希望している人。
- ・人、家族、地域といった空間的な場におけるこころや対人関係の違いに興味を抱いたり、乳児期、幼児期、児童期、思春期、青年期、成人期、老年期までの生涯にわたる発達の变化や対人関係の違いに興味を抱などの視点から心理学の専門性を身につけ、研究や実践に生かしたいと考えている人。

博士後期課程：博士後期課程では、心理学領域で活動している研究者や、臨床の実践家の指導を希望している人、さらに高度専門的職業人の養成に関わることを希望している人など、心理学領域における新しいことにチャレンジし、学修しようとする動機づけや志の高い人を求めている。

14) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）は、学生の受け入れ方針を下記のように定めている。

法務職研究科 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆研究科共通

人々に奉仕する法曹になる資質と意欲をもつ人材を採用する。とくに、国際分野、自然科学分野において生じる諸問題に法曹として取り組みたいという意欲を持つ人材、福祉、ボランティア活動等に取り組んできた経験を生かして法曹として活躍したいという意欲をもつ人材など、社会のために貢献したいという意欲をもつ人材を求めている。

基準 5. 学生の受け入れ

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

1) 大学全体

本学では、各学部学科が定める入学者受け入れ方針をもとに、入学者選抜のための多様な入学試験制度を実施しており、公正さと適切性を維持するために入学試験委員会規程(資料 5-4)を定め、文部科学省入学者選抜実施要項に従って入学者選抜を実施している。入学試験委員会規程に基づき、入学試験に係わる基本方針の策定と入学試験実施について最高の責任を負う機関として、入学試験委員会<以下、入試委員会>を設置している。構成員は副学長(入試担当)・各学部長・各学科主任を中心とし、学長が委員長を指名・委嘱する。委員会は原則として年 7 回開催され、学生募集方針や試験実施方法等、公正かつ適切に学生募集と入学者選抜を行なうために必要な事項を審議する。

出題と採点については、入試委員会とは別に、入試委員長が招集する各試験科目の出題担当者の代表者からなる出題責任者委員会で担っている。入学試験に求められる機密性を保持しながら、同時に公平性や透明性を確保するために必要な事項について、年 2 回審議している。

入学者の決定については、各学部で合否審査教授会が開催され、厳正に審査が行なわれている。不合格者に対しては、請求によって成績を開示する制度も採用しており、審査の透明性を高めている。

本学の入学試験は、学力試験による一般選抜とその他の特別入試に大別される。

一般選抜では、一般入学試験<以下、一般入試>(全学部日程・A 日程・B 日程)、大学入試センター試験利用入学試験<以下、センター利用入試>(前期・後期)を実施し、各学部学科での教育に必要な学力を持つ受験生を選抜している。一般入学試験については、文部科学省の学習指導要領をふまえ、高等学校での学習の基本的な到達度をみることを重視し、出題している。出題ミスの防止や質に対する検証のため、試験問題のチェックには第三者機関に分析を依頼し、万全の体制を取っている。センター利用入試は、大学入試センター試験の得点で合否判定を行なう。一般入試・センター利用入試とも、複数の受験機会を設けている。

特別入試には、推薦入学試験と自己推薦 AO 入学試験<以下、自己推薦 AO 入試>があり、そのほかにも、社会人入学試験、私費外国人留学生入学試験<以下、留学生入試>、編入学試験を実施している。推薦入試には、指定校推薦入学試験と系列校特別推薦入学試験<以下、系列校推薦入試>がある。指定校推薦入試は、全国の高等学校の中から選定した、入学実績の多い学校の生徒を対象としている。人物・学業ともに優秀で本学で学ぶのにふさわしい者として出身の高等学校長から推薦された者が出願でき、学力試験を免除し書類選考と面接試験(学科によっては書類選考のみ)で合否を判定する。系列校推薦入試は、本学の系列校の生徒を対象としている。建学の精神・教育理念に共感し一定の成績基準を満たした者が出願でき、書類選考と小論文・面接で合否を判定する。自己推薦 AO 入試では、学力試験だけでは判断できない受験生の個性や意欲を重視し多角的に人物評価する入試制度となっている。各学科は学生の受け入れ方針に基づく出願資格を提示し、実用英語技能検定・TOEFL・TOEIC をはじめとする外部資格試験のスコア等も活用して、より具体的に必要とする学力の水準を明示している。書類選考・小論文等の筆記試験・面接

基準 5. 学生の受け入れ

試験により受験生の能力・適性、目的意識や学習意欲等を総合評価する。

また国際学部では、国外からの受験に応じるために、英語などによる情報提供を行なうとともに、海外から直接出願可能な入試制度も設けるなど、様々な学習歴・バックグラウンドを持った入学希望者に対し受験機会を広げている。

こうした多様な入学試験制度の実施にあたり、各制度の学生の受け入れ方針や募集概要（出願資格、募集人員、試験日程、試験科目・配点、合否判定基準等）の周知に努めている。また入学試験情報とともに、大学・学部学科の紹介、教育の特色、学生生活やサポート体制、卒業後の進路、学納金・奨学金といった進路選択に欠かせない各種情報も積極的に提供している。大学ウェブサイト（資料 5-5）、大学案内（資料 5-6）、入学試験要項（資料 5-1）への掲載だけでなく、大学見学やオープンキャンパス（資料 5-7）、進学相談会（資料 5-8）、高校説明会・出張講義（資料 5-9）といったイベントも受験生に直接情報提供できる貴重な機会として重視し、開催日数・参加数を増やすなどして拡充している。キャンパスを訪れることが難しい首都圏以外の受験生に対しても、出張型オープンキャンパス「One Day Campus」（資料 5-10）を 4 都市（福岡、札幌、仙台、静岡）で開催している。2014 年度入試から段階的に学外試験会場を設置したため、該当エリアでのイベント開催・説明会参加を強化している。

また高校訪問も定期的に行なっており、対象地域・対象校を徐々に拡大している。高等学校の進路指導担当教員に対し、本学の受け入れ方針や大学の特色等を理解してもらうための情報を積極的に提供している。以上の通り、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集と入学者選抜を行なっている。

大学院入試については、アドミッション・ポリシー、募集方法、選抜方法を適切に定め、大学院ウェブサイト（資料 5-11）と入学試験要項（資料 5-12）に掲載し、それに従い入学者選抜を実施している。また、各研究科・専攻の研究内容の公開、大学院事務室・各専攻による入試説明会や進学ガイダンス・相談会の開催、大学オープンキャンパスへの参加などを積極的に行ない、学生募集を行なっている。

キャリアセンターと合同開催した本学学生向けの大学院進学ガイダンスでは、広報とキャリア教育の両視点から充実を図り、2013 年度は白金校舎 14 名、横浜校舎 19 名の参加があった。出張講義については、行なうまでにはいたっていない。

2) 文学部

文学部の学生募集と入学者選抜は、全学的な広報活動と入学試験に則っている。ほかに各学科独自の取り組みと現状分析を以下に述べる。

【英文学科】 入学者選抜方法の適切性に関しては、年度末に入試センターからの学科に対する検討依頼事項に基づき、学科会議で検討している（資料 5-13）。2013 年度は学生募集定員数の若干の変更を施し改善した（資料 5-14）。自己推薦 AO 入試（B）制度では、募集定員を上回る受験者を確保し、うまく機能している。オープンキャンパスでの学科ガイダンス、模擬授業へも常時平均して 100 名以上の来場者を獲得している。出張模擬授業への教員派遣数は 2012 年度には実績を作ることができなかったが、2013 年度は 11 校中 5 校へ主に若手の教員を派遣することができた（資料 5-15）。

【フランス文学科】 多様な観点から学生を受け入れられるようにするために、複数の

基準 5. 学生の受け入れ

入学試験制度を設けている。具体的には、一般入試、センター試験利用入試、自己推薦 AO 入試、指定校推薦入試、系列校推薦入試、編入学試験（3 年次）であり、さらに一般入試は全学部日程入試と学科別日程（A 日程）入試に分かれている（資料 5-1、5-6、5-16）。このうち、学科が中心となって実施する入学試験の出題と採点は、出題者と学科主任を中心に、複数の教員でチェックを実施している。また、面接試験では、入学希望者の学力、意欲、資質などを適切に評価するため、そしてまた受け入れの公正さを保つために、必ず教員 2 名以上で面接を行なう体制をとっている。入学試験に関する情報は、大学ウェブサイト、入学試験要項、学科オリジナルウェブサイト、学科パンフレットによって提供するとともに、オープンキャンパス、One Day Campus、高校（指定校）訪問、系列校での模擬授業などの活動を通じて広く伝えている。

【芸術学科】 学科の特質に鑑み、複数の入学試験制度を設けることで、多様な人材を学生として受け入れられるように配慮している。具体的には、一般入試（全学部日程、A 日程）、センター試験利用入試（前期・後期）、自己推薦 AO 入試、指定校推薦入試、系列校推薦入試、留学生入試、編入学試験（3 年次）である（資料 5-1、5-6、5-16）。このうち、学科が中心となって実施する入学試験の出題・採点、面接試験については、常に複数の教員によって実施する体制をとることで、入学希望者の学力や資質、意欲、将来性などを総合的に評価するとともに、適正性・公正性を維持するよう心がけている。入学試験に関する情報を提供・周知するために、大学ウェブサイト、入学試験要項、学科オリジナルウェブサイトといった諸媒体を活用している。オープンキャンパスや One Day Campus といった大学主催のイベントでは、多くの入学希望者・保護者を集め、盛況である。また、系列校における出張模擬授業にも積極的に教員を派遣している（資料 5-17、資料 5-18）。

3) 経済学部

学生募集には大別して下記の 3 種類の方法がある。①書類審査と面接による推薦入試（指定校推薦入試（一般指定校・商業高校《経営学科》）と系列校推薦入試）、②学力による選抜方式の一般入試（全学部日程・A 日程）・センター試験利用入試（前期、後期）、③一般推薦入試や一般選抜とは別の基準で選抜する自己推薦 AO 入試《国際経営学科》。

学科ごとに、教育課程との関連を考慮しながら、異なる入試方法同士のバランスをとりつつ学生募集を行なっている。募集定員は公表されている（資料 5-1）とおりでである。

上記①の書類審査と面接での推薦入試からの入学者数は全体の 40%ないし 50%程度が適正数であると考えている。これに対し、例年の入学実数の傾向は経済学科では不足し、逆に経営学科では、やや超過気味である。国際経営学科は、基礎となる入学定員が少ないため、推薦入試による入学者の比率の変動が大きい。

本学では、入試制度は大学全体の入試委員会で決定される。入試日程・試験科目、試験問題・試験形態は一部（一般入試（B 日程））を除き大学で統一して実施するので、学部の裁量の余地は小さい。特に推薦入試では、指定校と推薦基準が全学通じてほぼ統一されており、上述のような学部学科の実情をきめ細かに反映した運用を行なうことが困難な現状である。例外である学科独自の推薦枠も、指定できる学校数が限られているため、例えば地方の有力校から一定数の学生を集めるために、幅広い高校に推薦枠を付与することが対策として考えられるが、これが現行制度では行えない等の制約がある。

基準 5. 学生の受け入れ

オープンキャンパス、地方会場での One Day Campus は、大学のスケジュールにしたがって実施している。2013 年度はオープンキャンパス、夏季 4 回、春季 1 回、One Day Campus は 3 会場でそれぞれ実施した。模擬授業はオープンキャンパスのほか、入試センターを窓口として個別高校からの要請に可能な限り対応している。また、系列校の明治学院東村山高校の「アカデミック・リテラシー」の正課授業に講師派遣（資料 5-19）を行ない、進学希望者の獲得に努めている。

選抜方式の入試では、可否はすべて一定基準に基づく順位にそれぞれの学科ごとに公正かつ適切に選抜している。

4) 社会学部

社会学部では、多様なスタイルの入試を実施することで多様な学生を受け入れるための入り口としてきた。その構成は、社会学科では一般入試(51.26%)、自己推薦 AO 入試(7.94%)、系列校推薦入試(10.47%)、指定校推薦入試(28.88%)、社会人入試(0.36%)、留学生入試(1.08%)、社会福祉学科では、一般入試(51.25%)、自己推薦 AO 入試(9.68%)、系列校推薦入試(3.94%)、指定校推薦入試(30.47%)、社会人入試(1.08%)、留学生入試(3.58%)となっている（カッコ内は 2014 年度入試の実績値）。

社会学部の入試の特徴は、①半数強の学生数を一般入試で選抜し、また自己推薦 AO 入試や推薦入試で個性的な強みと動機づけをもつ学生を一定程度選抜の枠に含み込んで、バランスのよい多数派を形成していること、②それに加えて少数ではあるが、近隣諸国からの留学生と（社会人入試によって）社会人経験者に門戸を開き、多様な社会的背景をもった学生を受け入れていることにある。異文化社会からやってきて日本で学ぼうとする留学生や一定の社会人経験をもつ世代的にも上の学生が本学で学ぶことは、当該学生の人生に重要な意味をもたらす。同時に、こうした少数派の学生が多数派の学生に対して視野拡張の効果を及ぼすことを社会学部の教員は繰り返し目の当たりにしてきた。「現代社会には、『他者』を広く認識し、『他者』が生きる現実から学ぶことで醸成される柔軟かつ多様な視点」を人材養成上の目的・教育目標に掲げる社会学部にとって、入学者の多様性・異質性を担保する入試形態の多様性は本質的・死活的に重要であると自覚している。

一方、入学者選抜の公正性・適切性という観点では、極めて厳密な方法を取っており、いずれの入試でも複数の担当者が複数の指標に基づき、入学後の学修に対応する能力を見定めている。学科主任とそれ以外の複数の教員で構成される学科内の入試担当委員のチームで合格者の選抜原案が作られ、それを学部教授会で厳密に審議して選抜が行なわれる。

また、社会学部がどのような学生を求めているか、入学後にどのような教育を展開しているかについては、オープンキャンパス、東京以外の都市で開催される One Day Campus などの機会を最大限活用して情報公開の度合いを高めている。主に首都圏の多くの高校から要請されるようになった出張授業にも、できるかぎり積極的に応えることで、入学希望者に対する透明性を確保している。とくに社会福祉学科では、オープンキャンパスなどの機会に在學生や卒業生の協力を得たイベントを行ない、入学後の情報を具体的に提供する努力を重ねてきている。

基準 5. 学生の受け入れ

5) 法学部

法学部の求める学生像は、法学部の教育理念、教育目標に共感を覚える学生で、社会貢献意欲の高い学生、目的意識・問題意識の高い学生、論理的な思考と適確な判断力を有する学生である。このアドミッション・ポリシーのもと、3 学科では様々な入学者選抜体制を敷き、学生を受け入れるものとしている。

法律学科では、法律学科の教育理念に賛同する優秀な学生を確保するため、入学定員 250 名につき、各入試区分の募集人員を適正に配分している（系列校推薦入試 上限 30 名、指定校推薦入試 30 名、センター試験利用入試 20 名、一般入試（全学部日程）15 名、同（A 日程）150 名、同（B 日程）20 名。特に一般入試（B 日程）については、外国語試験に加え、論述重点試験を行っており、社会科学的内容の長文を読むとともに、その内容に関する問題を解答する（小論文形式の問題を含む）試験形式により、社会科学的思想力や記述力を有する学生を選抜している。

消費情報環境法学科でもアドミッション・ポリシーに基づき優秀な学生を確保するため、入学定員 175 名につき、各入試区分の募集人員を適正に配分し（系列校推薦入試 上限 18 名、指定校推薦入試 15 名、自己推薦 AO 入試 35 名、センター試験利用入試 20 名、一般入試（全学部日程）10 名、同 A 日程 70 名、同 B 日程 15 名）、特に自己推薦 AO 入試では、調査書・志望理由書・小論文と英語の筆記試験と面接を通じて、学科の内容・特徴に合った能力・経験を有し、現代社会に生起する問題に対する関心と向学心の強い学生を選抜している。

政治学科でも入学定員 120 名を、系列校推薦入試 上限 14 名、指定校推薦入試 20 名、自己推薦 AO 入試 10 名、センター試験利用入試 10 名、一般入試（全学部日程）5 名、同 A 日程 50 名、同 B 日程 20 名としている。

この中で特記すべきは、2013 年度に 3 学科で、いわゆる指定校推薦入試（学部学科独自枠）の有効利用につき検討し、2014 年度入試から実施したことである。なお、学部学科独自の推薦枠の指定にあたり、法学部の教員が積極的に高校を訪問した。その成果もあり、法律学科の学科独自の推薦枠に指定した高校からは、実際に多くの学生がこの制度を利用して入学した。2015 年入試に向けて、さらに学科独自の推薦枠対象校を追加指定した。

なお、法律学科では現在自己推薦 AO 入試を実施していないが、アドミッション・ポリシーに賛同する学生を選抜するため、自己推薦 AO 入試の導入も引き続き検討中である。

政治学科では社会貢献に重点を置いた学生を評価するため、2013 年度から自己推薦 AO 入試を始めた。これは本学教育理念である「Do for Others（他者への貢献）」に鑑み、地域社会や国際社会で社会的貢献活動を自発的、継続的に行なってきた者を選抜しようというものである。他に例のない選抜基準であったため当初は懸念もあったが、回を重ねるにつれ、志願者数も順調に増加している。またこの試験で合格した学生は、入学後も勉学や学内行事に意欲的である傾向が見られ、この新制度は現時点では成功であると評価できる。

オープンキャンパスでは、来場者が高校 1～2 年生の場合も多いことから、3 年生向けの内容とは切り分けた側面も工夫が必要である。そこで、オープンキャンパスでの配布物、模擬授業について、その理解度を測るため高校生にアンケート調査（資料 5-20）を行なった。2013 年度のアンケートの結果によれば、模擬授業について 9 割強が高い満足度を示しており、「大学らしい授業が受けられてよかった」「興味深かった」などといった感想も

基準 5. 学生の受け入れ

得た。なお、消費情報環境法学科では、実際の授業である「法情報処理演習」の体験や、法律学科・消費情報環境法学科合同で学生イベント「遺産争奪大戦争」を開催し（2014年）、高校生に学生の視点から法律問題を分かりやすく説明する工夫を行なった。

また、法学部広報として、「法学部レシピ」（資料 5-21）を作成し、高校生等の若者の視点に合わせた広報活動を毎年継続している。

6) 国際学部

学生選抜方式は、両学科の特性とアドミッション・ポリシーに合わせて、一般入試以外に、指定校推薦入試、自己推薦 AO 入試、系列校推薦入試、編入学試験などの特別入試を実施している。その比率は一般入試に対して、特別入試が国際学科は 62.2%、国際キャリア学科は 50.8%である。外国人留学生の在校生は、2014 年現在で 3.13%である。学部の国際性・多様性を伸ばす観点から、本学で学位取得を目指す「正規留学生」だけでなく、英語を母国語とする在校生の増員も目指している。増加のために、外部業者による留学サポートウェブサイトへの掲載なども行なっている。その結果、在日外国人子弟あるいは海外帰国子弟の入学が両学科ともに増加している。オープンキャンパスでは、ガイダンス・模擬授業・在学生のガイドなど多彩な催しを行なっている。模擬授業は 2013 年度 16 校で実施し、学部への関心の強い特定校・系列校については個別にガイダンス・模擬授業・在校生との交流会などを年 4 回程度実施している。

7) 心理学部

両学科とも、アドミッション・ポリシーや教育内容を適切に受験生と保護者・高校関係者に告知するために、学部オリジナルウェブサイト（資料 5-22）、学部パンフレット（資料 5-23）、高校教員向け説明会（教育発達学科のみ）、系列校対象学部説明会、オープンキャンパス、地方会場での One Day Campus、高校への出張模擬授業（心理学科は明治学院高校など 8 校、教育発達学科は明治学院東村山高校と東京都立目黒高校）を積極的に活用している。また心理学科では、2012 年度から講義ライブのある合同進学相談会にも参加し、心理学を学ぶことの面白さと奥深さをアピールしている。さらに 2014 年度からの新たな試みとして、系列校の高校生を対象に専門科目の授業を 1 週間開放し、模擬授業とは異なる生の大学の授業を体験する機会を提供したり、系列校との関係強化のために、学科主任が系列校拡大ワーキンググループに参加したりし意見を交換した。

オープンキャンパスでは、全学で実施する学科ガイダンスと模擬授業に加えて、心理学科では、学科開催イベントとして教員、学部生、大学院生による個別相談を実施している。教育発達学科では、独自に学科の教育内容を紹介するイベント、学科関連施設を紹介するツアー、専任教員による個別相談を設け、充実を図っている。来場者とは、入試、教育内容、資格取得、就職や進学などの進路等について多くの相談があった。

入試制度については学科ごとに検討しており、心理学科では入試制度別の定員数と指定校のランクの見直し、系列校推薦入試と指定校推薦入試（スポーツ）の実施について学科会議で検討した。その結果、2015 年度入試に向けては、特別入試 65 名（指定校推薦入試：前年比 5 名増、系列校推薦入試：前年比 2 名増）、一般入試とセンター試験利用入試は 95 名（A 日程：前年比 7 名減）を定員とした。また、キリスト教学校同盟加盟校以下、キ

基準 5. 学生の受け入れ

加校から新たな指定校追加と、自己推薦 AO 入試と一般入試（B 日程）の導入については継続審議となった。教育発達学科では、各試験制度での学生募集定員と入学試験科目、配点を学科会議で検討し決定している。2015 年度から収容定員増を実施することに伴い、学科会議で、指定校推薦入試（一般・キ加校）試の導入、系列校推薦入試・一般入試（全学部日程）・同 A 日程の募集定員増を決定し、入試委員会に諮り承認された。

8) 文学研究科

英文学専攻では、筆記試験問題は全専任教員による入試問題検討会議を経て作成し、特定の大学・学部出身者に偏らず、他大学出身者、留学生も公平に受け入れている。合否判定は公正を期し、筆記試験・口頭試問の結果に基づき全専任教員の合議で行なっている。

フランス文学専攻では、募集要項は大学院ウェブサイトだけでなく、専攻オリジナルウェブサイト、大学院説明会で告知しており、関東圏 25 大学に募集ポスターを送付している。入学試験は、博士前期課程では筆記試験（専門知識＋フランス語、第 2 外国語）と面接、後期課程では論文と筆記試験（フランス語）と面接によって公正に行なわれている。

芸術学専攻では、博士前期課程では、専門に関する筆記試験、英語、第 2 外国語、口頭試験で公正かつ適切な入学者選抜を行なっている。入試の過去問題も閲覧可能にして、入試の透明性をはかっている。博士後期課程では、論文審査と面接で公正かつ適切な入学者選抜を行なっている。受け入れの方針や現状をよりよく周知するため、大学院ウェブサイトの充実を進めている。これまでも提示してきた教育理念・カリキュラム・講義内容の紹介のほか、過去に提出された修士論文・博士論文の一覧、修了生の進路、修了生・在学生のインタビュー、取得可能な奨学金など、学生生活やその後の進路の具体的なイメージが浮かび、入学に必要な要件がワンストップでわかるようなウェブサイトを作成中である。（資料 5-11、5-12、5-24）。

9) 経済学研究科

入学選抜は、学科試験（英語と専門科目の論述）と構成員全員が出席して行なわれる口頭試問からなる一般試験のほか、本学部卒業者を対象とした推薦試験と飛び入学試験がある。本学学部卒業者を対象にした制度に関しては、成績表だけではなく口述試験も課し、公正性を担保するようにしている。

10) 社会学研究科

博士前期課程では、一般試験に加えて、社会人試験、推薦試験を行なっている。社会学研究科のアドミッション・ポリシーと入試制度について大学院案内、入試要項、大学院ウェブサイト、進学説明会を活用して情報を提供している。

筆記試験の出題者や採点者は専攻主任から依頼し、その役割分担については、秘密保持を徹底している。合否判定は専攻会議にて審議したのちに、研究科委員会で承認している。

11) 法学研究科

本研究科では、研究科の定める学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集と入学者選抜を実施している。

基準 5. 学生の受け入れ

本研究科の入学志願者に対しては、第 1 に修士論文またはそれに相当する論文について、博士論文作成の潜在的能力の有無、第 2 に語学試験で比較法・比較政治学研究の遂行能力の有無を審査し、第 3 に以上の審査に合格した者について口述試験で所定の期限（原則 3 年間）で博士論文を完成するための意欲、研究能力、勉学環境が整っているか否かを審査する。可否は法学研究科委員会での厳正な審議を経て決定される。

優秀な学生を確保するための方策として、毎年オープンキャンパスでブースを設けて入試説明を行なっている

1 2) 国際学研究科

国際学研究科では学生の受け入れ方針に基づき、毎年秋と春の 2 回、4 つの方式で入学者選抜を行なう。すなわち一般試験、論文と英語の試験を免除する「社会経験者試験」、国際学部からの進学者を受け入れる推薦試験と飛び入学試験である。このうち、飛び入学試験による入学者は、まだいない。試験は厳正に行なわれ、可否の決定は研究科委員会全体で行なう。

学生募集は、大学院ウェブサイト記載のほか、入試案内の配付、大学院説明会の開催などを通じて、広く周知して行なっている。

1 3) 心理学研究科

博士前期課程入学試験の試験科目は、心理学コースと臨床心理学コースの一般試験は、総合選抜方法により公正に行なわれている。また、心理学コースと教育発達心理学コースは、本学心理学部卒業生と卒業見込み学生を対象とした特別試験を設けている。特別試験は、一定の成績基準等を満たした者に対して受験資格を与えるものであり、本学心理学部で優秀な成績を修めた学生の受け入れを促進している。博士後期課程の選抜試験は、論文審査、英語、専門、面接審査で行なわれている。

一般入学試験、特別試験のいずれの選抜方法も複数の教員が合同で評価し、該当コースの教員全員で可否判定しており、公正かつ適正な入学者選抜を実施している。

入学者選抜の透明性を確保するために、入試の過去問題を閲覧可能とし、大学院募集要項は、大学院ウェブサイトや専攻オリジナルウェブサイトで広報するとともに、大学院説明会で配布している。あわせて、大学院説明会を学部オープンキャンパスと同日にするなどして年間 3 回行なっている。

2014 年 7 月 13 日の学部オープンキャンパスに合わせて実施した心理学研究科の大学院説明会への参加者は 74 名であった。明治学院大学在学生向けには、白金心理学会主催による大学院進学相談会を実施している（資料 5-25）。

大学院説明会では、本学の学部生や他大学生に対し、専攻の教育理念・カリキュラム・講義内容についてコース別に説明している。教員と在籍大学院生の両方が大学院入試問題や入試方法、入学後の指導、大学院での生活環境・実情、それぞれのコースに入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準などの相談を受け、詳細に情報を提供している。さらにその際に、大学院の授業で使用する本学の施設の見学を併せて行なっている。

基準 5. 学生の受け入れ

1 4) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）は既に学生募集を停止しているので、学生の受け入れ方針とそれに基づく実施状況について記載は不要だろうが、「明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書」（資料 5-26 p.30～34）に、募集停止前の学生の受け入れ方針とこれに基づく実施状況について詳しい記載があり、適切な方針のもとに適切に実施されていたことが確認できる。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

1) 大学全体

各学部学科では、過年度の入試結果や入学後の追跡調査結果、近年の社会情勢、受験生の志望傾向、他大学の動向等を考慮し、適切な定員を設定している。2015 年度からは、法学部法律学科から心理学部教育発達学科へ 30 名定員が移ることになった。

さらに、学生の受け入れ方針をふまえ入試制度ごとに募集人員を設定している。その際、文部科学省の大学入学者選抜実施要項に示されている「大学における推薦入試の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係わるものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の 5 割を超えない範囲において各大学が定めるものとする」という点は特に留意している。こうした募集人員は各入学試験要項に明示しているが、実際の入学者との間に乖離が生じている学科もある。

入学者の決定と定員管理は学部の責任事項であるが、入学試験実施後に各学部が開催する合否審査教授会に向けて、入試センターが、入学者数の予測に必要なデータと資料を提供し助言している。一般入学試験では、志願者数・合格者数・補欠者数・手続者数、各科目の平均点・合格最低点などの詳細なデータを提供する。2014 年度入試からウェブ出願システムを導入したことに伴い、他大学との併願状況や志望順位といったデータも一部提供可能となった。教務部からは、補欠者の繰上合格状況や仮入学手続者の手続状況などのデータが提供される。また大学入試センター試験利用入学試験では、センター試験の概況や自己採点結果集計等の外部機関からの情報も併せて提供する。

特別入試の手続者が確定した段階で、学部に対し学部長会を通じて定員超過について注意喚起し、一般選抜による入学者数の決定方針を確認している。最終的に入学者が確定するまで、入試委員長を含む大学執行部が大学全体として状況を把握し、適宜定員管理を徹底するよう学部には働きかけている。入試委員会でも状況に応じて報告を行ない、対応策と改善策について検討する。

2014 年度の本学の収容定員に対する在籍者数は、学部学科によっては適正な範囲を超える数字となっている。2014 年度入試では、活発な入学試験制度の改革（指定校選定基準の見直し、学外試験会場の設置、ウェブ出願システムの導入等）を行なったため、入学者数の予測が難しい部分があったと思われる。こうした新しい変更点が及ぼす影響について、2015 年度入試に向けて十分に分析している。また学部への情報提供についても、予測の精度を高めるために必要なデータ・資料について継続的に協議している。

大学院については、定員を満たしていない研究科がある。この点は既に前回の認証評価の際にも在籍学生比率の改善として提言され、それ以降改善に向け、各専攻会議と研究科

基準 5. 学生の受け入れ

委員会で問題の認識と改善の方向性を検討してきた。定員の見直しを行なうとともに、2011 年度には学納金の引き下げや、入試広報の強化など学生募集についての様々な取り組みを行なっている。例えば、基準 5 (2) で示した通り、内部進学のための働きかけや、オープンキャンパスへの参加、進学相談会の開催がある。2013 年 3 月には大学院活性化に関する学長諮問を受け、2014 年 5 月に新研究科の申請を行ない、同年 10 月認可された。この新研究科の設置は、既存の法学研究科と経済学研究科経営学専攻の知的・人的資産を再編し、大学院教育の質の向上をめざすものである。また、2016 年度心理学研究科教育発達専攻設置に向けた準備も併せて行なっている。こうした組織の再編や新設が、本学の大学院活性化への起爆剤となり、在籍学生比率の向上に寄与することを期待している。

2) 文学部

文学部における学生定員数とその管理に関しては、各学科とも適正であると思われるが、以下、現状を具体的に述べる。

【英文学科】 専任教員数 16 名に対して 300 名前後の入学定員数を抱えていたが、2010 年度より教員 17 名に対し 200 名に縮小、2013 年度からは教員 16 名に対し入学定員 200 名となっている。学生の収容定員数に関しては、特別入試と一般・センター試験利用入試の事務者が、入学定員数、またはそれ以内の数になるように学科主任が細心の注意をはらい合格者数を見込んで決定し、合否審査教授会で厳正に承認されている。

【フランス文学科】 入学定員は 105 名、収容定員は 420 名であり、少人数での演習や卒業論文指導に重点を置く学科の教育方針に基づき、教員数や施設等に照らしながら、適切に設定されている。過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.08 である。各年度で見ても、2010 年度 1.04、2011 年度 1.09、2012 年度 1.07、2013 年度 1.10、2014 年度 1.11 と、適正に管理できている。収容定員に対する在籍学生数比率は 1.13 となっており、これもやはり適正に管理できているといえる。

【芸術学科】 入学定員は 140 名(2011 年度以前は 125 名)、収容定員は 545 名である。過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.19 である。各年度で入学定員をつねに充足している。定員設定と入学者数の管理は概ね適切である。ただし、年度別に見ると、2012 年度と 2014 年度は、それぞれ 1.31、1.24 と過大傾向にある。また、在籍学生数は 668 名で、収容定員に対する比率は 1.23 と過大傾向にある。今後は、在籍学生数を適正な範囲内に修正することを念頭に、定員管理への努力を継続する。加えて、特別入試と一般・センター試験利用入試との間で入学定員の配分を見直すなどの方策により、一層の精緻化をはかる必要があると認識している。

3) 経済学部

経済学部では毎年過去の入学手続率実績に基づき、教授会で合否ラインを決定している。2014 年度入試では、経済学科 (122.4%) と国際経営学科 (135.0%) で大幅に定員を超過したが、これを例外とすると、定員充足率は 2010~2013 年度の 4 年間の平均・最大・最小で、経済学科が 107%,106-110%、経営学科が 111%,109%-113%、国際経営学科が 111%,104%-120% (資料 5-27) であり、適切に管理されているといえる。大きな過不足が生じる事態が起きれば、翌年度の指定校推薦の枠を増減するなどに対応することが考えら

基準 5. 学生の受け入れ

れる。

4) 社会学部

2014 年度の入学者数は、社会学科が入学定員 230 名に対して 277 名、社会福祉学科が入学定員 240 名に対して 269 名であった（資料 5-28）。入学定員に対する入学者数比率の過去 5 年間の平均は 1.12（社会学科 1.12、社会福祉学科 1.12）である。また、社会学部の 2014 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.15（社会学科 1.16、社会福祉学科 1.15）であり、いずれも適正水準を保っている。推薦入学者数や一般入試における合格者の手続率など、前年までの実績に配慮して在籍者数を適正に管理する努力が続けている。

5) 法学部

法学部では基本的に、収容定員に対する在籍学生数の適切性は確保されている。しかし、法律学科については 2014 年度の定員数は 280 名となっており、いわゆる ST 比のバランスが悪く（資料 5-29）、毎年教育の質を担保する限界の状態の入試の合否判定を行ってきた。そこで、この状況に鑑み、法律学科の入学定員を 30 名削減し 250 名とし、他大学に対抗する競争力を確保し、適切な定員を設定するものとした。

なお、消費情報環境法学科と政治学科では、概ね目標とする少人数教育に適切な ST 比を実現していると考えている。

6) 国際学部

入学定員については、入試センターとの連携の元に募集人員と大きな差がないように適正化を図っている。2013 年度入学者の定員充足率は国際学科 114%、国際キャリア学科 102%、2014 年度は国際学科 123%、国際キャリア学科 122%であった（資料 5-28）。特別入試の志願者が増加し、一般・センター試験利用入試での入学手続率が予想以上に良かったことによる。しかし、これは少人数教育による英語やゼミの運営には課題となる。

7) 心理学部

両学科とも、入試センター等関係組織と連携し、提供される合否判定の各種資料に基づき、入試制度別の合格者と手続者・辞退者の動向を統計的に分析し、さらに各学科会議で検討することで、入学定員に対する在籍学生数の過剰や未充足を最小限に留めるよう努力している。また一般入試の 2 次合格以降の合格者数については、学科主任と学部長が中心となって検討し、在学学生数が適切になるようにしている。特に、教育発達学科では、国立大学前期日程入試の合格者発表後に入学手続きをした人数を踏まえて B 日程入試の合否判定を行なえるよう、合否審査結果の報告日程を調整した。

心理学科では、2014 年度入試では、入学定員 160 名に対して入学者 170 名であり、入学定員充足率は 106.3%であった（資料 5-28）。

教育発達学科では、2014 年度入試で入学定員 100 名に対し、入学者 109 名で入学定員充足率は 109%であった（資料 5-28）。その結果、2014 年 5 月現在、収容定員 400 名に対し、在籍学生数 411 名で収容定員充足率は 1.03%となっている。

基準 5. 学生の受け入れ

8) 文学研究科

英文学専攻では、収容定員に対する在籍学生数比率の適正化を図るため、2015 年度入試から博士前期課程の収容定員を、24 名から 20 名に削減する（資料 5-30）。

フランス文学専攻では収容定員に対する在籍院生数比率の適正化を図るために、2014 年度に、博士前期課程は 10 名から 8 名に、後期課程は 5 名から 3 名に削減した（資料 5-30）。

芸術学専攻では、これまで例年ほぼ募集定員を満たす志願者の中から、勉学を続けるにふさわしい学力と意欲を持つ者を受け入れてきた。しかしながら、競合校に類似の専攻が新設された 2 年前より、受験生の数は減っている。今後も減少傾向が続くのか、今後 2 年ほどでの見極めが必要となる。

9) 経済学研究科

経済学研究科における、過去 5 年間の定員充足率は以下のとおりである。

経済学専攻2010年度～2014年度入学定員・志願者・入学者推移表					
博士前期課程	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
入学定員	10	10	10	10	10
志願者	8	6	6	5	4
入学者	5	3	0	4	2
入学定員充足率	50%	30%	0%	40%	20%
博士後期課程	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
定員	3	3	3	3	3
志願者	0	0	0	0	0
入学者	0	0	0	0	0
入学定員充足率	0%	0%	0%	0%	0%

経営学専攻2010年度～2014年度入学定員・志願者・入学者推移表					
博士前期課程	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
入学定員	10	10	10	10	10
志願者	12	14	8	10	13
入学者	4	0	1	3	1
入学定員充足率	40%	0%	10%	30%	10%
博士後期課程	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
定員	3	3	3	3	3
志願者	1	0	0	1	0
入学者	1	0	0	1	0
入学定員充足率	33%	0%	0%	33%	0%

このように、博士前期課程、博士後期課程とも定員を満たしていないため、さらなる定員の削減が必要であると考えられる。尚、経営学専攻博士前期課程では、新研究科設置に伴い 2016 年度に募集停止することとなった。

10) 社会学研究科

収容定員は、博士前期課程は両専攻とも 20 名、博士後期課程は社会学専攻 6 名、社会福祉学専攻 9 名である。収容定員に対する在籍者数比率は、社会学専攻は博士前期課程が約 4 割、博士後期課程が約 8 割となっている。社会福祉学専攻は、博士前期課程が約 4 割、博士後期課程は定員を充足している。

基準 5. 学生の受け入れ

なお、社会福祉学専攻の充足率を適正に保つために、2008 年度から現職のソーシャルワーカーのためのリカレント教育体制を導入している。社会学専攻の前期課程の充足率を上げるために、大学院進学相談会の開催、インターネットの社会学部オリジナルウェブサイトでの社会学専攻のページを充実している。

1 1) 法学研究科

本研究科は入学定員 5 名・収容定員 15 名と設定しているが、毎年の入学者は 1～2 名に留まっており、定員を満たさない状況が続いている。修士課程をもたない本研究科は、他大学からの受験者はおろか、本学出身者を迎え入れることも困難な状況にあるといえる。

このような状況の中、設置が認可された「法と経営学研究科」は入学定員 20 名、収容定員 40 名と設定されている。新研究科の修了者の中には、博士後期課程への進学を希望する者も出てくるものと予想される。これを学生増加として期待する一方で、その際、本研究科がその受け皿となり得るのが問われることになる。そこで、今後、学生の受け入れについて、定員の増減等の問題も含め、教育目標等の見直しを行なう予定である。

1 2) 国際学研究科

入学定員は、博士前期課程が 10 名、博士後期課程が 2 名である。2014 年度入学者は博士前期課程が 2 名、博士後期課程が 0 名、2013 年はそれぞれ 0 名と 1 名、2012 年は 4 名と 0 名であった。この数年の定員割れ傾向の背景は、受験生の減少と、受験生の学力の低下である。なお受験者数は、2013 年は秋 1 名（前期）、春 3 名（前期）と 1 名（後期）、2012 年は秋 3 名、春 1 名（後期）、2011 年は秋 3 名、春 5 名（いずれも前期）であった。優秀な受験生を集めるため、大学院説明会を毎学期に実施している。

1 3) 心理学研究科

心理学専攻の収容定員は博士前期課程が 60 名、後期課程が 12 名である。現在の前期課程の在籍者数は 46 名で、77%の充足率である。これまで心理学専攻は、教育・発達心理学コースと臨床心理学コースの 2 コース制をとっていたが、2014 年度から教育発達心理学コース、臨床心理学コース、心理学コースの 3 コース制となった。それにともない、それぞれの 1 学年の定員配分を 10 名、15 名、5 名と見直し、定員の充足率の向上に努めている。2013 年度に教育発達学科から初めての卒業生を輩出し、教育発達心理学コースへの入学者の増加が今後見込まれる。

博士後期課程の在籍者数は 8 人で、定員充足率は 67%である。定員充足率の維持と向上については、博士担当教員の増員の検討を始めている。現在博士後期課程の指導担当者は 9 名であり、前期課程担当者の 29 名に対して少ない。そのため、後期課程入学者が選択できる研究分野が限られ、志願者の確保で課題となっている。そこで、入学者が多岐にわたる研究テーマを選択できるように、教員の研究指導能力のレベルを担保しつつ、博士後期課程の担当教員を増やせるように、後期課程担当の審査基準の見直しを始めた。2014 年度中に、博士後期課程会議と研究科委員会で議論し、方向性を探る。

基準 5. 学生の受け入れ

14) 法務職研究科

法科大学院は、入学者が減少することで定員が過大と判断されたため、2012 年度には前年度より 20 名を削減し 40 名の定員とした。しかし、2012 年度の入学者は 5 名で、定員に対してバランスを失する状態を招き、法科大学院の理念に沿った教育の実現が困難になったことから、法科大学院は 2013 年度以降の新規学生の募集を停止した。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されるかについて、定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

学生の受け入れ方針に基づき、本学の学生募集と入学者選抜が公正で適切に実施されているかを検証するため、定期的に入試委員会を開催し、報告・審議を行なっている。報告事項・議事は、入学試験制度の決定のほか、学生募集方針、イベント実施状況、入学試験実施状況、入試結果、入学前教育、入学者追跡調査など多岐にわたり、学生募集と入学者選抜に関する全学的な機関として各項目の検証を行ない、改善策を協議している。さらに必要に応じて入試委員会の承認のもとに小部会を立ち上げ、重点課題を検討している。2014 年度の検討課題は、系列校推薦入試の制度の見直しのため、系列校と大学から代表者を選んで検討会を構成し、継続的に改善点を協議している。

これまで入学者追跡調査としては、入試委員会を通じて入学試験制度別の入学者の GPA を提供するのみであったが、2013 年度から学生情報を一本化した学生データ分析システム「MISSION」が稼動したことを受け、課外活動や留学、就職状況等のデータも併せて提供可能になった。今後は入学試験制度ごとに受け入れ方針に見合った人材が確保できているかを、学部学科と入学試験委員会を通じ、多角的にデータを分析することで検証し、改善を図っていく。また、次年度の入学試験制度を具体的に検討する際は、必ず各学科主任と入試センターとで協議の場を持ち、各種データをもとに改善点を確認し、それをふまえて各学科で審議し決定している。

外部からの検証としては、入試委員会の構成員を主な対象に、年 1 回講師を招いて入試講演会を開催している。本学の入試結果分析、他大学との競合状況、今後取るべき施策に関するアドバイスなどの内容で、大学執行部や各学部学科での今後の施策検討に生かしている。大学だけでなく理事懇談会向けとしても、年 1 回外部講師による入試結果報告会を開催している。法人全体として大学の入学試験の現状を把握し、意識を共有するための場となっている。

本学の一般入学試験問題（全科目）の適切性について、2013 年度は入学試験終了後に外部機関に検証を依頼している。主に本学の入学者選抜にふさわしい問題の質・レベルかどうか、競合他大学と比較してどのような特徴があるか、本学の志願状況にどのような影響が出ているか、といった点の検証を依頼し、科目によっては結果を出題責任者にフィードバックしている。

そのほかにも、主に最新の大学入試をめぐる動向や模擬試験結果等が、定期的に予備校や学習塾、教育関連企業・団体から提供される。本学の学生受け入れ方針や教育理念等が的確に伝わり理解されているか、実施する入学試験制度に見合った志願者が集まっているか、といった点を検討するために有効な情報となっており、内容に応じて入試委員会や各

基準 5. 学生の受け入れ

学部学科に提供し検証している。

大学院入試では、入学者選抜はアドミッション・ポリシーに従い、筆記試験・口頭試験（面接）を課し、厳正に審査している。また、各専攻で年度ごとに志願者数・合格者数・入学者数を検証し、入学者数確保のために入試選抜方法等も含め、より良い方策を考え研究科委員会に諮り、大学院委員会で報告している。

2) 文学部

学生募集と入学者選抜に関しては、全学的な組織である入試委員会で、各学科の方針が審議・確定される。その前段階である各学科の取り組みの現状について述べる。

【英文学科】 基準 5 (2) で述べたように、入試センターからの学科に対する検討依頼事項に基づき、毎年度 3 月の学科会議で学生の受け入れ方針を定期的に検証している。また、ほぼ毎月開かれている全学の入試委員会で指定校の受け入れや定員数を見直している。

【フランス文学科】 自己推薦 AO 入試での求める学生像の検証や、成績状況についての追跡調査によって、学生の受け入れ状況が適切であり公正であるかを年度ごとに確認・検証している。とくに、新入生一人ひとりがどの入学試験を利用して入学したのかを付記した名簿を作成し、これを専任教員が共有することで、入試制度によって学生の成績や学習状況に偏りがないかを適宜チェックできる体制を整えている。

【芸術学科】 年に 1 度、学科会議で検証している。また日常的に、入試センターと緊密に連絡をとりあい、各種入試の現状把握と改善可能性について情報収集につとめている。

3) 経済学部

選抜方法の評価のため、入試制度ごとの平均 GPA で受け入れ方針を検証している。一例を挙げれば、入試制度ごとの 2009～2012 年度入学生の、1 年次の制度ごとの平均 GPA 最大と最小は次の通りである（母数が小さい制度は除く）。経済学科は最大 2.5（指定校推薦入試）、最小 2.1（留学生入試）。経営学科は最大 2.8（系列校推薦入試）、最小 2.1（センター試験利用入試前期）。国際経営学科は最大 2.9（系列校推薦入試）、最小 2.3（センター試験利用入試前期）。現状では 3 学科に共通して、各種推薦入試による入学者の成績が比較的良好で、センター試験利用入試での入学者の成績が低い傾向が見られる。

選抜方法の検証・評価は、教育効果のそれとほぼ同じで、単純な基準を設定することは難しい。上記 GPA による評価は、参考情報として教員間で共有するべく、教授会等で報告するにとどめている。

4) 社会学部

社会学部では、両学科会・学科研修会と学部教授会で、学科全体の入学定員、入試制度ごとの募集人数・選抜方法、指定校などを毎年検討しており、公正性、適切性の観点から随時制度を修正しながら現在に至っている。全学的にも東京以外の試験会場の導入など入試改革が行なわれているため、その動向と連動しつつ学部・学科の入学者選抜のあり方を引き続き検討していく方針である。

基準 5. 学生の受け入れ

5) 法学部

法学部では毎年春学期に、次年度入試制度が教授会で審議され、定期的に検証している。現段階では、法律学科の定員削減問題が解消されたので、改正する点はない。

6) 国際学部

学部長と学科主任は全学の入試委員会の構成員であり、年間 7 回程度開催される同委員会で、入試センターとの協働の下に、学生募集と選抜の適正化を検証して、調整や改革を行なっている。各学科会ではそれぞれの受入れ方針に照らして、入試全般の運営がなされているかの確認を行なっている。さらに、キ加校など、教育理念を共有する高校に訪問しており（2013 年度には 6 校実施）、高校や受験生からのニーズの把握にも務めている。

7) 心理学部

心理学科では入学後の成績をフォローアップし、学生募集と各入学者選抜制度の結果とアドミッション・ポリシーとの整合性を検証するために、2008～2012 年度の入試制度別 GPA を算出し、合格者の人数や入試制度別定員の検討に活用した。

教育発達学科では、入試制度別 GPA を学科会議で共有しているが、入試制度の結果とアドミッション・ポリシーとの整合性を検証するには至っていない。

しかしいずれの学科も、入学後の単位取得状況が芳しくなく修学支援面接の対象となる学生がどのような入試制度による入学なのか、その関連性は検討されていないため、今後は各学科会議等での検討が必要である。

8) 文学研究科

英文学専攻では、年 2 回の入試問題検討会議と定例の専攻会議で、学生募集と入学者選抜が適切であるか、継続的に検証している。

フランス文学専攻では、前期課程は 6 名の専任教員、後期課程は 4 名の専任教員で入学者選抜試験を担当し、試験終了後は専攻会議で報告するという方法によって公正かつ適正に実施している。

芸術学専攻では、入学者の選抜は全ての教員が担当し、公正かつ適切に実施されている。合格者を決定する際に全ての教員が顔を合わせ、その年度の試験と選抜を検証し、改善の必要の有無を検討している。

9) 経済学研究科

学生募集と入学者選抜の公正性・適切性の検証に関しては、各入試判定会議で議論し、検証している。例えば、一般入試に関しては問題内容の検討、また、飛び入学制度に関しては、入学要件としての学部 GPA の基準を見直している。

10) 社会学研究科

学生募集と入学者選抜のあり方については、各専攻が毎年慎重に議論している。そしてそれを踏まえて、研究科委員会や大学院委員会等で定期的に議論し検討している。大学院在学学生・修了生にアンケートを行なうなどして、検討材料を収集することが課題である。

基準 5. 学生の受け入れ

1 1) 法学研究科

学生募集と入学者選抜は、本研究科の学生の受入方針に基づき、公正かつ適切に実施している。

1 2) 国際学研究科

学生募集と入学者選抜はいずれも研究科委員会の議事となる。学生の受け入れ方針に基づき公正かつ適切に実施されているかについて、定期的な検証を行なう制度的条件は整えられており、実際その都度の合否判定は公正さのチェック機能が働いているといえる。しかし恒常的な定員割れの克服と結びつけた抜本的な入学者選抜制度の改定は、現在のところ課題として俎上していない。

1 3) 心理学研究科

入学者選抜試験の問題作成と試験の実施は、担当教員が行なっている。試験問題は問題作成後、コース会議でその適切性を検討している。博士前期課程で教育発達心理学コースと心理学コースが実施している特別試験は、本学学部生と卒業生のみを対象としているが、一般試験では、本学出身者と他大学出身者の区別は行なっていない。

博士前期課程も後期課程でも入試の公正性と適切性については、合否判定の際に志願者の試験結果を吟味しながら、入試問題の内容と入試の方法について課題を洗い出し、適宜検討している。

1 4) 法務職研究科

法務職研究科（法科大学院）では募集停止の決定に際して、在学生在が修了するまで責任をもって教育するための体制と、司法試験を受験している修了生の支援の仕組みについて検討した。その検討結果については、「明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書」（資料 5-26 pp.151～156）「第 4 その他 本法科大学院の 2013 年度以降学生の募集停止について」に詳しい。その重点は、法律基本 7 科目については、2016 年度までは必ず教員がいるという体制を維持すること、また、より強力な修了生支援のため聴講生制度を改正して修了生の司法試験受験を物的、人的に支援することの 2 点である。そのため、大学としても、法律基本科目の担当教員の定年延長等の措置により、法科大学院を支援している。

2. 点検・評価

●基準 5 の充足状況

本学では、理念、教育方針、アドミッション・ポリシーをはじめとして「求める学生像の明示」「入学するにあたり、習得しておくべき知識等の内容・水準の明示」（大学院）などの受け入れ方針を大学案内・ウェブサイト・入学試験要項など様々な方法で提示し、本学の理念、教育方針を理解した学生募集を積極的に行なっている。「障がいのある学生の受け入れ方針の設定」「留学生の受け入れ方針の明確化」なども設定されている。収容定員に対する在籍学生数の適正化を維持するために継続的な検討がなされている。学生募集および入学者選抜に関わる入試委員会が適切に開催され、年度ごとの改善が検討・実施されて

基準 5. 学生の受け入れ

いる。このように、この基準は概ね充足している。

1) 効果が上がっている事項

【大学全体】

学生の受入れ方針の明示について、大学案内・大学ウェブサイト以外に、入学試験要項やオープンキャンパス等での説明など、様々な方法で提示されるようになってきた。

【文学部】

芸術学科では、一般・センター試験利用入試での入学者の占める割合が 75.86%と、他学科と比べてやや高い傾向にある。これを是正するために、2014 年度入試では各入試制度間で入学人員数を調整した。具体的には、一般・センター試験利用入試の入学定員を 2013 年度の 115 名から 110 名へと削減する一方、系列校推薦入試を 10 名から 12 名へ、指定校推薦入試を 5 名から 18 名へと拡大した。

【国際学部】

近年にはウェブサイト等の多様な媒体を通して、アドミッション・ポリシーや、カリキュラム、修学支援の内容など詳しく提示されるようになり、障がいを持つ学生や留学生への情報提供についても一定の成果を上げている。また在校生がオープンキャンパス等で関与しており、障がいを持つ志願者や留学生に対してのピアサポートとして、教育的な効果も期待できる。

【心理学部】

心理学科では、入試 WG を中心に入試制度別の合格者と手続き者数を検討し、入学者数が適切になるように合格者数を出している。教育発達学科でも入試分析担当者と学科主任が過去の手続き者数などを参考に合格者数の案を作成している。その結果両学科ともほぼ適切な入学者数と在籍学生数を確保している。

心理学科・教育発達学科ともに、入試制度別の入学後の GPA をもとにそれぞれの入試制度で学科の受け入れ方針に適合する入学者を確保しているか検討している。

【文学研究科】

英文学専攻では、2009 年度受審査の大学基準協会による大学評価における、「社会人試験枠の設定には必修科目の夜間開講が必要」との指摘を考慮し、すべての必修科目の夜間開講をすることは困難であることなどから、2015 年度入試より社会人試験枠を撤廃した。このことで、入試制度と現状の開講状況との齟齬が解消された（資料 5-31、5-32）。

【心理学研究科】

オープンキャンパスでの説明会は毎年多くの参加者が来場し、内容も充実している。個別相談では、個々の志願者に対してきめ細かい受験指導等が行なわれており、参加者の評価も高い。

基準 5. 学生の受け入れ

2) 改善すべき事項

【大学全体】

募集人員と実際の入学者数に大きな乖離が生じている入試制度・学科がある。入学者数の予測のためのデータ・資料提供が不十分である。

【文学部】

一般入試、センター試験利用入試、各種推薦入試など、選抜方法が多様化しているが、異なる入試制度で入学した学生のその後の成績調査が、GPA の数値のみの比較対照でいいのか、検討が必要である。また自己推薦 AO 入試が、単なる「早めの入試」と化さないよう、求めている学生像をより明確に伝達すべきである。

【経済学部】

推薦入学者が適正数に達しない（経済学科）あるいは安定しない（国際経営学科）点は、改善のための工夫が必要である。

【国際学部】

入学選抜が多角化することによって、その選抜プロセスが十分に検討・見直ししにくい傾向がある。収容人数の年度によるばらつきも、クラス編制などに与える影響が大きい。

出張授業の数は多数に上るが、その質のコントロールなどは困難である。

【心理学部】

両学科の入試 WG は、入試が始まって以降の入学者選抜の実務に追われ、次年度への改善や入試制度の検討までは手が回らないのが実情である。

【法学研究科】

オープンキャンパスでブースを設けて入試説明会を行なっているが、必ずしも入学志願者の増加に結びついていないのが現状である。

合否判定会議の際には必ず、入学志願者数と受験者数の状況、問題の難易度、答案の出来不出来、受験者の学力レベル等について、情報を出し合って詳細に分析・検証を加えているが、必ずしも受験者・入学者の増加には直結していないのが現状である。

【心理学研究科】

入試の公正性と適切性については、合否判定の際に志願者の試験結果を吟味しながら入試方法の課題を明確化しているが、その対応について組織的には検討されていない。

入学志願者が臨床心理学コースに偏っており、状況の改善が必要である。

基準 5. 学生の受け入れ

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

【大学全体】

受け入れ方針を明示できる機会（ウェブサイト・印刷媒体やイベント等）を拡充する。

【文学部】

今後も入試センターと緊密な協力体制を維持しながら、各種入試制度の定員調整を行なうと同時に、学科の教育目標を、ウェブサイトやオープンキャンパスなどの場を通じて、さらに積極的に発信していきたい。

【国際学部】

幅広い広報活動や情報提供は、今後も継続していくほか、オープンキャンパスのピアサポートは、受験生に対して「グローバル社会における社会貢献」を体現して見せることで本学部のアドミッション・ポリシーの理解を促進するだけでなく、在学生にとっても教育的な効果となることが期待できる。

【心理学部】

今後も同様に適切な入学者数と在籍学生数を確保するように努めることが重要である。

今後も入試制度別の入学後の GPA の追跡調査を行ない、各入試制度の受け入れ方針の適切性を検証していく。

【文学研究科】

今後も入試方式が適切であるかを検討することを継続していく。

【心理学研究科】

今後、現在の説明会の回数を維持していく予定である。

2) 改善すべき事項

【大学全体】

過年度の入試データをもとに学部学科と協議し、学生の受け入れ方針にそった適正な募集人員を設定する。

学部学科と連携し、必要なデータ・資料等について協議を続ける。競合他大学の情報収集にも努める。

【文学部】

学生の成績と入試制度との関係は、各学科の教育の特徴に応じた調査に踏み込むべきであろう（英文学科であるならば TOEFL-ITP、フランス文学科であるならばフランス語科目群並びに卒業論文など）。芸術学科では、自己推薦 AO 入試のあり方を積極的に位置づけ直す方向で再検討し、2015 年度入試から芸術諸活動の実践者に焦点を絞った形態に変更す

基準 5. 学生の受け入れ

る予定である（資料 5-33）。

【経済学部】

指定校をより柔軟に幅を持たせた選定をすることで、これまで本学への入学が見込めなかった地方有力校の学生をはじめとした新たな入学者の確保と志願者の拡大が見込める。

【国際学部】

多様化する入試制度の特性を精査しつつ、学部の教育理念とプログラムにマッチした受験生の受入れを念頭に、多様化する入試制度の特性や入試センターからの情報を精査し、より精緻に選抜していく。また、オープンキャンパス・模擬授業などの活用で個別の高校や受験生への説明機会を増やし、受験生の指向性の正確な把握を行なうことも一助となると考えている。

オープンキャンパスの更なる改善、出張講義の質の向上とガイドラインの設定、年間を通した Q&A による対応などを行ない、学部の理念、教育課程、選抜方式、さらに得られるべき教育サービスの特色などが在校生・受験生などに総合的に把握できるようにする。

【心理学部】

入試が始まる秋学期の前に、春学期のうちから入試制度そのものについての検討や前年度の入試実績を踏まえた改善を検討することが重要だと考えられる。

【法学研究科】

本研究科のウェブサイトでも学生の受け入れ方針を明示するとともに、本研究科の魅力を積極的に訴えかける方策を検討する。

【心理学研究科】

今後、入試問題検討 WG を設け、出題内容や方法について改善策を検討する予定である。

心理学コースと教育心理学コースでは、試験日程の工夫や試験内容の工夫、説明会の在り方などを検討し、アンバランス解消や担当教員の負担の偏りの解消を図る。

4. 根拠資料

- 5-1 2014 年度明治学院大学入学試験要項
- 5-2 明治学院大学私費外国人留学生授業料減免規程
- 5-3 明治学院大学私費外国人留学生授業料減免内規
- 5-4 明治学院大学入学試験委員会規程
- 5-5 明治学院大学ウェブサイト「入学案内総合ページ」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/admission/>
- 5-6 明治学院大学大学案内 2014

基準 5. 学生の受け入れ

- 5-7 明治学院大学ウェブサイト「オープンキャンパス」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/admission/event/open-campus/>
- 5-8 明治学院大学ウェブサイト「進学相談会」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/admission/event/career-counseling/>
- 5-9 高校訪問キャンパス VISIT 実施回数（2012～2014 年度）
- 5-10 明治学院大学ウェブサイト「One Day Campus」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/admission/event/one-day-campus/>
- 5-11 明治学院大学大学院ウェブサイト「入試情報」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/graduate/admission/>
- 5-12 2014 年度明治学院大学大学院入学試験要項
- 5-13 英文学科への検討依頼事項
- 5-14 2013 年度 3 月科会議事録（英文学科）（既出 資料 3-58）
- 5-15 2009～2013 年度文学部英文学科出張模擬授業実績表
- 5-16 明治学院大学ウェブサイト「入試情報一覧」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/admission/information/list/>
- 5-17 明治学院東村山高校ウェブサイト「高 3 アカデミック・リテラシー第 10 回」
http://www.meijigakuin-higashi.ed.jp/news-back/news2012/2012_056.html
- 5-18 明治学院東村山高校ウェブサイト「高 3 アカデミック・リテラシー第 6 回」
http://www.meijigakuin-higashi.ed.jp/news-back/news2013/2013_024.html
- 5-19 明治学院東村山高校ウェブサイト「高 3 アカデミック・リテラシー第 4 回」
<http://www.meijigakuin-higashi.ed.jp/news/2014-31.html>
- 5-20 オープンキャンパスアンケート（法学部）
- 5-21 法学部デジタルパンフレット「法学部レシピ 2015」（既出 資料 1-33）
<http://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/8837702572/index.shtml>
- 5-22 明治学院大学心理学部オリジナルウェブサイト
<http://psy.meijigakuin.ac.jp/>
- 5-23 明治学院大学心理学部パンフレット 2015（既出 資料 1-14）
<http://psy.meijigakuin.ac.jp/pamphlet2015.pdf>
- 5-24 2014 年度大学院入学試験状況
- 5-25 心理学部白金心理学会オリジナルウェブサイト「イベント報告『私、院に行きます。2014』」
<http://psy.meijigakuin.ac.jp/shiropsy/archives/3682/>
- 5-26 明治学院大学法科大学院自己点検・評価報告書（既出 資料 1-21）
- 5-27 設置認可申請経常費補助金申請に係る定員超過率一覧(2014 年 1 月学部長会資料)
- 5-28 2014 年度入学手続き者数一覧（学部）
- 5-29 法学部における ST 比
- 5-30 明治学院大学大学院学則改正案（大学院委員会資料）
- 5-31 改善報告書検討結果（2014 年 5 月 23 日自己点検・評価運営委員会資料）
- 5-32 2014 年 6 月定例大学院委員会議事録(案)(英文学専攻の社会人入試停止について)

基準 5. 学生の受け入れ

5-33 2015 年度自己推薦 AO 入試出願資格等一覧（芸術学科）

基準 6. 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

明治学院大学は教育理念「Do for Others（他者への貢献）」に基づき、洞察力、分析力、構想力、コミュニケーション能力をもち、共生社会の担い手となるような人材の育成を目的としている。それらを実現するにあたって、学生が学修に専念し一人ひとりが充実した学生生活を送り、社会の一員として自立できるように、本学では以下の方針を定めている。

①修学支援

いかなる学生も大学での学修を全うするだけでなく、学生個々の意欲や目標・状況に応じた学びや経験等の機会を得て、それを継続できるための支援を提供する。単位僅少者の状況把握と、経済的困窮による休退学者の減少のための教育サービス・経済的支援制度の両面からのアプローチを充実させる。障がいなどの人的サポートを必要とする学生には個々のニーズに応じた必要十分な支援を提供する。

②生活支援

いかなる学生も心身ともに健康で安全に日常を過ごし、青年らしい好奇心や向上心に満ちた意欲ある生活のための支援を目指す。

③国際交流支援

国際的視野に基づく学修活動を行なう学生育成をめざし、各種国際交流イベント・留学機会提供のほか、留学相談・語学の強化支援を行ない、学生の海外経験・国際交流機会を促進するとともに、国際交流センターから国際センターへの改組により、留学にとどまらず多様化する学生の海外経験・国際交流経験の志向に応じた柔軟な支援を行なう。

④就職支援

就職活動の支援だけでなく、学生の社会的・職業的自立を支援する体制の充実を目指している。就職支援では学生が自分と向き合い社会人として働くことへの支援を重視する。

⑤課外活動支援

学生の主体的な取り組みを積極的に支援することで、学生が視野を広げ、自主性・社会性・コミュニケーション能力を涵養し、部活動・サークル活動・ボランティア活動などを通じて、自らの意思と責任をもって行動できる人間への成長に寄与する。

いずれの支援でも、修学力、経済状況、心身の健康状態が相互に影響していることが多い。上記の 5 分野の方針のもと、教務部、学生部、図書館、キャリアセンター、国際センター、総合支援室等を中心として連携体制を強化している。直近の事例では、2014 年度より始まった「キャンパスコンシェルジュ」と称する、上級生による新入生サポート活動がある。これは横浜キャンパスの各部門で連携し、職員によるこれまでの支援に加え、上級生が新入生の案内役（コンシェルジュ）を担い支援する活動である。大学での新生活を円滑にスタートするには、全新生が在籍する横浜キャンパスにおける 4 月のケアが肝心であるという考えに立ったものである。この活動では、2014 年 4 月の 1 か月間、14 名の上級生によるコンシェルジュ活動は対応総件数が 1,051 件になった。次年度の活動では、教

基準 6. 学生支援

員側への周知徹底、新入生に対する広報、コンシェルジュ役上級生への研修など、2014年度の活動を通して顕在化した課題に対応する必要があると考えている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

《留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性》

本学の各学部では、進級できない、いわゆる「留年生」の概念はなく、卒業要件を満たせなかったことによる「過年次生」がそれにあたる。過去3ヵ年の卒業率（全体）は、全体で85.8%（2011年度）、85.5%（2012年度）、84.1%（2013年度）で、毎年、卒業年次生の15%前後が過年次生となっている計算であるが、この中には、留学等の積極的理由で卒業延期となった学生も含まれる（資料6-1、6-2）。卒業年次生（4年次生と過年次生）の修学状況は、卒業審査教授会資料として、卒業の可否、取得単位数に加え、卒業不可者について、その理由（不足する要件）を明記した一覧表を教務部が作成して、学部による学生指導に役立たせている。教務部でも卒業不可が判明した時点で、次年度の履修方法や9月卒業制度についての相談に応じ、卒業に向けて支援している。また新学期の履修登録時、登録の不備により卒業見込が立っていない卒業年次生を洗い出し、早い段階で登録上の問題が解消するよう指導している。

大学院においては、ほとんどの留年者が単位取得済みで学位論文執筆を残すのみとなっているため、指導教授の指導のもと、研究に取り組んでいる。

2013年度の学部の休学者は、1学期休学（春・秋）と、春から秋・秋から翌年春学期にかけての1年休学をあわせ235名であった（資料6-2、6-3）。休学理由は、留学・語学研修、インターンシップ、ワーキングホリデーといった積極的理由が37%、経済的理由が32%で、病気を理由とするものが20%と続く。病気を理由とする休学は、復学後も修学上の配慮が必要なケースがあるため、休学の相談窓口の教務部では、総合支援室との情報共有に努めている。また、休学中の学生とその保証人から、復学後の修学支援について相談があった場合には、総合支援室、学部、教務部が連携して支援する体制を整えている。

2013年度の退学・除籍者は211名であった（資料6-2、6-3）。退学理由の第一は経済的事情によるもので、学納金未納除籍と合わせると退学・除籍者の46%にのぼる。過去の3ヵ年を比較すると、2011年度が51%、2012年度が48%で、景気の回復に呼応してわずかながら減少傾向が見られるが、退学者の半数近くを占める現実は動かし難い。

学納金未納に対しての各種救済制度も設けている。学納金の納付期限は申し出によって延長できるほか、学生から早い段階で経済的事情に関する相談を受ければ、特別貸付制度の利用を案内している。特別貸付制度は、学納金の納入困難な学生に対し、当該学期の授業料と施設費合計の半額を無利子にて貸し付ける制度である。また、学納金未納による除籍者は、通常の手続による退学者同様、3年（6学期）以内の再入学が可能なため、学生・保証人に除籍を通知する際、再入学手続に関する説明文書を同封し、学業継続の道が十分に残されていることの周知に努めている。実際、過去3ヵ年の再入学者数は、2011年度4名（春2、秋2）、2012年度6名（春2、秋4）、2013年度13名（春9、秋4）と徐々に伸びており、制度の認知が広がってきていることがわかる。

そのほか、学習意欲の喪失や成業の見込みなしとの理由で退学する学生も毎年10名程度存在する。こうした学生を出さないために、教務部では毎学期の成績発表後、取得単位

基準 6. 学生支援

僅少・成績不振学生を各学科主任に報告し、学部学科では個々の方針に基づき面談や履修指導を実施することで、学生が意欲を持って修学できるように支援している。

大学院でも、留年者、休学者、退学者の経済的支援について、新規に奨学金を検討するなど改善を進めている。

《補習・補充教育に関する支援体制とその実施》

教員が授業を行なう中で、学生の基礎学力向上や学習意欲の向上の促進、学生が自分で学ぶ力の涵養に対する必要性が高まり、課外での学修支援体制強化の要望が教員から相次いだ。これに対応するため、様々な学習支援活動を計画し実施している。

横浜キャンパスでは、図書館内のラーニングコモンズ環境の整備とともに、特に初年次生・下級生への対応に力を入れ、3～4年次の専門教育に無理なく移行できる力の涵養を目標として支援している。新入生に対しては、前述の「キャンパスコンシェルジュ」のほか、大学院の学生がレポートや論文作成のアドバイスを行なう「学習なんでも相談」を実施している。その結果、学習相談のみならず生活全般の相談にも発展するケースもあり、そのほかの学生支援への橋渡しとしての役割も担っている。

また、教養教育センターと図書館が連携し、初年次生への学修支援として以下に取り組んでいる。「アカデミック・リテラシー研究 1」を中心に正課論文書法科目を開講しているが、開講コマ数が限定されており、履修希望者全員が履修できない状況にある。そのため、レポート・論文書法の初歩につまずく下級生を対象に初歩的スキルの学習機会として「アカデミック・リテラシー・ミニレクチャー」を提供している。また、レポート・論文の書き方を個別指導する「アカデミック・リテラシー相談室」も実施している（資料 6-4）。

白金キャンパスでは、論文作成や就職活動に役立つデータベースを気軽に学べる「ショートセミナー」を図書館で連日開催している。これは学生の自ら学ぶ力を伸ばすだけでなく、就職活動の一助にもなることを目指した支援である。学部学科の教員と連携し、授業のテーマに沿った文献の探し方をガイダンスする授業内図書館サポートは、白金、横浜ともに通年体制で実施している。また、各学部でも独自の学習支援を行なっている。

【法学部】 法律学科と消費情報環境法学科を対象に「特別 TA 制度」を設けている。

【国際学部】 特別 TA によるレポート・論文の書き方の個別指導を実施している。

【心理学部】 全学年を対象として、両キャンパス図書館内にインタラクティブ・スタディ・ルームを開設し、助手と特別 TA が学習相談に応じている。アカデミック・リテラシーに関する相談だけでなく、心理学実験や統計法など心理学の基礎に関する相談、ゼミや卒業論文などの専門領域に関する相談に応じている。また、病気療養などで長期間授業を欠席していた学生の継続的な個別支援も行なっている。

これらの学部個別に実施されている学習指導について、特に初年次生など学内の情報収集に手間取る学生のために、横浜キャンパスでは情報を図書館で集約、広報し、各学部と図書館との連携による学生へのナビゲート体制を整える方向を目指している。

こうした補習支援以外に、更なる学びを希望する学生を対象に、語学を中心とした課外講座を設けている。

教養教育センターでは、正課語学の補充教育を目的に自律的な学習の場として、①短期講座、②通年講座、③TOEIC 試験対策講座、④ランゲージラウンジ、⑤Salon de りぶら、

基準 6. 学生支援

⑥Luncheon Lecture、⑦TOEIC オンラインコースを提供している（資料 6-5、6-6）。①は各自の外国語能力を高めるための短期講座である。このうち DELE 講座は、DELE（ヨーロッパ参照基準に基づいたスペイン語試験）がどのように構成され、どんな学習をしたらよいかのアドバイスも含んだ講座である。②は正課授業と並行して語学力をつけるための通年にわたる講座であり、各々のレベルの試験を受けたい学生とその準備に入りたい学生が参加している。③は TOEIC の試験対策のための通年にわたる講座である。④は種々の言語による会話を楽しみながら、それらの外国語能力を培うための場である。言語によっては、留学生も交えて実施している。⑤Salon de りぶらは、各種言語によるコミュニケーションの場である。⑥Luncheon Lecture は英語によるミニレクチャー（横浜キャンパスで昼休みに開催）である。留学を考えている学生を対象に、担当講師が自身の専門分野について英語で講義することで、留学前に英語による講義を体験させている。⑦TOEIC オンラインコースは、自律的に各自のレベルに適した学習を受けられるプログラムである。チューターを準備し、学生たちの様々な疑問、また学習のヒントについてアドバイスしている。2014 年度は学習を進めるためのミニレクチャーも実施している。このほか、国際センター主催で認定留学を希望する学生を対象にした TOEFL 講座も開設している。

《障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性》

障がいのある学生や支援を必要とする学生に対する修学支援は従来から行なっていたが、2011 年 4 月に専門部署として学生サポートセンターを開設、コーディネーターを配置し、各学科・研究科、各部署と連携をしながら、入学から卒業まで大学生活の各ステージに応じた支援（個別面談や修学環境調整等）を行なっている。

障がいのある学生への本学の修学支援は、教育理念に基づき、以下の 3 つの基本方針に従って行なっている。

①教育を受ける機会の平等を実現し、卒業後は自立的な社会生活を送れるよう、障がい学生や支援を必要とする学生への修学支援を行なう。合理的配慮の考え方に基づき、教育内容の本質や評価基準を変えることなく、全ての学生に同一で質の高い教育を保障する。

②すべての学生の学びと成長のため、学生同士がサポートし合える環境づくりを行ない、社会に貢献しうる共生社会の担い手を育成する。

③障がい学生支援の啓発活動を通して、大学全体の教育力・学生支援力の向上を目指す。

まず入学前に本学の支援を理解してもらうため、オープンキャンパスで、個別の支援内容の説明を行なうほか、入学後と同様の情報保証として、ノートテイク・パソコンノートテイク等で支援している。入学決定後は個別面談の実施とともに、各学科・研究科や関係部署等との調整、授業における情報保障（ノートテイク、パソコンノートテイク、テキストのデータ化、点訳等）、学習支援機器の貸し出し、定期試験等における特別措置等の修学環境の調整をすることで、できるだけ円滑に大学生活が送れるよう、合理的配慮に基づく修学支援を行なっている。行なった支援については、定期的な面談のなかで振り返り、必要に応じて再調整をしている。さらに個々の状況により、卒業後に向けて様々な社会資源の開拓・連携をする等の社会（職業）移行支援も行なっている。

また、学生同士で支え合いながら共に成長していける環境づくりを目指して、各種講座（ノートテイク、パソコンノートテイク、テキストのデータ化、点字、車椅子の押し方等）

基準 6. 学生支援

を実施し、支援学生の育成・拡充を図っている。

障がいのある学生への支援が合理的配慮の考えに基づき、適切に実施され、支援を必要とする学生に適切な支援が行き届くよう、教職員の理解と協力を促しつつ、FD・SD 研修や、ウェブサイトの充実、学内広報の活用等を行なっている。

これらの修学支援について総合支援委員会に報告し、必要に応じて「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（文科省）に準じて検討している。

《奨学金等の経済的支援措置の適切性》

①概要

日本学生支援機構奨学金を主軸に本学独自の奨学金制度を設けている。学外の奨学団体や自治体等の奨学金も紹介している。その他、東日本大震災・長野県北部地震被災者を対象として学費減免特別措置を講じている。学部学生を対象とした貸付制度である「学生金庫」制度も設けている（資料 6-7）。

②支援体制

学部と法科大学院は学生部、大学院は大学院事務室が学生窓口となっている。学部と法科大学院については学納金関係の学生窓口である教務部と学生部が連携をとり、学納金納付に困難を抱えた学生に対して適切に支援情報を提供できるように図っている。

③日本学生支援機構奨学金

2013 年度実績で、在学生の 1/4 強に相当する 3,000 名超が貸与を受けている（資料 6-8）。

④本学独自の奨学金

本学独自の奨学金はすべて給付型であり、経済的支援を主眼としたものとしては「へボン給付奨学金」（資料 6-9）と「保証人会へボン給付奨学金」（資料 6-10）がある。前者は大学の資金、後者は学生の父母等で組織された「大学保証人会」の資金によるものであるが、両者を統合的に運用している。各学期 1 回の給付で、2013 年度には延べ 746 名（実人数では 511 名）の学生に総額 5,240 万円を給付した（資料 6-8）。

また 2015 年度入学生からは、首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）以外の高等学校・中等教育学校出身者への経済的支援として、入学前予約型奨学金「白金の丘奨学金」を新設した（資料 6-11）。

⑤学外奨学団体や自治体等による奨学金

募集情報を入手次第、大学ウェブサイト等で学生に情報提供している。

⑥東日本大震災・長野県北部地震被災者学費減免特別措置（資料 6-12、6-13）

被災の状況に応じて学納金減免を実施している。2015 年度まで継続の予定である。

⑦学生金庫（資料 6-14、6-15、6-16、6-17）

緊急に現金を必要とする学生を対象に短期貸付、学納金の納入に困難を生じた学生を対象に長期貸付の制度を設けている。

⑧アルバイト紹介

外部の求人紹介会社が運営する「学生アルバイト情報ネットワーク」（資料 6-18）を導入し、職種・労働条件等適切と考えられるアルバイトを紹介している。

《留学など学生の国際交流活動への支援》

大学の方針の大きな柱である「国際的視野に基づく学修活動の推進」に基づき、留学にとどまらず多様化する学生の海外経験や国際交流経験の志向に応じて柔軟に支援している。

基準 6. 学生支援

学生の海外への興味を喚起するとともに、留学に関する丁寧な案内（資料 6-19）を行ない、語学能力向上の為に課外講座の開催（資料 6-20）、能力向上が顕著な学生を対象とした報奨金制度の導入（資料 6-21）等で、学生の留学とその為の語学習得に対する意欲の向上を図っている。留学を志す学生に対する経済的な援助としては、認定留学（長期）奨学金を 2014 年度秋以降、従来の 5 万円から 20 万円へ増額した（資料 6-22）。こうした取り組みの結果、認定留学者数（長期・短期）は近年、増加の傾向を示している。（資料 6-23）

学生の海外での活動も多様化し、2013 年度から参加した国連ユースボランティア・パイロット・プロジェクトでは、2 年間で 5 名が発展途上国でのインターンシップに携わった（資料 6-24）。

一方、海外からの留学生の増加を図る為に協定校を拡充した。2004 年は 17 大学であったが、2014 年度では 30 大学に増やした。交換留学生については、本学学生バディ制度が機能し、日常面でのサポート体制が整備されている。このバディ制度（資料 6-25）は、学内の国際化や学生の留学志向の向上に寄与し、バディ経験学生の約 3 割が留学する傾向にある（資料 6-26）。国際化の推進のため、更なる交換留学生の受入れを目指し、受入れプログラムの充実を図っている。そのために、各学部と教養教育センターとの協力の下、交換留学生用の開講科目の多様化に努めている（資料 6-27、6-28、6-29）。

協定校との交換留学プログラムのような全学的な交流以外に、各学部が独自に交流プログラムを持っているケースも散見される（資料 6-30）。

また、既存の留学プログラムのみならず、海外ボランティア等、多様化する国際交流に対する学生のニーズに対応するために、より実効性のある支援体制として、従来の国際交流センターを拡充して、2014 年 9 月に国際センターを新設した。

《留学生の修学支援の適切性》

本学では、毎年およそ 180 名の正規留学生が学んでいる。正規留学生とは、本学で学位を取得するために入学した留学生である。バックグラウンドや日本語能力、生活歴は様々だが、学修面でのサポートだけでなく修学に向けて安全で健康な生活を送れるよう様々な支援を行なっている。まず、日常の生活、緊急時の対応等を記した手引きを日本語と英語で発行し、毎年更新し全員に配布している（資料 6-31）。経済面の支援としては、授業料の減免措置を設けている（資料 6-32、6-33、6-34）。加えて、留学生貸付金（資料 6-35）と保証人会外国人留学生奨学金（資料 6-36、6-37）を運用している。前者は緊急に金銭的援助を必要とする留学生に対する無利子貸付制度であり、後者は「経済的理由により修学が困難であり、かつ学業継続の意思があると認定された」留学生を対象として大学保証人会が設けている奨学金制度である。また、国際学部国際キャリア学科では独自に「外国人留学生優秀者奨学金（ISAE 奨学金）」制度（資料 6-38）を設けている。

修学面での相談は、学部毎に設置しているアカデミック・アドバイザー（資料 6-39）が担当している。単位取得状況が芳しくない学生については、学部が個別に面接を行なうほか、国際センターでも各学期初めに、面接を行なうなど、早期の問題解決に努めている。

学生の学籍を分掌する教務部学務教職課では、留学生の在留資格管理も重要な業務の一つであり、入学・卒業・退学等の学籍異動について、発生の都度、法務省入国管理局に報告している。同時に、この学籍異動情報は、国際センター、経理部、学生部といった学内の留学生関連部署にもただちに報告し、学生支援のために連携する環境を整えている。な

基準 6. 学生支援

お、教務部学務教職課は、留学生の在留資格をデータ化しており、ビザの切れる 2～3 ヶ月前には、該当者に更新手続に必要な書類を送付して期限内に申請するように促し、更新手続後には住民票の提出を義務付け、更新が完了したことを確認している。

また、各学部でも独自に留学生に対する修学支援に取り組んでいる。

経済学部では、2013 年から正規留学生への教育支援プロジェクトを開始した。入学前には日本語講座を実施、入学後は政治・経済・学術の現状を講義し、現場を見学する正課科目を履修させている。また日本人も履修し、学生によるピアサポートも期待している。

社会学部では、両学科とも留学生向けに「社会学／社会福祉学のための日本語」の授業を開講している。社会学科では、留学生がレポート提出前に、大学院の学生による日本語チェックを受けることが出来る制度を導入している。社会福祉学科では、学生が留学生を支援するバディ制度を 2014 年度に導入した。そのほか、両学科とも留学生と日本人学生と教員が交流する懇親会を定期的に開催し、相談しやすい環境づくりに努めている。

法学部では、2014 年度法律学科でマルチリンガルな教員を配置し「留学生のための法学・政治学入門」を開講した。

《成績優秀者への表彰制度の適切性》

成績優秀者の表彰制度として、学部学生には「明治学院大学学業優秀賞」（資料 6-40、6-41）と「明治学院大学外国人留学生学業優秀賞」（資料 6-42）を設け、学期ごとに授与している。法科大学院学生には「明治学院大学法科大学院成績優秀者奨学金」（資料 6-43）を設けているが、法科大学院が 2013 年度から学生募集を停止したことに伴い、2014 年度が最後の授与となる予定である。その他、独自の表彰を設ける学部学科もある（資料 6-44）。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

《心身の健康保持・増進および大学生活適応への支援》

全ての学生が心身ともに健康で質の高い教育が受けられるように学生生活をサポートする部署として、2013 年 4 月に既存の学生サポートセンター、健康支援センター、学生相談センターを包括運営する総合支援室が発足した。相互連携が必要な学生の心身面の問題に包括的な体制で対応することが統合の目的である。連携の強化と支援の向上を図るため、月 1 回の 3 センター合同会議と、重要事項を審議するために年 3 回の総合支援委員会を開催している（資料 6-45、6-46、6-47）。

健康支援センター（資料 6-48）では、学生の健康保持・増進を図るために、健康診断受診を精力的に奨励している。禁煙指導（資料 6-49）や食育（栄養指導）については保健師、校医、管理栄養士のサポートにより、健康増進の支援に努めている。また、自らの健康状況を健康診断の結果から把握できるシステムを計画している。

学生相談センター（資料 6-50）では、主にメンタル面で悩みを抱えている学生の心理相談活動、談話室の提供、教職員との連携活動により、健全な学生生活と心的健康の保持・増進を図っている。近年、就職活動等を通して発達障がいのある学生の顕在化してきていることから、支援を強化（学生の把握や支援プログラムの構築等）している。

学生サポートセンター（資料 6-51）では、障がい等により修学支援を必要とする学生に対して、個々にニーズや状況に応じ、各学科・研究科、各部署と連携をして支援している。

また、卒業後の社会生活を見据えた生活スキルの向上や学外機関との連携等の社会（職

基準 6. 学生支援

業) 移行支援、ピアサポートの場の提供による共生社会の担い手づくりも行なっている。

《防災・防犯と災害時避難方法の明確化》

本学の建物は現行の耐震基準に適合することを確認しているが、非構造部材については、文部科学省が設定している補助金を積極的に取得し、対策工事を実施している。2012 年度以降、200 m²以上の教室等に対して国土交通省の告示に沿って天井の落下防止対策を実施し、2014 年度は白金キャンパスの本館の教室等 3 室を施工した。2015 年度以降も継続し、学内で 2 次避難場所に指定されている教室を優先して両キャンパスで工事を実施する予定である。横浜キャンパスでは災害時に避難場所となる体育館を中心に非常時の電気・水道施設の整備を 2013 年度から実施している。2013 年度は停電対策として太陽光発電パネルを設置し、2014 年度は雨水と井戸水を利用した中水施設（給水量 43 トン/日）を整備した。2015 年度は太陽光発電に対応する蓄電池（約 500kwh）を整備する予定である。

災害時の避難方法を明らかにするために携帯用のマニュアルを作成し、学生全員に持たせており、いつ、どこにいたときでも、このマニュアルで避難方法が明確になっている。また、防災用に「安否確認システム」（資料 6-52）を導入しており、学生が携帯で被災状況を即座に返答できる仕組みにより、迅速な安否情報の確認が可能である。なお、当該システムで、保証人への情報提供に対しどのように対応できるかは現在検討している。さらに災害発生を想定した訓練としては、AED の取扱い、止血の方法等の応急救護について、定期的に職員の訓練を実施している（資料 6-53）。また、関係教職員が日本赤十字社の救急法短期講習（心肺蘇生・AED 使用方法・気道異物除去等）を受講した（資料 6-54）。今後、2014 年度内に日本赤十字社の基礎講習を災害時の応急救護班に実施する予定である。さらに図書館では、東日本大震災の際に物的な被害が大きかったため、定期的に大規模地震を想定して、主にスタッフによる避難誘導の訓練を行なっている（資料 6-55）。横浜キャンパスでは、学生、教職員を対象に大規模な地震を想定したキャンパス内の状況確認行動と応急救護を主な内容とした災害対応訓練を実施した（資料 6-56）。このように各キャンパスの課題等を考慮した防災訓練を様々なかたちで実施しており、毎年、学生手帳に諸注意を明示（資料 6-57）するとともに、今後もより万全な対策ができるようにさらに具体的な検討を進めていく。

防犯対策としては、学生の防犯意識を高めるために、毎年度、新入生オリエンテーション、新入生歓迎会、夏季休暇前、課外活動の夏合宿、学園祭と卒業時期（卒業生追い出しコンパに際し）に注意喚起している。

学生への防犯に関する注意喚起

	飲酒に関する注意	薬物に関する注意	SNSに関する注意	一人暮らしの防犯	天災時の安否確認
1.新入生オリエンテーション時	○	○	○	○	○
2.新入生歓迎時	○	○			
3.夏季休暇前	○	○			○
4.学園祭時	○	○			
5.卒業時	○	○			
6.その他				○※補足1	

※「1」については、新入生オリエンテーション時に行われる「学生生活オリエンテーション」にて注意喚起を行っている。

※「2～5」については、学内ポータルサイトを用いて全学生に向けて告知を行っている。

※補足1：入学時の注意啓発とは別に、一人暮らしの多い横浜校舎周辺の定期巡回を行っている。

横浜キャンパスがある横浜市戸塚区に居住する本学学生は 1,688 名（2014 年 6 月 25 日現在）に及び、そのうち隣接する 2 つの街区には 1,168 名の学生が居住している。その多

基準 6. 学生支援

くが一人暮らしであり、学生が安心した生活を送れるよう、関係する不動産管理会社と定期的に連絡会議を開催し、情報把握に努めているほか、警備会社による深夜の巡回パトロールを実施している。

《ハラスメント防止のための措置》

本学では 1998 年に「セクシュアル・ハラスメント防止宣言」を定め、以後セクシュアル・ハラスメントの防止に努めてきた。その理念をさらに発展させ、2011 年には「ハラスメント防止宣言」を発し、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントを含むハラスメント全般に対処し、防止していく体制へと改組した。

「ハラスメント防止宣言」に則り、本学では「明治学院大学ハラスメント人権委員会に関する規則」を定め、全学的な組織としてハラスメント人権委員会を設置している。この委員会は、ハラスメント問題への相談や、「明治学院大学ハラスメント調査委員会に関する規則」「明治学院大学ハラスメント調停委員会に関する規則」に基づく申立てへの対応はもとより、これらの問題を未然に防ぐための活動として、毎年、学生向け、教職員向けに研修等を実施している（資料 6-58、6-59）。

ハラスメントに関する学生等の相談窓口としては、専任教職員 22 名からなるハラスメント人権委員会委員が相談員として相談を受け付けるほか、「明治学院大学ハラスメント相談支援センターに関する規則」に基づき、専門相談員 2 名（各キャンパス 1 名）を配置したハラスメント相談支援センターを設置している。同センターの開室は白金キャンパスでは月、水、金、横浜キャンパスでは月、火、金のそれぞれ 10:00～17:00 としており、電話や電子メールで相談予約のうえ、対面相談に応じる体制となっている。また、同センターでは、学内の部署との連携協力を進めており、体罰問題が社会的に問題となった 2013 年度以降、学生部との共催により学生公認団体向けの講演会を開催している。また、これらのハラスメント対策に係る情報は、大学ウェブサイト、ポスター、リーフレット、学生手帳、インフォメーション・カード等で学生等に周知している（資料 6-57、6-60）。

《クラブ活動への支援》

課外活動は、原則として学納金を通じて学生が拠出しあう課外活動費（合計約 5400 万円：2013 年度実績）で運営されているが、大学からも大学援助金として年間約 1500 万円を援助している。2014 年度も同規模の予算が配分される予定である。

そのほか、団体の活動状況について学内外への広報の充実を目指し、その準備段階として 2014 年度は現在各団体が使用している課外活動関連の申請システムの改修に取り組んでいる。各団体と大学との間で活動状況に関する情報を共有しやすい環境を整えることを目標にした改修で、完了は 2015 年度を予定している。

2005 年度から継続している「明学スポーツを強くするプロジェクト」（資料 6-61）では、2014 年度は 8 団体を対象とし、優れた指導者を招聘することで団体のレベルアップと、部員の人格形成に力を入れている。また、各種課外活動の優秀な成績もしくは活動実績を顕彰し、今後の活躍を奨励する課外活動奨励賞を設けている（資料 6-62、6-63）。

《ボランティア活動への支援》

ボランティアセンターは明治学院大学の教育理念である「Do for Others（他者への貢献）」に則り、ボランティア活動を通じた人間教育を行なう場として位置づけている。

①ボランティアファンド学生チャレンジ賞

基準 6. 学生支援

本学公式グッズの売上の 10%を積み立てたボランティアファンドを原資に、活動費用として上限 10 万円を学生ボランティア団体に助成している（予算規模が 10 万円未満の団体には申請相当額を助成）。2013 年度は選考の結果、6 団体を対象に合計 417,500 円を助成した（資料 6-64）。助成団体には助成金のほか、アドバイザーとしてボランティアセンター推進委員を各 1 名割り当てている。アドバイザーは活動に関する助言を行ない、活動が充実するよう物心両面から支援している。詳細は基準 8 でも述べる。

②「Do for Smile@東日本」プロジェクト

東日本大震災からの復興を目指す自治体への復興支援活動として「Do for Smile@東日本」プロジェクトを震災発生直後から継続している。2013 年度の参加学生数は 324 名であった。学生の参加費は 4,000 円を上限とし、これをこえる費用は保証人会の援助金（年間 300 万円）、大学同窓会バザー売上の寄付（年間 30 万円）等を原資として援助する体制を整えている。その結果、学生の費用負担が減り、現地での継続的な活動の礎となっている。

《その他の課外活動支援》

その他の学生の課外活動支援としては、学院牧師をはじめとする学内クリスチャン教職員や学生による礼拝（チャペルアワー）を、授業期間中の月～金曜の昼休みに行なっている。本学において礼拝は建学の精神の礎ともいえるものであり、全学生・教職員に広く開かれている（資料 6-57）。

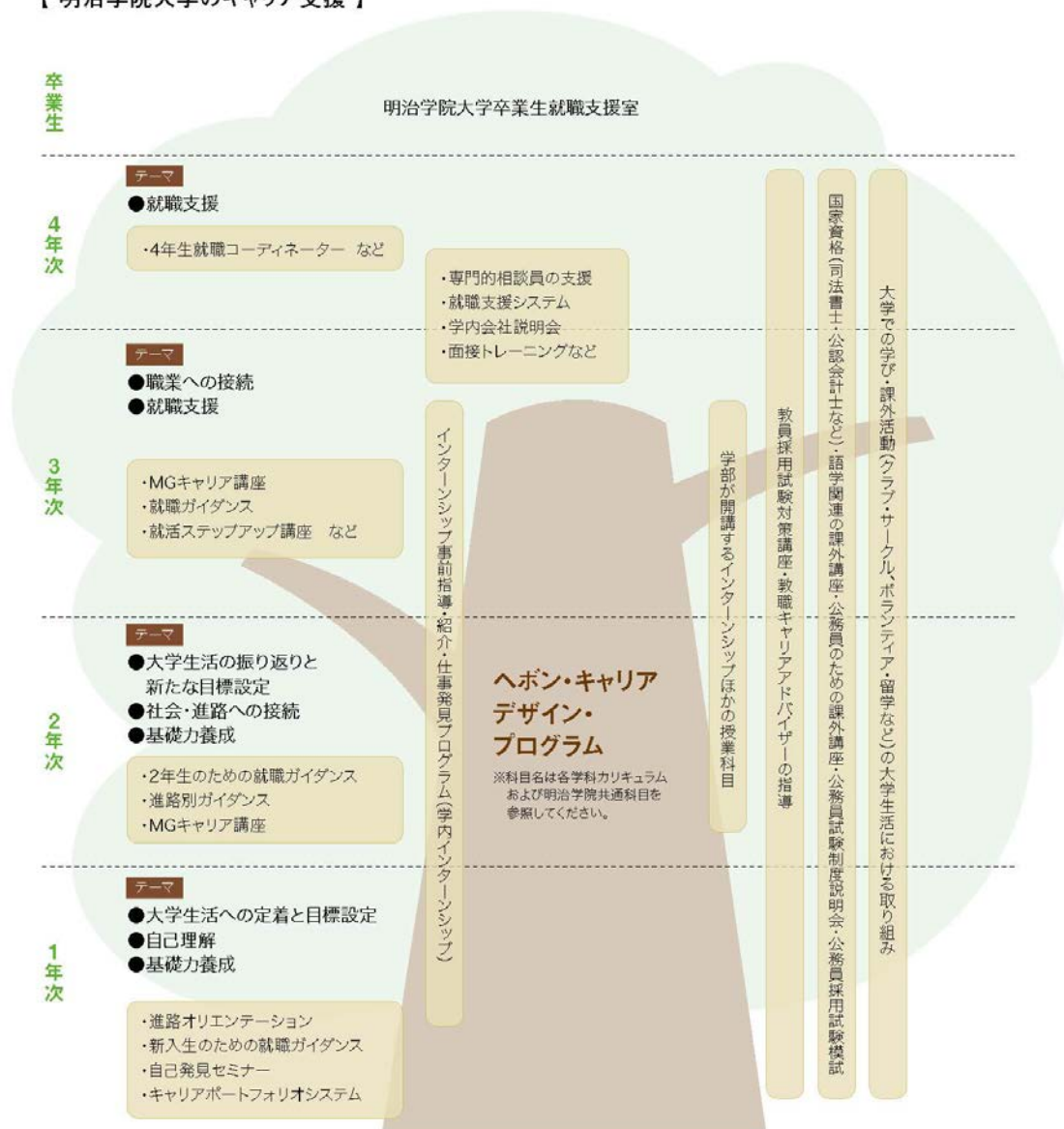
（４）学生の進路支援は適切に行われているか。

《進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施》

本学は、就職活動の支援だけでなく、学生の社会的・職業的自立を支援する体制の充実も目指している。そのための支援の軸となるのは、学生の自己理解や社会・職業への接続を支援する教育プログラムと相談窓口の充実である。具体的には、入学時より年次ごとにテーマを設け、段階的に構成された課外のキャリアガイダンスを実施するほか（資料 6-65）、キャリア形成をねらいとする正課授業を実施している（資料 6-66、6-67、6-68）。

基準 6. 学生支援

【 明治学院大学のキャリア支援 】



①段階的なキャリア支援

【1年次】 「大学生生活への定着と目標設定」「自己理解」「基礎力養成」をテーマとした。入学時に、原則として新入生全員が参加する「進路オリエンテーション」では、卒業生のインタビュー集を小冊子にまとめてロールモデル提示を行ない、大学生活における目標設定ワークを実施した。5～6月には「新入生就職ガイダンス」を実施し、大学の学び、課外活動などの大学生活全体の活性化による基礎力養成を促した。また、基礎力を測定し、自己理解を促進する「自己発見セミナー」も実施した。

【2年次】 「大学生生活の振り返りと新たな目標設定」「社会・進路への接続」「基礎力養成」をテーマとした。大学生生活の振り返りと目標設定による基礎力伸長を主テーマとする「2年生のための就職ガイダンス」、進路との接続をねらいとし、大学院進学、教員、公務員、民間企業の4つの進路別で開催する「進路別ガイダンス」を実施した。

【3年次】 「職業への接続」「就職支援」をテーマとした。インターンシップの事前指導としては、インターンシップガイダンス他の課外講座を実施した。民間企業向けとして

基準 6. 学生支援

は、就職ガイダンス（4 回）、少人数制の連続セミナー「就活ステップアップ講座」、面接やグループディスカッションのトレーニング、企業採用担当者を招いての学内会社説明会（参加企業約 180 社）などを実施した。また、教員採用試験・公務員試験対策の課外講座・模擬試験や官公庁・教育委員会の任用担当者による試験制度等説明会なども実施している。

【4 年次】 就職支援をテーマとした。就職活動継続学生が孤立しないことを重点に支援した。まず、「就活セカンドステージ講座」などの課外講座による集合型支援をほぼ月 1 回実施し「就職活動が終わっていないのは自分だけではない」ことの実感をねらった。

ほかにも 1～3 年次の学生が年次を越えてグループワークを行ない、基礎力養成や職業理解を深める教育プログラム「MG キャリア講座 キャリアデザインクラス」を実施した（参加者 35 名）。

②個別支援の充実

課外講座に不参加の学生やキャリアセンター窓口を自発的に訪れない学生には、通年的に配置したキャリアカウンセラー有資格者の「専門的相談員」から電話での「声かけ支援」を数千件の規模で実施し窓口への訪問等を促した。また、求人紹介専門の相談員「4 年生就職コーディネーター」を通年的に配置することや、新卒応援ハローワークと連携して「ジョブサポーター」での相談・求人紹介を定期的 to 実施するなど、個別支援にも力を入れた。

教員・公務員志望者向けの支援としては、「教職キャリアアドバイザー」による教員志望者への個別指導、公務員志望者向けの面接対策講座などを実施した。

③正課におけるキャリア教育

学生の自己理解、キャリア・デザイン、職業への接続に資する科目を体系的に提供することを目的とし、正課の授業科目である「へボン・キャリアデザイン・プログラム」（資料 6-66、6-67）を 1 年次から学べる全学共通科目である「明治学院共通科目」として 2013 年度より設けた。受け身ではなく主体的な姿勢で学ぶ、社会との接点で体験を通して学ぶ、少人数で議論を通じて学ぶ科目といった 24 科目で構成されている。

当プログラムは、新入生のための明治学院共通科目ガイダンスで周知され、主体性と強調性、コミュニケーション能力、論理的思考と表現力、社会的課題の発見・解決能力、職業意識の育成を図っている。また当プログラムには各学科からも、学科の専門性を活かした学科科目が提供されている（資料 6-68）。

④卒業生に対する就職支援

若年層の学部卒業生・大学院修了生への就職支援として、明治学院大学校友会の協力・支援のもとに、キャリアセンターが大学側の担当部署となり(株)パソナ社内に、「明治学院大学卒業生就職支援室」を開設した。キャリアカウンセリングや履歴書・職務経歴書の添削、アドバイス、面接対策講座、マナー研修の受講、就職情報の提供などに取り組んでいる。

《キャリア支援に関する組織体制の整備》

キャリア支援に関する重要な事項を審議し、本学の施策の決定・実施に資することを目的とする、キャリアセンター長の諮問機関として「キャリアセンター委員会」（資料 6-69）が設けられている。同委員会はキャリアセンター長を議長とし、各教授会選出の委員により構成されている。2013 年度は「2012 年度卒業生の就職状況」「2013 年度のキャリア支援」に関する報告や、「2013 年度キャリアセンター運営方針」、正課科目「へボン・キャリアデザイン・プログラム」の今後の展開に関する審議などが行なわれた。

基準 6. 学生支援

なお、毎年度の就職状況の報告は執行部会議、学部長会、理事会でも行なっている。

《インターンシップの機会提供》

ほか経済学部、社会学部社会福祉学科、法学部消費情報環境法学科と政治学科、国際学部ではインターンシップを授業として設けている（資料 6-68）。インターンシップの授業を履修していない学生に対しても、下記の取り組みにより、キャリアセンターが事務局となって大学が機会提供を行いインターンシップへの参加を促進している。2013 年度はインターンシップガイダンスやマナー講座などの事前指導を行ない、869 名の学生がインターンシップに参加登録した。学生はネット上で公募されているインターンシップだけでなく、キャリアセンターが紹介する企業・団体にも応募することができ、2013 年度は 51 の官公庁・企業等を紹介し、117 名の学生がインターンシップに参加した。その他のインターンシップに関する取り組みとしては、1～3 年次の学生が年次をこえてグループワークを行ない、基礎力養成や職業理解を深める学内インターンシップとして、「仕事発見プログラム」を 3 社の民間企業（アイア㈱、㈱パソナ、㈱ぐるなび）との協働により実施した。

《資格取得支援の充実》

キャリア支援のひとつとして、各学部・研究科はそれぞれの教育内容や専門知識を生かしたキャリアを目指す学生のために、各種資格取得支援を行なっている。

経済学部では、日商簿記検定 2 級 3 級とファイナンシャル・プランナー 2 級 3 級の取得希望者を対象に専門学校から派遣講師による受験対策講座を開き、合格証の提示により受験料相当額を補助している。2013 年度実績で、日商簿記 2 級は 97 人中 6 人取得、3 級は 85 人中 13 人取得、FP3 級は 33 人中 27 人取得した（資料 6-57）。

社会学部では、社会学科生を対象に社会調査士の資格取得可能な科目を含むカリキュラム編成で、2013 年度は 114 名中 57 名が「一般社団法人社会調査協会」へ資格を申請した。

社会福祉学科生を対象に、社会福祉士と精神保健福祉士の実習科目を通じた指導と国家試験模擬試験の実施と対策講座を開講している。2013 年度実績で、社会福祉士は 88 名受験中 38 名、精神保健福祉士は 5 名受験中 4 名合格した。また特別支援学校教諭採用試験受験希望者には、教育キャリア支援課と連携して受験対策アドバイスや論文・面接の指導を行い、4 年次生向けの東京都の「東京教師養成塾」合格者には実習先訪問などで東京都教育委員会と連携を図って支援している。

法学部では以下の資格取得のための課外講座を開講している（資料 6-57）。

行政書士試験の前年から講座 30 回、直前講座 17 回、答練会 10 回 合格 0 名

司法書士講座	10 回とガイダンス	合格 0 名
--------	------------	--------

宅建講座（模試も含む）	26 回	合格 2 名
-------------	------	--------

消費生活アドバイザー	4 講座計 49 回	合格 2 名
------------	------------	--------

消費生活専門相談員	4 講座計 49 回	合格 0 名
-----------	------------	--------

IT パスポート講座	12 回	合格 2 名
------------	------	--------

心理学部心理学科では、小学校教員特別養成プログラムとして玉川大学と協定して、小学校二種免許状の取得を支援している。2013 年度、資格取得者は出なかった。

心理学部教育発達学科では、教員免許状取得希望者を対象に特命教授制度を活用して実技指導、指導案、教材作成指導、学生との面談、教員採用試験対策（面接指導等を含む）、実習校・実習園の開拓と人脈づくりなどの支援を行なっている。2013 年度は、取得希望者

基準 6. 学生支援

(幼稚園 20 名・小学校 76 名・特別支援学校 22 名)のうち 32 名が教員として採用された(期限付きを含む)。また保育士資格取得希望者を対象にも特命教授 2 名による同様の対策講座を実施した。これには、教育キャリア支援課からの告知により社会福祉学科の学生も参加している。2014 年度以降入学で中学校英語二種免許を副免許として取得を希望者する学生に対しては、他学科聴講での取得支援も行なう。

文学研究科芸術学専攻では、文学部芸術学科の博物館学芸員課程において必要単位を取得することで資格を取得できる。2013 年度は、資格取得者が出なかった。

社会学研究科社会学専攻では「専門社会調査士」の資格を取得するため指定の科目の単位を取得して「一般社団法人社会調査協会」へ申請することができ、「社会調査士」を取得していない大学院の学生には必要な学部の授業を履修可能にして、両方の資格を 2 年間で取得できるように支援している。2013 年度の実績は 1 名であった。

心理学研究科では、臨床心理学コースの学生には「臨床心理士」、教育発達心理学コースの学生には「臨床発達心理士」それぞれの受験資格取得のために必要な科目が用意されており、入学時のオリエンテーションと授業時に説明している。2013 年度の資格取得実績は、臨床心理士が 16 名中 15 名、臨床発達心理士が 2 名中 2 名であった。

また、グローバルなキャリアを目指す学生にとって、語学の習得やそのバロメータとなる各言語能力試験は重要である。教養教育センターでは、各言語能力試験対策を含む語学関係の課外講座を開設し、学生を支援している。(詳細は基準 6 (2) 参照)

2. 点検・評価

●基準 6 の充足状況

本学では①修学支援、②生活支援、③国際交流支援、④就職支援、⑤課外活動支援の 5 つの柱で方針を定めて学生支援に取り組んでいる。取得単位僅少・成績不振学生や、休学・退学希望者についても個別面談や履修指導を実施して支援している。また、障がいのある学生に対する修学支援は専門部署を設けてフォローしている。奨学金等の経済的支援措置も整備されており、適切なアルバイト先なども紹介している。クラブ、サークル活動、課外活動に対しても大学としての支援がなされている。心身の健康保持・増進および安全・衛生面への配慮に対する総合的な支援体制を整備し、ハラスメントについても防止・教育・啓発活動を実施し、相談窓口を設けている。キャリア支援については、キャリアセンターを中軸とした全学的規模で進路選択に関わる指導・ガイダンス・キャリア教育を体系的に組み立てており、インターンシップ・体験学習等の機会も提供している。このように、この基準は充足している。

1) 効果が上がっている事項

2013 年度より総合支援室のもと、3 センター間の連携強化を図ることで、多様なニーズのある学生への包括的な支援が可能になった。健診時のカウンセラー待機、合同での研修企画、定期的な学生の情報共有と学生支援の検討等、各センターの機能を有機的に活用したことにより、学生支援力が向上したといえる。

基準 6. 学生支援

国際学部が中心となり、本学とつながりのある全米日系人協会からの支援で全学的な奨学金を設立し、震災で被害の大きかった地域の高校生の受け入れに貢献する計画が進んでいる。

2) 改善すべき事項

潜在的な修学支援のニーズをもつ学生を早期に実際の支援へつなげられていない。また、卒業後を見据えた社会（職業）移行支援が十分に行き届いているといえない。

学期ごとの学納金納入期限後に、必要な学費を用意できなかったと申し出があった学生については、一旦除籍せざるを得ない。除籍で空白の学期が生じれば、卒業時期がずれ込むことから、対応策を講じる必要がある。

外国からの留学生とふれあいやすい環境を整備し、より多くの学生が留学生と交流できる場所と機会を提供する必要がある。

正規留学生の学生生活支援は任意の学生団体によるピアサポートが中心だが、国際センターでのサポートは年々定型化し、関係が薄れる傾向にある。入学時に正規留学生に特化した入学時オリエンテーションを行なっているが周知が不十分であり、入学後のサポート内容を理解せず大学生活を送る留学生もいるのが現状である。経済的な困難やそれに起因する学業不振につながり、それにより奨学金の資格を失うという悪循環が発生している。

2013 年度は年次ごとに定めたテーマに沿ったキャリアガイダンスを実施できたが、出席者数はいずれも前年を下回った（資料 6-70）。

キャリアセンター（白金）の年間窓口来訪学生数は 2008 年度の 14,758 件から 2010 年度には 18,133 件へと改善したが、その後減少に転じ 2013 年度は 13,810 件となっている。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

総合支援室の 3 センターのプログラムを強化するとともに、連携を密にし、さらなる学生支援力の向上を図る。

全米日系人協会からの支援による東日本大震災被災者を対象とした奨学金は、複数の組織が連携し、グローバルな視点での他者貢献の体现を目指したもので、学生支援を通じての本学の建学の精神の実現となる。軌道に乗るよう各組織が連携し早期に実現したい。

2) 改善すべき事項

潜在的な支援ニーズをもつ学生に、学生生活の早期からの支援が可能となるよう、新たな支援プログラム構築や、3 センターの連携を密にし、学生支援力の向上を図る。また、

基準 6. 学生支援

社会（職業）移行支援に関して、学外機関等との連携を充実させる。

経済的支援を必要とする学生に対し、適宜、学費の納入時期や本学の経済支援制度について、情報提供を行なっているが、今後、関連部署間で連携して、周知徹底についてより一層の工夫を検討する。また、早期の支援が可能となるよう、学生や保証人が学費に関する相談をしやすい環境作りに努めたい。

2015 年秋学期に横浜キャンパスの国際センターを学生や留学生が訪ねやすい場所に移転し、交流スペースを設ける。2016 年 4 月から横浜キャンパスの近くに、学生と留学生との混住型の交流が可能な寮を提供する。

大学が行なう正規留学生へのサポート内容と正規留学生が求めるサポートとのすり合わせを行い、その内容を見直す。

キャリアガイダンス参加者の減少の原因を検証し、実施時期や学生への告知方法を見直し、出席者増を図る。

キャリアセンターへの来訪者数減少については、キャリアカウンセラー有資格者の配置強化、専任職員の有資格者増を積み重ね、相談員の質と量の充実強化を図る。

4. 根拠資料

- 6-1 3 月卒業者数一覧（2011～2013 年度）
- 6-2 2013 年度学籍異動等情報
- 6-3 休学理由および退学理由（2011～2013 年度）
- 6-4 2014 年度春学期アカデミック・リテラシー・ミニレクチャー実施報告書
- 6-5 2013 年度課外補充教育講座実施報告
- 6-6 2013 年度ランゲージラウンジ活動報告
- 6-7 2014 年度奨学金ガイド
- 6-8 2013 年度奨学金給付・貸与状況
- 6-9 明治学院大学へボン給付奨学金に関する細則
- 6-10 保証人会へボン給付奨学金に関する細則
- 6-11 「白金の丘奨学金」（授業料減免型・返済不要）募集要項
- 6-12 明治学院大学「東日本大震災・長野県北部地震被災者学費減免特別措置」に関する内規
- 6-13 2012 年度以降東日本大震災・長野県北部地震被災者学費減免特別措置制度（新入生含む）
- 6-14 明治学院大学短期貸付金規程
- 6-15 明治学院大学特別貸付金規程
- 6-16 学生金庫短期貸付利用者数（2013 年度実績）

基準 6. 学生支援

- 6-17 特別貸付金利用者数実績（2011～2013 年度）
- 6-18 学生求人情報ネットワーク（aines）
<https://www.aines.net/meijigakuin/>
- 6-19 2014 年度留学ハンドブック（既出 資料 4-3-40）
- 6-20 2014 年度 TOEFL iBT 講座日程
- 6-21 2014 年度 TOEFL 等スコアアップ報奨金制度
- 6-22 2014 年度明治学院大学認定留学（長期）奨学生（秋留学）募集
- 6-23 2010～2013 派遣学生（認定留学）の推移
- 6-24 国連ユースボランティア派遣学生一覧（2013～2014 年度）
- 6-25 2014 年度交換留学生バディ募集要項
- 6-26 短期留学または長期認定留学した学生のうちバディ名簿に登録があった学生
- 6-27 横浜校舎での ISP 実施に向けた国際学部英語提供科目の追加希望について
- 6-28 横浜校舎での I 群科目増設での内容検討について
- 6-29 I 群科目増設での内容検討依頼資料
- 6-30 2014 年度国際交流教育プログラム一覧
- 6-31 2014 年版正規留学生の手引き
- 6-32 明治学院大学私費外国人留学生授業料減免規程（既出 資料 5-2）
- 6-33 明治学院大学私費外国人留学生授業料減免内規（既出 資料 5-3）
- 6-34 2014 年度授業料減免申請要項
- 6-35 明治学院大学留学生貸付金規程
- 6-36 保証人会奨学援助規程
- 6-37 保証人会外国人留学生奨学金に関する細則
- 6-38 明治学院大学国際学部国際キャリア学科「外国人留学生優秀者奨学金（ISAE 奨学金）」規程
- 6-39 2014 年度アカデミックアドバイザーオフィスアワー
- 6-40 明治学院大学学生奨学援助規程
- 6-41 明治学院大学学業優秀賞に関する細則
- 6-42 明治学院大学外国人留学生学業優秀賞に関する細則
- 6-43 明治学院大学法科大学院成績優秀者奨学金規程
- 6-44 成績優秀者への表彰制度一覧
- 6-45 明治学院大学総合支援室規程
- 6-46 明治学院大学総合支援委員会規程
- 6-47 2013 年度第 1 回～第 3 回総合支援室委員会議事録
- 6-48 明治学院大学ウェブサイト「健康支援センター」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/office/health/>
- 6-49 2008～2014 禁煙マラソン状況
- 6-50 明治学院大学ウェブサイト「学生相談センター」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/office/counsel/>
- 6-51 学生サポートセンターリーフレット「修学支援のご案内」
- 6-52 安否確認システム「安否確認訓練の実施について」

基準 6. 学生支援

- 6-53 2013 年度救命講習会の案内
- 6-54 救急法短期講習のご案内（2014 年度）
- 6-55 2014 年度白金校舎図書館「防災初動訓練企画について」
- 6-56 2014 年度横浜校舎災害対応訓練（案）
- 6-57 MG ダイアリー2014
- 6-58 2011～2013 年度ハラスメント人権委員会学生向け講演会案内
- 6-59 2010～2013 年度ハラスメント人権委員会教職員向け講演会等研修案内
- 6-60 ハラスメント人権委員会リーフレット「ハラスメントをなくすために」
- 6-61 明治学院大学ウェブサイト「スポーツプロジェクト」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/project/sports/>
- 6-62 明治学院大学課外活動評価報奨金規程
- 6-63 2013 年度課外活動奨励賞
- 6-64 ボランティアファンド学生チャレンジ賞募集要項
- 6-65 2013 年度主要なキャリア・就職ガイダンス参加者数
- 6-66 ヘボン・キャリアデザイン・プログラム 科目一覧（既出 資料 4-3-4）
- 6-67 ヘボン・キャリアデザイン・プログラムの体系分類
- 6-68 「ヘボン・キャリアデザイン・プログラム」（学科科目）（既出 資料 4-2-35）
- 6-69 明治学院大学キャリアセンター委員会規程
- 6-70 2012～2014 年度キャリアガイダンス出席者数

基準 7. 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

明治学院大学は教育目標の実現に向けて、多彩な教育内容に対応し、教育の質の維持、教育効果の向上に寄与するとともに、各学部・研究科・研究所における教育研究の更なる発展に貢献し、また社会の要請に呼応する教育研究環境の整備を旨とし、現在、以下の 3 つの方針を柱としている。

①キャンパス施設整備計画

学生・教職員の学びあいや交流を促すキャンパスづくりをする。また近隣地域とのつながりを強め、キャンパスを核として大学と地域社会の双方が活性化する環境づくりを目指す。また障がいを持つ学生も持たない学生も共に快適に過ごすことのできる共存型のキャンパスづくりを推進する。

②図書館のラーニングコモنزの整備

従来の図書館機能から学生の主体的かつ自主的な学びの場としての機能を拡充し、アクティブ・ラーニング等多様な学びを支援する、キャンパスでの学びの中心と位置付ける。

③研究の推進とその体制整備

個々の教員に対して、研究費・出版費補助、研究時間確保に寄与する制度設計など研究活動維持の支援に努めるとともに、研究促進のため外部研究支援資金獲得の支援を行なう。

これらの方針に基づき、キャンパス施設整備については、白金キャンパスでは「白金キャンパスグランドデザイン」の策定に向けた協議を重ねており、横浜キャンパスにおいては「横浜キャンパス向上計画」を策定した。

「白金キャンパスグランドデザイン」に関しては、理事長の諮問による白金キャンパスグランドデザイン準備委員会が 2011 年度に発足し議論を重ねてきたが、現時点では施設の老朽化が著しい高等学校に関してのみ答申し、大学については引き続き計画を検討している。「横浜キャンパス向上計画」については、2013 年度から 3 年計画として着手しており、その内容は第 2 号基本金を使った学生ラウンジの建築、その他施設予算を用いた図書館の全面改修、エコキャンパスの推進・バリアフリー対応工事が含まれている。また、当初方針では、ラーニングコモنزの整備は図書館に限定していたが、図書館だけでは拠出できるスペースに限りがある。学生の自主学修や能動的学修を促進できるよう、対象範囲をキャンパス全体に広げ、その再整備を検討している。

基本金を利用する大きな計画は、事前に理事会で審議し採択している（資料 7-1）。これらの施設整備計画の予算確保は中長期計画に基づき各年度の施設予算を組んでいる。

教育研究等環境整備のうち、建物や付属設備、教室の机・椅子等の基本備品（少額重要資産）などハードの環境整備（更新計画）については、耐用年数や消耗具合等現物の状況を勘案し管財部で立案している。但し、教室の視聴覚設備やコンピュータ実習室内の電子機器、基幹ネットワーク等については、情報センターで計画を策定し、これらを管財部と調整したうえで施設予算の中長期計画に盛り込んでいる。

研究の推進とその体制の整備として、教員に対する教育研究環境整備の点については、

基準 7. 教育研究等環境

職務を離れて研究に専念できる長期休暇を付与する特別研究制度（サバティカル）、在外研究員制度や、個人で行なう研究の助成を目的とした教員研究費制度、学会・研究調査のための出張旅費を支出する制度、海外での研究発表を奨励する海外研究発表旅費補助制度、学術図書を出版する費用の補助制度、特別研究制度を利用して国外で研究を継続する場合の国外研究補助の制度などを整備している。また、研究時間の確保としての授業コマ数の制限（資料 7-2）、人的支援としてのティーチング・アシスタント（資料 7-3）等の制度を定めている。

（2）十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学は、法人が所有する白金（含む、高輪校舎、鶴の木クラブハウス、戸塚グラウンド等）・横浜・東村山の 3 か所のうち白金・横浜キャンパスを使用する。これらの 2 キャンパスの面積の合計は 279,950.5 m²で大学設置基準第 37 条の規定する必要校地面積 105,200 m²を十分に満たしている。また、2 キャンパスの校舎についても 92,531.0 m²で大学設置基準第 37 条の 2 の規定する必要校舎面積 44,589.2 m²を十分に満たしている。

白金キャンパスは、明治期に購入した土地と、昭和 20 年代に購入した隣接地（旧海軍墓地跡）を併せた敷地で、1986 年から着手した内井昭蔵氏（内井建築設計事務所）によるマスタープランに基づく再開発により文化財を大切にしたヒストリックキャンパスとしての姿となっている。一方、横浜キャンパスは 1980 年に購入した山林を開発し 1985 年に開校した自然豊かなキャンパスである。

本学では計画的にキャンパス・校舎と施設・設備の整備を行なうため、管財部が中心となって作成した施設中期修繕計画（中長期計画）を基に各年度の工事を計画的に実施している。この計画を作成するにあたり、建物の維持管理のために必要な工事のほか、限られた原資の中でより積極的に継続して本学が取り組むべき事案を施設予算化している。2014 年度に施設整備として計画した項目は、キャンパスのバリアフリー化、学修環境の再整備、省エネルギー、防災・防犯等が挙げられる。これらの多くは、2014 年度の本学院の事業計画に示された主な施設・設備の整備計画と一致する。詳細は下記のとおりである。

①バリアフリー化

本学では施設のバリアフリー対応の一環として、すべての講義室へ車椅子でアクセス可能な対策を行ってきた。2012 年度に横浜校舎で未実施だった 6 教室への動線についてもエレベータを設置し、これにより本計画は完了した。また、2012 年度から学生サポートセンターの協力を得て、サポートを必要とする学生が計画作成に直接参加することで、利用者の視点を取り込んだ学内施設のバリアフリー化に取り組んでいる。2012 年度は横浜、2013 年度は白金キャンパスの段差の視認性向上を実施し、あわせて学内のサインの改善を実施した。また、トイレの再整備に着手し、横浜は 2010 年度に 10 号館、2014 年度に図書館の多目的トイレについて現行のバリアフリーの基準に適合するよう整備に取り組んでいる。白金は 2013 年度より同様の再整備に着手し、学内になかったオストメイト対応の衛生設備を設置する等の改修を毎年 1 カ所ずつ行っている。2014 年度工事では車椅子使用の学生の意見をさらに取り入れ、出入りしやすさに配慮した入り口周りの計画に取り組んでいる。更に、学生と学生サポートセンター・管財部が協働して、白金・横浜両キャンパスのバリアフリーマップ作成にあたることで、整備が不十分な個所の発見・対応が迅

基準 7. 教育研究等環境

速に進んでいる。顕在化する問題を含め、現状で基準に不適合となっている箇所に対しては今後も継続的に対応を行なう予定である。

②学修環境の再整備

白金・横浜両キャンパスともに、学生の食事場所や、学生同士で集まって学修や歓談する環境が少ないため、学生ラウンジ施設の拡充は本学の長年の課題である（資料 7-4）。

横浜キャンパスでは 2007 年度の 10 号館ラウンジの整備から始まり、2011 年度には 8 号館に軽食も提供できるインターナショナルラウンジを設置し、学生が自由に学修するための座席 113 席を確保している。また 2013 年度には、これまで情報教室として設置していた教室の PC 環境について、機器の更新をきっかけとして情報センターと図書館と共にラーニングコモンズとしての役割も持たせたスペースとして整備した。一方、白金キャンパスでは敷地の狭隘から学生ラウンジを新たに整備していないが、2014 年度春学期から既存の福利厚生施設であるパレットゾーン白金のラウンジを 108 席分増席した。昼食時には食堂としての機能を果たすが、それ以外の時間については学生ラウンジとして自由な学修活動の場を提供するものである。また、これまでは効率的な収容を重視する立場から大テーブルを中心に整備してきたが、今回はひとりで集中したい利用者のために、初めて 1 階にカウンターを 26 席設けた。

学修という観点では、図書館施設の見直しにも取り組んでいる。横浜図書館は 1985 年の開館以来、白金図書館も 1996 年以来大規模な改修は実施していなかった。横浜は 2014 年度の完成を、白金はその後の工事着手を目指し、学習支援環境の充実とアクティブ・ラーニング等、多様化する学修スタイルへ対応するべく施設整備を行なう予定である。特に 2014 年度は横浜図書館の既存建物を一部の書庫機能を除き全面閉鎖し、大規模な改修を実施している。尚、この間も学生・教職員が利用できるよう、地上一階建てのプレハブ棟と D 館ラウンジ等に閲覧室を仮設している。一方白金図書館では、2014 年度にこれまで固定席を配置していたグループ学習室を可動式の机・椅子に刷新し学生の利便性や機能性の向上に向け、再整備した。現在は、引き続き図書館全体の機能配置を見直しながら改修計画の作成に取り組んでいる。

また、教育・研究に必要な設備としてネットワーク整備や AV 機器についても、より最適な環境を整えるべく更新している。2014 年度は 2000 年度から実施している無線 LAN アクセスポイント追加工事を継続した。その結果、白金キャンパスには研究室を中心とした 25 台、横浜キャンパスには会議室に 1 台を設置し、新たに学生や教員が無線 LAN を使用することが可能な空間が広がった（建物内の設置予定範囲の約 70%をカバー）。また、年々増加するインターネット回線使用に対し、より多くの情報量に対応できる環境を整備するべく、定期的に回線契約の見直しに取り組んでいる。さらに、各講義室内の AV 機器についても教員からの要望が高いソフトや機器に対応すべく順次更新を実施し、2014 年度は両キャンパスで各 5 教室を対象に整備した。これにより、近年普及が著しいブルーレイが利用できる等、旧来の設備に比べて対応できるメディアが広がっている。

③省エネルギー

省エネルギーについては、省エネルギー関連法令と CO2 排出に関する条例により、2010 年度に経済産業省から本学院全体が特定事業者、そして白金キャンパスが第 2 種エネルギー指定工場に認定され、同年に東京都から地球温暖化対策事業者に指定されていることか

基準 7. 教育研究等環境

ら、大学だけでなく学院全体で積極的な取り組みが求められている（資料 7-5、7-6、7-7）。本学ではまずは経済産業省と東京都から対応を求められている白金キャンパスについて、集中的に設備機器の更新を実施しエネルギー効率の見直しに取り組んできた。2012 年度から 4 カ年計画でエネルギー消費の多い本館の教室・事務室・研究室の照明や誘導灯を LED 化する工事を実施している。2013 年度からは 2 カ年計画で更に省エネルギー効果が期待できる空調機の熱源機器を更新しており、2014 年度には本計画が完結する。2013 年度には CO₂ 排出量に最も影響のある燃油式の冷温水発生機を最新の高効率ガス式に交換し、計算値で 84 トン・CO₂/年を削減（更新前比較でマイナス 6%）した。2014 年度は、旧式の高圧ガス式冷温水発生機を電気式チラーユニットに更新することにより、計算値で 210 トン・CO₂/年の削減（更新前比較でマイナス 13.3%）を見込んでいる。

一方、横浜キャンパスの豊かな自然環境を守るため、環境重視の「エコキャンパス」と位置づけ、ハードとソフトの両面で取り組んでいる。ハード面では、防災上の観点からも、先の大震災の際に都市部で大きく問題となった計画停電の教訓から、2013 年度に発電総量約 100kwh の太陽光発電用パネルを福利厚生・部室施設 3 棟に設置した。2014 年度は停電に伴う断水に備え、雨水と井戸水を利用した中水施設（給水量 43 トン/日）を整備している。2015 年度には設置済みの太陽光発電用パネルで生成された電力を蓄えるための蓄電池を設置する。基準 6 で述べたように、これにより約 500kwh の蓄電（通常、体育館で使用する 2 日分程度の電力）が可能となる。また、ソフト面では、キャンパス全体で積極的なエコ活動に取り組んでいる。2013 年度からは学生への啓蒙を目的とした学生・教職員公募型の「エコキャンパスうちわデザインコンテスト」（資料 7-8）を開催している。優秀作品は実際に制作し、シェアして利用している。また、自然に囲まれたキャンパスでは緑地の除草が必要であるが、その作業の一部にヤギによる除草システムを試験導入している。草刈機による除草は、燃料の消費や刈り取った草の焼却処分を必要とするが、ヤギによる除草ではこうした環境負荷や廃棄物がない。また糞が土壌を豊かにするなどのメリットがある。また、学生と教職員のコミュニケーションにも役立っている（資料 7-9）。

④防災・防犯

校舎の建物としての安全性については、大学を含むすべての学院の校舎（文化財を除く）について現行の耐震基準への適合を確認している。また、東日本大震災以降に大きく取り上げられた天井材等非構造部材に対する耐震対策工事についても、学生や近隣住民の一時的な避難場所として提供する可能性の高い大教室等について、学内での優先順位を設け工事対象として実施していることは、基準 6 (3) で述べた通りである。これ以外にも安全性の視点から取り組んでいる項目としてアスベストの問題がある。これまで文部科学省から示された各対象物質の基準については専門業者に調査を依頼し、現時点では全て問題ないとの結果を受けている。2014 年度に示された「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」等の施行に伴う学校施設等のアスベスト対策についても、同様に業者の調査を実施している。

一方、防犯を含めた運用上の安全性確保についても、女子の学生数比率が高いこともあり積極的に取り組んでいる。キャンパス全体の警備業務を所管する総務部・横浜管理部が窓口となり、警備会社による、夜間を含めた時間帯の守衛業務、構内巡回、有事対応をもって防犯対策としている。車両入構についても原則事前申請によって管理をし、各部署と

基準 7. 教育研究等環境

連携を取って構内安全を確保している。また、とくに夜間を含め多くの学生が自由に活動する福利厚生棟や部室棟を中心とした課外活動施設については、所管部署となる学生部の監督の下、外部業者に施設管理業務を委託し、防犯や学生の安全な活動のため管理している。警備会社には、毎朝（日曜以外）に前日に関する日報を学生部へ提出することを義務付けている。また、災害時の各施設の孤立を防ぐために衛星携帯電話を整備している。これにより、主となる 2 キャンパスのほかに、課外活動で使用する戸塚グラウンド、留学生寮の MG 奥沢ハウス、女子学生寮のセベレンス館、また中学・高等学校がある東村山キャンパスを含めた各施設の固定電話等が断たれた際の緊急連絡の手段を確保し、全ての情報が大学としての本部機能をもつ白金キャンパスに集約できる仕組みを整備している。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

《図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性》

《国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備》

①資料、学術情報の体系的整備

明治学院大学図書館は白金、横浜キャンパスにそれぞれ設置されており、各キャンパスの教育、研究内容に即した資料を収集し備えている。2014 年 5 月 1 日現在の蔵書は、白金図書館が図書約 81 万冊、学術雑誌約 9,200 タイトル、視聴覚資料約 30,000 点、横浜図書館が図書約 40 万冊、学術雑誌約 2,600 タイトル、視聴覚資料約 9,000 点である。また電子資料の整備状況としては、電子ジャーナル約 50,000 タイトル、電子ブック 1,228 点、契約データベース 82 種が利用可能である（資料 7-10、7-11）。

②学術情報提供環境の整備

図書館システムの目録データには図書、学術雑誌、視聴覚資料の目録情報を搭載する他、電子ジャーナル、電子ブック等の電子資料の目録情報も搭載しており、OPAC（蔵書検索）でこれらすべてを検索し、所蔵情報の確認、電子データへのアクセスが可能である。

図書、学術雑誌の目録情報は NII（国立情報学研究所）の NACSIS-CAT と連携し、書誌情報を活用するとともに明治学院大学の蔵書の目録所在情報を公開している。図書館システムでは、OPAC による蔵書検索とともに、NII の CiNii Books（他大学の所蔵）、CiNii Articles（国内の論文・記事）、JAIRO（学術情報リポジトリ）の検索も可能である。

図書館のポータルサイト「My Library」では、図書の予約、他キャンパスからの取り寄せ、ILL（文献複写、現物貸借依頼）の申込みをオンラインで行なうことができる。白金図書館では、My Library 導入後の 2011 年度より、ILL の依頼件数が、文献複写依頼では毎年 100～150 件増加しており、現物借用も 120 件ほど増加した。ILL は NII の NACSIS-ILL を利用することにより、国内外の研究機関との相互利用を実現している。また、「My Library」ではサブジェクトゲートウェイという機能により、多種多様なデータベース、電子資料をテーマで分類し、アクセシビリティの向上に努めている。電子資料は基本的に、学内ネットワークからのみアクセス可能だが、ネットワーク環境の設定により学外からのアクセスも可能な仕組みとなっている。

他の大学図書館等との協力という点では、青山学院大学、学習院大学、國學院大學、東洋大学、法政大学、明治大学、立教大学と山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムを形成し、これら他大学の図書館の蔵書についての横断検索、相互利用（入館利用、貸出利用）

基準 7. 教育研究等環境

が可能となっている。ほかに横浜市内大学図書館とのコンソーシアム連携や神奈川県内大学図書館相互協力協議会加盟により、学生はより多くの学術資料の利用が可能である。

本学の学術的成果物は、2011 年度より「明治学院大学機関リポジトリ」に搭載、公開するとともに、国立情報学研究所の JAIRO に搭載され検索対象となることで、広く発信している。リポジトリへの登録件数は 2013 年度に 1,000 件に達し、また 2013 年度の年間アクセス件数は約 72 万件であった。

③学術情報提供のための基盤作りについて

研究用資料は、各学部予算と方針により、教員個々の研究分野に関する資料を幅広く収集するほか、学部研究科全体としての要望に基づいた選定もなされている。

学生用資料の収集については、図書館予算により、各キャンパスの講義科目に即した学習書、授業参考図書、語学書、キャリア支援関連図書等教養のための資料や、学生による選書、テーマに沿った企画選書を積極的に行ない、図書館内の学習用、研究用資料バランスを考慮して、学生の読書意欲や図書館活用促進、教養力を涵養する工夫をしている。

《図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 ガイダンス等のサービス状況》

①図書館の規模、設備、人員体制

白金図書館は、大学本館（地上 10 階地下 3 階）のうち、地上 7 階地下 2 階の一部、延床面積 7,033 m²を占め、座席数は 641 席である。館内には蔵書検索、情報検索性、ハイブリッド AV コーナー用の端末が合計約 50 台、情報検索性ノートパソコンが約 30 台、及びプリンタ 4 台を設置している。また、館内全域で無線 LAN の利用が可能である。このほか、研究者用個室 13 室、グループ学習室 2 室を備えている。

横浜図書館は地上 2 階、地下 2 階の独立した建物で、総床面積 3,875 m²、座席数は 543 である。2014 年 8 月より改修工事に入り、ラーニングコモンズ機能を備えた図書館として 2015 年度からリニューアルオープンする予定である（下記③参照）。

図書館スタッフは 2014 年 5 月現在、白金が専任 11 名、委託 32 名。横浜が専任 3 名、委託 12 名。司書資格を持つスタッフは両キャンパス合計で専任 9 名、委託 38 名で、専門的知識の下、図書館業務のマネジメントとサービスを実施している。

②図書館のサービス状況

開館時間は、各キャンパスの授業開始前、最終時限後でも利用が可能な時間に設定している。原則日曜祝日と夏期・冬期一斉休暇は閉館としているが、年間 11 日の日曜開館、年間 7 日の祝日授業日は開館し、使用者の利便性向上を図っている。

2013 年度の白金図書館の年間入館者数は約 29 万人、年間貸出冊数が約 95,000 冊、横浜図書館の年間入館者数は約 22 万人、年間貸出冊数が約 62,000 冊であり、入館者数も貸出冊数も 2012 年度を境に増加している。

図書館主催のガイダンスの実施回数は年々増加し、参加者は、白金図書館では年間 1,000 名、横浜図書館では 1,868 名にのぼる。しかし、これ以上の人的対応は困難となったことから、2013 年度、セルフラーニングシステムを開発し、学生が自ら図書館の使い方を学ぶ手段を提供するようにした。一方で教員との連携による、図書館の利用方法や文献検索に関するガイダンス「授業内図書館サポート」を実施している。可能な限り多くの学生がサポートを受けられるよう、様々な形態のガイダンスを提案している。

基準 7. 教育研究等環境

③ラーニングコモンズの整備

従来の静かに学べる空間とは分けた形で、アクティブ・ラーニング、グループ学習、講習会やイベントなどの実施ができる学修環境の需要の高まりから、図書館内へのラーニングコモンズ等の整備を計画した。変化の著しい ICT 環境については図書館と情報センターと協働で進めることとした。

まず、横浜図書館入口ホールをコミュニティ・ラウンジ「りぶら」へリニューアル、気軽に集い学びあえる居場所を設置した。各種課外講座にも活用され、また大学院の学生による学習相談も行なっている。そのほか「りぶら」に学修サポート室 2 室を併設している。

また、2014 年度からは、従来の閲覧中心の図書館スペースを見直し、「アクティブ、準アクティブ、サイレントのゾーニング」「ICT を活用した学習環境の整備」「学びの意欲を喚起する蔵書のレイアウト」等をコンセプトに、能動的な学びの場として様々な仕掛けを備えた図書館にリニューアルする改修プランを策定した。これは、キャンパスにおける学びの中心としての位置づけを明確にすることを目標としたものである。図書館 1 階のアクティブエリアをラーニングコモンズとして位置づけ、用途に合わせたレイアウトに柔軟に対応できる設備とし、少人数から多人数、グループ学習や成果発表など多様な学習活動に対応可能な環境の整備を計画した。情報センタースタッフによる IT カウンターも設置する計画である。

また、白金図書館内の一部を改修、新しいグループ学習室を開設し、グループでのディスカッションや発表準備の場として活用できるようにした。加えて、個別の学習相談、少人数の図書館ガイダンス、ショートセミナー等も行なう環境も整備した。今後、キャンパス全体にラーニングコモンズを配置する可能性を視野に入れて、白金図書館も段階的改修計画を進める予定である。

《日本近代音楽館の適切な運営》

①資料、所蔵品の整備状況

日本近代音楽館は、かつては外部の独立した財団であったが、2010 年に閉館、明治学院へ資料が寄贈され、図書館附属日本近代音楽館として 2011 年にオープンした(資料 7-12)。明治期以降の日本の近現代音楽に関する資(史)料を収集、保存している。図書、雑誌、視聴覚資料、マイクロ資料、手稿(作曲家自筆譜など)、演奏会プログラム、国内の著名な作曲家から寄贈された個人文庫を所有している。「明治学院大学図書館附属日本近代音楽館運営委員会規程」に基づき、内外の専門家により構成される収書委員会にて収書方針を定め、資料の受入について審議している。

②運営スペース(白金図書館内) スタッフ、利用環境

白金図書館内の 7 階に事務室と閲覧スペースを設け、各種メディアを利用できる環境を整えている。資料は白金図書館地下 2 階書庫の一部と温湿度管理の整った専用の貴重資料室 2 室で保存している。スタッフは、音楽の専門教育を受けた音楽司書 2 名と、アルバイト 2 名で、すべて大学院卒または同等レベルの知識を持つ。開館日は木、金、土の 10:00～17:00、利用は完全予約制としており、貸出は行っていない。2013 年度の入館者数は 281 名、そのうち 248 名は学外者である。

③学術情報提供環境の整備と情報の公開

独自のシステムで目録情報を管理しており、2014 年度、新 OPAC を公開する予定であ

基準 7. 教育研究等環境

る。2012 年度より専門家と演奏者を招きレクチャーコンサートを開催、独自コレクションを広く社会に還元する活動として、毎年実施していく予定である。2013 年度は明治学院創立 150 周年記念事業として開催された「五線譜に描いた夢～日本近代音楽の 150 年」展に多数の所蔵資料を出展、出展資料の管理、図録原稿執筆などに携わった。

（４）教育研究を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

《教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備》

本学では、各学部学科の教育課程の特徴にあわせた施設整備の要望については、限られた資源（予算、土地、建物等）をもとに施設・設備を整備してきた。その結果、現在は概ねそうした要望を充足している状況であると言える。今後も新たな要望に対しては、大学執行部で方向性が決定した後に、中長期計画の予算に組み込み、実施年度の調整を図っていくこととしている。また、教育方法に応じた施設・設備の整備についても、変更があり次第、随時整備してきたことから、現段階では大きな課題は残っていない。しかし、近年、教育効果の向上を狙った多様な学修スタイルが取り入れられており、特にアクティブ・ラーニングに対応する各種設備の拡張や、単位の実質化を鑑みた学生の自主学修環境の強化、パソコン自由利用（固定型、貸出型）の増設、これに伴う無線 LAN 環境の強化の希望もある。そのため、2014 年度よりこうした新しい学修に対応する環境・設備の充実に向けた職員によるプロジェクトチームを発足し、2015 年度以降は教員と職員による合議により、今後の基本となる骨子について検討していく予定である。学生数の変動については、既存の各学部学科の定員変更や新設に関係する検討として、構想の早い段階から予算事務局（総務部、経理部、人事部、管財部）が打ち合わせに参加して、必要となる施設・設備の費用試算、土地や建物の確保、概算予算の確保について、中長期計画の調整を含め検討しており、十分な施設・設備が整備可能となるよう対応している。

《ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備》

本学では、ティーチング・アシスタント（以下「TA」）（資料 7-3）、特別ティーチング・アシスタント（資料 7-13）、法科大学院ティーチング・アシスタント（資料 7-14）の制度があり、学部・研究科で運用されている。また心理学部生と大学院心理学研究科学生等の学修支援を行なうためアシスタントカウンセラーが置かれ規程が整備されている（資料 7-15）。リサーチ・アシスタントについては、制度は設けていない。

TA は原則として本学に在籍している学生から採用し、特別 TA は本学学生に限定せず、修士の学位を有するか同等以上の能力を有することが条件となっている。また、法科大学院 TA は弁護士、心理臨床センター・アシスタントカウンセラーは臨床心理士・臨床発達心理士、またはそれぞれ同等の能力を有する者と定めている。

それぞれの人数は、2013 年度実績で TA が 36 名、特別 TA が 46 名、法科大学院 TA が 11 名、心理臨床センター・アシスタントカウンセラーが 5 名となっている。

《教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保》

本学では、専任教員が個人で行なう研究に直接必要な経費に対し、年間 30 万円を上限に教員研究費を支給している（「教員研究費申請の手引き」（資料 7-16））。また、学会・研究会・研修会・調査等に必要な旅費（研究旅費）は年間 15 万円を限度として支給してい

基準 7. 教育研究等環境

る。研究旅費は、「学校法人明治学院旅費規程」（資料 7-17）第 17 条に基づき、1 年を限度として繰り越し可能であり、海外への研究旅費支出において一助にもなっている。

「大学設置基準（第 36 条第 2 項）」に基づき、専任教員には、個人研究室を割り当てられている。研究室（個人研究室、共同研究室）にはネットワーク環境を充実させるため、有線 LAN 設備にとどまらず、近年需要が拡大しているタブレット型 PC やモバイルに対応するための無線 LAN 設備を順次計画的に整備を進めている。さらに、これらの多種多様なネットワーク機器に対応するため、情報センターではヘルプデスクを設置し教員へのサービスを充実させている。

大学専任教員は「学校法人明治学院就業規則」（資料 7-2）第 5 条第 1 項で、授業の担当時間は 1 コマ 90 分で各学期 1 週 5 コマ（年間 10 コマ）を原則としている。さらに副学長、学長室長、学部長、学科主任等の役職者は「学校法人明治学院給与規程」別表第 8（資料 7-18）のとおりのコマ数軽減措置がはかられている。いずれも教員の研究専念時間の確保の一助となっている。

《研究支援のための制度設計》

本学は、専任教員の教育・研究能力の増進を目的として特別研究制度を設けている。「明治学院大学特別研究制度規程」（資料 7-19）と「明治学院大学特別研究制度規程細則」（資料 7-20）に基づき、6 年以上勤務した者は 7 年目ごとに本制度の適用を受けることができる。特別研究期間は 1 学年度とし、在外研究期間とを合わせて在職中通算 4 年間の研究期間が認められている。特別研究期間中は授業と他の校務の一切が免除される。また、准教授または専任講師として本学に就任した教員には、就任後満 3 年を経過後、その専門分野・担当科目に関連して、国際的な学術交流の機会を提供するために 1 ヶ年の在外研究が認められている。在外研究員選考委員会は、「明治学院大学在外研究員規則」（資料 7-21）と「在外研究員選考委員会内規」（資料 7-22）に基づき選考を行なう。特別研究期間中に連続して 90 日以上国外研究期間がある場合は、「明治学院大学特別研究制度規程による国外研究補助金取扱内規」（資料 7-23）に基づき、60 万円の補助金が支給される。また、在外研究期間は、「明治学院大学在外研究員規則」に基づき、滞在費と航空賃として 300 万円が支給される。2011～2013 年度の 3 年間の実績では在外研究制度を使用した教員は 6 名、特別研究制度を利用した教員は 15 名である（資料 7-24）。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

《研究倫理に関する学内規程の整備状況》

本学で研究を遂行するにあたり、研究の公正に対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的に「明治学院大学研究倫理規程」（資料 7-25）を定めている。この研究倫理を保持するため、「明治学院大学研究倫理委員会規程」（資料 7-26）に基づき、研究倫理委員会を各学部置くこととしている。研究倫理委員会を設置し得ない学部では、本学が設置する公正研究委員会がその役割を担う。

《研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性》

公正研究委員会は、学長を最高管理責任者に、副学長を統括管理責任者に据えて、本来、受託研究費、共同研究費、科学研究費補助金とこれ以外の研究に係る外部資金（以下「公的研究費等」）を受ける研究について、不正行為に係る調査、審理と判定を行なうことを目

基準 7. 教育研究等環境

的に設立した機関である。この機能に加えて「明治学院大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程」（資料 7-27）のとおり、大学全体の研究倫理を担保する機関の役割も担っている。公正研究委員会が必要に応じて調査専門委員会をおくことができ、また、公正研究委員会と調査専門委員会の判定結果に意義申立てがあった場合は、不服調査委員会が設置される。公正研究委員会と調査専門委員会の委員は、不服調査委員会の委員を兼ねることができない等、「明治学院大学公的研究費等における不正行為に関する取扱規程」（資料 7-28）の規定に基づき、厳密な審査、公正な取扱いが行なわれ、適切な運用がなされているといえる。これらの規程整備と運用は、公的研究費等を受けた研究のみならず、そのほか本学で行なわれる研究全般について、公正な研究の実施と適正な公的研究費等の運営・管理、研究上の不正行為の防止に寄与している。さらに、公的研究費等の執行にあたり不正使用防止を推進するため、「公的研究費等不正防止計画推進チーム設置に関わる内規」（資料 7-29）に基づき、公的研究費等不正防止計画推進チーム（以下「不正防止チーム」）を設置して、不正発生要因の実態把握と検証、研究関係者の不正防止に対する意識向上を図るための啓蒙、不正防止計画の策定と実施、適正なチェック体制の構築等を行なっている（資料 7-30、7-31、7-32）。また、文科省の「研究機関における公的研究の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が 2014 年 2 月 18 日に改正されたことを受け、不正防止チームでは公正研究委員会に関わる規程の見直しを進めており、2014 年度内に関連規程の改正が完了する予定である。

さらに、動物を教育、試験研究その他の科学上の利用に供する場合（以下「動物実験等」）には、動物実験委員会で動物実験計画の承認手続きを求めている。本学では、動物実験等を実施する際、動物実験責任者は「動物の愛護および管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」、「実験動物の飼養および保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」と文部科学省が策定した研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針（平成 18 年文部科学省令第 71 号）に従い、「明治学院大学における動物実験等に関する内規」（資料 7-33）に基づき、適切に維持管理された施設・設備を用いた、適正な動物実験計画を立案し、動物実験委員会の審査を経て学長の承認を得た後でなければ実験を行なうことはできない。このように動物実験等を伴う研究の目的、意義、必要性に鑑み、適正な管理と運用が担保されているといえる。

2. 点検・評価

●基準 7 の充足状況

「横浜キャンパス向上計画」にそって整備が開始される一方、白金キャンパスグランドデザイン準備委員会では整備に関する検討の途上である。多様化する教育方法や学生ニーズに沿った図書館等の学修環境は計画的に改善している。移動等の円滑化についてのバリアフリー化も 2012 年度に完了した。省エネルギー対策にも着実に取り組んでいる。東日本大震災発災時の教訓を活かして防災対策見直しも開始されている。

専任教員には個人研究費・研究室および研究専念時間の確保が規程に基づき整備されている。研究費および学外の公的助成による研究遂行については、「明治学院大学研究倫理基準」が定められて教員への徹底とともに、公正研究委員会を設置して、不正行為等の防止、

基準 7. 教育研究等環境

審査にあたっている。また、TA・RA等の人数、教育支援制度の充実に向けて検討を進めている。このように、この基準は概ね充足している。

1) 効果が上がっている事項

特になし。

2) 改善すべき事項

人的支援としてのTA等は、「明治学院大学ティーチング・アシスタント規程」等で規程の整備はされているものの、この制度の具体的な活用は各学部研究科に任されており、全学的な活用に関する方向性は定まっていない。

リサーチ・アシスタントに関しては、本学では規程が整備されていない現状にある。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

特になし。

2) 改善すべき事項

人的支援や学生への教育支援の有効性について、制度を既に活用している各学部研究科からの聞き取りを行ない、全学的な観点から活用の方向性について検討する。

リサーチ・アシスタントによる教員の研究支援について有効であるか検証したうえで、制度化の是非について検討する。

4. 根拠資料

- 7-1 横浜キャンパス向上計画（案）
- 7-2 学校法人明治学院就業規則
- 7-3 明治学院大学ティーチング・アシスタント規程
- 7-4 学生全体調査結果「明治学院大学の「学生生活」にあてはまるもの（2014年度在学生、2013年度卒業時、2012年度卒業生）」
- 7-5 経産省省エネ中長期計画書
- 7-6 経産省省エネ定期報告書
- 7-7 東京都地球温暖化対策計画書提出書（抜粋）
- 7-8 エコキャンパスうちわデザインコンテスト結果発表
- 7-9 ヤギを使った除草システム
- 7-10 2014年度明治学院大学図書館施設・設備、各種統計
- 7-11 2014年度 Library_Guidebook
- 7-12 明治学院大学図書館附属日本近代音楽館リーフレット

基準 7. 教育研究等環境

- 7-13 明治学院大学特別ティーチング・アシスタント規程
- 7-14 明治学院大学法科大学院ティーチング・アシスタント規程
- 7-15 明治学院大学心理臨床センターアシスタントカウンセラー規程
- 7-16 2014 年度教員研究費申請の手引き
- 7-17 学校法人明治学院旅費規程
- 7-18 学校法人明治学院給与規程（別表第 8 責任コマ数）
- 7-19 明治学院大学特別研究制度規程
- 7-20 明治学院大学特別研究制度規程細則
- 7-21 明治学院大学在外研究員規則
- 7-22 在外研究員選考委員会内規
- 7-23 明治学院大学特別研究制度規程による国外研究補助金取扱内規
- 7-24 在外研究・特別研究実績（2012 年度、2013 年度）
- 7-25 明治学院大学研究倫理規準（既出 資料 3-2）
- 7-26 明治学院大学研究倫理委員会規程
- 7-27 明治学院大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程
- 7-28 明治学院大学公的研究費等における不正行為に関する取扱規程
- 7-29 公的研究費等不正防止計画推進チーム設置に関わる内規
- 7-30 2012 年度第 1 回公的研究費等不正防止計画推進チーム会議メモ
- 7-31 2012 年度第 2 回公的研究費等不正防止計画推進チーム会議議事録
- 7-32 2013 年度第 1 回公的研究費等不正防止計画推進チーム会議議事録
- 7-33 明治学院大学における動物実験等に関する内規

基準 8. 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、建学の精神「キリスト教による人格教育」のもと、「Do for Others（他者への貢献）」を教育理念として掲げている。教育と研究という大学の本来的使命に加え、社会との連携により、その知的資源や教育研究の成果を社会に向けて発信し還元することが、教育事業体としての大学に課せられた第 3 の使命であると捉え、社会との連携・貢献は、本学の伝統と校風になっている。

また、教育理念に基づき定めている 5 つの教育目標のひとつに、「共生社会の担い手となる人間の育成」を挙げ、立場や境遇、国籍や民族の相違を超え、隣人へのボランティアや福祉、外国との平和構築、自然環境との共存を図ることのできる人間を育むこととしている（資料 8-1）。

この社会への貢献の使命を果たすため、学外組織と連携して行なう活動は、連携先や貢献活動の対象の発展に寄与するだけでなく、学外との連携・現場での実践的な教育により、本学の教育的付加価値・社会的価値を高める有意義な活動であることを旨とし推進している。また、教育研究の営みの成果や、本学の特性・強みを社会のニーズに合った形で還元し、地域社会や国際社会での諸問題に対し、公的機関、自治体、NPO/NGO、企業等と協力し、学問に裏付けされた解決策を導き出し、これを社会への貢献とすることで社会の要請に応えるものとしている（資料 8-2）。

こうした方針の下、教員・研究組織による取り組みとしては、教育研究成果の還元、学外組織との連携協力による教育研究推進を主眼におく。各学部・研究所単位でその教育研究内容に応じて、連携の妥当性や質等、教授会や研究所会議での十分な審議と承認を経たうえで、積極的に事業展開している。

全学的な取り組みは、ボランティアセンター、総合企画室（地域連携推進担当）、図書館、横浜管理部、学生部等が全学方針を踏まえて、学内で連携しながら各々の活動で積極的に展開を図っている。これらの取り組みは、大学執行部会議で審議や報告が行なわれ、さらに学部や研究所の協力が必要な場合は学部長会に諮ることで、教職員で共有され、適切性が検証されている。

地域社会との連携は、横浜キャンパスと白金キャンパスが立地する自治体・地域住民への貢献の推進に加え、本学院の卒業生である島崎藤村を縁とする長野県小諸市との連携、東日本大震災の支援活動を契機にした岩手県大槌町との協力関係など、立地上の制約を越えた地方自治体との連携活動も重視している。

横浜キャンパスでは、大都市近郊型の地域コミュニティの課題ニーズに応じて、地域住民のコミュニティ活動・防災・生涯学習やボランティアの中心となり、横浜市戸塚区のまちづくりの拠点としての役割をより強化し地域との共存に努めている。白金キャンパスでは、東京都港区在住・区内在勤・在学者を対象とした生涯教育や地域の子育て支援・法律相談・カウンセリングなど、都心ならではの課題や問題解決に寄与する貢献を、本学の知的資源や教育研究の成果として社会還元している。いずれも、協働連携基本協定に基づき、

基準 8. 社会連携・社会貢献

活動を推進している。

また、阪神淡路大震災をきっかけに 1998 年に設置されたボランティアセンターを中心とし、本学におけるボランティア活動は定着している。今後は、ボランティア教育と研究・実践活動の場を国内外で切り開くため、学生にとっての経験・修養の場となるような、公的機関との多彩な連携を展開していく。

国際社会への協力については、従来、欧米に偏りがちであった交流の輪をさらに広げ、これまでになかった言語圏や文化圏の大学・公的機関とも交流協定を結ぶ方針を定め、アジア圏やイスラム圏との交流事業にも積極的な参加を進めている。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

《教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動》

社会に対する教育研究の成果の還元については、教員個人の活動によるものや、学部学科や研究所、図書館によるものなど様々な形があり、いずれも本学の伝統や校風があらわれている。

①公開講座

白金・横浜キャンパスいずれにおいても、公開講座委員会のもと、各研究所が持ち回りで企画する公開講座を毎年開催している（資料 8-3）。

②公開事業、各種審議会委員への就任

公開講座に加えて、学部・研究所主催の多彩な講演会や研究会、セミナー、チャペルでの音楽会の開催を通して地域社会に、交流や学習の機会を提供している。2013 年度は本学院の創立 150 周年にあたり、250 を超えるイベントが開催された（資料 8-4）。また、教員やボランティア・コーディネータに対する各種審議会委員への就任要請が、自治体より 2013 年度以降で 12 件あり支援・連携している。

③社会学部附属研究所

地域でのボランティアな活動や生活の課題についての支援・相談活動として、ソーシャルワーカーや社会福祉学・社会学の専門家による支援の取り組みを行ない、「活動スキルアップ講座」を開催している。また、港区立子ども家庭支援センターと共に「港区地域こぞって子育て懇談会」や「地域こぞってネットワーク会議」を継続開催している（資料 8-5）。

④国際平和研究所

平和教育の実践として「広島・長崎講座」の授業を公開している。2014 年度は秋学期に横浜キャンパスで「現代世界と人間 4（広島・長崎講座～東アジアの平和）」、白金キャンパスで「現代世界と人間 4/総合科目（平和・開発・人権）B（広島・長崎講座）」を開講した。また、国際シンポジウム・公開研究会を年間約 50 回主催している（資料 8-6）。

⑤法学部 後見制度授業

法律学科では地域貢献の一環として、「成年後見制度」に関する授業を無料で港区民等へ公開している。2014 年度春学期は「成年後見法制 1」を、秋学期は「成年後見法制 2」「法律学特講 3『成年後見制度導入後の検証』」「成年後見制度実務」の 3 講座を開講している。

⑥心理臨床センター

心の問題、学校教育の問題、発達障害をめぐる問題など地域社会が直面している諸問題の解決に、心理学部の専門性を活かし、心理士による相談、支援プログラムの開発・実践

基準 8. 社会連携・社会貢献

などを通じて、地域社会に貢献している。また、うつ病や発達障害などの現代的問題から、学校現場への支援や精神医学の最前線のトピックなど、第一線で活躍している専門家が解説するセミナーや公開講座を開催している。

⑦図書館

図書館が保有する図書資料等の貴重な知的資源を広く社会に公開することで、社会貢献を果たしている。特に、近代日本におけるキリスト教教育黎明期に関する各種資料の電子化と、それをデジタルアーカイブスとしてウェブ上に公開することで、広く社会に発信し、研究に提供している。「和英語林集成」アーカイブスに続き、2013 年度には「聖書和訳」アーカイブスをあらたに公開し、デジタル画像は 32,000 枚に上る（資料 8-7）。

図書館附属日本近代音楽館は、専門資料館として資料・情報の一般公開を通じて、音楽研究はもとより、演奏活動や出版・放送事業など広く音楽活動を支援してきた。日本の近現代音楽を振興し理解を深めるため、2012 年度から公開レクチャーコンサートシリーズを開始し、2013 年度は明治学院創立 150 周年記念事業の一環として企画された展覧会「五線譜に描いた夢—日本近代音楽の 150 年」の制作を担当。来場者総数は 8,372 名。図録販売は 927 冊となった。

⑧歴史資料館

歴史資料館は、大学のみならず学院の設置するその他諸学校の歴史に関する資料及びその種の資料に関する情報の収集、管理を行ない、研究・教育に活用されることを目的に、常設展示・企画展示を一般に広く公開している。

⑨戸塚まつり

横浜キャンパスでは、地域と学生・教職員が一体となって創り上げる大学祭「戸塚まつり」を開催している。2014 年度で第 17 回目を迎え、来場者も 2 日間のべ約 6,000 人となった。地域交流を根底に、環境問題・国際交流・福祉について、来場者が考えるきっかけとなるような企画を実施している。環境問題への取り組みのひとつとしては、第 1 回目から実施する DRP（Dish Return Project）が挙げられる。これは、模擬店で買った料理の食器を洗って返すことで、使い捨て容器の削減と、環境問題への意識付けを図っている。

《学外組織との連携協力による教育研究の推進》

①日本赤十字社との連携

2013 年 4 月、共に創立 150 周年記念の年にボランティアの育成に向けて協力しあうボランティアパートナーシップを結び協働している。この活動を活発に進めていくための学生組織「明学レッドクロス」が結成され、赤十字国際活動報告会などの講演会の開催、若者に対するボランティア活動の啓発、サマーキャンプ、献血等の活動に延べ 80 名の学生が参加するなど、本学の国内外でのボランティア活動に新たな広がりをみせた（資料 8-8）。

②大使館、横浜市国際交流協会との連携

白金キャンパス周辺の各国大使館との連携による連続講座を 2014 年度秋学期から国際経営学科の正課規科目として開講し、公開講座として地域住民にも開放している（資料 8-9）。このほか、横浜市国際交流協会との連携による国際機関実務体験プログラムの実施により、学生の国際性の涵養を目指す連携を展開している。

③図書館による連携協力

他大学・機関等の図書館との連携による学術資料の相互利用を推進している。8 大学に

基準 8. 社会連携・社会貢献

よる「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」は 2000 年に協定を締結し、ウェブ上の蔵書横断検索と利用証による利用を可能にしている。ほかに横浜市内大学図書館とのコンソーシアム連携、神奈川県内大学図書館相互協力協議会加盟により、学生はより多くの学術資料の利用が可能である。

学会や協会と連携して、日本精神保健福祉士協会、日本英学史学会と利用協定を締結しており、実務家・専門家に資料利用機会を提供することで、その専門的研究・資質の向上に貢献している。

《地域交流・国際交流事業への積極的参加》

地域・自治体との連携は、いずれも各地域からの要請または明治学院大学との連携協定に基づいて行なう地域交流で、現在は東京都港区、横浜市戸塚区、岩手県大槌町、長野県小諸市と協定を結んでいる（資料 8-2）。

①東京都港区との連携

2007 年 4 月に港区の要請で「港区チャレンジコミュニティ大学（CC 大学）」を開校した。地域コミュニティリーダーの養成を目的とした年間 70 コマ以上の連続講座で、60 歳以上の港区民と民生委員・児童委員を対象としている（資料 8-10）。これらの実績により港区とは 2008 年 3 月に連携基本協定を締結し、その取り組みは幅広く展開されている。

また法学部の協力による「無料法律相談会」や、心理学部の教員による港区内の小・中学校の教員等への研修講座「港区教員研修大学講座」も連携事業として毎年開催している。

そして 2012 年度以来、港区高輪地区総合支所の「地区内大学生防災ボランティア養成講座」で、本学学生に防災士資格を取得させ災害時ボランティアとして養成する一方、講師・会場提供などで協力している。また 2014 年度には「みなと区民まつり」のスタッフとして学生ボランティアが参加するなど、地元との交流はさらに活発になっている。

そのほか、港区と区内の企業等が参加する環境団体「港環境にやさしい事業団（mecc）」の幹事法人として、本学は設立時より参加している。

②横浜市戸塚区との連携

1985 年のキャンパス開校を機に横浜市戸塚区との連携を開始し、2013 年 10 月には協働連携基本協定を締結した。まちづくりの拠点としての役割を担い、地域住民のコミュニティ活動のための施設提供、防災拠点として地域との防災活動の連携、近隣住民への図書館の解放、地域住民と学生参加によるイベント「スポーツごみ拾い」の開催、学食を利用した地産地消の促進などを行なっている。

また、国際学部ゼミによる商店街支援事業の協力や戸塚ふれあい区民まつり等における学生団体の参加など、子どもから高齢者に至るまで広く地域住民と協働する、コミュニティの拠点としての役割が本学に期待されている。

ほかに 2013 年度からは、本学図書館が横浜市立戸塚図書館に資料支援しており、2013 年度は法律学分野、2014 年度は心理学分野の専門書を寄贈している。

③長野県小諸市との連携

本学院卒業の文豪・島崎藤村を縁として、文化・教育・学術等の分野での協働連携と交流促進のため、2006 年に包括連携協定を締結した。双方のイベントに相互参加するほかに、本学心理学部や社会学部教員による、子どもや学校支援に関する講座「明治学院小諸大学」を実施している。また、本学のゼミや学生団体の小諸市内での調査研究や交流活動を奨励

基準 8. 社会連携・社会貢献

する「小諸市調査研究活動奨励金」の制度も設けている。

④岩手県大槌町との連携

東日本大震災の支援活動を契機に、2012 年 3 月に岩手県大槌町とボランティア活動に関する協働連携協定を結び、学生ボランティアの派遣や地域の方言などの無形文化遺産の保存活動をはじめとする多様な取り組みにより、地元との交流活動が継続している。現地での活動の継続により、東京大学など大槌町で活動する 48 の大学との協働に発展し、今後の新たな活動への可能性が生まれた。

⑤国連ユース・ボランティア・プログラム

2012 年度に国連が創設した「国連ユース・ボランティア・プログラム」に、本学からも 2013 年度は 2 名、2014 年度には 3 名の学生が参加した。このプログラムは開発途上国に学生を派遣し、言語・コミュニケーション能力の向上に加えて、国連組織のなかでの活動による実践的な学びを通じて、真のグローバル人材を育成することを目的としている。参加学生は、事前研修ののち、発展途上各国の現地事務所で約 6 カ月の間、環境問題や貧困問題など、様々な地球規模の課題を扱うインターンシップに参加した。学生が地球規模の課題を自らのものとしてとらえ、問題解決にチャレンジする貴重な機会でもある。

⑥ACUCA (アジア・キリスト教大学協会)

1976 年に設立され、現在はアジア 8 か国のキリスト教主義の 57 大学が加盟している ACUCA に、本学は 1978 年に加盟し、学生を対象とした 1 学期間あるいは半年間の交換留学プログラムへの派遣と招聘、あるいは研究者を対象とした講演会やディスカッションの開催に協力している。2014 年は加盟大学から交換留学生 1 名を受け入れた。

⑦トルコ親善ボランティアミッション

在日トルコ大使館「ユヌス・エムレ・インスティトゥート」との協定を 2013 年 12 月に結び、共同研究や学生・教職員の交流を図る取り組みの一環として、2014 年 2 月にボランティアセンターの学生メンバー 14 名をトルコに派遣した。東日本大震災で支援を行なったトルコの NGO「キムセヨクム」の仲介によるシリア難民の支援活動やイスタンブール工科大学、スレイマンシャッフ大学を訪問し、トルコの大学生と交流を深めた。

《学生の社会貢献を推奨し顕彰する取り組みの適切性》

①ボランティアファンド学生チャレンジ賞

基準 6 でも述べたが、この賞への応募を希望する団体には事前に企画案を持ってコーディネーターの面接を受けることを義務付けている。審査会においてプレゼンテーションを行ない、助成が妥当であると判断されれば 10 万円を上限に助成するとともに審査に当たったボランティアセンター推進委員（副学長、ボランティアセンター長、同補佐、学内外有識者）1 人をアドバイザーとして割当て、必要なサポートを受けることができる（資料 8-11）。2013 年度は 6 団体に 417,500 円を助成した（資料 8-12）。予算規模が 10 万円に満たない団体へは申請相当額を助成する。ボランティア団体は活動費の助成を受けるだけでなく、報告会等での活動報告が求められる。また、アドバイザーが配置されることで方向性のずれの修正や同世代以外の視点を生かすことができる。ただし、助成した団体がこのアドバイザーを十分活用できていない点は今後の課題である。2013 年度は環境保護、開発途上国支援、地域貢献等様々な分野のユニークな活動が展開された。

②ソニーマーケティング学生ボランティアファンド

基準 8. 社会連携・社会貢献

この取り組みはソニーマーケティング（株）と明治学院大学が、ボランティア活動を行っている全国の大学生を対象に活動費の一部を助成するもので、原資をソニーマーケティング（株）、事務局を明治学院大学ボランティアセンターが担当し、2001 年から継続されてきた。毎年明治学院大学のボランティア団体も全国の国公立大学とともに複数の団体が助成を受けており、2013 年度は 2 団体であった。7 月の「活動報告会」で他大学の助成団体と横のつながりを持つことにより、新たな視点を持って以後の活動に生かすことができるというメリットがある。しかし、2014 年度以降ソニーマーケティング（株）からの資金提供が見送られ、以後の助成活動が困難となった。企画の継続を図るため、新たなパートナーの呼びかけを行ない、日本学生ボランティアセンター（ガクボ）の助成による Gakuvo Style Fund として再スタートを図ることとなった。ガクボが展開している社会貢献活動のノウハウを得て、社会のニーズに応えるべく助成活動を継続展開する。

③課外活動奨励賞

基準 6 でも述べたとおり、本学では明治学院大学課外活動奨励賞（資料 8-13）を設けており、その中で、ボランティア・地域貢献・環境問題支援等の社会活動で顕著な活動を行った個人と団体を、明治学院大学社会貢献活動奨励賞として表彰している。2013 年度は個人と団体をあわせて 3 件が受賞した（資料 8-14）。2014 年度も継続実施し、一層の活躍を後押ししていく。

《ボランティア活動による社会貢献への支援》

①キャンパス周辺地域との連携

ア) ふれあい運動会 : 港区白金・高輪地区で 30 年継続している「ふれあい運動会」は、隣接する白金小学校で、昭和の日（4 月 29 日）に毎年開催されている、子どもからお年寄りまで 500 名ほどの地域住民が参加する行事である。毎年 5～10 名の学生を派遣し、誘導・競技用具の準備撤収といった仕事を引き受け、地域交流に貢献している。

イ) おりがみ教室 : 区民の憩いの場として港区が運営している高輪いきいきプラザでは、高齢者向けに脳の活性化を目的として「おりがみ教室」が開講されており、10 名の学生が世代を超えた交流に貢献している。

ウ) スリランカ フェスティバル : 白金キャンパス近隣にあるスリランカ大使館とは毎年 9 月に代々木公園で開催される「スリランカ フェスティバル」に学生を毎年 30～40 名派遣する関係にある。2014 年も 75 名から応募があり、地域に根付いた国際交流活動として継続している。

エ) 通学路のごみ拾い「どうせ登校するなら」 : 横浜キャンパス周辺で路上に放置されたごみを拾いながら登校する「どうせ登校するなら」という名で活動している。継続して活動することで地域から評価をいただき、現在では地元警察の協力により防犯を訴えながらごみを拾っている。

②1 Day for Others

一日社会貢献体験プログラム 1 Day for Others は年間 560 名の学生が約 60 のプログラムに参加している（資料 8-15）。日頃からボランティア活動に関心がありながらも、申し込み方法がわからないなどの理由で、ボランティア活動をしたことがない新入生を主なターゲットとして、入学当初からボランティアを含む社会貢献活動の入門編として実施している。2014 年度は 61 の派遣プログラムに 574 名が参加した。1 日限りのプログラムとし

基準 8. 社会連携・社会貢献

て学生に提供しているが、実際には活動終了後も継続して活動している学生がおり、プログラム実施の成果であるといえる。

③学外組織との連携による活動

ア) 東日本大震災被災地での活動

本学では東日本大震災発生直後から岩手県大槌町、陸前高田市、宮城県気仙沼市で「Do for Smile@東日本」プロジェクトと称し、復興支援活動を展開している。このうち岩手県大槌町とは 2012 年 3 月に「明治学院大学と大槌町との協働連携に関する基本協定書」を締結し、支援活動に関心がある学生を現地に派遣しており、本学学生にとっては学びの場にもなっている。大槌町へは年間約 300 名の学生を派遣（資料 8-16）しているが、現地で活動する他大学との横のつながりが出来、2014 年 8 月には大槌町が後援する形で、町民との交流の機会を作る「大槌⇄大学文化祭」が開催された。2014 年度 9 月末日現在、上記 3 地域合計でのべ 207 名の学生が活動した。

イ) 日本赤十字社との協働活動

2013 年にともに創立 150 周年を迎えた本学と日本赤十字社が「ボランティアパートナーシップ」を締結した。街頭での献血活動、歳末の海外助け合い運動等に協力している。

④同窓会・校友会との連携

ボランティアセンターの活動を卒業生に同窓会発行の冊子やウェブで知らせるとともに、同窓会、校友会のイベントに積極的に参加している。

卒業生からはバザーでの各種商品の売上金と募金により、毎年 30 万円の資金援助を受けている。募金は主に被災地支援活動「Do for Smile@東日本」プロジェクトの活動資金となる。また、前述の「1 Day for Others」に 2 つのプログラムの提供を受けている。

2. 点検・評価

●基準 8 の充足状況

本学は各校地近隣において地域社会と連携し、学生のボランティア活動などを通じて社会貢献を実現してきている。また、キャンパス所在地外でも、本学卒業生である島崎藤村との関係から小諸市との連携・貢献関係や、東日本大震災の被災地での活動も実現している。また、学生の社会貢献活動の入門編として、一日社会貢献体験プログラムを企業や団体などと連携して実施している。国際交流事業についても、受け入れ・派遣の両面で活発に行なわれており、この基準は充足している。

1) 効果が上がっている事項

港区連携のチャレンジコミュニティ・クラブ（CC クラブ）会員は 400 名を超え、現在活動中のグループは 247 である。地区ごとの連絡協議会ができるまでになり、港区の地域活動が活性化している。これは、地域で積極的に活躍するリーダーを養成するというチャレンジコミュニティ大学の成果といえる。

2) 改善すべき事項

公開講座や学部・研究所主催の多彩な公開型の企画が行なわれているが、企画者が独自

基準 8. 社会連携・社会貢献

で広報を行なうため、地域貢献・社会貢献を集約して把握するシステムがないことから、効率的な集客ができない場合がある。一方では、CC 大学修了生、公開講座リピーターをはじめ、本学の公開企画を希望している方は多数おり、総合企画室（地域連携推進担当）への問い合わせは多い。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

地域のシニア世代である CC クラブ会員と本学の学生とが共に活動できる拠点の設置について、検討を進めている。それにより、社会学部附属研究所での「地域こぞって子育て懇談会」の子育て世代との交流など、その拠点を使ってさらに開かれた共同の地域活動の展開も期待できるだけでなく、学生のキャリア教育にも意義があるものとなる。

2) 改善すべき事項

各部門で開催する公開セミナーなどについての情報を、大学全体として地域連携推進担当で集約し、登録した会員にメールまたは郵送で定期的に情報を提供する「明治学院オープンアカデミー」の取り組みを 2014 年度秋より開始している。このことにより、大学としてのターゲットの会員化と各企画の有効利用につなげることができる。

4. 根拠資料

- 8-1 明治学院大学ウェブサイト「建学の精神と教育理念」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/doforothers/>
- 8-2 明治学院大学ウェブサイト「地域連携・生涯教育」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/research/regionalalliances/>
- 8-3 明治学院大学ウェブサイト「公開講座」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/extension/>
- 8-4 2013 年度明治学院大学公開事業等一覧
- 8-5 明治学院大学社会学部附属研究所オリジナルウェブサイト（既出 資料 2-7）
- 8-6 明治学院大学国際平和研究所オリジナルウェブサイト（既出 資料 2-3）
<http://www.meijigakuin.ac.jp/~prime/>
- 8-7 明治学院大学図書館ウェブサイト「デジタルアーカイブス」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/mgda/index.html>
- 8-8 明治学院大学・日本赤十字社協働活動の経緯
- 8-9 経済学部ウェブサイト「国際経営学科公開講座・インドネシアの魅力を知る」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/econ/news/2014-10-01.html>
- 8-10 明治学院大学ウェブサイト「チャレンジコミュニティ大学」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/research/regionalalliances/challengecommunity/>
- 8-11 ボランティアファンド学生チャレンジ賞募集要項（既出 資料 6-64）
- 8-12 2013 年度ボランティア学生チャレンジ賞応募団体（助成団体）リスト

基準 8. 社会連携・社会貢献

- 8-13 明治学院大学課外活動評価報奨金規程 (既出 資料 6-62)
- 8-14 2013 年度課外活動奨励賞 (既出 資料 6-63)
- 8-15 2013 年度 1Day for others 活動別参加者集計
- 8-16 大槌町吉里吉里復興支援プログラム参加学生の推移

基準 9. 管理運営・財務

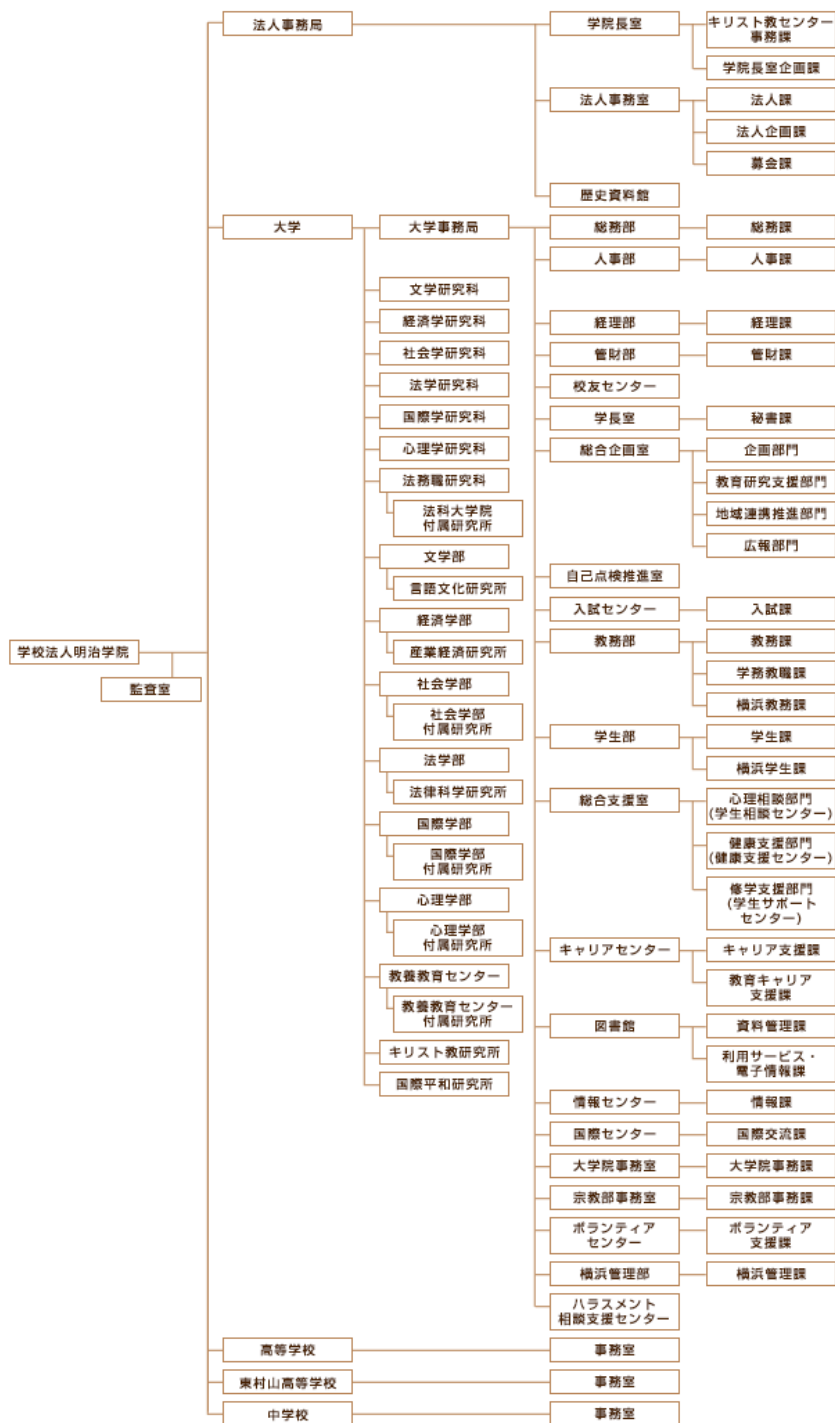
i) 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

《中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知》

学校法人 明治学院 法人組織構成図



2014(平成26)年9月1日現在

基準 9. 管理運営・財務 i) 管理運営

本学では、キリスト教による人格教育という建学の精神の下に「Do for Others（他者への貢献）」を教育理念とし、5つの教育目標として①他者理解による心豊かな人間、②分析力と構想力をもつ鋭利な人間、③コミュニケーション能力に富む人間、④キャリア・デザインのできる人間、⑤共生社会の担い手としての人間、を育成することを掲げている。これらを具現化するために、2009年度から大学の中長期計画として「21世紀へボンプロジェクト」（資料 9-1-1）を実施し、教育・研究の一段の飛躍を図った。このプロジェクトは、「教学改革とキャンパスの整備拡充」「語学教育の強化と国際交流の活性化」「一貫教育の推進と地域社会への貢献」という3つの柱で実施した。2014年度中にこれらのプロジェクトの成果を振り返り、目標が達成できたか、あるいは目標設定自体が現状に合っていたかどうかという検証を行い、その成果を継承して新たに2015年度から10年間の中長期計画である「MG DECADE VISION」を2014年度中に策定するために、具体的な検討を始めている。その構想の柱として「国際交流」と「ボランティア」を考えている。

「MG DECADE VISION」は、2015年度中に連合教授会での報告や大学ウェブサイトでの公開等で学内の構成員を始め広く周知する予定である。しかし21世紀へボンプロジェクトの総括の年である2013年に大学執行部の交代があり、その総括と新たな中長期計画の策定作業が遅れた。その間、2014年度の法人・大学が共同の単年度方針である「中期事業計画」を策定する際、方針を明示する必要があったため、従来の方針のうち継続中の計画についてはそれを踏襲し、「方針のまとめ」（資料 9-1-2）として、全教職員に向けて周知した。この方針を元に、2014年度事業計画を策定した。

この単年度方針である事業計画は、事業計画および事業報告に掲載している。事業計画については、毎年「明治学院広報」（資料 9-1-3）（年4回）5月10日発行号にて公表され、事業報告については、事業計画の達成度合を検証し、「事業報告書」（資料 9-1-4）に毎年まとめている。いずれも専任勤務員全員に配布され周知がなされている。また、大学ウェブサイトの「情報公表」上にも公開され、教職員に限らず、学生、保護者、卒業生他、一般にも閲覧が可能となっている（資料 9-1-5）。

《意思決定プロセスの明確化》

大学としての意思決定のプロセスは、次の通りである。即ち学長が大学全体に関する方針を提案する場合、学長・副学長・学長室長・事務局長・事務局次長を構成メンバーとした執行部会議で検討後、これを学部長会で協議する。各学部長は、各学部の教授会で審議後、その結果を学部長会で学長に報告し、学長は問題がなければこれを大学評議会へ付議する。また学長の方針や事務局からの提案も執行部会議での検討を経て学部長会で協議し、各学部の教授会、大学評議会で審議・承認後、学校法人明治学院の常務理事会の審議（寄附行為施行細則第8条）（資料 9-1-6）を経て、実施に移される。

以上の意思決定プロセスで重要な役割を果たしているのは、学長の諮問機関として位置づけられている執行部会議と学部長会である。執行部会議は、学長からの諮問事項の協議、副学長・学長室長・事務局長・事務局次長及び事務局からの提案の協議や報告を行ない、学内では重要事項の検討や報告の端緒となる重要な会議体である。学長が意思決定をするにあたって、ブレーンの役割を果たす。執行部会議で検討・報告された重要な事項は更に上述したように学部長会で協議・報告される。学部長会が重要な会議体とされる理由としては、一部の学部に異議がある場合、大学の研究・教育の最高責任者としての学長の権限

基準 9. 管理運営・財務 i) 管理運営

と審議機関である学部教授会自治の権限の優先関係という困難な問題が生ずるが、学部長会は、学長が大学運営に関する意思決定を行なうにあたり、学部長の意見を聴き、調整する機関として機能する点において、諸問題を解決することが可能となるからである。大学の意思決定プロセスは明確に確立されており、その運用は適切である。

上記の会議体のうち、執行部会議と学部長会については、いずれも学長が招集する協議機関という学内の意思決定プロセスにおいて重要な会議体であるにも関わらず、規程の明文化がされていなかった。この点は 2009 年度大学評価の際にも（資料 9-1-7）指摘されており、2013 年度の大学評価結果に対する改善報告書の提出を契機に、学内での策定作業を進め、2014 年度に学長主導の下、それぞれに関する内規（資料 9-1-8、9-1-9）を制定し、大学評議会及び常務理事会で承認された。

《教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化》

大学の教育研究に関する意思決定は、執行部会議、学部長会、各学部教授会、各種全学的委員会での審議を経て大学評議会で行なう。意思決定の簡素化を図るため、予め各学部教授会で審議をし、各種全学委員会に諮る手順としている。

執行部会議の審議事項は、「執行部会議に関する内規」第 5 条で定めており、学長、副学長、学長室長、事務局長、同次長で構成され、大学運営の基本方針、管理運営、教育研究の環境整備、その他学長が必要と認める事項を協議する。

学部長会（教養教育センター長と法務職研究科長を含む）の審議事項は、「学部長会に関する内規」第 5 条で定めており、教学に関する重要事項、各学部（教養教育センターと法務職研究科を含む）の共通事項、その他学長が必要と認めた事項を協議・報告する。

学部教授会の審議事項は、学則第 66 条 2 項で定めている（教養教育センター教授会の審議事項は、学則第 67 条 2 項、法務職研究科教授会の審議事項は、大学院学則 52 条 2 項）。

全学的審議機関である大学評議会の審議事項は、大学学則第 69 条で定めており、学部長候補者の推薦、教員の任免等大学の人事、予算編成、学部（教養教育センターを含む）・学科の設置・廃止、研究科・専攻の設置・廃止、授業科目の設置・廃止、大学の組織と運営、学則・その他重要規則の変更、その他学内の連絡調整を要する事項を審議する。

研究科に関わる意思決定は、大学院学則第 18 条で定めた研究科委員会でその研究科に関する重要事項を審議する。また、同学則 20 条で定めた大学院委員会で研究科共通の重要事項を審議する。

連合教授会は大学学則第 70 条で定めており、学長候補者の推薦、研究科・学部とこれに準ずる組織の設置・廃止、その他学長の諮問した全学的事項に関して審議を行なう。

本学を設置する学校法人明治学院は、「学校法人明治学院寄附行為」（資料 9-1-10）「学校法人明治学院寄附行為施行細則」（資料 9-1-6）に則り、理事 24 名と監事 2 名の役員と、49 名の評議員により理事会と評議員会を構成し、本法人の管理運営を行なっている。

理事会は本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するために組織され、その中には、本学より学長以下 5 名が理事として加わり、本法人の管理運営に携わっている。また理事会は、常務を処理するため常務理事会を置いている。理事の内から 11 名の常務理事を選出し、年 11 回常務理事会を開催する。本学からは学長と副学長 1 名が常務理事として加わっている。

大学で決定した前述の議案は、常務理事会を経て理事会に上程し、議事として審議され

基準 9. 管理運営・財務 i) 管理運営

る。理事会（資料 9-1-11）の主な審議事項は、理事・評議員の選任、教職員の任免、給与の決定、予算・事業計画と決算、学則に関する事項、諸規則の制定・改廃、資産の取得・処分、債権債務の設定等である。なお、予算・借入金と事業計画等、寄附行為（資料 9-1-10）に規定している事項は、理事会に先立ち予め評議員会の意見を聴かなければならない。

《教授会の権限と責任の明確化》

大学の理念・目的の実現に向けて、学部教授会の役割は非常に重要である。学部教授会の権限と責任は学則で規定されている。明治学院大学学則第 65 条では、学部教授会について「学部（含む教養教育センター）に教授会を置き、教授をもって組織する。ただし、必要により准教授、専任講師、助教、助手を加えることができる」と規定されており、各学部とも学則に基づき自律的に教授会を運営している。教授会（教養教育センター、法務職研究科を除く）の審議事項は、次の（1）～（11）であるが（1）～（5）の事項については、学長を議長とする大学評議会の承認を得なければならない（学則第 66 条 2 項）。

- （1）学部長候補者の推薦に関する事項
- （2）教員の任免、留学者の人選等学部の人事に関する事項
- （3）学部の予算編成に関する事項
- （4）学科の設置および廃止に関する事項
- （5）授業科目の設置および廃止に関する事項
- （6）学科課程ならびに履修指導に関する事項
- （7）入学、留学、退学、休学、転学科及び編入学に関する事項
- （8）学生の賞罰に関する事項
- （9）試験および卒業に関する事項
- （10）委託生、科目等履修生および外国人学生に関する事項
- （11）その他学部の組織運営に関する事項

教養教育センター教授会の審議事項は、次の（1）～（8）である。ただし、（1）～（4）の事項は、その決定は大学評議会の承認を得なければならない。（学則第 67 条 2 項）

- （1）教養教育センター長候補者の推薦に関する事項
- （2）教員の任免、留学者の人選等教養教育センターの人事に関する事項
- （3）教養教育センターの予算編成に関する事項
- （4）授業科目の設置および廃止に関する事項
- （5）授業科目の履修指導に関する事項
- （6）試験および入学、卒業に関する事項
- （7）委託生、科目等履修生および外国人学生に関する事項
- （8）その他教養教育センターの組織運営に関する事項

法務職研究科教授会の審議事項は、次の（1）～（11）である。ただし（1）～（5）の事項は、その決定は、大学院委員会、大学評議会の承認を得なければならない。（大学院学則 52 条 2 項）

- （1）法科大学院長候補者の推薦に関する事項
- （2）教員の任免、留学者の人選等法科大学院の人事に関する事項

基準 9. 管理運営・財務 i) 管理運営

- (3) 法科大学院の予算編成に関する事項
- (4) 法科大学院の設置および廃止に関する事項
- (5) 授業科目の設置及び廃止に関する事項
- (6) 専門職学位課程ならびに履修指導に関する事項
- (7) 入学、留学、退学および休学に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) 試験および修了に関する事項
- (10) 委託生、科目等履修生、修了生および外国人学生に関する事項
- (11) その他法科大学院の組織運営に関する事項

学部教授会（教養養育センターと法務職研究科を含む）は、学部長（教養今日いうセンター長と法務職研究科長を含む）が議長となり、定例教授会が月に 1 回開催されており、そのほかに臨時教授会が開催されることがある。以上の点から教授会の権限と責任は明確に定めているといえる。

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

《関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用》

本法人は寄附行為第 3 条で、教育基本法と学校教育法に従い、福音主義のキリスト教に基づき教育事業を営営することを目的としている旨を定めている。また教学組織としての大学において、その趣旨に沿ってキリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的応用力を発揮させることを目的とすることを明らかにしている。この大学設置の目的を達成するために、管理運営に関する諸手続きを各種規程で整備している。法人に関する事項は、寄附行為第 1 章、第 2 章、第 4 章で、理事会や評議員会等の構成や審議事項等の具体的な運営事項を定めている。大学に関する事項は、学則で教育研究に関する事項等の大学の重要事項に関する管理運営内容を定めるとともに、大学の意思決定に関して教授会、大学評議会と連合教授会での詳細事項を定めている。これらの管理運営に関する基本的な学内規程に基づき、各部局が取り扱う事業に関する諸規則を定め、明治学院大学規程集として取り纏めている。この規程集は電子版が学内イントラネット上で全教職員に提供されており、また大学評議会、常務理事会や理事会等の重要な会議体用に紙の冊子体を完備している。したがって、常に根拠となる規程等との整合性が確認できる環境の中、事業が推進されているといえる。また関連法案の改正等の発生時は、随時、対応する規程の改訂・策定を行なっている。

《学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の責任の権限と責任の明確化》

本学の各組織の権限と責任、意思決定の方法はすべて規程として明文化しており、これに基づき運用している。学長の権限と責任は、学則と大学院学則で定めている。具体的には、学則第 54 条 2 項で「学長は本学一般の事項を掌り所属職員を統督する」とあり、学長が大学における最終決定権を有することを表わしている。また、同 68 条 2 項では「学長は大学評議会を招集し、その議長となる。」としている。大学評議会は同 69 条により

- (1) 学部長（含む教養教育センター・法務職研究科）候補者の推薦に関する事項
- (2) 教員の任免、留学者の選等大学の人事に関する事項

基準 9. 管理運営・財務 i) 管理運営

- (3) 大学の予算編成に関する事項
- (4) 学部（含む教養教育センター）・学科の設置および廃止に関する事項
- (4 の 2) 研究科・専攻の設置および廃止に関する事項
- (5) 授業科目の設置および廃止に関する事項
- (6) 大学の組織および運営に関する事項
- (7) 学則・その他重要規則の変更に関する事項
- (8) その他学内の連絡調整を要する事項

等、大学内の重要な事項を審議する会議体として定めており、学長がその議長を務め、議事運営にあたることとしている。

また、同第 70 条では「学長は連合教授会を招集し、その議長となる。」としており、連合教授会では同 71 条により、

- (1) 学長候補者の推薦に関する事項
- (2) 研究科、学部およびこれに準ずる組織の設置ならびに廃止に関する事項
- (3) その他学長の諮問した全学的事項

を審議する会議体としている。学長の諮問により全専任教員を招集し、学長がその議事運営にあたることとしている。

大学院に関しては、大学院学則第 21 条で「大学院委員会は学長が招集し、議長となる。」とし、同第 20 条 2 項で「大学院委員会は、研究科に共通する重要事項（学位の授与、大学院に関わる人事、その他であって、研究科間の調整を要するもの）を審議する。」と定め、学長が議長として、その議事運営にあたっている。以上により、学校教育法第 92 条 3 項に基づいた「学長」が有する職務権限は、学則等学内諸規程に明確に示されている。なお、2015 年 4 月施行の改正学校教育法に沿うように学内諸規則の見直しを進めており、学長の最終決定権を制限するように読み取れる条項は、今後改正の手続きを進めていく。

副学長は「明治学院大学副学長職務規程」に基づき、学長が本学教授の中から任命し、大学の学事・運営全般に関し学長を補佐し、必要な特命事項を掌る。現在は 3 名の副学長が、学長召集の執行部会議で大学の学事・運営全般の協議を行なうとともに、教学改革・自己点検評価、研究、地域連携・ボランティア、施設、国際交流、入学試験・高大連携、横浜キャンパス運営の各分野を分担し、この任を果たしている。副学長のうち 1 名は学長代行として指名され、学長が欠けたときや学長が職務を遂行できないときは、その職務を代行することとなる。

同様に学部長（教養教育センター長、法務職研究科長含む）についても、学則で権限と責任を定めている。同第 55 条で「学部（含む教養教育センター、法務職研究科）長は、学長の監督の下にその学部（含む教養教育センター、法務職研究科）の事項をつかさどる」とあり、各学部（含む教養教育センター、法務職研究科）の最高責任者であると明示している。同第 66 条では「学部長は、教授会を招集し、その議長となる。」とし、また同 67 条では「教養教育センター長は教授会を招集し、その議長となる。」、大学院学則 52 条では、「法科大学院長は教授会を招集し、その議長となる。」としている。

大学院研究科委員長については、大学院学則第 19 条で「各研究科委員会に研究科委員長を置く。委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる」としている。研究科委員会の審議事項は、同 18 条 3 項で「研究科委員会は、その研究科に関する授業ならびに指

基準 9. 管理運営・財務 i) 管理運営

導、入学、試験、学位論文の審査その他必要事項を審議する。」としており、研究科委員長が各研究科の重要事項を議長として審議の運営をしている。

《学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性》

学則第 54 条では、学長は大学教授の経歴を有する者の中から理事会が任命することと定めている。その選任手続きは、「明治学院大学学長候補者選挙規則」（資料 9-1-12）と「明治学院大学学長候補者選挙規則施行細則」（資料 9-1-13）に則っており、連合教授会（選挙会）で学長候補者を選出し、寄附行為施行細則第 19 条に則り、理事長の推薦で理事会の同意を得て、任命されている。

学部長と教養教育センター長の選任手続きは、「明治学院大学学部長候補者等選挙規則」（資料 9-1-14）に則っており、各教授会で選挙を行ない、大学評議会で候補者の推薦を審議のうえ決定している。寄附行為施行細則第 19 条に則り、理事長は学長の推薦に基づき、これを理事会に付議し、その同意を得て、学部長と教養教育センター長が任命されている。

法務職研究科長の選任手続きは、「明治学院大学学部長候補者等選挙規則」と大学院学則第 52 条に則っており、教授会で選挙を行い、大学院委員会と大学評議会で候補者の推薦を審議し決定している。寄附行為施行細則第 19 条に則り、理事長は学長の推薦に基づき、これを理事会に付議し、その同意を得て、法務職研究科長が任命されている。

研究科委員長の選任手続きは、大学院学則第 19 条 2 項に則っており、研究科委員会でも互選により選出されている。

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

《事務組織の構成と人員配置の適切性》

本学では、教育・研究を支えるため、法人・大学それぞれに「事務局職制」（資料 9-1-15、9-1-16）を定めている。この職制で各部署が担当すべき業務範囲を明確にした上で、事務組織と事務分掌を定めている。各部署には専任職員だけでなく、必要に応じて派遣社員や嘱託職員、アルバイト等の人員を配置し補助的な業務にあたっている。なお、本学は専任職員の定数を 180 名と定めているが、この中には再雇用による特別契約職員が含まれるなど、多様な構成員が存在する。2014 年 10 月から人事考課を導入し、専任職員一人一人の異動歴や研修受講歴、資格等のデータ管理を始めた。これらのデータを活用し、より適正に人員配置していく。

《事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策》

限られた職員数の中で業務の多様化・複雑化に対応するためには、事務機能を見直し適正に人材配置を行なう必要がある。事務機能の改善としては、業務効率の向上や事務処理体制の強化のために、2012 年度から管理部門（総務・人事・経理・管財）の定型業務を一部委託化した（資料 9-1-17、9-1-18）。また「障がい学生支援」や「国際化への対応」等専門的な知識や経験を必要とする部署では専任職員に加えて、より専門能力の高い人材として採用した嘱託職員を配置するなど業務レベルの向上を目指している。さらに、今後のグローバル化教育推進を視野に入れ、英語力のある職員採用の観点から、採用時の募集要項に TOEIC 等スコアの基準を明記し（資料 9-1-19）、面接時に英語による質問を取り入れる試験を実施している。

《職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用》

基準 9. 管理運営・財務 i) 管理運営

本学の発展のため、職員が果たす役割も多様化・複雑化する中で、優秀な人材確保、職員の能力開発、人材育成は喫緊の課題である。

職員の採用に関しては「内規」(資料 9-1-20) を定め、その取扱いについて定めており、採用計画や選考方法等は「人事委員会」(資料 9-1-21) の構成メンバーにより組織される採用委員会で審議決定される。採用決定までの選考方法においても、筆記試験や通常の面接試験に加え、グループで結論を導き出す作業を取り入れる等、様々な視点から人物評価できる面接・試験などを実施している。なお、業務の多様化・複雑化に対応しうるのはもちろん、最終面接時には建学の精神への理解を求める確認も必ず行なうなど、本学に相応しい人材の確保にも努めている。また、本学では職員の職能資格と各資格に求められる職務遂行能力の基準を明確に定め(資料 9-1-22)、それに基づく昇格審査を行なうために昇格審査委員会(資料 9-1-23)を設置している。

2014 年 10 月からの職員の人事考課本実施に伴い、前述の職能資格規程を含む人事関連諸規程(資料 9-1-24、9-1-25、9-1-26)を整備した。職能資格ごとに必要なスキルとそれに対応した研修を定めたことで、職員の能力開発や人材育成を図り、組織力の強化に努めていく。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

《人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善》

本学では職員の能力開発と公正な人事処遇を行なうことを目的として人事考課制度を導入すべく 2012 年度に規程(資料 9-1-27)を制定した。合わせて、職員職能資格規程(資料 9-1-22)と職員役職位任免規程(資料 9-1-24)を新たに制定し、それまで明文化されていなかった職能資格基準や役職位職能基準を定めた(資料 9-1-26)。

人事考課の結果は職能資格の昇格審査や役職位の任免、異動に活用される。期首・期中・期末それぞれに上司と面接を実施することで、適正な業務評価と処遇改善につなげる。

また、本学の場合は単なる人事処遇のためだけでなく人材育成という点も重視している。上司からの一方的な評価だけでなく、部署の目標に基づき被考課者が目標を設定し、業務成績に対する自己評価を取り入れることで、結果として被考課者が自身の能力開発に主体的に関わることになっている(資料 9-1-28)。なお人事考課は、2 回のプレ実施(1 回目: 2012 年 10 月～2013 年 4 月、2 回目: 2014 年 1 月～4 月)を踏まえ、2014 年 10 月から本実施した。本学としては初導入であり、今後人事考課を繰り返していく中で、職務能力や評価基準等、制度の見直しを図っていく。

《スタッフ・ディベロップメント(SD)の実施状況と有効性》

本学では 2003 年に職員研修制度規程と実施要領を制定し実施してきたが、人事考課制度導入に伴い、規程と実施要領を改正して 2014 年 10 月から施行した(資料 9-1-25、9-1-29)。

本学発展のため、職員の育成と能力開発は重要であり、人事考課の公平性・公正性を高めるためにも、研修の充実等環境の整備が必要といえる。本学の職員として、各職能資格で必要なスキルとそれに対応した研修、役職位の実務能力向上に必要な研修を定めている。

具体的な研修体系は新たに内規(資料 9-1-30)を定め、上位の職能資格に昇格するために必須とする職能資格別研修、役職位に任用されてから受講する役職位別実務研修、すべての専任職員を対象に人材育成とその支援を目的とする共通研修(英語研修、自己啓発研

基準 9. 管理運営・財務 i) 管理運営

修、新人研修、コミュニケーション研修、OA 研修等がこれに含まれる)、各部署の所属長の判断で実施する各部署研修を設けている。職能資格別研修では、各職員が自己の能力開発に意欲的に取り組めるように、各職能資格別に求める能力とそれに対応する研修の位置づけを明確にしている。新しく制定した研修体系に沿ったプログラム詳細は、2014 年度中に決定することになっている。

「国際化へ対応」するための職員養成という観点から、英語研修に関しては、2013 年度から海外研修制度を実施している。本学の海外協定校であるアメリカのホープカレッジへ短期間ではあるが職員を派遣し、語学習得と業務研修を行なうことで本学の課題とその解決策を見出すことを研修の目的としている。2013 年度は 2 名、2014 年度は 3 名を派遣しており、帰国後には報告会を実施し、全職員と情報を共有する場を設けている。また、職員の英語力をさらに向上させるため、2015 年度には個々の英語力に合わせた語学講座を学内で実施する予定である。

2. 点検・評価

●基準 9-1 の充足状況

従来の方針のうち継続中の計画については踏襲して「方針のまとめ」として明文化して点検評価を行ない、新たに 2015 年度からの 10 年間の中期計画を 2014 年度中に策定する。また、大学の意思決定プロセスを明文化し、法人との協力体制も良好で、規程に基づく組織の管理運営が行なわれている。職員の SD 活動も人事考課制度が実施されるとともに昇格等諸規程が整備された。このように、この基準は概ね充足している。

1) 効果が上がっている事項

大学としての意思決定プロセスは十分に確立している。特に副学長等の、学長を補佐する体制の充実もあり、懸案となっている課題の解決と本学における改善・改革策の立案で、学長のリーダーシップが発揮している。学部長会における調整の効率化等、大学の意思決定プロセスは円滑化している。

2) 改善すべき事項

中長期的な管理運営方針として、2013 年に、2009 年度からの中期計画「21 世紀へ本プロジェクト」の総括の年を迎えている。現在、次期中長期計画「MG DECADE VISION」を策定中である。

大学の意思決定とその実施については、監査を行なう独立した機関は設置されていない。現在、各事務部局、執行部会議、学部長会等が監査の役割を分担している。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

2015 年度からの学校教育法改正により、現在、「明治学院大学副学長職務規程」の改正

基準 9. 管理運営・財務 i) 管理運営

について学内の会議体で検討を始めている。当該既定の改正により、副学長による学長補佐の体制をさらに充実させる。

2) 改善すべき事項

2014 年度中は、従来の方針のうち継続中の計画についてはそれを踏襲し、「方針のまとめ」として明文化し諸活動の指針としたが、2015 年度以降に向けて、次期中長期計画を 2014 年度中に決定するとともに、「21 世紀へボンプロジェクト」と「方針のまとめ」について点検・評価を行ない、次期中長期計画に反映する。

意思決定プロセスを監査するための独立した外部組織の機能化をはかる。具体的には、2008 年度に設置した外部評価委員会で、大学全体の意思決定プロセスの適切性を検証、監査できるよう、役割の拡充を検討する。

4. 根拠資料

- 9-1-1 明治学院創立 150 周年記念事業 21 世紀へボンプロジェクト
- 9-1-2 2014 年度方針のまとめ (既出 資料 3-21)
- 9-1-3 明治学院広報第 332 号 (抜粋)
- 9-1-4 2013 年度学校法人明治学院事業報告書 (明治学院広報第 333 号別冊)
- 9-1-5 明治学院大学ウェブサイト「情報公表」
<http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/>
- 9-1-6 学校法人明治学院寄附行為施行細則 (既出 資料 3-41)
- 9-1-7 明治学院大学に対する大学評価 (認証評価) 結果
- 9-1-8 明治学院大学執行部会議に関する内規
- 9-1-9 明治学院大学学部長会議に関する内規
- 9-1-10 学校法人明治学院寄附行為
- 9-1-11 学校法人明治学院ウェブサイト「2014 年度法人役員一覧 (2014 年 6 月 10 日現在)」
<http://www.meijigakuin.jp/work/>
- 9-1-12 明治学院大学学長候補者選挙規則
- 9-1-13 明治学院大学学長候補者選挙規則施行細則
- 9-1-14 明治学院大学学部長候補者等選挙規則
- 9-1-15 学校法人明治学院事務局職制
- 9-1-16 明治学院大学事務局職制
- 9-1-17 白金総合カウンター開設のお知らせ
- 9-1-18 総務課委託業務の窓口変更について
- 9-1-19 職員募集求人票 (2015 年 4 月 1 日付 (新卒・25 歳以下) 職員採用条件)
- 9-1-20 職員採用に関する取扱い内規
- 9-1-21 学校法人明治学院人事委員会規程
- 9-1-22 学校法人明治学院職員職能資格規程

基準 9. 管理運営・財務 i) 管理運営

- 9-1-23 学校法人明治学院職員昇格審査委員会規程
- 9-1-24 学校法人明治学院職員役職位任免規程
- 9-1-25 学校法人明治学院職員研修制度規程
- 9-1-26 人事関連諸規程の全容（総合的な人事政策）
- 9-1-27 学校法人明治学院職員人事考課規程
- 9-1-28 人事考課ハンドブック（2013 年 12 月版）
- 9-1-29 学校法人明治学院職員研修制度実施要領
- 9-1-30 学校法人明治学院職員研修制度規程に基づく研修体系内規（制定案）

ii) 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

《中・長期的な財政計画の立案》

教育研究を安定して遂行するのに必要で十分な財政的基盤を確立するため、中・長期的な財政計画の立案と実行に努めている。それに基づき、長期的に強固な財政基盤を確立し、学校を取り巻くステーク・ホルダーから信頼を得ることができる。

そのための中期目標として

① 帰属収入消費支出差額比率→10%以上

② 消費収支差額÷帰属収入→1%以上

③ 日本私立学校振興・共済事業団の学校法人経営判断指標→7 段階の最高ランク「A1」(資料 9-2-1) (黒字幅も運用資産も十分あり、設備更新能力がある) 維持を掲げている。

2013 年度決算でのこれらの目標に対する達成度として、①は 10.9%、②は 1.0%、③「A1」と達成はできている。しかし前年度と比べると①は△2.3%、②は△0.4%低くなっており、消費収支差額が減少している。従って、中・長期財政計画に沿った財政政策を具体的に推進するために、2014 年度以降は以下の施策を実行する予定である。

《財政基盤確立のための具体的施策》

① 帰属収入増加のための施策

2008～2014 年度授業料を据え置き、併せて学部入学金は 20 万円 (10 万円減額)、大学院入学金は 15 万円 (15 万円減額。本学卒・修者は納入免除) に減額したため、学生生徒等納付金が減少した。これを手数料、寄付金、補助金、資産運用収入の増加で補完してきた。今後は、2015～2016 年度は学部授業料が 1 人あたり年間 15,000 円漸増するため、2019 年度までにのべ 10 億 8,000 万円 (以降単年度で 3 億 6,000 万円) の増収を見込んでいる。

② 予算の PDCA 推進

支出面に関しては、目標とする消費収支差額を確保するため、予算の PDCA (Plan-Do-Check-Act) 推進のためのプロジェクト・チームを新設した。これを活用し、厳正な予算管理を図っていく。特に、新規事業、重点政策事業と 1,000 万円以上の継続的事業については、PDCA 手法を使って支出の有効性について検証をしていく。

③ 資産運用収入の増加

資産運用収入を増加させるため、キャッシュ・フローの厳正な管理による資金の確保と、短期と長期に重点的に配分したダンベル型ポートフォリオによる計画的な運用に努める。

④ 基本金及び引当金の計画的増加

内部に留保されるその他固定資産は、2013 年度末で 439 億 400 万円となり、前回報告時 (2007 年度 234 億 6,200 万円) と比較して、204 億 4,200 万円増加し 1.87 倍となった。その内訳は、教育施設拡充引当特定資産 72 億 400 万円及び減価償却引当特定資産 90 億 1,500 万円の増加が顕著であり、これが財政基盤の強化に繋がったと考えられる。2014 年度以降は、第 2 号基本金である大学将来計画施設設備資金を 100 億円 (2013 年度末引当済額 97 億円) にすること、第 3 号基本金である大学奨学金拡充基金に毎年度 10 億円を組み入れ、2020 年度末には 107 億円とすることを目標としている。

2013 年度末の大学の減価償却引当特定資産額は 144 億円であるが、今後毎年度 14～15

基準 9. 管理運営・財務 ii) 財務

億円を引き当てていくと、2020 年度末には 250 億円になると見込まれる。前述の大学将来計画施設設備資金 100 億円を加えると、約 350 億円の設備投資が可能な財政規模を持つようになる。これらが大学の教育研究を安定して遂行するための財政的バックアップになるものと考えている。

⑤借入金の計画的返済

借入金残高は 1993 年度のピーク時には約 130 億円に達し、利息は年間約 6 億円を支払っていた。その後、計画通りに返済してきた結果、2013 年度には 11 億円にまで減少し、借入利息も 2,900 万円にまで縮小した。2014 年度以降も計画通りに返済ができれば、2020 年度には借入金残高がゼロとなり、過去の負の遺産が完全に無くなることになる。

《科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況》

外部資金の受け入れとして、特に①科学研究費補助金、②寄付金の増加に注力してきた。

①科学研究費補助金の増加

前回受審直後の 2007 年度に獲得した科学研究費補助金は新規採択 10 件（2,421 万円）であった。後述する推進策により、2013 年度には新規採択 18 件（2,706 万円）になり、新規採択率としては直近の 3 年間で、38.1%から 40.0%、41.9%へと上昇した。

また、教学担当副学長を科学研究費補助金獲得推進責任者とし、教員・研究者への獲得意識の高揚を図った。さらに文部科学省が制定した「体制整備等自己評価チェックリスト」を活用し、新ガイドラインに沿った見直しが容易になったことで、より適切な管理ができるようになり、かつ本学における推進上の問題点と課題を自己評価することができた。

具体的な推進方法として、総務部総務課が、「KAKENHI（科研費）Letter」を年間 10 回程度発行して科研費の公募内容や制度の詳細と事務面でアドバイスした（資料 9-2-2）。また、本学の 100%出資会社である（株）明治学院サービスの担当者が、科研費の窓口として専門的に取り組むことにより、きめの細かい対応ができるようになっていく。

今後とも、配分対象となる研究件数の増加を図るために申請希望対象者向け説明会を開催するほか、教員・研究者に丁寧な情報提供していく。そのほかの新規の外部資金獲得は、幅広く情報収集し、各部局との連携により積極的に支援していく。

②寄付金の増加

2007 年度に獲得した寄付金収入は 9,900 万円であった。その後、学生の保証人に依頼する教育振興資金と併せて、2010 年 2 月から明治学院創立 150 周年記念募金の受け入れを開始した。教育振興資金は、大学入学者と在学生の保証人に 7 月上旬と 12 月上旬の 2 回にわたって 1 口 10 万円（なるべく 2 口以上）という依頼書を送付している。しかし、近年の経済状況を反映して、保証人からの応募は減少傾向にある。2013 年度は、対象者 12,001 人に対して応募件数は 122 件（応募率 1.0%）、応募金額合計 1,049 万円（1 人あたり平均金額 85,983 円）となっている（資料 9-2-3）。従来から継続している教育振興資金については、本学に限らず、各大学とも現状のところ有効な解決策を見出すことができないでいる状況にある。しかし、この 1～2 年の経済状況の変化と寄付税制の改正等の影響もあり、今迄よりも学校法人への寄付に対する関心に変化してきたと考えられるので、2014 年度以降も引き続き教育振興資金の意義について、年間 2 回の学長名による依頼状を送付して、熱心かつ積極的にお願いをしていく方針である。

一方、明治学院創立 150 周年記念募金については、2014 年 6 月までに法人全体で約 3,500

基準 9. 管理運営・財務 ii) 財務

名から 7 億 3,000 万円を得ることができた（資料 9-2-4）。この募金の目標金額は 15 億円となっており、この募集期間が終了する 2015 年 3 月末まで懸命に活動している。

この募集期間が終了する 2015 年度以降は、目的を明確にした新たな募金を開始する予定である。それは、2015 年度から始まる「白金の丘奨学金」（東京・神奈川・埼玉・千葉以外的高校出身者約 200 名を対象に年間 40 万円を 4 年間支給する入学前予約型給付奨学金）（資料 9-2-5）と長期派遣留学生への支援金増額（5 万円→20 万円）（資料 9-2-6）の原資となることに的を絞った寄付金を具体化することである。これらの施策と合わせて、大学における募金を推進・管理する体制についても見直す予定である。

《消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性》

本学では、消費収支計算書関係比率の中で、特に下記の 3 項目について注視し、その適切性を図っている。

①人件費比率（人件費÷帰属収入）

②教育研究経費比率（教育研究経費÷帰属収入）

③学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金÷帰属収入）

このうち、①人件費比率は、2013 年度決算で 52.9%となり、前年度の 52.1%から 0.8 ポイント増加した。これは前年に比べ、分母となる帰属収入が微減したことと、中途退職者の増加による一時的な人件費の増加に起因している。今後は、「高年齢者雇用安定法」（2013 年 4 月改正）により教授を除く専任教職員を 65 歳まで雇用継続するという負担が増加する中にあるため、積極的なアウトソーシングの活用等により、人件費の上昇を極力抑える方策を継続実施する。

②教育研究経費比率は、2009 年度に掲げた目標（2009 年度の 26%を 2012 年度に 27.5%に上昇させる）を 1 年前倒しで達成し、さらには 2013 年度実績で 29.1%に到達している。理系の学部がない本学では、この比率を向上させることはかなり難しいことと考えていた。しかし、前述のアウトソーシングを活用することによる委託費の増加や、教育環境の整備に伴う減価償却費の増加などによって、この比率を向上させてきた。ただし、これまで急激に比率を上昇させてきたため、2014 年度以降はこの上昇率が鈍化するものと思われるが、早期に 30%の大台に乗せ、そのレベルを維持することを今後の目標としたい。

③学生生徒等納付金比率は、常に私大連平均を大幅に上回る数値となっている。2013 年度実績は 76.0%となり、私大連平均の 61.0%を上回った。引き続き現在の良好な水準の維持を目指すものとする。

貸借対照表関係比率の中で、特に下記の 2 項目について注視しその適切性を図っている。

①自己資金構成比率（自己資金÷総資金）

②負債比率（総負債÷総資産）

この中で、①自己資金構成比率については、経営の安定と財務の健全化のために、自己資金の増加を図ってきた。具体的には予算編成時に消費支出の各項目について厳正な管理を行なうことで、基本金組入れ前の帰属収入消費支出差額を 10 億円以上計上することを目標とし、その結果として正味財産（＝自己資金）の増加を推進している。2013 年度の自己資金構成比率は 89.7%となり、前年と比べ 0.4 ポイント増加した。私大連平均は 83.7%であり、本学はこの数値を数年間にわたり上回っている。

②負債比率は、2008 年度 13.6%、2009 年度 12.5%、2010 年度 11.2%と、着実にその比

基準 9. 管理運営・財務 ii) 財務

率を下げてきた。但し 2011 年度については、退職給与引当金を 50%計上から 100%計上にする旨、文部科学省からの通知（22 高私参第 11 号）（資料 9-2-7）があり、この年度の負債比率は 12.9%と、再び 12%台へと上昇した。その後 2012 年度 12.0%、2013 年度 11.5%と、その比率の低減が進み、私大連平均 19.5%をはるかに下回る水準を維持している。また長期借入金は、2020 年度末には完済する予定であり、併せて、その他の負債の増加を資産の増加の範囲内として、負債比率を原則 0%で維持していく方針である。

（2）予算編成および予算執行は適切に行っているか。

《予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査》

学校法人明治学院経理規程（資料 9-2-8）の第 44 条では、予算の編成と執行に関わる決定を迅速正確に行なうため予算事務局を置くと定めている。また学校法人明治学院予算管理規程（資料 9-2-9）の第 5 条では、予算の執行単位として、各部門に「請求元」と「請求元単位責任者」を置くと定めている。同 7 条により、予算事務局は毎年予算編成方針の素案を作成し、理事長に提出することとなっており、同 11 条で各請求元単位責任者は、この予算編成方針に基づき、各種予算要求明細書を経理課に提出するものと定めている。これらの要求書を審査・調整することによって、各年度の予算を編成していく構造は、学校法人の予算編成のあり方として適切なものと考えている。

また執行ルールについては、勘定科目ごとの予算執行方法や注意事項、経理上の各種手続方法をまとめた冊子「支払処理の仕組み」を従来から発行していたが、2010 年度版以降は改訂できていなかった。これを最新情報に改訂した第 4 版を 2014 年 4 月 1 日付で発行できるよう、2013 年度中に準備をした。この冊子には経理上で処理すべきポイント等が丁寧に記載されており、冊子の普及が即ち執行ルールの浸透につながるものと考えている。

決算の内部監査は監査室が担当している。2013 年 10 月、監査室に内部監査主管者を配置したことで、監査室長の下で年間を通した内部監査ができる体制を整えた。決算に関しては、三様監査（会計監査者監査、監事監査、内部監査）による、それぞれの監査人の間で連携した制度的な枠組みが整備されている。特に内部監査では、「予算の PDCA」の中のモニタリング機能としての位置付けが求められている。そのため、会計監査者監査で指摘を受けた事項（「監査の過程で発見された検討事項及び留意事項」）について、内部監査を行ない、その改善を図るための方策を講じている。この改善結果は、常務理事会で報告し了承を得ることで決算のモニタリング機能を担保できている。今後も三様監査の連携を強化し、情報を共有化することで決算に関する監査の有効的・効果的な実施を進めていく。

《予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立》

2012 年度に策定した「中期目標（2013～2016 年度）」において、①予算項目のスクラップ&ビルドを恒常的に行なう、②PDCA サイクルの「check」「action」部分を実行する、といった目標を掲げていた。その後、理事会で「法人全体の予算の PDCA を推進する」という動きが 2013 年度の後半から加速したため、中期目標とはまったく違った内容に置き換えられることとなった。具体的には、「2014 年度学校法人明治学院予算編成方針」における、「(略) 関係委員会、経理部を中心とする所管部署と監査室の協働により、適切な予算編成、予算の効率的利用状況、予算執行のチェック等、いわゆる予算の PDCA を実施する」との方針に基づき、予算の PDCA の取り組みを開始した。その取り組み内容として、

基準 9. 管理運営・財務 ii) 財務

財務委員会の下に、財務理事をリーダーとした「予算の PDCA 推進のためのプロジェクトチーム」を設置し、2013 年 12 月 24 日から活動している。PDCA の対象を①新規事業、②重点政策事業、③1,000 万円以上の継続的事業と 3 区分し、各事業内容の実績・効果を分析・検証した上で評価する体制を整備した。具体的には、①は執行部（学長、学長室長、大学事務局長）、②は部次長会、③は課長会がその役割を担った。これらの組織が分析・評価するにあたり、同一指標等で検証できるよう標準化したフォーマット「事業評価シート」を作成した。これは中期目標に掲げた「予算・執行レポート（仮称）」をより現実的に進化させたものである。それぞれ評価対象となる事業計画を企画した部署にこの事業評価シートの記載を義務付け、当該事業の PDCA が明確になるよう工夫した。これら 3 区分における各評価結果を「予算の PDCA 推進のためのプロジェクトチーム」に諮り、最終結果として財務委員会に報告、常務理事会、理事会で決議する仕組みとなっている。

今後は、この PDCA の精度の向上と効率化を図ることによって、分析・評価のために勤務員に多大な負荷をかけることなく実施できるよう心がけたい。

2. 点検・評価

●基準 9-2 の充足状況

帰属収入増加のための施策、予算編成・執行は規程に基づく執行の上に PDCA 手法導入による費用対効果や透明性の検証、資産運用収入の増加、基本金・引当金の計画的増加、計画的返済による借入金の縮小など、中・長期的な財政計画が策定・運用されている。財務指標も適切な値を維持している。科学研究費補助金、受託研究費の外部資金等を積極的に受け入れている。監査室、内部監査などの組織や機能もあり、この基準は充足している。

1) 効果が上がっている事項

中・長期的な財政計画の立案と実行に努め、①帰属収入消費支出差額比率→10%以上②消費収支差額÷帰属収入→1%以上、③日本私立学校振興・共済事業団の学校法人経営判断指標→7段階の最高ランク「A1」を維持することができた。その結果、財政基盤がより強固になり、特に内部に留保される「その他固定資産」が大幅に増加した。また予算の PDCA 推進のためのプロジェクト・チーム機能を新設した。これを活用し、厳正な予算管理を図っていくことができた。特に、2013 年度における新規事業、重点施策と 1000 万円以上の継続的事業については、PDCA 手法を使って支出の有効性について検証をし、次年度以降の予算編成に役立てることができた。さらに職員が予算の PDCA の当事者であるとの意識の浸透が図れるとともに、良い意味での牽制機能が働くことが期待できるようになった。

2) 改善すべき事項

科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況については、教学担当副学長を推進責任者とし、教員・研究者への獲得意識の高揚を図った。しかし努力はしているが、満足できる結果は未だ出ていない。また寄付金の増加についても、創立 150 周年記念募金(2010 年 2 月～2015 年 3 月末)の目標額(15 億円)に対して未達となる見込みである。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

予算の PDCA 推進のためのプロジェクト・チーム機能をさらに一層活用し、2015 年度予算編成時から本格的な PDCA に基づく効果的な予算管理を図っていく。

2) 改善すべき事項

科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況については、配分対象となる研究件数の増加を図るための情報提供を今後も丁寧に行なっていく。そのほかの新規の外部資金獲得のため幅広く情報収集し、各部局との連携で積極的に支援していきたい。

また寄付金の増加についても、創立 150 周年記念募金（2010 年 2 月～2015 年 3 月末）終了後に、目的を明確にした新たな募金の開始を予定している。

4. 根拠資料

- 9-2-1 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（日本私立学校振興・共済事業団）
- 9-2-2 明治学院大学ウェブサイト「科学研究費助成事業（科研費）」
http://www.meijigakuin.ac.jp/research/research_support/promotion_services/
- 9-2-3 学校法人明治学院ウェブサイト「募金」（明治学院大学教育振興資金）
<http://www.meijigakuin.jp/raising/#jiseki>
- 9-2-4 明治学院創立 150 周年記念募金ニュース第 8 号「募金状況（2014 年 6 月 6 日現在）」
http://www.meijigakuin.jp/pdf/bokin_20140701all.pdf
- 9-2-5 「白金の丘奨学金」（授業料減免型・返済不要）募集要項（既出 資料 6-11）
- 9-2-6 2014 年度明治学院大学認定留学（長期）奨学生（秋留学）募集（既出 資料 6-22）
- 9-2-7 文部科学省「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1302501.htm
- 9-2-8 学校法人明治学院経理規程
- 9-2-9 学校法人明治学院予算管理規程
- 9-2-10 財務計算書類（写）（2009 年度～2014 年度）
- 9-2-11 監査報告書過去 6 年間（監事監査と監査法人）
- 9-2-12 2013 年度学校法人明治学院事業報告書（明治学院広報第 333 号別冊）（既出 資料 9-1-4）
- 9-2-13 5 カ年連続資金収支計算書（大学部門）
- 9-2-14 5 カ年連続資金収支計算書（学校法人）
- 9-2-15 5 カ年連続消費収支計算書（大学部門）
- 9-2-16 5 カ年連続消費収支計算書（学校法人）
- 9-2-17 5 カ年連続貸借対照表

基準 10. 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

《自己点検・評価の実施と結果の公表》

①自己点検評価

本学は、各学部研究科含む全学体制で、毎年自己点検評価を実施している。点検評価基準は大学認証評価の 10 の評価基準に準拠している。2009 年以降は 4 年ごとに、学内各組織が各評価項目に対し、中期目標を定めており、各年のテーマに基づき、進捗状況確認・自己点検評価を行なっている。自己点検評価の数値的根拠である大学基礎データについては、大学基準協会が従来定めていた全 41 種類の学内データを毎年収集している。また、「独自データ」として、大学の諸活動の現状認識に役立つ各種データの収集や、授業評価アンケート、学生アンケートを実施し、全学の状況把握に活用している。なお、毎年の自己点検評価報告書、大学基礎データは、大学ウェブサイトにて公開している。

②認証評価

2009 年度受審した第一回目の大学基準協会による大学評価では、「適合」との評価を得た。助言を含む評価結果については、受審に際して執筆した大学評価報告書とともに大学ウェブサイトにて公開している。

評価の際に示された助言事項に関しては、毎年の自己点検評価の際に改善状況を確認し、2013 年 7 月には「改善報告書」として取りまとめ、2014 年 3 月に受理された。しかしながら、未達の事項も散見されるため（資料 10-1）、引き続き改善の進捗を自己点検評価で確認している。尚、助言に対する進捗状況は毎年の自己点検評価報告書をもって公開しており、改善報告書及び大学基準協会からの講評も大学ウェブサイトにて公開している。

《情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応》

①教育情報の公表

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、本学の教育情報は大学ウェブサイトにて「情報公表」（資料 10-2）のメニューを設け、大学の基本的な情報公表へ容易にアクセスできるようにしている。

②文部科学省への各種届出等の公表

文部科学省への届出等も本学ウェブサイト「情報公表」でデータ等を公表している。

③財務情報の公表

ステークホルダーに対する財務情報の提供については、2005 年度決算より、本学ウェブサイトにて決算の概要とともに、消費収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表、財産目録といった財務諸表を公開している。同様に 2004 年度より、「事業報告書」（資料 10-3）を法人ウェブサイトにて公開している。この「事業報告書」では、決算書の 5 年分の経年比較や、財務比率の検証等を掲載しており、より詳細な財務情報の提供を心がけている。

教職員に対しては、季刊である「明治学院広報」（資料 10-4）で上述の報告事項と決算

基準 10. 内部質保証

財務状況に関する説明を掲載し、組織の財務状況に関する周知に努めている。

④情報公開請求

情報公開請求があった場合、財務情報の公開については「財務情報等閲覧規程」（資料 10-5）を設け、財務関係書類を手続きに基づき閲覧できるようにしている。また、本学の勤務員・学生等に関する個人情報については、「個人情報保護基本規程」（資料 10-6）に基づいて対応している。また、成績等の問い合わせについては、成績発表後の一定期限内であれば学生本人または保証人からの請求に基づいて再調査することが可能な制度を設けているが、これについて明記した規程はない。その他の情報公開請求があった場合、学内規程やポリシーを設けていないため、現在、整備についての是非を含め検討している。

（２）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

《内部質保証の方針と手続きの明確化》

1991 年 7 月の大学設置基準の大綱化を受けて、「教育の水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育および研究活動の状況について、自己点検・評価を実施する」旨、学則（資料 10-7）と大学院学則（資料 10-8）に明記した。併せて 1994 年 4 月「明治学院大学自己点検・評価規程」（資料 10-9）を制定し、建学の精神を実践し、教育研究水準の向上を図り、社会的責務を果たすために、教育研究及び管理運営等に関する自己点検評価等の実施をすることを明記している。これに基づき、2014 年策定の「方針のまとめ」（資料 10-10）では、内部質保証について、下記の指針を定めている。

①明治学院大学は、建学の精神「福音主義のキリスト教教育に基づいた人格教育」を実践し、教育研究水準の向上を図り、社会的責務を果たすために、教育研究と管理運営等に関する自らの点検と評価（自己点検・評価）を実施する。

②自己点検・評価システム（PDCA サイクル）の推進を図り、点検評価体制の整備、情報公開、研究者情報のデータベース化、毎年の点検評価活動とその外部諮問を継続する。

③学部研究科、事務組織に PDCA の必要性の認識を浸透させ、実効性を持たせる。データによる現状分析・点検評価の習慣化と、客観性に基づく目標設定、目標に基づく業務改善・方向性の再検討が全学的に実効するよう、執行部を始め各組織が取り組みを行なう。

④質の保証の根幹である学内規範類や法令遵守の行動指針に関しての不備を見直し、徹底した運用ができる体制を整備する。

《内部質保証を掌る組織の整備》

「明治学院大学自己点検・評価規程」（資料 10-9）で自己点検評価制度に関する基本事項を示すとともに、その制度の根幹をなす自己点検評価運営委員会を自己点検・評価活動の責任母体と位置付けている。委員長は学長がこれにあたり、副学長、理事会代表 2 名、各学部長、教養教育センター長、法務職研究科長、各研究科長、各学部・研究科代表委員、全学共通科目教育機構長、学長室長、大学事務局長、各事務局部次長で構成された全学的な組織である。委員会は年 3 回開催され、自己点検評価実施計画や評価結果、後述する外部評価委員会の提言に関しての検証・承認と評価結果の外部公開の責任を負っている。

《自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立》

（1）で述べたとおり、本学では大学認証評価の 10 の評価基準に準拠した評価基準を採用し、学内各組織がそれぞれに各評価項目に対しての中期目標を定めている。

基準 10. 内部質保証

中期目標に対する進捗状況の確認については、自己点検評価にかかわる作業量の軽減と有効性を考慮し、10 の基準のうち進捗確認の必要な 8 基準に関して、毎年 2～3 基準のテーマを選び進捗状況を報告している。報告対象以外の基準に関しての毎年の進捗確認については、各組織に一任している。

また同時に、進捗確認にあたっては、暗黙知、慣習、経験則に拠ったものではなく、現状を客観的に認識し問題点や長所を把握することが内部質保証で重要であると位置づけ、IR の構築を進めている。近年、感覚と実態との乖離が散見されるようになっていたためである。そのため、学生サービス・学習・教授に関するデータや情報を元に、より実効性のある改善方策へ結び付けていくことをめざし、全学的な客観的データ、学生アンケートなどを集約した「自己点検評価マネジメントシステム」（資料 10-11）を整備した。各事務部局の内部資料にとどまっていた各種業務データや、アンケート、業務資料を全学で共有し、さらにこれらの経年変化を確認することで実態認識、取り組みの進捗状況の確認ができる仕組みになっている。当該システムは 2013 年度に本格稼働を始めたが、利用の促進にあたり、機能の更新を続けている。また現在、政策決定・経営分析のために導入しているデータ分析システム「MISSION」を利用し、各組織の要望に応じ、複数部署を横断してのデータを分析しているが、そうして得た分析結果を自己点検評価マネジメントシステムに取り込むとともに、相互連携をとって、総合的な IR システムに展開していく予定である。これにより、自己点検評価における客観性がより強化されることを期待している。

大学の教育目標に即した教育成果を測る目的から、新入生、在学生、卒業時、卒業後の 4 つのステージに分け学生アンケートを実施した（資料 10-12）。その分析結果を全学で共有し、教育成果の測定指標として教育活動の質の保証に有効に活用している。また、教員の研究業績や社会的活動をデータベース化することで、教育研究活動の可視化を促進し、学内の知的資産の把握と本学の教育活動の現状が効率よく確認できるようになった。これらを活用し、客観性をもった自己点検評価推進に努めている。

しかし、これらの点検評価活動が現状の認識に留まり、全学的な改善の動きに結びついていない状況には至っていない。データ等客観的指標の活用を習慣化させていくとともに、適正な現状把握に基づく目標設定、目標共有の習慣を定着化し、実効性のある改善に結びつけることは喫緊の課題である。そのため、学部、研究科、事務組織のいずれに対しても、PDCA の必要性の認識の浸透と、実効性強化に向けた全学的な働きかけを行なっている。

その一つとして、外部有識者によって組織された外部評価委員会（資料 10-13、10-14、10-15）がある。毎年の点検評価結果、自己点検評価活動に関しての講評・提言は実効的な改善への直接的な契機となっており、これまでも提言を発端とする改善がいくつもなされてきている。

《構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底》

法令遵守の観点から「学校法人明治学院就業規則」（資料 10-16）に教職員としての服務の原則（第 2 条）、遵守事項（第 3 条）、違反した場合の懲戒に関する取扱い（第 31 条～第 36 条）を定めている。なお、2014 年 9 月に開催した職員全体研修会の中で、勤務員のコンプライアンスに関する理解を深め、日常業務の中で実践していくことを目的に研修を実施した（資料 10-17、10-18）。

また、2014 年 2 月に改正し、4 月施行となった文科省の策定する「公的研究費の管理・

基準 10. 内部質保証

監査のガイドライン（改正）」についての学内説明会を 2014 年 9 月に当該業務に関係する職員を対象として実施した。改正ガイドラインは、不正への対応がより厳格化され、研究機関の管理責任が一層問われる内容へ改正されたものであり、説明会は、管理実務を担う各事務部局にとって公的研究費等に関する管理体制や管理方針を再確認する機会となった。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

《組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実》

前述の仕組みの採用に伴い、本格的に自己点検評価サイクルが機能し始めた 2009 年以降、ようやく内部質保証の考えが定着してきた。2013 年度からは財務の観点から独自に、各事務部局の予算についての自己点検評価を実施するようになっている。2014 年度単年度の法人・大学共同の方針である「中期事業計画」に基づいた「2014 年度学校法人明治学院予算編成方針」（資料 10-19）における、「（略）関係委員会、経理部を中心とする所管部と監査室の協働により、適切な予算編成、予算の効率的使用状況、予算執行のチェック等、いわゆる「予算の PDCA」を実施する。」との方針に基づき、予算の PDCA の取り組みを開始した。具体的には、財務委員会の下に、財務理事をリーダーとした「予算の PDCA 推進のためのプロジェクトチーム」を設置し、2013 年 12 月より、活動を開始した。PDCA の対象を新規事業、重点政策事業、1,000 万円以上の事業の 3 つに区分し、それぞれの事業内容を審査・評価するフローを構築した。また、基準 9-1 で述べた通り、2014 年 10 月から専任事務職員を対象とした人事考課が始まった（資料 10-20、10-21）。本学の人事考課では、各部局の単年度目標に基づき、被考課者ひとりひとりがそれぞれ目標を設定し、個々の成果を自己評価している。各部局の単年度目標は、前述した各部局ごとの 4 年間の中期目標に基づいており、それらは、全学における「方針のまとめ」を源とするものである。そうして策定された各部署の目標と具体的な施策に基づき個々の事務職員が目標を設定することは、個々人の PDCA が組織の PDCA に直接的に結びつく仕組みである。人事考課、予算の PDCA の実施により、個人レベル・事務部局レベルの改善進捗の取り組みが、大学全体の改善の動きを促進することを期待している。

《教育研究活動のデータベース化の推進》

（2）で述べたとおり、現在学内データを集約した「自己点検評価マネジメントシステム」の本格稼働と今後のデータ分析システム「MISSION」との連動、学生の教育成果の指標としての全学アンケート実施開始、研究者情報データベース（資料 10-22）の再整備など、本学の IR の構築と管理規程の整備を進めている。IR に基づく情報を教職員が共有することで、現状に関する認識を標準化するための働きかけを行なっている。

《学外者の意見の反映》

（1）（2）で記述した通り、本学では大学全体の管理運営各部署と各学部研究科が、4 年ごとに中期目標を設定し、それに対し毎年の進捗状況を確認する自己点検評価を行なっている。各組織単位での自己点検評価は主観的・独善的になりがちであるため、客観性を持たせ、より実効性のある改善への動機とすべく、第三者による評価とフィードバックの機会を設けている。外部有識者 8 名で構成された外部評価委員会（資料 10-13）を設置し、各組織の自己点検評価結果について講評・提言をいただいている。外部評価委員会からの講評・提言（資料 10-14）は自己点検評価運営委員会をはじめ、学部長会、理事会等の大

基準 10. 内部質保証

学運営の中枢に報告され、また、講評・提言とそれらに対する対応方針や計画案(資料 10-15)を毎年外部公開することにより、改善・改革への直接的な動機づけとなっている。

《文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応》

文科省や認証評価機関からの助言や指摘事項については、大学評議会や学部長会で報告し、全学で課題の共有に努めている。あわせて内部質保証の観点から、毎年の自己点検評価に取り込み、中期目標に対する進捗確認と併せて、改善状況について年次で確認し、毎年の自己点検評価で状況を報告する仕組みを採用している(資料 10-1、10-23)。

2. 点検・評価

●基準 10 の充足状況

毎年学部・大学院・大学各部局で自己点検・評価活動を実施している。また、外部評価委員会による客観的点検・評価を受けて PDCA が実施されている。またそれらの結果は大学ウェブサイトで公表し、大学の諸活動とともに情報発信や公開を行なっている。このように内部品質保証とあわせて自己点検・評価を改革・改善に繋げる組織体制、規程を整備している。教職員に対してコンプライアンス意識の徹底を図るための啓発・教育などが充実している。必要に応じて学生への啓発・教育の充実も図っている。自己点検・評価を改革・改善に繋げる活動を行なっており、改善の成果が上がっている。教育研究活動のデータベース化を行なっており、教職員での共有化や分析・改善に寄与している。文部科学省や認証評価機関等からの指摘事項について責任体制が敷かれ、改善への取り組みが行なわれている。以上のように、この基準は概ね充足している。

1) 効果が上がっている事項

外部有識者による本学の自己点検評価活動に対する助言・提案・講評をきっかけに、実際の改善につながる事例が多い。

2) 改善すべき事項

2012 年度をもって自己点検サイクルが完結するにあたり、2013 年度期首に、各学部・研究科、事務組織において、2013～2016 年度の中期目標を設定した。しかしながら、基準 9-1 でも述べたとおり、2013 年度大学執行部新体制による方針の策定が遅れ、各組織は大学方針を参照できずに中期目標を設定せざるをえず、その内容は個々の組織に限定された、あくまで暫定的なものとなった。そのため、目標・計画の変更が相次ぐこととなった。また自己点検サイクルと各組織執行部の任期にずれが生じていることから、中期目標や計画の継続性や実効性が損なわれるケースが散見される。

点検評価活動が現状の認識に留まり、課題の洗い出しや施策の見直し、次の目標設定に結びつくような PDCA サイクルが循環していない。そのため、いずれの組織においても自己点検評価結果が改善に結びついていない。

文科省や認証評価機関からの指摘事項や中期目標の進捗確認などが、大学や学部研究科

基準 10. 内部質保証

の執行部の交代によって継続性が断たれ、実際の改善につながっていないケースがたびたび見受けられる。

3. 将来に向けた発展方策

1) 効果が上がっている事項

PDCA サイクルを機能させ、外部評価委員の提言による改善の結果をさらに評価し、評価改善のサイクルが継続する仕組みを構築する。そのために、各外部評価委員が個々のテーマを分担してより掘り下げて評価できるように、仕組みの工夫を行なう。

2) 改善すべき事項

2014 年度策定の大学の中長期計画である「MG DECADE VISION」の内容を受けて、各組織は改めて中期目標の見直しを行なう計画である。また、大学や各学部・研究科執行部の任期や大学評価の時期を勘案し、自己点検サイクルの実効性を高めるべく、6 年に変更することとした。

PDCA の必要性の認識の浸透と、データ等客観的指標活用の習慣化とともに、適正な現状把握に基づく目標設定、目標共有の習慣を定着化に努める。その一環として、本学では、2014 年度から IR の構築を開始した。当初は、主に経営判断を主な目的に活用していた「MISSION」を 2014 年度から、本学の教育、研究及び運営などの改善、将来構想に必要な計画策定や政策意思決定を支援する情報の収集・分析を行なうべく、広汎に活用することとした。全学的な活用だけでなく各学部や事務部局が実務上活用することも可能である。IR 委員会を設置し、実効性のある IR の構築とその有効活用について現在、検討している。

2015 年からの 10 年間の中長期目標である「MG DECADE VISION」の策定に向けて準備を進めている。これと同時に、各組織が全学的な中長期目標に則ったそれぞれの方針や組織目標を策定し、各組織の執行部の変更に影響しないよう、また、各組織が方針や目標に則り運営していくよう働きかけを強化していく。

4. 根拠資料

- 10-1 提言に対する改善報告書
- 10-2 明治学院大学ウェブサイト「情報公表」 (既出 資料 9-1-5)
<http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/>
- 10-3 2013 年度学校法人明治学院事業報告書 (明治学院広報第 333 号別冊) (既出 資料 9-1-4)
- 10-4 明治学院広報第 332 号 (抜粋) (既出 資料 9-1-3)
- 10-5 学校法人明治学院財務書類等閲覧規程
- 10-6 学校法人明治学院個人情報保護基本規程
- 10-7 明治学院大学学則 (既出 資料 1-1)

基準 10. 内部質保証

- 10-8 明治学院大学大学院学則 (既出 資料 1-2)
- 10-9 明治学院大学自己点検・評価規程
- 10-10 2014 年度方針のまとめ (既出 資料 3-21)
- 10-11 明治学院大学自己点検・評価マネジメントシステム
<https://www.asp-user.jp/meijigakuin/system/>
- 10-12 全体調査のご提案 (全学アンケート企画書) (既出 資料 4-3-47)
- 10-13 2014 年度明治学院大学外部評価委員会委員名簿
- 10-14 明治学院大学 2013 年度外部評価委員会の提言
- 10-15 2013 年度外部評価委員会の提言について (回答)
- 10-16 学校法人明治学院就業規則 (既出 資料 7-2)
- 10-17 2014 年度職員全体研修 (コンプライアンス) スケジュール
- 10-18 2014 年度職員全体研修資料 (コンプライアンスとは)
- 10-19 2014 年度学校法人明治学院予算編成方針 (案)
- 10-20 人事考課ハンドブック (2013 年 12 月版) (既出 資料 9-1-28)
- 10-21 業務成績評価のための補助シート
- 10-22 明治学院大学研究者情報 (既出 資料 3-6)
<https://gyoseki.meijigakuin.ac.jp/>
- 10-23 平成 24 年度教職課程実地視察大学の概要・実地視察大学に対する講評 (明治学院大学)

終章

本学は、本報告書「2014 年度自己点検・評価報告書」を大学基準協会に提出し、2015 年度「大学評価」を受審する。本報告書に記載された内容は、本学の 2014 年度の教育研究活動をはじめとする大学の現状と取り組み全般を振り返り、自らの長所と課題を洗い出し、大学機関としての今後の発展、成長に向けた展望を記したものである。

1. 理念・目的、教育目標の達成状況

本学は、建学の精神である「キリスト教による人格教育」と、教育理念である「Do for Others（他者への貢献）」と、そこから展開された 5 つの教育目標をかかげている。その理念や目標が、本学に学んだ人に根付いたかどうかの達成状況を測るひとつの指標である。学部卒業者へのアンケート調査の結果では、これらの本学の特色を「実感できた」あるいは「やや実感できた」という回答が 6 割以上に上る。150 年を超える本学の歴史が受け継いできた建学の精神が、時代の変遷や社会のニーズに対応し学部・大学院で適宜具体的な取り組みを達成しながら活かされてきている証しである。

学生への教育を直接的に担う大学各学部と大学院各研究科、本学の教育活動の拠点となる各学部の付属研究所と 2 つの附置研究所は、その活動を通じて、知的資源や教育研究成果の社会への還元を使命とし建学の精神の実現を果たしている。そのほか、ボランティアセンター、国際センター、宗教部の 3 つの共通教育機関とその活動は、本学の建学の精神を具現化する特徴的なものといえる。

また、各キャンパスと近隣地域社会との連携、地域住民支援、本学とのゆかりのある長野県小諸市との連携・貢献関係、東日本大震災に際してのボランティア活動から派生した社会貢献は、学生への人格教育にも多大な効果を与えている。

2. 優先的に取り組むべき課題

理念・目的

教育理念のビジュアル化などによって、学生の認知度も一定程度達成できたと評価できるが、まだまだ不足しているとの指摘もある。今後は、建学の精神、教育理念、教育目標をさらに周知していくとともに、学部や大学院におけるカリキュラムや教員による研究等のなかで理念・目的を明示できるような取り組みも必要となる。

教育研究組織

各学部・各研究科が相互に連携して教育・研究を行なう取り組みは十分ではない。2015 年度に開設される「法と経営学研究科」の教育・研究について点検評価を行なっていく中で、今後、連携の重要性やさらなる可能性も検討されることになるであろう。

教員・教員組織

教養教育センターは、本学の教養教育を担う主たる組織であるが、教養教育を担う一部教員は各学部に分属しており、教員の所属が統一されていない。また、教養教育科目群（明

終章

治学院共通科目)の新設・改廃、年度カリキュラム、人事等、実施にかかわる基本事項に主たる責任を負うのは教養教育センターではなく、全学共通科目教育機構である。そのためそれぞれの組織の役割や意義が不明瞭な現状にあり、課題として認識している。また、本学がその成り立ちから、英語教育に力を入れてきたという歴史的背景から、教職課程を担当する教員が英文学科と同じ文学部に所属する体制をとっているが、その後、心理学部教育発達学科の設置と共に幼稚園・小学校教諭免許状の取得が可能となったことから、教職科目を担う教員組織のあり方も検討していくべき課題となっている。

教育課程・教育内容

学部教育では、学士課程に相応しい教育課程を体系的に提供しているが、導入教育での躓きを少なくすることによる教育効果の向上を目指して、大学全体として高大連携・初年時教育の充実に取り組んでいる。大学院教育では、コースワークとリサーチワークの適切なバランスに配慮したカリキュラムが求められるが、各研究科によってその分野の特性や学生数によって必ずしも体系的に構築できているとはいえない。

教育方法

少人数クラスの導入は多くの学科で実現しているが、まだ十分な状況とはいえない。アクティブ・ラーニングは導入が進んできているが、これをサポートする設備整備が、特に白金キャンパスで課題となっている。既存施設の活用や再配置を検討し、物理的環境ニーズに応え、アクティブ・ラーニングを導入する科目の増加を図りたい。

大学院は、独自のFD活動を十分に実施していない。今後大学院独自のFD委員会の設置を検討したい。また、大学院では成績評価の問い合わせ制度を設けていないことから、この点も検討の必要がある。

成果

教育効果を測定するための一元的指標を設けることは、各学問分野、授業形態、学生の特質など多くの要素がもたらす多様性を排除する懸念がある。本学では、現時点では全学的な指標の設定には慎重な姿勢を取っている。そこで、学生の主観的な自身の成長を教育目標の成果に関する指標として位置づけ、全学的なアンケート活動を進めている。各アンケートは結果を暦年で蓄積し、中長期にわたる分析が課題である。今後も各アンケートを継続的に実施し、本学の強みの伸長と弱みの改善に役立てていきたい。

学生の受け入れ

学生の受け入れ方針の明示は、大学案内・大学ウェブサイト以外にも、入学試験要項への記載やオープンキャンパス等での説明など、様々な方法で提示してきたが、今後もさらなる拡充が必要である。入学人員と実際の入学者数に大きな乖離が生じている入試制度・学科が存在する点については、入学者数の予測のためのデータの解析方法には難しい点があり、ノウハウを蓄積していきたい。

終章

学生支援

学生支援については、組織改革などを経て確実に充実してきている。しかし、潜在的な支援ニーズを持つ学生の早期発見・支援はまだ改善の余地がある。また、そうした学生の卒業後を見据えた社会（環境）移行支援の充実も今後の課題である。キャリア支援の充実も課題として認識している。

留学についてはグローバル化促進の観点から、今後さらに留学生の受入れと送り出しを増やしていくとともに、留学生への大学生生活支援も充実していく必要がある。

教育研究等環境

教育補助としてティーチング・アシスタントの拡充に取り組む。リサーチ・アシスタントに関しては、本学では規程が整備されていないことから、今後制度化の是非について検討を図っていきたい。

管理運営・財務

大学の管理運営については、中長期的な管理運営方針として、2009年度からの中長期計画「21世紀へボンプロジェクト」の総括を2013年に迎えた。現在、次期中長期計画「MG DECADE VISION」を策定中である。これを2014年度中に完了するとともに、「21世紀へボンプロジェクト」と2014年度中の諸活動の方針「方針のまとめ」について点検・評価を行ない、新規計画に反映していく。

財務については、予算計画段階からの精査と、予算執行時・決算後の検討を一連のものとするPDCAサイクルの取り組みを確実なものとしていく。

内部質保証

「自己点検評価マネジメントシステム」を整備して、各種統計等を一元的に管理できているが、今後は、大学の情報を総合的に集約するシステム「MISSION」との連携を進めて、状況把握から課題の分析、解決に関する大学執行部への提案に結びつけていく体制を検討していきたい。

3. 今後の展望

学部間の定員変更を検討して、学部教育体制の再編について検討していきたい。

教学改革支援制度により、全学的に取り組める教育内容改善の実施に努めたい。

2015年度に新設する「法と経営学研究科」での成果を見ながら、既存の他研究科の活性化の先行事例としていきたい。

これまでの中長期計画・方針の点検評価結果を反映し、今後10年間の中長期目標として「MG DECADE VISION」の策定を急ぐ。同時に各組織がそれぞれの個性や特徴を尊重しつつ、全学的な方針との連動を意識し、大学組織全体の発展に向け中長期的視野に立った運営を行なっていくよう各組織の連携を強化していく。

以 上